

海外業界

三國同盟と我が貿易政策

十五年九月二十七日、日獨伊三國條約が締結されたことは、わが國の腹をはつきりと決め、わが貿易政策の上にも大きな一線を劃したことに對して、意義深いものと言はなくてはならない。

わが國は今までの長い間の英米依存主義貿易をかなぐり捨て、同盟國との交易及び東亞共榮圈内の貿易に依つて進むよりに外に途がなくなつた。事實英米の對日抑制は益々はげしくなり、英國は戰爭勃發とともに物資確保と自國商品輸出振興のため、その廣大な支配的地域に對して出来る限りの輸出入統制を行ひ、又米國は十四年七月の日米通商條約廢棄以來、今夏の輸出入許可制を採用するに至るまで、あらゆる角度からわが國への壓迫を目標として進んでゐる。

従つて、わが國が東亞共榮圈の第一環として、滿支との計畫貿易を取り上げて彼我の需給調節をはからねばならなくなつたのは當然であるが、更に東亞を大東亞とし、これが共榮圈の第二環として南方への發展を考へねばならない。英米が壓力を加へれば加へる程、わが國は南進の必要に迫られるわけだ。即ち昭和十五年九月末軍事協定の締結を見た佛印および小林及び芳澤使節との間に猶も經濟交渉の進められてゐる蘭印が注目される。

この兩國が我が國と協力して大東亞共榮圈建設にひた進むかといふと、遺憾ながら難色が無いとはいへない。

これを通商的に見ると、從來、佛印は關稅制度により、蘭印は關稅ならびに割當制によつて第三國殊にわが國に對して差別的待遇を加へてゐたために、わが國の貿易はあまり振はなかつた。が、反對に夫々の本國及び英米との貿易は盛んであつた。

先づ、佛印について見ると、十四年の總輸出額卅四億九千五百萬フラン（邦貨で約三億八千萬圓）のうち佛本國への輸出はその三割を占め、總輸入額廿三億八千二百萬フラン（二億六千萬圓）のうち佛本國からが六割弱を占め、共に第一である。

次に蘭印について見ると、十四年の總輸出額七億四千四百萬ギルダ（邦貨で約十六億三千萬圓）のうちオランダ本國への輸出は米國、シンガポールへの輸出に次いで一億七百萬ギルダ（二億四千萬圓）に達し、オランダ本國からの輸入額は總額四億五千五百萬ギルダ（九億九千萬圓）のうち九千六百五十六萬ギルダ（二億圓）を占めて第一位である。

然し、わが國が三國同盟によつて大東亞の指導的地位を與へられ、又佛國及びオランダがわが同盟國の軍門に降つた今となつては、わが國の貿易的地位が彼等に代ることは必ずしも不可能ではあるまい。殊に條約に基づく三國の經濟混合専門委員會が東京及びベルリンに開かれるならば、右の點について愈々期待がかけられるであらう。

かやうに三國同盟の成立はわが貿易の大轉換を要請し、又これを達成しなくては東亞の生存繁榮がかり得られないのである。勿論英米の壓迫は益々強化されるだらうし、貿易量の減退やこれによつて蒙る國內産業への影響なども當然豫想されるのであるが、我等は國家の意志としてこれを壓服し、眞の自力的經濟を打ちたてなければならぬ。

三國同盟は十五年十一月になつてハンガリー、ルーマニヤ、スロヴァキアを加へて益々強化され、歐洲プロツクにおける獨伊の立場は一層鮮明になつた。

一方、わが國では十一月二十五日、日滿支蒙の代表者から成る東亞經濟懇談會第二回總會が開かれ、東亞共榮圈確立に關する經濟的連繫方策について協議された。

そしてこの協議は昭和十五年十一月五日發表の日滿支經濟建設要綱に基づくもので、貿易部門に關する當日の藏相の祝辭から摘録すると左の通りである。

貿易に就いては、大東亞共榮圈内の物資は綜合的計畫の下に相互に圓滑なる交流を圖るを第一義とし、對第三國貿易に就いては、輸出の増進、國際收支の改善を圖ることが肝要であるが、今日迄の狀況に照すに物資の交流と謂ひ對外貿易の増進と謂ひ、幾多の困難を克服して概ね順調なる推移を見つゝあるが、今後共情勢の變化に注意を怠らず善處してゆきたいと考へてゐる。

業界品輸出入年表

最近三年比較・價格單位圓

輸出の部

品名	昭和十五年		昭和十四年		昭和十三年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
化粧用打	三、九六三、六七一	五、五二五、五九四	七、一五九、九三二	七、六五五、五五五	四、七〇、二〇〇	三、七五五、三三一
洗濯用百斤	三、一七、三七七	六、四三三、〇三一	五、六七九、〇三三	九、四八八、〇七一	三三〇、八六七	三、八五五、三九四
其他	三、五八三	一、七二七、三五五	七、六一一	二、六七六、六三二	一〇、六三三	三、二六四、九六
化粧用クリーム	八、九三三、〇〇三	一、四四五、三五七	二、〇六三、七〇九	二、九八六、八九五	一、二七六、八〇三	一、七六七、三〇七
香水	九、一四四、四四四	五、四三三、〇〇六	一、四二一、六一一	九、七〇〇、九三三	一、六四六、六四	三、八二五、九
香油	九、二九八、八七	一、四六六、三七七	一、八二八、二五七	一、九四四、二二七	一、六一五、八四七	一、五四四、三三〇
齒粉	一、三九三、三三四	一、一三四、一三三	二、八三三、一三七	二、六四三、七七七	一、七二四、九二一	一、四七四、四三六
白粉	九、三〇六、六六九	九、三七四、八八〇	一、八〇八、二二三	一、四四四、五三三	一、四九〇、〇四四	九、七六九、四〇
其他調製薰香類	九、〇六五、〇三	八、八四四、九九	二、一八九、三三二	一、七八六、六三三	一、五八三、八三三	一、九九七、〇〇
化粧品小計	—	一、七九七、七四二	—	二、九三三、七七五	—	一、五三三、二二三
樟腦油	三、二六	三、八〇、七四五	三、五六六	三、五九、二五五	一〇、二三三	九、四八、五三一
サツサフラス油	一、〇三八	一、六一、七三九	一、九三五	六、五三、七八九	—	—
ユーカリ油	九、五三二	一、八八一、九九	—	二、七二、一六二	—	—
其他の芳香性植物油	二、八〇〇	一、一七九、二四四	三、六四〇	七、五三、二五五	—	—
薄荷油	—	—	五、五三四	二、五八四、〇三〇	四、八六三	二、一六七、八九
硬化魚油	一、九二二	一、一三三、五八	五、七〇一	二、八八九、五五〇	四、〇五七	一、四七五、二四
其他の硬化油	—	—	三、四七二、六	三、八三一、四三九	三、三〇、五七六	四、三三三、一〇一
樟腦	七、三四	—	二、五六五	五、六一、八二九	一、八九六	三、一八〇、生
薄荷	六、九二二	三、二四四、二七	四、四八、一七八	五、三三三、〇六四	一、九三六	三、七三三、一〇三
薄荷	二、六二五	一、三六六、〇〇	二、五二六	三、八八、五五六	四、四八、〇五八	一、五四三、三八
脂肪	一、五三二	二、七二、一四	一、六一、六二五	一、五二、六八七	一、〇一、四〇	一、二八、九九
醋酸リナリル	一〇、八三四	二、六八三、七七	一〇、八七七	一、三三三、八八三	二、二八九、一	二、二八五、九九
ニコリン	—	三、九九六、六	一、八七八	八、〇〇六	五、三六七〇	二、〇〇四、四
ヘリオトロピン	三、六六五	—	二	六〇	六六	二、二
小計	—	二、〇六、二五	一、三四七七	五、五、二四	一、二二五	四、四三、五

業界品の海外貿易

〔昭和十五年〕

〔一〕海外貿易

政府の方針として昭和十五年九月分までは貿易統計の發表が許されてゐるけれども、大藏省の都合により、「外國貿易月表」が遅刊となつたので、本年度は便宜上、上半期について考察することとしたい。尤も、第三、四半期の全輸出入だけの概算については知ることが出来たので左に比較表を掲げる。(單位千圓)

輸出入	昭和十五年	昭和十四年
輸出	二、九七、〇七	二、七三、四八七
輸入	二、七〇、七九	二、三〇、二六
差引出超	二、六六、二八	四〇三、二二七

この數字に依ると、十五年は輸出入ともそれ〴〵増加してはゐるが、貿易尻では一億三千六百七萬九千圓の出超減を示してゐる。
次に上期における兩年の輸出入を比較して見ると次の通りである。

(單位千圓)

輸出入	昭和十五年上期	昭和十四年上期
輸出	一、〇一〇、〇八	一、六一七、四三四
輸入	一、六七七、四四	一、五九〇、九九
差引出超	四〇二、六四	二六、六三五

この表に依ると、十五年上期は十四年同期よりも三億七千六百萬圓餘の出超増を示してゐる。故に上期だけの趨勢から見ると、一見、十四年末の出超八億圓以上を突破しやうであるが、前掲九月迄の

比較表でも判る通り、下期となつてからは後退の兆が明かである。言ひかへると、十四年の素晴らしい出超は殆ど下期の現はれてゐるが、十五年下期はさうはゆきさうもない。これは何故であらうか。今、九月迄の貿易内譯が得られないので、正確には言へないが、大體、輸出入とも漸減の一路を辿りつつある。

先づ輸出について考へると、第三國向輸出は、五月以後の歐洲大戰の本格的進展により輸入制限を強化したこと、經濟封鎖の進行と交戦區域擴大に伴ひ貿易通路が狭まつたこと、ポンド爲替の管理強化によるポンドが動揺し、又ポンド・ブロックとの爲替決済が困難になつたこと等であらう。

他方、輸入について見ると、十五年の初めにおいては、歐洲戰亂の擴大につれ各國の輸出制限強化、船腹不足、爲替決済難等により減少の傾向にあつたが、反面、輸入價格の昂騰や國際關係の急轉換に對處して物資の輸入を急いだ結果、十五年後半に入つてからは大體増加の形勢を示してゐる。

〔二〕圓域向貿易

對圓ブロック貿易については六月迄の數計を知ることが出来るに過ぎないので、便宜上、上期だけの比較をする。左に示すものは、對關滿支の貿易である。

其他の人造香料	斤	一九四七三	七四七四二	二二、三三	六二九、一八	一、五、一四三	三七、一〇九
小計	計	九〇、四六四	二、五、一〇八	二、五、一〇八	二、五、一〇八	二、五、一〇八	二、五、一〇八
眞珠	瓦	三、八一八	七、二二六	八四、五二八	二、七、九〇五	五、六〇三	三、八、六九
人造眞珠	碇子製	九、六七四	九、五〇二	五、七、五、六、四	一、〇、七、六、五、四	二、四、九、三三	五、四、三、三二
其他	其他	二、五〇〇	四、一五〇	六、四〇〇	一、〇、三、三	三、五	一一、二
櫛	セルロイド製	一、七、七、六、〇	一、五、八、三、三、三	三、七、三、二、四、九	二、三、八、一、八、九	四、三、〇、六、七、四	二、二、二、八、五、三
其他	其他	二、九、八、四、二	一、九、二、一、七	三、九、五、三、〇	一、九、〇、九、九、九	六、九、六、四	二、八、五、二、六、五
髮止	セルロイド製	三、七、八、三	一、三、一、六、六	一、〇、九、七、三	二、三、七、一	一、七、七、七、〇	三、八、九、三
其他	其他	四、八、七、八、三	三、〇、三、四、四	六、三、三、四、八	三、三、〇、七	四、五、二、一、八	二、〇、二、六、五、八
腕輪	子製	六、九、〇、一、五、九	六、八、八、二、五	五、六、六、六、〇、五	一、〇、六、四、九、二、〇	三、八、二、七、四	一、三、六、三、三、八
其他	其他	二、三、三、三、四、九	六、二、五、四、五	五、九、四、一、三、七	一、二、九、三、九、四、三	八、一、八、三、七、〇	一、六、三、三、六、七
首飾	模造眞珠製	三、一、三、九、三	三、六、〇、四、九	二、二、一、四、四、六	一、二、一、九、五、一	三、五、一、八、五、八	三、八、八、五、九、〇
其他	其他	六、五、六、五、一、九	一、〇、〇、四、三、〇、七	九、九、八、七、六、〇	一、二、四、六、一、〇、〇	四、八、四、三、七	四、二、二、六、三、四
帶	子製	三、一、二、九、六	四、八、四、六、六、二	二、六、七、二、〇、七	二、七、九、五、四	九、五、四、七、四	七、九、二、三、七
其他	其他	五、四、五、四、九	一、七、二、四、三	九、三、八、四、七	一、一、六、七、七	四、八、四、七、七	八、九、八、一、六
アロチ	子製	九、四、七、〇、七、九	五、〇、一、〇、八、三	二、二、六、五、三、三	八、五、三、八、五	三、二、四、四、七、八	二、二、三、三、六、五
其他	其他	一、七、五、三、六、九	一、七、五、三、六、九	二、二、四、四、七、八	二、二、四、四、七、八	二、二、四、四、七、八	二、二、三、三、六、五
身邊裝飾品	計	八、五、一、六、五、七、九	二、一、七、〇、八、九、八	二、一、七、〇、八、九、八	二、一、七、〇、八、九、八	二、一、七、〇、八、九、八	二、一、七、〇、八、九、八
象牙製品	斤	一、二、三、二	三、六、九、二、八	六、二、五、三	一、六、一、六、九	一、四、〇、一、七	二、〇、三、七、三、六
珊瑚製品	斤	二、九、七、四	三、七、九、三、三	一、〇、六、四、八	三、三、八、八、四	八、七、七、八	二、〇、四、六、三、四
珊瑚製品	斤	二、三、三	四、〇、四、六	四、五、九	二、七、〇、八、七	一、三、一、一	四、八、八、三
髓甲製品	斤	一、六、七、三	四、六、〇、三、二	一、六、〇、四、九	九、五、五、五、五	二、〇、七、九、二	七、一、七、四、八
水牛角製品	斤	四、三、一	三、六、三、三	一、五、五、一	七、八、一、三	一、七、七、〇	三、八、五、八
ヒーズ	碇子製	一、四、六、九、三	一、二、八、二、〇、六	一、六、一、九、九	一、三、五、一、〇、〇	二、一、一、〇、九	一、三、三、一、七、九
鏡	燭	四、四、九、九、四	二、六、一、七、九、九	五、九、一、〇、四	三、五、九、六、六、三、四	六、六、七、九、〇	二、九、八、一、三、六
蠟	燭	七、二、五、七、〇	五、二、四、六、〇、八	一、九、一、一、五	一、〇、一、九、一、五、五	六、六、七、七	二、二、六、四、三
除蟲	粉	九、六、二、一	一、〇、八、三、〇、二	六、三、七、三	七、三、九、〇、四、七	七、〇、三、三	六、一、〇、一、七、九
殺蟲	液	六、六、三、一	八、一、八、五、九	一、七、一、〇、〇	一、五、二、四、三、六、四	一、四、七、七、七	一、〇、一、一、九、五
殺蟲	線	二、七、九、九、四	一、六、一、〇、一、〇、七	五、五、一、九、一	一、〇、〇、一、九、九、六	四、八、八、〇、五	一、四、七、八、五、〇
蚊取線	香	一、六、一、八、七	一、〇、〇、七、八、五	三、一、三、五、三	一、六、五、〇、一、三	二、五、五、八、九	一、二、四、八、三、三
燭	香	四、三、七、六、〇	一、三、四、〇、八、九	二、〇、八、四、三、七	四、六、二、二、九、七	一、七、五、六、五、五	三、一、〇、三、六、五、二

(單位千圓)

昭和十五年上 昭和十四年上

輸出 一、〇、四、二、七、六 七、五、二、〇、一

滿洲國 三、〇、八、八、五、九 二、〇、三、九、六、六

關東州 三、五、五、一、一 三、三、六、四、三、七

支那 三、五、〇、三、〇、六 一、九、五、七、七、九

輸入 四、〇、三、五、七、五 三、五、五、六、四、九

滿洲國 二、五、一、六、九 二、三、五、四、九

關東州 三、〇、一、三、八 三、一、三、四、九

支那 一、五、七、二、六、八 九、八、七、九、九

この表によると、十五年上期は出超六億一千七百七十萬圓で、十四年同期の出超三億六千九百六十萬圓よりも二億四千二百十萬圓の出超増となつてゐる。故にこの趨勢から考へると、十五年は十四年全期の出超十億六百萬圓以上の出超となりさうであるが、これも下期に入つてから全體貿易と同じやうに後退しつゝあると思はれる。

大體、わが對外貿易が十四年下期から十五年上期にかけて異常な出超増を示したといふのは、對第三國貿易のためではなく、實に對圓ブロック貿易のためである。否、對第三國貿易は常に大入超である。今、上期だけの全貿易額から關滿支の貿易を差引いたものを左に比較してみよう。(單位千圓)

昭和十五年上 昭和十四年上

輸出 一、〇、〇、八、八、三 八、九、一、三、三

輸入 一、一、三、四、八、四、九 一、一、三、五、一、四、三

差引入超 一、〇、九、〇、七 三、四、九、九、〇

この表に依ると、十五年上期の入超は二億九百萬圓で十四年同期よりも一億三千四百萬圓だけ入超減を示してゐる。こ

のことは全貿易額の十五年上期の出超増即ち對圓ブロック貿易の十五年上期の出超増と反對の現象である。

かやうに圓ブロック向輸出の増加傾向は、外貨獲得の見地からいふと感心出來ないことと、この點から言つても圓ブロック向輸出制限の意味はあるわけである。

この圓域向輸出調整策は、別項に詳しく説明したいと思ふが、現状から考へて、この對策強化は少し薬が利きすぎた嫌ひがあり、十五年下期の輸出はかなり減退しつゝあると思はれる。

(三) 業界品の貿易

第二次歐洲大戰は各國をして戰時貿易統制を行はせ、我が業界品たる石鹼や化粧品等についても輸入制限又は輸入禁止を行ふ傾向がある。例へば左の如くである。

輸入制限

海峽殖民地：香水その他化粧品類
 ビルマ：化粧品用石鹼、家庭用及び洗濯用石鹼。
 英領印度：化粧品石鹼(香料の有無を問はず)、洗濯石鹼並に別掲なきものの他の石鹼。
 英領北ボルネオ：香水及び化粧品輸入禁止
 サイプレス：香料、香水、頭髮洗劑及び洗劑、髮油、ボマード。
 固煉齒磨、白粉、石鹼(香料入)。
 ボルトガル：化粧品品の大部分。
 關東州及滿洲國：香水 (五圓を超え)

賣取藥	蠅紙	亞鉛華	苛性曹達	アラツシユ髮用打	爪用打	衣服用	其他	貝製	骨角製	硝子製	アイホリー	アイナツト製	セルロイド製	靴下止及袖止類	アイロン	絲爪	セル製傘柄及手	セルロイド	セル製品(箱)	〃(ピンポン球)	〃(眼鏡縁)	臨時計バンド	ゴム紐及線	財布及革製打	藝口類其他	ライイタア	セルロイド玩具	ゴム玩具	セル齒刷柄	造花	
百斤	百斤	百斤	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	打	
五二七二	二八二五	一五八、六六六	四七、七七七	一五、七五五	一四、四二二	四四、〇一九	二、〇一〇、〇六九	一、二八、三三八	五五、一、〇〇七	一、〇一、三三七	一、〇四、九五五	三、六四、三九九	一、九八	二、四七、五二九	七五、六六六	五、六八八	一、三四二	二、六、二〇〇	一、六〇、〇〇〇	三、五、九三三	一、三、二四四	八、五、七七七	二、八三三	五、〇、八三三	四、九、七五五	一、七、七、〇〇〇	二、六、九、〇一七	二、六、九、〇一七	八、八、五、三三八	六、三、四、四八	八、九、五、一
四、七、三、四、五、五	三、六、〇、五、四	六、〇、九、六、二	二、七、五、八、六、六	一、六、八、二、七	二、三、四、四、四	七、七、一、六	七、〇、一、三、三	六、〇、六、六、三	三、九、一、五、〇〇	三、八、三、一、五	三、四、一、〇、八	一、五、四、五、七、六	一、八、三、五	五、三、六、三、八	一、〇、八、〇、九	三、〇、四、一、三	三、〇、〇、九、八	三、一、八、一	二、九、〇、五、四、三	三、九、九、七、一	八、〇、五、二、六	三、三、一、二、七	一、六、九、三	八、五、五、七、六	三、四、五、八、〇、七	二、六、九、〇、一、七	二、六、九、〇、一、七	二、六、九、〇、一、七	六、三、四、四、八	四、四、九、七、七	
二、五、八	一、一、五、六、一	四、〇、四、七、三	一、三、九、七、八	三、三、三、四、四	一、四、九、一、五	一、二、七、〇、三、六	九、〇、〇、五、七、〇	一、三、二、四、七、七、四	一、九、六、三、一、九、五	二、七、六、一、九、四、九	二、七、六、一、九、四、九	五、五、五、六、一、九	二、四、五、七、六	三、四、五、五、六、八	一、八、九、九、五	七、一、三、三	二、九、四、九	六、一、五、八、一	三、一、八、五	三、五、九、三、三	二、一、七、七、〇	一、三、九、二、〇、八	一、六、六	一、〇、四、八、三	一、〇、一、七、九	二、〇、九、六、四、四	二、〇、九、六、四、四	二、〇、九、六、四、四	一、八、六、二、〇、〇	四、四、九、七、七	
五、五、〇、一、六、〇	一、〇、六、〇	六、〇、三、三、三、〇	四、五、一、四、四	三、三、九、六、〇、三	一、四、四、五、四	三、七、七、五、一	八、〇、三、四、九	七、〇、七、八、七、五	一、九、八、八、七、〇	五、五、〇、一、〇、〇	五、五、〇、一、〇、〇	一、七、二、四、八	一、七、二、四、八	七、六、九、三、〇	三、六、七、〇、八	三、五、二、〇、七	七、五、六、二	三、一、五、一、五、四	三、一、八、五	四、〇、一、三、四	八、八、七、七	四、三、七、〇、六	二、九、〇、八、八	一、四、二、三、三	三、四、五、〇、四、七	三、四、五、〇、四、七	三、四、五、〇、四、七	三、四、五、〇、四、七	一、九、三、八、七	四、七、一、八、四	
四、三、七、三、〇	五、八、九、二	三、四、二、八、五	二、六、三、〇、七、六	五、一、二、七、九、三	二、四、四、二、九、三	一、六、六、二、〇	三、八、一、五、一	六、二、八、五、九、三	四、三、三、七、六	三、七、三、二、四	三、七、三、二、四	三、一、五、三、四	三、一、五、三、四	六、〇、三、五、八	三、六、五、九、一、四	二、〇、四、八、五、三	三、九、〇、六	三、六、七、〇、八	三、〇、三、五、七	三、〇、三、五、七	三、九、〇、六	二、七、九、六、三	一、一、三、三、三	二、二、五、〇、七、七	二、二、五、〇、七、七	二、二、五、〇、七、七	二、二、五、〇、七、七	二、二、五、〇、七、七	一、九、三、八、七	三、四、七、六、二、七	

これらの輸入の制限又は禁止は、當然わが業界品の輸出にも影響があるが、十五年は九月迄の資料より得られないため、上期の数字について考察してみたいと思ふ。然し、問題は下期であるから、上期だけの比較論はやゝ骨抜の感がないでもない。

① 石 鹼

昭和十五年上	十四年上	十三年上
九八八	七、五、四	三、六、五
昭和十五年上	十四年上	十三年上
四、五、〇	三、七、三	一、六、四
昭和十五年上	十四年上	十三年上
五、二、五	四、六、八	一、九、三
昭和十五年上	十四年上	十三年上
一、四、一	一、三、三	六、九

石鹼類は十四年度において驚異的增加を示したが、十五年上期もその惰性として十四年上期に對し三、%増である。この増加は、十四年同様圓域向輸出の激増に原因してゐると思ふが、この方面の資料を得ることが出来なくなつたので、化粧石鹼だけについて左の通り比較する。

(單位千圓)

滿洲國	關東州	支那
二、〇、三三	九、九〇	一、四、四八
昭和十五年上期	十四年上期	十三年上期
二、〇、三三	一、三、三六	七、五二
昭和十五年上期	十四年上期	十三年上期
四、四、五、一	四、四、八	九、九一
昭和十五年上期	十四年上期	十三年上期
四、四、五、一	二、九、九六	二、九、九六

この表によれば化粧石鹼の十五年上期は十四年上期に對して五〇%増を示してゐるから、石鹼全體から見れば恐らくこれと同じ趨勢にあることと思はれる。石鹼の輸入は十五年上期は僅かに一六

六圓で、十四年の一、〇五八圓、十三年の九、七七三圓に比べて、戦時輸入統制の當然の結果となつづける。

② 化粧品 (單位)

昭和十五年上	十四年上	十三年上
九、七	一、〇、八、六	六、二、四
昭和十五年上	十四年上	十三年上
一、一、五、三	九、三三	四、三
昭和十五年上	十四年上	十三年上
四、八、三	三、七、五	一、七、六
昭和十五年上	十四年上	十三年上
一、〇、七、一	八、四、五	七、七、五
昭和十五年上	十四年上	十三年上
七、〇	七、七	四、四、四
昭和十五年上	十四年上	十三年上
七、四	七、八	四、四、四
昭和十五年上	十四年上	十三年上
五、三、一	四、六、四	二、九、六

化粧品の輸出増加率は石鹼よりも低く、十五年上期は十四年上期に對し三、%増であるが、齒磨以外は皆増加してゐる。就中クリームの増加率は一番高く、三四%であり、これに次ぐものは香油、香水である。

化粧品輸出の増加も恐らく圓ブロック向の増加によるところが多からうが、「外國貿易月表」にはその記載がない。化粧品の輸入はあまり少額で問題にならない。

③ 小間物

昭和十五年上	十四年上	十三年上
七、七六	五、五	一、九、八
昭和十五年上	十四年上	十三年上
一、四、八	一、三、三	一、三、〇、五
昭和十五年上	十四年上	十三年上
一、六、三	一、〇、一	一、四、三
昭和十五年上	十四年上	十三年上
一、五、八	一、〇、一	一、〇、三

小間物類の輸出は身邊裝飾品について之れを見ると次の数字となる。(單位千圓)

輸入の部

品名	昭和十五年		昭和十四年		昭和十三年	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格
石製油 雑品	26	190	39	175		
同製油 雑品	26	65	27	59	191	10300
齒磨粉 其他	10	70	3	33	4927	49271
調製香料	1004	123		105	3478	46673
植物性油	2673	56196	5435	37833	18389	1000703
芳香味化學油			1	10	134	7101
硬質油	2673	82693	5077	128398	39053	848388
椰子油	6105	65638	9698	994075	157152	1699181
椰子油	32687	64636	17165	37499	26687	699578
葛子油			94345	105353	46363	520508
カストル油			130975	443786	153389	509247
オリヅ油		295185		25280		72583
カカオ油	85074	77302	34654	14674	160392	128626
棉子油	73571	284530	137	95	140194	64653
ステアリン	2690	55907	669	12707	22407	43128
オイレン			340	23	25181	10396
ワセリン	64933	25811	10355	27975	156846	49957
ハラフィン	13592	107975	3371	24654	31574	230970
セルラツク			6107	109103	16240	72636
豚毛脂			23008	339369	18717	237851
其他の獣毛	26913	185433	5945	32447	51541	257959
革類	25519	330586	12655	90368	68115	83800
象牙	16849	114909	427	19950		
貝殻	19052	26279	281	17654	2673	23141
貴石	64219	15101	11738	24630	6340	158748
龜甲	5130	25676		5565	6340	459108
		4329	10062	6340	9383	39899

註 大蔵省編纂「外國貿易月表」に據る。但し十五年度は七月未迄、…は不明(發表なし)

海外業界

其他の髪止 333 153 88
腕環(硝子) 63 64 63
セル腕環 56 86 70
其他の腕環 28 81 340
首飾(模造) 83 48 281
同(硝子) 45 108 33
同(其他) 19 45 4
ブローチ 435 500 1079
計 736 503 497

この表によれば、十五年上期の合計は七百三十六萬圓となり、十四年上期よりも二七%増を示してゐる。この内、腕環類とブローチは減少し、他のものは増加してゐるが、セル櫛の百四十三萬圓が王者である。

これを國別に分析したいと思ふが、十五年は資料が得られないから、參考のために十四年及びそれ以前の数字を掲げよう。(單位千圓)

滿洲國	十四年 六六九	十三年 二五四	十二年 二二
支那	十四年 八三	十三年 二二	十二年 一八
英領印度	十四年 二、五六六	十三年 三、五五五	十二年 四、048
比律賓	十四年 八九	十三年 一、五五	十二年 三四三
英國	十四年 五二九	十三年 一、七二	十二年 八二七
米國	十四年 三、三六〇	十三年 一、三九九	十二年 三、一三二
歐洲	十四年 四九〇	十三年 四〇〇	十二年 五五八
其他	十四年 三、五三三	十三年 三、五三	十二年 六、三〇七
計	十四年 二、七〇七	十三年 一、〇、六七	十二年 一、五、五四

昭和十三年上 三三五
昭和十四年上 一、二一三
昭和十五年上 一、九二七

十五年上期の輸出は二百八十四萬圓で十四年上期よりも一八%増となつてゐる。目立つものは齒用ブラッシュである。これも十五年の仕向別数字が得られないから、十四年及びそれ以前のものを左に掲げる。(單位千圓)

髮用	十四年 一四一	十三年 一九三	十二年 二三五
齒用	十四年 一、九三三	十三年 一、六九	十二年 一、三三
爪用	十四年 六	十三年 七四	十二年 九
衣服用	十四年 100	十三年 162	十二年 150
其他	十四年 588	十三年 351	十二年 296
計	十四年 2,880	十三年 2,488	十二年 2,988

この表によると十四年は十二年よりは減少してゐるけれども十三年よりは増加し、中でも滿洲國及び支那の増加率が一番大きく一三〇%となつてゐる。

世界酒精産額

〔單位千ヘクトリットル、*は推定、
…は不明又は未發表(以下同じ)〕

日本(内地)	日本(臺灣)	ソ連邦	米國	カナダ	佛國	ドイッ	英	チエツ	イタリ	ポーランド	ハンガリー	フイリピン	印度支那	アルゼリヤ	世界計(其他共)
一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三八年
...

〔備考〕普通の酒精は純度九四%内外であるが、ガソリン用は純度一〇〇%の無水酒精である。右の表は全部の酒精を無水に換算してある。酒精の世界産額の六〇%は工業用の變性酒精である。

世界亞鉛産額

(製錬高) 〔單位千噸〕

日本(内地)	一九三九年	一九三八年	一九三七年
...

海外に於ける化粧品的情勢

〔主として日本製品の進出に就いて〕

千圓で前年よりも一二%減となつてゐるが、之を品種別にして三年間を比較すると次表のやうになる。(單位千圓)

化粧品	一九三七年	一九三八年	一九三九年
化粧水	七三三	一、〇七四	九三四
ボマード	六〇	六五三	六四七
クレンジング	二八	一六五	一六四
歯磨粉	四三	五三三	四六七
香料香油	六四	六五九	六四三
化粧石鹼	四七	五〇九	三三
計	三、〇七	三、五九三	三、一七六

これらの主要仕入國は、オランダ、ドイツ、フランス、アメリカ等である。

③ 日本化粧品

蘭印に輸出されてゐる日本の有名化粧品は大體左の通りである。

- 白粉：クラップ製品、明色製品、パビリオ、その他
- クリーム：クラップ製品、明色製品、その他
- ボマード：メヌマ、アイテアル、ウテナ、その他
- ベールラム：丸善製品
- 齒磨：ライオン、クラップ、スモカ、その他
- 毛染：ナイス、萬兩、その他
- 其他：御園製品、タンゴドーラン、ヨームトニツク、その他

蘭領印度

① 概説

蘭領印度の人口は、一九三〇年の國勢調査によれば、總數六千萬人餘であつて、内、土人が五千九百萬人、支那人が百二十三萬人、歐洲及びアジア人が二十四萬であり、この内第一位がオランダ人の二十萬八千人、第二位がドイツ人の七千四百人、第三位が日本人の七千二百人である。

これを化粧品に關する使用區別として見ると、大體次のやうに分類出来る。

歐米製品：歐米人、土人、支那人の上中流。

日本製品：在留日本人、土人、支那人。

支那製品：土人、支那人。

當領製品：和蘭人、土人、支那人。

又化粧品に限つたわけではないが、次のやうにも大別することが出来る。

パツサル(市場)向商品：土人、支那人。

小賣屋向及びデパート向商品：歐米人、支那人、土人。

専門店向商品：歐米人。

② 輸入状況

次に化粧品輸入状況を調べてみると、一九三九年の輸入額は三百十七萬八

ドイ ツ	二二・三	一九四・六	一六三・三
チ エ ツ コ	...	八・九	七・二
英 ポ ー ラ ン ド	一一七・九	一一〇・八	一〇九・二
英 ノ ル ウ エ イ	五〇・四	五六・二	六三・〇
佛 國	四四・〇	四六・五	四一・三
佛 イ タ リ ヤ	六〇・三	六〇・六	五六・六
オ ラ ン ダ	三三・六	三四・一	三六・〇
ス ペ イ ン	二〇・五	二五・三	二四・六
ソ 連 邦	二・三	七・七	五・三
瀛 洲	七〇・八	七〇・九	七〇・九
北 ロ シ ヤ	九〇・〇	八〇・〇	七〇・〇
佛 領 印 度 支 那	二二・九	一〇・四	一四・三
計 (其 他 共)	五・三	四・五	四・二
	一、六七六・一	一、五八九・七	一、六六七・九

〔備考〕わが國の産額は不明だが、一九三六年には三九・一匁の産出がある。酸化亜鉛を原料として白色顔料やペイントが造られる。

世界ニツケル産額

〔單位千匁〕

カ ナ ダ	一九三九年	一九三八年	一九三七年
ニ ュ ー カ レ ド ニ ヤ	一〇一・八	九五・六	一〇三・九
ビ ル マ (英 印)	四八	七・七	九・〇
ギ リ シ ヤ	〇・八	一〇	一・二
ノ ル ウ エ ー	—	—	一〇
世界計(其他共)	一一三	一一二	〇・九
	一一五・〇	一〇六・五	一一四・〇

〔備考〕カナダが世界産額の九割を占めてゐる。わが國は従來ニツケル産額皆無かつたが、近年國産純紋岩を原料とする製造が始められ、又ニユーカレドニヤ等から鑛石を輸入して製錬されるやうになつた。

世界苛性曹達産額

〔單位千匁 *は推定〕

これら日本製品は關印全體の使用量から見れば微々たるもので、主として在留邦人が使用してゐて、その他は土人の一部に賣れてゐるに過ぎない。ライオン齒磨などは景品附で宣傳したが、インテリ士人は従來の歐洲製高級品に執着をもつてゐる模様である。又支那人は皮膚の色が日本人と似てゐるから相當日本品が愛好されさうなものだが、思想的影響のためか、あまり需要がない。

またクリームのはきは、氣候の關係か中味が瓶の中で三分の一位に縮まつてゐた例があるといふから、日本の業者はこんな點にも注意する必要があるであらう。土人向化粧品として有望なのは、ポマードや白粉であり、メヌマポマードなどは一部土人に使はれてゐる。此處の土人はよく頭を洗ふから、落ちのよいポマードが喜ばれ、又汗止め代りに粉白粉が用ゐられる。又土人の膚は褐色だから、白いのでなく肌色程度のものが好まれる。

第一次世界大戦當時は、日本化粧品は相當關印にも輸入されたが、歐洲恢復とともに間もなく驅逐され、現在のやうな情ない有様になつたといふことである。が、只今は第二次歐洲戦争のため此の地輸入化粧品の大半を占める獨、佛、英、蘭製品は相當のストツクはあるにしても輸入はかなり減少しつゝあるに違ひないから、これに取つて代るべき日本品を輸出するには絶好の機會である。尤も今回は前大戦當時と違ひ當領の石鹼化粧品製造もかなり進歩し、又白粉類は各地に小規模ながら支那人工場があり、土人の需

要に應じてゐる。次に當地の日本品輸入商社を列記すると左の通りである。

- ▽久我商店(衛生堂製品・メヌマポマード)
- 大信洋行(クラブ製品・デアス石鹼) ▽綿屋洋行、丸福洋行(ライオン・ウテナ) ▽南洋洋行(スモカ) ▽三井物産株式会社 ▽平井商店 ▽伊藤商店 ▽岡村商店等。

取引制度について一言すれば、日本からの輸入はすべて圓建と見てよい。輸入商或ひは卸商は、地方の卸商又は小賣商へ二、三ヶ月目毎に注文取りに廻り、前回の掛金を集める。この場合、小賣商の立場から見ると、支那人の卸商はオランダ人の卸商に比べて多種類の品種を少量づつ仕入れることが出来て便利である。

④ 輸入制限期間延長

當領は母國オランダ交戦以來は、臨時非常手段として諸法令を連發的に公布して物産の輸出を奨励し、或ひは不足の怖れある商品に對しては自由國宛に註文を出すことを認め、或ひは輸入期間の制限の延長を行つた。

化粧品の中で輸入制限を受けてゐるのは石鹼だけであるが、十五年五月二十八日附關領印度總督令により石鹼の輸入制限は六月一日から向ふ十二月間延長された。

なほ石鹼には限らぬが、當領では爲替管理令の施行により、すべての輸入商品に對し原產地證明書が要ることとなつた。

	一九三八年	一九三七年	一九三六年
日本	四四一	三四一	二六三
米國	八三〇	九三〇	七四八
英國*	二八〇	三〇〇	二五〇
ドイッ*	三六〇	三三〇	二六〇
イタリ	一八五	一五九	一三六
佛蘭	一	一一〇	一〇〇
オランダ	一	三三	三
世界計(其他共)	二,一〇〇	二,一八〇	二,〇〇〇

〔備考〕我が國の産額は米國に次いで世界第二位。苛性曹達の世界貿易は年三十萬噸内外と推定され、英國は最大の輸出國で十萬噸以上。

世界生ゴム産額

〔單位千噸〕

	一九三九年	一九三八年	一九三七年
英領馬來	三八三	三六八	四七七
佛領印度支那	三六	五九	四
北ボルネオ及サラワク	三七	三六	四〇
タイ(シヤム)	四三	四二	三六
英領印度	一〇	九	一〇
ビルマ	七	七	七
メキシコ	三	三	三
南米諸國	一六	一六	一七
アフリカ	一	一	二
世界計(其他共)	一,一三三	九一九	一,一五六

〔備考〕合成ゴムの産額は米國はこの表には含まず各國の産するところであるが、ドイツ五萬噸、ソ聯三萬噸位と推測される。

① 輸入状況

イラク國の總人口は約四百萬、その中バグダード、バスラ、モスールの三都市に居住する者が六十萬で他は未開地に住んでゐる。

この中、化粧品を使用する住民は、前記の都會住民で、この中の四分の一はユダヤ人及びキリスト教徒で、他の四分の三がアラビヤ人及びカーディシユ人であるが、高級化粧品を使用する者は、ユダヤ人、キリスト教徒中には、相當あるけれども、概して中級品以下の商品が賣れてゐる。が、近年、當國の發展は著しいから、化粧品の需要は今後増加するに違ひない。この傾向は近年の輸入數字を見ても判る。

當國における化粧品の統計は目下のところ一九三七年までしか知ることが出来ないが、参考のため、左に一九三五年乃至一九三七年の輸入統計數字を列記する。

1、香油 (單位=英磅)

英國	一九三五年	一九三六年	一九三七年
獨逸	五二	三六六	三九六
和蘭	三三	四六	三五四
米國	三	五	一五七
日本	二六	一〇九	一六三
日	七	一五	一三〇
セイロン	一三	一五	一
印度	一四〇	二	五二
其他	三	四	二〇四
計	一,一〇〇	一,一三八	一,四五四
2、齒磨	二,一五	一,六三	二,三七六

3、其他化粧香料 (アルコール入のもの)

英國	八五七	一,四五一	二,〇三三
佛蘭	一,〇四六	一,一五	一,五九〇
獨逸	二四六	二四一	四〇七
和蘭	一〇	一	一九五
シヤ	一	六	三一
米國	二四四	三四	一〇二
其他	四	七	四一
計	二,四〇八	二,八九二	四,三八八

4、其他化粧香料 (アルコールを含まないもの)

英國	二,〇三四	二,五九三	三,六二七
獨逸	五八九	一,六九三	二,〇六九
日本	一,七四四	一,一八四	一,六二九
佛蘭	一,三六六	一,三六七	一,六〇〇
印度	一,六九七	七六四	一,二八七
アラビヤ	一,八三四	一,二九八	一,〇三四
米國	七二四	七〇一	九五九
イラン	四三九	五〇〇	八六一
シリヤ	四〇	三六	二九八
パレスタイン	六八	二二	一四四
其他	一〇四	六三	八〇
計	一〇,六三九	一〇,一〇〇	一三,五六八

5、化粧用及消毒用石鹼

日本	二,八四四	三,二五八	七,五二七
米國	二,五六七	四,四〇九	五,三六八
英國	四,五五	四,四五一	四,四八七

世界天然樹脂産額

〔單位千噸〕

種	類	數	量	摘	要
松	脂	六五	一七	主に米國(五七六)	
セル	ラツク	二〇	一六	主に英印(一六)	
コン	ゴロコー	一六	三		
マニ	ラコー	二	一		
カウ	リコー	三	二		
ダン	マ	一	一		
ア	ク	三	一		
其	他	七三	七三		

〔備考〕松脂は天然樹脂中、産額も用途も一番多い。製紙の材料になるが、石鹼・塗料にも用いられる。

世界オリヅ油産額

〔單位千噸〕

	一九三九年	一九三八年	一九三七年
ス	四一六〇	三二〇〇	三〇〇〇
イ	二六〇〇	一八〇五	二七・三
ギ	一五五・三	九三・八	一八七・五
ポ	一	三六〇	九・三
トル	四八・八	四〇〇	六・九
シ	二〇〇〇	一五・三	一六・八
南	五・九	六・二	七・二
ス	一	三〇〇	五〇〇
チ	一	五・九	一六〇
ユ	一	八〇	九〇
ニ	一	一	一
セ	一	一	一
リ	一	一	一
ア	一	一	一
佛	一	一	一
領	一	一	一
モ	一	一	一
ロ	一	一	一
ツ	一	一	一
コ	一	一	一
世	一〇、〇〇〇	七五五・〇	一、一七〇
界			
計			
(
其			
他			

〔備考〕スペイン、イタリー、ギリシャの三ヶ國で世界産額の八割近くを占める。我國では小豆島に極く少量を生産する。

和	二七〇	三二五	四九四
獨	一七三	一九五	三六五
其	二一九	二二四	八六
計	一〇、四八八	一三、四三三	一八、三三〇

當國市場に出廻る化粧品を見るに、大體、高級品は佛國製(香水、クリーム、紅等)、英國製(齒磨、化粧石鹼等)、米國製(齒磨、クリム、紅、化粧石鹼等)が占め、中級品はドイツ製(齒磨、香水、コロン等)が占め、下級品は日本品(白粉、ボマード、香水等)が占めてゐる。

なほ右の外に、當國産のものも多少ある。といつても、小規模の工場が唯一つあるだけで一向振はない。殊にその製造用の空槽を海外から求めてゐたのが、歐洲戦争のために入手困難となつたので、事業の繼續が不能状態になつてゐるさうである。

② 日本化粧品

日本化粧品については、従來品質のよくない安價なものが輸入されてゐたが、將來は、日本の優良品が輸入されるやうにしたものである。當國人の大部分が有色人種であり、皮膚の色も日本人に似てゐる點から言つても、日本品が適當だとは考へられない。唯氣候の點を考慮に入れて製作することが必要であると思ふ。

フイリピン

フイリピンの人口は、總數千六百萬にあつて、内、土人が千五百萬人、支那人が七萬六千人、歐米人が一萬一千人等である。

當地に使用されてゐる化粧品のうち白粉だけについて見ると、米國製品が一番多く、佛國製品、スペイン製品、本島製品等もあるが、歐洲戦後フランス、スペインのものは輸入が杜絶してゐる。日本品としてはクラブ白粉等が賣れてゐるが、七、八年前の大賣出當時の勢はなく、僅かに邦品白粉の地位を保つてゐる。そして、日本化粧品の需要は主に本島人向けで、日本人の使用も段々減つて來た。

次に本邦品の輸入商名を記すと、
 △大澤商店▽大阪貿易株式會社▽株式會社高橋商店▽日本バザール▽イデアル・バザール▽マヨン・バザール
 等があり、取引は米弗建てであるが、化粧品(白粉)の取引につき特殊の條件はない。

當地への日本品輸出に當り注意すべきことは、インボイスには必ず圓値段を記入せねばならぬ。或る見本市が關稅を少くしようとして、「比」値段で記入したため、愈々の支拂は巨額に上つた例がある。これは實行中のパリテイアクト(課税に當つて圓は比に等しと計算する法律)によるためである。若し「比」値段のインボイスである時は、先づ「比」を「圓」に換算してその額に稅率を掛け、而もそこに算出されてゐる「圓」建數字をそのまま「比」に直すからである。

最後に一言したいのは、白粉の賣行を増すにはやはり宣傳に待たねばならぬ。曾て當地株式會社高橋商店がウテナ製品を、イデアル・バザールがルーベル印を極力販賣しようとしたことがあるが、

世界菜種産額

〔單位千噸〕

支那	一九三九年	一九三八年	一九三七年
日本(内地)	110.3	126.5	133.3
臺灣	...	0.1	0.1
英領印度	1,244.6	1,077.4	979.5
ドイッ	94.9	126.3	79.3
オーストリ	...	1.9	1.8
ポーランド	...	71.7	55.1
ルーマニヤ	35.8	53.0	39.3
佛國	12.6
南斯拉ビヤ	7.8	9.0	8.2
世界計(其他共)	...	1,484.0	1,390.0
支那	1,977.3

〔備考〕世界の主産地は英領印度と支那であるが、支那の産額は事變以來不明。支那は合計中に含まぬ。

世界大豆産額

〔單位千噸〕

支那	一九三九年	一九三八年	一九三七年
日本(内地)	356.0	348.3	366.7
朝鮮外	498.4	510.9	558.5
關東州
滿洲國	4,054.4	4,375.5	4,314.4
英領印度	268.9
米	11,101.7	1,569.4	1,331.1
ソ聯
其他歐洲	86.0
世界計	7,100.0	7,000.0	6,640.0
支那

〔備考〕支那産額は統計不完全のため合計中に含まぬ。

宣傳費等のため、兩商社は折角の一手販賣を取引中止するの已むなきに至つた例がある。

英領印度

英印は總人口三億五萬三千人ある。印度人の使用する化粧品の主なもの、石鹼、ヘヤー・オイル、齒磨等に過ぎない。而も石鹼、ヘヤー・オイルの原料は國內に産し國內で生産されるから、當國への輸入化粧品は外國人及び一部の都會居住印度人の需要に依るもので、その輸入状況は商品別にはよく判らぬが、石鹼だけについて見ると左の通りである。(單位は留比)

取引の仲介

なものは、石鹼、ボマード、ローション、齒磨等で、この内石鹼は年約十五萬留比であるけれども、他は極く少ない。此等商品の賣込にはかのコテイ・ヤードレイのやうに品質と銘柄とを一般に知らせることが必要であらう。又歐米人と印度人とは嗜好がちがふから、香料や包装等について研究する必要がある。又特に注意すべきことは、印度人が習慣上動物質のものを使用しないことである。
なほ石鹼その他の化粧品は十五年五月二十日附を以て發表された輸入制限六十八品目中に含まれてゐるから、我が國からの輸出は今後困難であらう。

日本より輸入希望

○化粧品、小間物

F. H. & N. Gazler Co.,
524, Sandhurst Road,
Bombay 4, India.

○香水類

J. M. Mohamed Ismael
Freres,
179, Rue Catinat Saigon,
French Indo-China.

日本商社の代理權希望

○各種石鹼、化粧品

K. Williams,
c/o The Incey Trading Co.,
1st Floor, 120, Yong Hwa
Street, Swatow, S. China.

〔備考〕以上は附立東京商工獎勵館發行

の「貿易情報」による。

當國に輸入されてゐる日本化粧品の主

これ等商品に關する取引慣習、輸入制限及び爲替管理等の見地から見ると、取引の際には、(留用)によるのがよく、取引建値は留比又は圓である。

宣傳費等のため、兩商社は折角の一手販賣を取引中止するの已むなきに至つた例がある。

當國に輸入されてゐる日本化粧品の主

大陸市場

日・滿・支一體

— その面積と人口 —

昭和十四年下半期から十五年上半期にかけて業界品の圓プロツク向輸出が異常な激増ぶりを示したことは、彼の地が高物價のため物資が流出したといふばかりでなく、それだけ彼の地の需要が激増したことを物語るものである。

然し、今はまだ過渡期である。否、問題はこれからである。日滿支間の貿易調整にしても、彼我共その機構が不完全であり、彼我のピツチが合つてゐない。所謂近衛聲明の修交三原則の一である經濟提携の實を結ばせるのも、今後の日滿支民族の協力如何にかかつてゐる。我が業界品の大陸進出は今後共有望であるが、種々の點に於いて相當の困難を伴ふものと覺悟しなければならぬと思ふ。

この大陸市場を綜觀する、しかもあらゆる産業の基礎たる圓域市場の面積及び人口はどうか。本編の序説として最近の統計についてこれをみておかう。

昭和十五年十一月三十日、「日本國中華民國間基本關係に關する條約」が結ばれ、更に「日滿華共同宣言」の正式調印が行はれたことは、日滿支一體の名と實とをいやが上にも、中外に闡明し、東亞新秩序建設の大使命達成へ邁進すべき體制を具備したといふ點で重大な歴史的意義がある。

滿洲國と中華民國、これは我が業界品の進出すべき大市場である。而も同文を用ゐる同じ東洋民族であり、その數も莫大であるとすれば、日本人の手になる業界品の需要は益々殖えるばかりである。殊に今後日本人の移住進出が増加する一方だから、假に日本人のみの需要に局限

海外業界

つある同胞は約五十萬人、未だまだ十分とはいへないであらう。別項に滿洲帝國及び中華民國の人口及面積について詳密な統計を掲載した。特に滿洲國の分については、日本内地人の省別人口を掲記したが、これは又業界の發展策上の一資料とも考へられたからだ。なほ滿洲帝國に在任する朝鮮人は約百萬人に達してゐる。

次に滿洲帝國の基本的數字となるものを次に摘記しておかう。(「康徳五年」)

康徳六年度歳入豫算總計 千圓 一、七五七、三三三
歳出豫算總計 一、六九一、六三九
紙幣發行高 四四五、七七七
中央銀行預金 三六八、四八九
同 貸出 四九一、九七七
日本對滿投資 四〇〇、九九一
輸出貿易額 七四一、七四四
輸入貿易額 一、二七二、九二一
鐵道總料數軒 一〇、〇三三

滿洲帝國人口及面積

省別	面積 平方軒	人口	日本人
新北京	四六六	三七〇、四九四	七七、二九一
特別市	四六六	三七〇、四九四	七七、二九一
吉林省	八九、六六六	五、三三三、三〇〇	二六、四〇三
龍江省	二五、五三三	二、七二二、九二七	二、〇六八
黑龍江省	二〇九、八三三	七、四一八	二、七二七
三江省	一〇七、五五五	一、二五八、一三三	一、七〇三
牧丹江省	五七、四二二	六五九、八〇〇	二八、〇九七
濱江省	八七、二〇〇	四、七三三、三三三	四、五〇三
間島省	二九、五五五	六〇九、八四四	一、三五四四
通化省	三、六四七	八四、七四一	三、四四〇
安東省	二六、六三三	二、二二五、八八八	二〇、八七六
奉天省	七五、五三三	九、五三三、二〇六	一〇、三三九

中華民國面積及人口

省別	面積 平方軒	人口
錦州省	三九、四三三	四、三三〇、九九三
熱河省	六、五五五	三、九九六、九四五
興安南省	八〇、四〇〇	五、八一、四七七
興安東省	一〇六、七二二	八、六三三、三三〇
興安北省	一〇六、七二二	一、三三、七二八
合計	三、〇三三、四三三	四八、二九四

省別	面積 平方軒	人口
河北省	一四〇、五二六	二六、四六六、五三〇
山東省	一五三、七二二	三三、二四〇、〇八八
河南省	一六九、七三二	三三、六六六、六七三
山西省	一六一、八四三	二一、六〇〇、七七八
陝西省	一五九、〇七六	九、七三三、〇二五
甘肅省	三六〇、八六三	六、三三〇、七五五
江蘇省	一〇五、六〇五	三三、〇二二、五二四
浙江省	一〇一、〇六一	三〇、六三三、五五四
安徽省	一四三、四四七	三三、〇〇〇、五九一
江西省	一六八、三二六	一五、七三六、七五五
湖北省	一八三、七三四	三三、二七七、七三三
湖南省	二二五、四三三	三三、三九一、六五八
四川省	四〇三、六三四	三三、四三七、五九三
福建省	一一一、〇五〇	二一、九九七、九九六
廣東省	二二九、八四四	三三、〇三三、四九六
廣西省	二二九、八四四	三三、〇三三、四九六
雲南省	一七六、四〇〇	六、九〇六、三六一
貴州省	三九八、五三三	一、七五五、四八六
察哈爾省	二五八、八五五	一、八八六、四八一
綏遠省	三〇四、〇五六	二、三二二、八七九
寧夏省	三〇三、四二二	四、七五二
青海省	七八、一六九	一、〇五〇、五〇九
西康省	四七、七四九	七、九九九
西藏省	四〇四、九九九	四、六六二、二二二
新疆省	一、六四一、五五四	二、五〇六、七九九
外蒙	一、六二二、九二二	八、四〇〇、〇〇〇
合計	九、八八八、四九九	四三三、〇七七、七五五

人口は一九四三年末「申報年鑑」に據る。

滿洲業界の現状

① 滿洲の五ヶ年計畫

昭和十二年（康徳四年）から始められた産業五ヶ年計畫は本年が四年目に當り、別に昭和十四年（康徳六年）から始められた第二次五ヶ年計畫は二年目にあたり、この兩方が併行して一廻り大きなスケールの下に進行しつつある。これらは日滿經濟統制の根本方針に基づいて出来上り、重工業部門を主体に大努力を續けて来たけれども、資金に資材に益々困難を加へ日本依存一點張りで行かねばならず、従つて十四年中日本の對滿供給資材は十五億圓、資金は十一億圓の巨額に上つた。昭和十一年（康徳三年）の對滿供給資材三億圓を思ひ浮べると、實に隔世の感がある。

この二つの五ヶ年計畫の外に、北邊振興三ヶ年計畫の二年目に當り、更に國境地帯八省の開拓計畫があり、之等を樞軸として着々進行中であるが、日本としても大陸建設には特に力を入れ、十五年六月二十九日の閣議で最後の決定を見た物動計畫に關する企畫院總裁談の中にも、「五ヶ年計畫は日滿一體の総合的生産力擴充計畫の一環をなすものにしてこれが完遂に對しては最善を盡くして協力をせねばならぬ……」といつてゐる。

かやうな滿洲産業の計畫性と戰時經濟政策とは必然的に物價騰貴を來し、延い

ては生活必需品部門の需要増大となつた。例へば日本側において滿洲向輸出を調整しなければならぬといふのは、單に物價の高い方へ物資が流れるといふ見方の外に、それだけ需要が激増したといふ見方もあるのである。

② 滿洲の貿易統制

昭和十四年九月以來日本側の圓ブロック向輸出調整を行つたことに對して、滿洲側の對策はどうであるか。

滿洲側でも當然日本側に即應するため貿易統制を行つて統制品目を發表したが、十四年十二月には統制品目一二四品を發表し、十五年一月には輸入業者指定の貿易統制令を布告し、更に三月になつて生活必需品の輸入統制を二本建に變更した。

なほ十五年の六月二十日物價物資統制法を公布したが、之は滿洲物價政策推進の大動脈ともいふべき重要法である。この法は全文十九條から成り之を要約すれば、

- 四、移動販賣の制限又は命令
- 五、製造・加工・使用・消費・讓渡・規格等に關する制限

六、在荷の報告徴收・臨檢・検査

七、規定違反者に對する罰金又は徒刑等、物價並に生産・配給・消費等の物資に關する廣汎な權限を政府に與へることと規定したもので、これにより現在、

鐵鋼類・原棉・綿製品・毛皮・皮革・大豆三品・主要糧穀につき夫々單行法を制定して價格・生産・配給等の統制をしてゐるのを避け、全般的に物價の安定、物資の圓滑な配給を圖ることを期してゐる。この法について注意すべきことは、これが公布實施によつて直に物價や物資に對して統制が行はれるのではなく、同法に基づき必要に應じて更に勅令又は部令が發せられてから始めて具體的な統制力が發動するといふことである。とはいふものの、この法が公布實施されたことは正に物資に對する總動員體制が完備され、これにより滿洲計畫經濟は統制的經營の上に一段と國家的指導の色彩が濃厚になつたといふべきである。

かやうなわけで、物價物資統制法の發布以後數十日を経過してもこの法の實際的效力は殆ど發揮されなかつたが、偶々十五年九月日本側で價格調整令の發布を見たので、これに即應するため國內販賣乃至收買物資全般に物價物資統制法を適用し、そして強力な法的規制による公定低物價を出来るだけ速く實現するやうに企圖し、經濟部當局をして物價物資統制法第十條及び第十三條に基づく適用品指

定の勅令案を作成し、九月二十五日公布した。この指定品目は左の十五品で、わが業界品中化粧品は、七番目に、小間物は十四番目に含まれてゐる。

- 一、食糧及飼料の内 副食料、調味料、嗜好料、果實、野乾草
 - 二、被服、履物及同材料
 - 三、住宅及土木建築材料の内 木材、金屬及非金屬礦物製品、セメント及同製品、アンペラ、粘土製品、硝子製品、敷物材料、塗料
 - 四、醫藥品、醫療用機械器具及衛生材料
 - 五、文化用品の内 書籍及雜誌、文房具
 - 六、體育運動用具
 - 七、化學工業製品及同原料
 - 八、工業製品及同原料の内 パルプ、棉化、ゴム及同製品、獸毛紙
 - 九、鑛、金屬及鐵物
 - 十、機械器具及同部分品
 - 十一、船舶、車輛及同部分品
 - 十二、燃料及電氣
 - 十三、主要牧畜
 - 十四、雜品の内 家具、厨房用器具、包装材料容器、身邊用品
 - 十五、前各號に該當せざる奢侈品
- 註 物價物資統制法のうち、
- 第十條第一項……主管部大臣は物品の賣買又は配給の圓滑を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り勅令を以て指定する物品の賣買又は配給に關する營業者、相手方、數量、條件其の他の事項を制限することを得
- 第十三條……主管部大臣は物品の供給の圓滑を圖る爲必要ありと認むるときは勅令を以て指定す

を物品に付生産数量の指定其の他生産確保の爲
必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得
以上述べた物品指定の外、九月二十五

日には、貿易統制法改正要綱及び輸入不
許可標準品目を正式發表し、即日實施す
ることとなつた。

先づ貿易統制法改正について見ると、
之が要點は次の通りである。

一、從來貿易統制法に基づく統制品目
は勅令を以て特に指定された物品に限ら
れたのであるが、改正法令においては全
品目が統制品たる建前が採られてゐる。

従つて今後はどんな物品でも之を輸出又
は輸入する場合は(例へば小包郵便の場合も同
様)すべて經濟部大臣の許可が必要とな
つた。但し御料品其他の場合には例外
が設けてある。

二、右のやうに輸出入の場合經濟部大
臣の許可が必要であるが、之による手續
の煩雜や遅延を極力避けるため經濟部大
臣の許可權限を税關長に委任することが
出來、なるべく許可手續の簡易迅速化を
はかることとした。

三、從來の貿易統制法には規定されて
居らなかつた輸出入義務制が此の改正法
には規定された。即ち計畫貿易の實行上
必要のある場合、政府は隨時輸出又は輸
入の強制命令を發動し得ることとなつ
た。

四、今度の改正に依り犯則に對する罰
則が著しく強化された。

次に貿易統制法改正による輸入不許可
標準品が税番號別に發表されたが、これ
は日本側の所謂七・七禁令品と表裏をな

す關係にあるもので、わが業界品として
は化粧品といふと一壘五圓以上の香水で
あるだけである。

政府は右不許可品目發表の翌日即ち九
月二十六日附て奢侈品の製造、加工、販賣
の制限に關する勅令を公布、即日實施し
た。そしてこれが制限の限度は日本にお
ける奢侈品等の製造販賣における制限價
格と滿洲の特殊事情とを考慮して之を定
めるが、將來は之を公定價格に指定し物
價對策の擴張強化をはかる方針をたてた
のである。

なほ此の奢侈品禁止令は、例の物價物
資統制法第十二條に基づくものである。

註 第十二條……主管部大臣は物品の需給の調整
を圖る爲必要ありと認むるときはこの定むる所
に依り勅令を以て指定する物品の製造、加工、
使用、消費若しくは譲渡を制限若しくは禁止し又は
物品の規格を制限することを得

③ 關東州の貿易統制

關東州では昭和十四年十二月、關東州
價格統制令を公布、實施したが、十五年
四月十五日から關東州輸出入許可規則を
制定し、輸出品二百九十二品目輸入品百
九十五品目について統制して來たが、日
本において區域貿易の調整を一層強化す
るため商工省令を公布、九月二日から實
施したのに伴ひ、日滿支貿易の紐帶的地
位を占める關東州でも之に呼應し、關東
州中繼輸出入品の確保と、關滿支間の貿
易計畫の強力且つ圓滿な遂行とに協力す
るため、これが應急的措置として現行の
關東州輸出入許可規則を改正の上、輸出

入に全面的貿易管理を斷行することとな
り、九月十七日附關東局令を以て右改正
令を公布、即日實施した。

なほ之が運用に關しては、所謂生産財
の如き特に其の統制機關のあるものは夫
夫の統制機關をしてその輸出入統制に當
らせ、その他の一般消費物資、就中生活
必需品のやうなものはなるべく關貿聯
(關東州貿易聯合會)をしてそれに當らせることは
從來と大差がないけれども、日支間の關
東州中繼輸出入品については之が輸出入
の確保及び輸出入價格の調整をするため
支那向輸出は原則として輸出統制機關で
行ひ、從來の個人貿易は認めないことと
した。

ついでに關東州の貿易統制機構につい
てもう少し述べよう。

關東州の貿易といふのは大部分が中繼
貿易即ち關東州を經由して北支・中南支
又は滿洲國へ行く物が多い。若し内地か
らの物が關東州・北支・中南支等へ夫々
別々に輸出されるとすると、多年苦心し
た關東州の内地人貿易業者が總倒れにな
るため、關東州が昨年度扱つた額の比例
によつて、今迄通り中繼的貿易も認めよ
うといふことになつた。是は本年になつ
て、商工省、滿洲國、關東州應の間に關
滿の貿易統制の協定が出來てゐる。

又關東州には昭和十三年勅令を以て實
業組合といふのが出來てゐる。これは内
地の商業組合と工業組合とを折衷したや
うなもので、これに今度は貿易の二字を
つけて何々貿易實業組合を作り、現在そ
の商品を扱つてゐる業者を全部この中に

入れ、この組合を通じて内地から物資を
輸入し、更に之を支那や滿洲國へ賣捌く
のである。

ところが之等の實業組合が集まつて貿
易實業聯合會をつくり、之が大體におい
て官の輸出入統制の代行者となるわけ
で、丁度日本の輸出組合聯合會に當るも
のである。もつと具體的に説明すると、
先づ内地から關東州へ物が入る場合――
内地からいへば關東州向輸出――の場
合、商品別輸出組合又は東亞輸出組合で
關東州向輸出數量の割當が決定されてか
ら輸出されるのであるが、之が全部關東
州で消費されるのでなく、北支や滿洲國
へ行くものの數量も含まれてゐる。例へ
ば百といふ數量が關東州へ割當てられた
場合、昨年の實績が五十を關東州内で消
費し、三十を北支へ、二十を滿洲國へ輸
出したと假定したならば、これと同じ割
合で本年の割當にされた數量を、北支や
滿洲國へ再輸出すべき義務を實業組合及び
實業組合聯合會が負ふのである。

然しこの聯合會は金融方面の仕事はや
らないで、之は別に滿洲輸入會社といふ
のが從來行つてゐたが、之も改組して關
東州貿易實業振興株式會社となつた。
かやうに滿洲國では貿易統制法が改正
され、關東州では輸出入許可規則が改正
されて、愈々貿易新體制への歩みをつづ
けて居るのであるが、更に昭和十五年十
一月日滿支經濟建設要綱の決定を見たの
で、急速に之を具體化する必要があり、
滿洲兩當局で準備中である。即ちその方
針は次の通りである。

一、貿易統制法及び輸出入許可規則は前述のやうに改正済であるが、實施の効果を更に完璧ならしめるため種々の措置を講ずること。

二、滿關輸出入爲替の一元統制機關たる現臨時爲替局を改組擴充して臨時貿易爲替局を設立し、從來の爲替局の仕事のほか更に滿關の日本、支那乃至第三國との貿易協定の締結、その他貿易増進策を遂行、又貿易統制及びそれに附隨する諸事務を一元的に行はせる事は滿關を一丸とする貿易新體制確立の先決條件であるが、さきに日本側に於ても同局の設置に關し諒解があり、滿關當局者の折衝によつて同局の機構ならびに人員の内定も見たので、愈々近日中に開設する筈である。

三、滿關兩者とも夫々既存の輸出入機構を整備充實し或は新たに設置しつづつある。そして滿洲國側では舊綿聯を改組擴大して新に纖維聯合會を設立し、綿絲布とともにスフ・人絹・絹の輸入統制機關として指定し、別に醫藥品・ビール・自轉車・蓄音機・味の素・毛糸毛織物・疊表・化粧品等の輸入組合を夫々獨占的輸入團體に指定し、更に十月廿五日附各省公署に指令して、呉服・家具・世帯道具・靴鞄・履物・樂器・玩具・時計眼鏡・雜食料品・文房具等の輸入業者をして地區別（新京・奉天・哈爾濱・錦州・牡丹江・安東）輸入組合を結成させるため調査指導にあたらせた。そして、これら全輸出入品目にわたる統制機構の設立は、日本側に對應して十

五年九月末を期して完成される豫定であつたが、現在十一月のところその衝にあたる物價科・貿易科等の中央機關ならびに地方關係機關の人員不足や必要統計資料の缺如等によりはかばかしく進捗せず、輸出入の両面にわたつて支障を來たしてゐるのであるが、大體十五年中には完備するものと期待されてゐる。

④ 滿洲國生活必需品輸入聯盟

滿洲では昭和十四年二月、資本金一千萬圓の滿洲國生活必需品會社を設立して生活必需品の獨占的輸入配給を企圖したが、結局既存業者の勢力を抜くことが出來ず却つて兩者の摩擦を深くし、政府の配給統制に關する新政策を混亂させるばかりであつた。そこで最初經濟部當局が企てた獨占輸入配給政策は變更することとなり、必需品會社と經濟部大臣の指定する輸入業者とを以て輸入聯盟をつくることとなり、十五年八月二十一日輸入業者としての政府の認可を得九月一日から業務を開始してゐる。そしてこの輸入聯盟は、卸聯盟及び小賣聯盟と共に所謂三段制輸入配給機構の役割をするもので、これが整備は着々進行中である。輸入聯盟の取扱品の中にはわが業界品たる石鹼が含まれてゐるので、これが組織事業等について相當詳しく紹介したいと思ふ。

本聯盟の事業は輸入品種及び數量の統制・輸入並に元賣捌價格の統制・輸入配給方法及び其の他取引に關する統制・共同施設であり、その取扱ふ商品は第乙號

品と稱する分類別——罐詰・乳製品・海産物・洋品雜貨・石鹼・珪瑯鐵器である。この中石鹼の内譯を見ると、化粧石鹼・洗濯石鹼・農業用石鹼（洗む）である。この聯盟の加盟業者の中石鹼の部として詮衡されたものは、

- 室素販賣會社・滿洲資生堂・大阪合同・寺庄洋行・協同油脂石鹼・日本油脂・伊藤忠商店・第一工業製藥・滿洲花玉石鹼・大信洋行・西尾洋行・滿洲ライオン齒磨・前田德商店・日本棉花株式會社

の十四店で全加盟業者五十四に對して二六%に當る。又之は全滿を通じ、輸入實績申告者七百數十名の中から選ばれたものである。

右聯盟加盟業者の詮衡方針は、供給量の確保といふ點に重きを置き、内地メーカーとの關係や、資力五十萬圓以上であること、經驗・信用及び過去の實績等を調査し、全輸入量の半分を此等の聯盟員に確保させるといふ標準から行はれたものである。

輸 入

- (1) 經濟部の策定せる輸入量に基き、輸入計畫を立て、右數量を聯盟員に對し特種割當及實績割當として割當つるものとす。
- 特種割當は必需品會社輸入分及び百貨店組合割當分とし、比率の決定は經濟部にて決定す。但し必需品會社輸入一部は、關東州貿易實業組合に委託輸入す。

實績割當は聯盟輸入計畫數量中より、特殊割當を控除したるものを、聯盟員の平均實績（康徳五、六兩年度）に按分して割當つるものとす。但第二回以降の割當は、前期の輸入成績を考慮し比率の變更を爲す事を得。

- (2) 聯盟員は割當數量を、聯盟の輸入計畫に従ひ、自己の計算に於て輸入するを原則とす。但内地側の輸出統制の強化に對應し、聯盟に於て一括輸入すべき場合の輸入者は、生活必需品會社とし、各聯盟員は會社の委託を受けて輸入に當るものとす。
- (3) 聯盟委員長は、聯盟員に割當てられたる輸入數量中利用の見込なきものと認めらるるものある時は、之が返還を命じ、又は其の割當を取消すことあるべし。
- (4) 聯盟は其の統制品の輸入に對し、最高仕入價格、又は標準仕入價格を協定す。

配 給

- (1) 聯盟員は配給計畫に基き、各配給據點に於ける、卸聯盟又は必需品會社に對し配給するものとす。
 - (2) 聯盟は配給計畫に基き、聯盟員の配給地域及配給先を協定す。
 - (3) 聯盟は聯盟員の元賣捌最高價格、手数料又は取引條件を協定す。
- かやうな規約により、聯盟は前にも述べた通り、第乙號品目（必需品會社の獨占輸入と區別）たる生活必需品の輸入及び配給の衝に當るわけであるが、聯盟の構成員たる必需品會社及び加盟業者の將來及び地

位を考察して見よう。

本聯盟は、必需品會社と既存輸入業者との摩擦を防ぐために歩み寄つたものにはあるが、聯盟の中心は必需品會社で、聯盟委員長には必需品會社の理事長がなつてゐるのを見てもうなづける。特に、聯盟加入業者が政府の査定した実績によつて輸入割當をされるに反し、必需品會社は會社従来の取扱品である甲號品目(砂糖、鹽、糖、蠟、燭、紙、布、茶、運)の獨占輸入は勿論、乙號品の輸入にも、指導者格聯盟員として、輸入數量の五〇%に當る特殊割當の大半を引受けて自主的な取引を行ひ、數量・價格の平準化をはかることゝのブル配給の役割をも行ふのである。

次に聯盟加入業者の立場を見るに、聯盟員は經濟部で査定された実績割當によつて將來を始終左右されはしないかと懸念されてゐる。即ち康徳五、六年(昭和四年)の按分された營業実績は、これまでの商習慣による自由取引や投機仕入によつて作られたものであるから、或る月は殆ど輸入の無い月があつたり、或る月は數年分の大量仕入をしたりすることもあつて、變則的な營業実績が相當含まれてゐると見なくてはならない。其の上、加盟業者は今後配給の點でも地域的、價格的の制限協定を受けることとなるから、統制規約中にある実績返還又は消失の事實に逢着するやうになるかも知れない。而も蒙つた実績低下の年内における回復はむづかしく、又業務の擴張や一切の投機も自由に許されぬから、加入業者の中

には、將來次第に実績の低下を招き、聯盟員たるの資格を失ふやうな者も出来るかも知れないのである。

然しこの実績主義が右のやうに伸縮性の無いものかどうかは、聯盟の創立を見たばかりの今日ではまだ不明であるから、一概に悲觀すべきではないとも見られる。

次に聯盟の設立により必需品會社及び加盟業者の配給據點(區域)が協定されたことは、今まで混亂状態のまま放置されてゐた配給組織整備への一段階に達したものと云はれよう。即ち必需品會社の區域は、

海拉爾(興安北省) 札蘭屯街(興安東省) 黑河街(黑河省) 北安街(北安省) 東安街(東安省) 王爺廟(興安南省) 承德街(熱河省) 通化街(通化省) 開魯街(吳安西省) 佳木斯市(三江省) 延吉街(間島省) 錦州市(錦州省) 齊々哈爾(龍江省)

であつて、右各地へ支店倉庫の設備をし、所謂滿洲國の一大國防國策たる北邊振興事業の進捗に對し、生活必需品の供給の立場から參畫することになり、加盟業者は既存業者の本城である南滿地域を區域とし、聯盟設立の主旨でもある舊體販路の再組織に當ることとなつたわけである。

以上輸入聯盟の大體について述べたが、これの下部機構たる卸、小賣兩聯盟はどうであるかといふに、卸賣聯盟は、省單位であつて、奉天・新京・安東・ハルビン・吉林の五省樞要地區が販路區域

となり、その他の商工会會頭が主査することとなるが、小賣聯盟の輪廓はまだはつきりしない。従つてこの三段制度の妙味が發揮され、低物價政策の一大役割が果されるのは、かなり後の事になるであらう。

⑤ 滿洲化粧品小間物輸入統制組合

輸入聯盟が甲號品と乙號品を取扱ふことは前にも述べた通りであるが、之等の品目を除いた残りの三十二品目を丙號品と稱し、この中にわが業界品の化粧品小間物等が含まれてゐる。ところが、滿洲化粧品組合は早くも當局の慫慂を容れて改組し、昭和十五年九月十二日、化粧品小間物輸入統制組合を設立した。この組合の規定について要點をぬき出すと次の通りである。

本組合の統制品目は、化粧品、化粧用具及び小間物であつて、これは滿洲國經濟部編纂の輸入稅率表の番號の中で指定してある。

本組合は理事會の決議によつて品種別、期別(二年を四)に輸入數量の割當を行ひ、之を組合員に割當てるのであるが、この數量の比率は、前年同期における數量を考慮に入れるのである。數量の割當を受けた組合員の義務としては、その割當數量を他に譲渡してはならぬとか、數量以上の輸入の場合には組合の承認が必要であるとかの規約があるし、輸入手續としては、輸入申請書にインボイスその他之に代るべき書類を添付提出すること、

輸入をした場合は輸入届書を出すべき規定がある。次に重要な規定は、指定輸入品の國內需給計畫及び輸入及び卸價格の協定であり、前者の規定を見ると、

- (1) 組合員は、割當てられた商品の小賣統制組合其他へ卸賣をするものとし、この配給價格は本組合の指示に従ふべきこと、
- (2) 滿洲生活必需品株式會社は割當てられた商品を公設市場、消費團體へ卸賣するものとし、この配給價格は本組合の指示に従ふべきこと
- (3) 百貨店組合は割當てられた商品を百貨店へ配給し、この價格は本組合の指示に従ふべきこと

となつて居り、後者即ち卸價格の問題については、

- (1) 理事會の決議によつて輸入價格を協定する
- (2) 理事會で卸賣價格の査定をする
- (3) 右の査定價格を超えて販賣することは出来ない

と規定されてゐる。なほこの外に、組合員の帳簿・書類・倉庫の檢閲、統制手数料、罰則等の定めがある。

⑥ 滿洲化粧品販賣株式會社

これは在來の滿洲化粧品卸商組合が資本金四十萬圓で昭和十四年六月七日設立したものであるが、十五年一月七日創立總會をひらき四月二十二日附認可となつた。

この會社では、内地本舗からの出荷に

對して出荷報告書の提出を求めため、その要項を關係方面に配布し、五月一日から實施する筈であつたが、五月三日開かれた滿洲化粧品卸商組合定時總會において一部訂正となつたため、左記のやうな要項に據ることとした。即ち訂正の箇所は、石鹼が滿洲國貿易統制を受けることとなつたので、報告書の提出を必要とせずこれを除外したわけである。

徵收手續

一、註文報告書は在滿卸業にして本社株主たるもの並に滿洲化粧品卸商組合組合員たるものが、化粧品石鹼齒磨を註文する際必ず會社はその提出を受けるものとす、但し右品目中滿洲國貿易統制法により統制されるものは之を除く外す

一、出荷報告書は内地製造輸出者及び在滿製造發賣元にして本會社との取引を承認したる者が、本社株主並に滿洲化粧品卸商組合組合員たる在滿卸業者に化粧品石鹼齒磨を送荷する際、必ず會社はその提出を受けるものとす、但し右品目中滿洲國貿易統制法により統制されるものは之を除くこと前條に同じ

一、註文報告書並に出荷報告書は昭和十五年五月一日以降發せらるる註文並に出荷に際して會社は必ずその提出を受けるものとす
一、手数料は本舗の出荷報告書に基いて註文者たる在滿卸業者より徵收す、註文報告書はその補助資料に止まるものとす

一、手数料の算定は在滿卸業者が送荷を受けたる荷物の滿洲卸建値總額の一歩を以てす、滿洲卸建値の無きものは出荷報告書に記載されたる内地渡值段に運賃關稅並に在滿卸業者の利益率平

業界 圓域向輸出統制

①數量統制

戰時貿易の統制上問題になつたのは、圓プロツク向輸出の激増したことである。これが理由としては、(一)わが東亞經濟圏が段々擴大してゆくこと、(二)東亞經濟圏内においては第三國からの輸入が當然制限されるべきであること、(三)軍事的需要が増大したこと、(四)滿洲國や北支における物價が昂騰したこと、等が挙げられる。然し支那事變以來のわが輸出貿易が外貨獲得手段として重大性を増して來てゐるのに對し、圓プロツク向輸出は、上海向輸出の一部を除けば、殆ど外貨獲得とはならない。そこで圓プロツク向輸出制限といふことが問題となつて來たのであるが、この制限に對しては、軍事的需要の充足及び輸出産業の利益擁護上等から種々の反對論は出たものの、十四年九月十九日のいはゆる九・一八物價停止令の實施によつて圓プロツク内物價と内地物價との跛行が激化し、圓プロツク向輸出を一層刺戟することが必至となつたので、政府は愈々腹を決め、商工省令第五三號を以て「關東州滿

均を加算の上本社で假建値を定めて徵收す
一、手数料請求は便宜上毎月二十日に締切り翌月末迄に仕拂を受くるものとす

洲國及中華民國向輸出調整に關する件」を九月二十日公布し、續いて二十三日商工省告示を發表した。

此の省令及び告示によつて、圓プロツク向輸出は商品別又は地域的輸出組合の輸出承認を受けなければならなくなり、輸出承認基準は原則として數量によることとなつた。例へばわが業界品に就いて見ると、商品の指定が税率によつて行はれてゐる關係上、小間物は地域的輸出組合の承認を必要とするものもあれば商品別輸出組合の承認を必要とするものがあり、石鹼は日本石鹼輸出組合、刷子は日本刷子輸出組合(後、商工大臣の命令により自治統制とする)、化粧品は東亞輸出組合の承認を必要とすることとなつた。

かやうに關滿支輸出制限が昭和十四年九月以來行はれて來たが、この規定による物品の輸出については商工省が地域的組合として東京東亞輸出組合(後、東京東亞改稱)、外八輸出組合を指定し、それらの組合に輸出承認事務を行はせ、同組合の存在しない地域には當該府縣にこの事務を行はせ、右の承認事務を輸出組合の自治的統制に移行させる方針の下に豫て關

係組合を整備擴張中であつたが、十五年二月二十日附告示によつて日本東亞輸出組合聯合會(後、日本東亞必認品輸出組合聯合會と改稱)、所屬十六組合の設立を公表、翌二十五日から實施することとした。これらの組合名及び統制を受ける業界關係品は左の通りである。(括弧内は地區)

組合名

- 東京東亞輸出組合(東京・千葉・埼玉・茨城・群馬・栃木・福島・山形・宮城・秋田・岩手・及び青森縣一圓)
- 橫濱東亞輸出組合(神奈川・山梨)
- 静岡縣東亞輸出組合(静岡)
- 名古屋東亞輸出組合(愛知・三重及び長野)
- 岐阜縣東亞輸出組合(岐阜)
- 新潟縣東亞輸出組合(新潟)
- 富山縣東亞輸出組合(富山)
- 大阪東亞輸出組合(大阪・京都・和歌山・滋賀及び奈良)
- 神戸東亞輸出組合(兵庫・島根・愛媛・香川及び岡山)
- 德島縣東亞輸出組合(德島)
- 中國東亞輸出組合(廣島・山口及び島根)
- 高知縣東亞輸出組合(高知)
- 九州東亞輸出組合(福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島及び沖縄)
- 西九州東亞輸出組合(長崎及び佐賀)
- 石川福井東亞輸出組合(石川及び福井)
- 北海道東亞輸出組合(北海道)
- 業界關係品(品名上の數字は稅番)
 - 一一〇 ステアリン
 - 一一一 オレイン
 - 一一二 齒磨粉、齒洗藥、化粧品、その他別號に掲げざる調製薰香類

二二三 線香

二二四 殺蟲粉

二三五 燐寸

三五七 鈕釦

五〇五 縫針、編針、留針類(身邊裝飾用のものを除く)

六三二の内 セリユロイド製品

東亜輸出組合では十五年になつてから各業者の輸出承認基準の数字となるべき昭和十四年六・七・八、三ヶ月の実績指定期間を變更して、昭和十三年九月一日から同十四年八月末日迄とし、同期間内における圓域向輸出実績を改めて各業者に申告させるやうに手配したのであるが、三月二十七日商工省告示第一一八號を以て東亜輸出組合輸出統制品目の追加が發表されたので、更に此の分の実績申告を前掲の改正期間によつて申告するやうに通告した。即ちその追加品目中の業界關係品は左の通り。

税番 一一八 薰香を附したる油、脂、臘及びその製品「金額、箇

同 數を附すること」

同 一一九 香水「金額、箇數を附すること」

同 一二〇の内 硬化油「封度」

この一一八番にはポマード・髮油・クリームが含まれ、一一九番の香水にはベラム・フケ取香水・ヘアートニツク・ヘヤーローション等が含まれる。

東京東亜輸出組合では四月十五日迄にこの実績申告を求め、若し期限迄に報告しない場合は実績のないものと認めて今後の關滿支向輸出を許さぬこととした。

なほ、実績報告の要項は左の通り。

一、実績指定期間—昭和十三年九月一日より昭和十四年八月末日迄、證據書類に記載せる日附に喰違ひある場合はイ、船積の場合、ロ「日附によること

ロ、鐵道便の場合 鐵道貨小荷物受取書日附によること

ハ、小包便の場合 小包受取書日附によること

二、実績を證すべき書類は左記の通り

①船積のもの イ、輸出免狀 ロ、船荷證券の寫 ハ、銀行の證明する仕切書

②鐵道便のもの イ、鐵道貨小荷物受取證 ロ、銀行の證明ある仕切書

又は銀行の證明ある爲替報告書

③小包便のもの イ、小包受取證

ロ、仕切書寫 ハ、代金回収證據書類

三、実績を證すべき書類中一部不足の場合には完成せるもののみ提出すること

四、実績報告明細書は各商品別及び關、滿、北支、中南支に區別し各月毎に明記總計すること

五、報告數量の單位は同一品目に付きては同一單位とすること

六、実績報告用紙は組合交付のものを使用すること

七、実績報告添付明細書にはFOB金額を記入すること

なほ、商工省發表の日本東亜輸出組合聯合會所屬組合輸出統制要綱を紹介すれば次の通りである。

一、輸出數量に關する事項
イ、統制に従ふべき商品の輸出を爲さ

んとするときは組合に申請し輸出數量の割當を受くること

ロ、各期に於て割當數量を超え輸出することを不得ること

二、取引に關する事項

イ、取引に關する制限又は協定を爲したるとき之に従ふことを要すること

ロ、統制に従ふべき商品を輸出したる後中途に於て之を他の地域に陸揚又は輸送することを不得ること

三、輸出價格に關する事項

最高價格の決定その他必要の措置を爲したるとき之に従ふことを要すること

四、輸出手續及び輸出取締に關する事項

イ、統制に従ふべき商品の輸出を爲さんとするときは聯合會所定の輸出承認申請書を組合に提出し税關に提出すべき輸出檢閲申請書を聯合會の輸出承認印章の捺捺を受くること

郵便物にて輸出せんとするときは聯合會所定の輸出承認書の交付を受くること

ロ、統制に従ふべき商品を輸出したるときは輸出後十日以内に聯合會所定の輸出報告書を提出すること

五、統制料 組合の定むる統制料を納付すること

②價格統制

以上述べたやうに、政府は圓ブロック向輸出統制については昭和十四年九月の關滿支向輸出調整令を振出しに種々苦心し、統制品目も漸次追加したが、更に十

五年八月一日の商工省告示により殆ど全商品に及ぼした。然しこれまでの輸出調整は數量統制が主眼で價格の統制が行はれなかつたため、圓ブロック内の物價は内地物價よりも大變高く、これがために大陸への物資流出がやまないと共に、價格の低い内地へは圓ブロックの物資は流入しない。尤も第三國特に英米依存の貿易から脱却するためには勢ひ關滿支への輸出は増大し又或る程度迄は増大させる必要もあるが、輸出と共に輸入も増大しなければ物資需給のバランスがとれない。ここに價格調整の方法を講ずるに至つた所以がある。即ち政府は企畫院を中心に興亞院・對滿事務局・商工省・大藏省・農林省等て研究した結果成案を得たので、圓域貿易會議に附し、關滿支側の承認を得て十五年八月二十七日附を以て商工省令第六六號「關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件」を發表し、九月二日から實施することとした。

この調整令(全文は法規)の實施要領によれば、從來雜貨を取扱つてゐた東亜輸出組合は東亜必需品輸出組合と名稱を變へ(即ち日本東亜輸出組合は日本東亜必需品輸出組合となり、その所屬である東京その他の地域の組合も夫々必)同組合及び商品別輸出組合を統轄する日本東亜輸出組合聯合會が出来、更に近く結成される輸入組合をも一緒にして日本東亜輸出入組合聯合會が出来ることとなり、この聯合會が政府の監督の下に價格調整の操作に當り、個々の業者の輸出入を禁止輸出商は同聯合會を経て委託輸出をなし、輸入商は同聯合會を経て委託輸入をする、そしてその輸

出入口の価格は價格等統制令に基づく適法な統制價格をもつてすることにした。又現地においても輸出入組合のやうな統制機關をつくらせて内地の聯合會と提携させることにしたのである。これらの方法によつて十五年度物動計畫の施行とにらみ合せて圓ブロック内の物資交流に計畫性を與へると共に各地間の價格差を解消し、その結果として内地における低物價政策の遂行と現地における通貨價値の維持を期し、そして日滿支を通ずる圓ブロック經濟の綜合的發展を計らうといふのである。

なほこの價格調整令は從來の輸出実績を從來通り認めるが、手續は非常に煩しく、統制料或は支那向の場合の留保金の制度が設けられた。その適用を受ける商工大臣指定の物品は、商工省告示第四七九號を以て發表されたが、その中から業界關係品を抄出すれば左の通りになる。(數字は輸入稅表番號)

- 一七石鹼▽一一八薰香を付したる油、脂、蠟及其の製品▽一九香水▽一九八グリセリン▽二二齒磨粉、齒洗藥化粧粉その他別號に掲げざる調製薰香類▽二二三線香▽二二四殺蟲粉▽二二五燐寸▽三二〇護謨入布及護謨紙類▽三五七鈕釦(貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙又は鼈甲を用ひたるものを除く)▽三五八バツクル、フツク及アイ類(貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙又は鼈甲を用ひたるものを除く)▽三五九身邊粧飾用たるものを除く)▽三五九身邊粧飾用

細貨類▽四五硝子珠玉及び硝子珠(模造寶石、模造金屬、模造眞珠、模造珊瑚等の硝子珠玉を含む)(硝子珠及び模造眞珠を除く)▽五〇五縫針、編針、留針類(身邊粧飾用のものを除く)▽六三二セリユロイド及び同製品(別號に掲げざるもの)一塊、條、帶、竿板及び管の類▽六三四のうちアラッシュユ六四〇のうち護謨製のもの及織維製ネット類

貿易統制策

①貿易の國營論

近來の國際情勢の變化、推移に對應して、わが國の貿易體制になんらか新しい創意、工夫を加へなければならぬといふことは、各方面の意見が一致してゐるところである。現在の段階における對第三國輸出増進の目標が、軍備の充實、生産力の擴充、大陸における經濟開發、國民生活の維持等に關する必須資材の輸入の確保といふ點に置かれてゐることは周知の通りであるが、一方對第三國輸出の實勢は特に歐洲大戰後における各種の輸出障礙の發生によつて、とかく抄々しい進展を示してゐないことも明白な事實であらう。従つて輸出伸張の上に加重されつつある國際的障礙を排除して、所要の外貨を獲得するためには、貿易體制に對する統制の強化及び計畫性の賦與は、不可避的な方策といはねばなるまい。貿易體制の編成替といふか、あるひはまた貿易

管理體制の樹立といふか、ともかく計畫貿易體制を整備し前進させるための方法として、第一に考慮されるのは、貿易の國營であらう。市場別、商品別に輸出入を連繫調整し、さらに全體を綜合するといふ意味において貿易國營は最も徹底的であるし、また見方によつては最もシンプルな方法であるとも考へられるのである。しかし國內の輸出産業體制が、非常に錯雜してをり、僅に一部の産業においてのみ一應の整備を遂げてゐる現在としては、貿易の國營によつて得られるものは、輸出入のバランスの縮少、萎縮的調節及びこれに伴ふ中小輸出産業の後退であらうといふのが、貿易關係當局者及び主要貿易業者のほど一致した反對の見解となつてゐる。

②許可貿易論

第二の方法は輸出品製造業者及び貿易業者に對して、政府が許可制度を布くといふ行き方である。雜多、群小の製造業者及び輸出商を整理することによつて、例へば、輸出品の價格の維持とか、品質の改善とかいふやうな現在わが國の貿易事情が痛切に要求してゐる幾つかの缺陷の是正は、一通りは達成出来るだらうといふのが、この方法のねらひどころである。しかしこの方法には(一)輸出品の製造と國內品の製造とを一體どの邊の線で區分するか(二)技術的に甚だ困難であるといふこと(三)實際上、輸出統制を攪亂してゐる輸出商の大部分は、外國商社であるにもかゝらず、これを許可制によつて整理、除外することは國際關係からい

つて、殆ど不可能であるといふことの二點に缺點がある、といはれる。許可制を布いただけで現に營業してゐる業者は全部これを認めるといふだけでは、この體制の趣旨貫徹上、意味を爲さぬことはいふまでもなからう。

③貿易商指定制案

第三の方法は、政府が指定した商品を政府の指定した輸出商に獨占的に取扱はせるといふ案である。例へば金物なら三井物産に、肥料なら三菱商事に取扱はせるといふやうに、特定の商品について特定の輸出商の獨占的販賣を政府が認めるのである。それは大手輸出商の資本、信用、スタッフ、知識、經驗等を十分活用することにより、輸出價格、決済條件、第三國市場の取引、相手方の選擇、品質等の諸點について現に問題となつてゐる缺陷を是正しようといふのである。貿易關係當局の内部においては、この方法が最も効果的であるといふ意見がかなり有力であるといはれるが、單に輸出増進といふ立場にだけ立つて、巨大貿易資本の獨占を政府が權力的に推進、樹立させることには、各方面から相當強硬反對意見が出てくることは容易に看取できるのである。

④計畫貿易

貿易體制の現状に對し、あまり變更を加へずに、政府の意圖するやうな計畫貿易を實行するには、現在の貿易組合、工業組合等の機能強化擴充によるといふ方法もある。しかし過去における実績に徴するならば、貿易、工業兩組合とも、商品の數量の割當統制については、やゝ見

るべき成果を収めてゐるが、品質、價格等の統制については殆んど無力にひとしとさへいはれる。これは根本的には、中小業者の協同施設機關として發足し、進展して出た組合制度が、貿易管理といふやうな國家的統制の手足として、適格であり得るかどうかの検討に歸着しなければならぬのであるが、現實の問題としては、組合制度に對する不信任的空氣が瀰漫してゐることは否めない。そこで、以上述べて來た各種の方法以外のものによつて、貿易管理體制を具現化しなければならぬ情勢となつてゐるのである。昭和十五年七月廿九日閣議決定を經た輸出品原材料會社および買取會社は、かうした情勢をバックとして立案、採擇されたものにほかならない。

戰時貿易對策

閣議決定要旨

現下内外の情勢に鑑み、この際速に戰時貿易體制を整へ、以つて貿易振興の遺憾なきを期するため、左記要綱により輸出品用原材料の輸入及び供給の機構を整へ、その所要數量を確保し、これが入手を簡易且つ適正化するとともに、輸出の統制を強化し、輸出機構の整備を圖ることとなれり。

一、輸出品用原材料については

(イ) 輸出品用原材料の輸入に要する資金は外國爲替基金により賄ふこと
外國爲替基金が前項の輸入資金を賄ふに十分ならざるときは、必要なる程度まで外國爲替基金を充當すること
(ロ) 輸出品用原材料(リンク製造用

商品のリンク原材料及び特殊保税工場用外産貨物を除く)の輸入及び供給を確保するため、單一の輸出品用原材料會社を設置すること

(ハ) 輸出品用原材料の輸入爲替の許可は特別の場合を除き、輸出品用原材料會社に對しこれを爲すこと

(ニ) 輸出品用純内産原材料についても、その所要數量を確保するの措置を講ずること

(ホ) 輸出品用原材料の輸出品製造のための配給は、輸出品用原材料會社をしてそれに當らしむること

二、輸出統制の強化については、纖維品(綿糸布、絹人絹糸布、毛糸毛織物)とそれ以外のものに區別し、對策を講ずるを要すべく、而して本要領は中米及び南米に實施するものとし、必要に應じ他市場についてもこれが實施方を考慮するものとす

(イ) 纖維品(省略)
(ロ) 纖維品以外の商品については、輸出品用原材料會社の配給する原材料と特に密接なる關係ある雜貨については、大會社をして一手買取及び販賣を爲さしむることとし、それ以外の輸出品については適當に類別し、一手買取及び販賣の機關(輸出品買取會社)を設け、輸出品用原材料會社及び輸出品買取會社の取扱輸出品は凡て大會社を經て輸出せしむることとする。而して輸出品買取會社は輸出品用原材料會社と組織的に連繫せしめ、輸出品買取會社の統制を一層確保するとともにその事

業運営の適正を期すること

右の閣議決定要旨は輸出品原材料の確保と、輸出統制の強化の二點に分れ、そのねらひとするところは、本年度物動計畫中に織込まれた貿易計畫の圓滿遂行と爲替基金の運用の簡捷化が大きな目標となつてゐる。

⑤ 指定商品と配給會社

輸出品原材料の確保に關しては、從來商品外リンク制、特殊リンク制、特殊保税工場制及び輸出品原材料配給會社の施設があり、また當時の藤原商相が議會で實施を約束したものに、輸出品工場が製造に使用される國産原材料、電力及び勞力の輸出品工場への優先的供給を確保することが眼目であつて、この點、輸入原材料の輸出品供給を目的とする商品別リンク制以下の諸施設とは異なるものがある。しかし、輸出品用原材料配給會社としては、次の六社の外に、廣島、靜岡にもあり都合八社である

東京輸出振興會社

社長 八田嘉明、資本金五百萬圓、本店 東京市、配給地域、關東、東北地方の各縣、新潟縣及び北海道

横濱輸出振興會社

社長 有吉忠一、資本金八十萬圓、本店 横濱市、配給地域 神奈川、山梨の二縣

中部貿易振興會社

社長 青木謙太郎、資本金 百萬圓、本店 名古屋市、配給地域 愛知、岐阜、三重の三縣

大阪輸出振興會社

社長 安宅彌吉、資本金三百萬圓、本店 大阪市、配給地域 大阪、和歌山、奈良、京都、滋賀、福井、石川の二府五縣

神戸輸出品原材料會社

社長 久米孝藏、資本金 百萬圓、本店 神戸市、配給地域 兵庫、岡山の二縣

西部輸出振興會社

社長 杉本健次郎、資本金百萬圓、本店 福岡市、配給地域 福岡、長崎、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島

これらの會社が購入、配給する原材料は原則として輸入關係品であり、その品目は

銅、擬藥、鉛、亞鉛、アンチモン、水銀、ニッケル、亞鉛鐵板、ドラム鐵、ゴム製品、釘、針金、鐵線、特殊鋼、南洋材、黃板紙
などであり、これらの原材料は政府の指定した左の商品の製造に對して配給されるのである。

機械類、自轉車及び同部分品、醫療器及び同部分品、蓄音器及び同部分品、鐵製家具用金具類、掛時計及び置時計、テーブル、フォーク及びスプーン、アイロン、班那鐵器、縫針、刃物、工具、農具、黃銅製品、アルミニウム製品、乾電池、ランプ及び同部分品、電球、石油ランプ、自轉車用ランプ、懐中電燈及び同部分品、ソケット及びコードホルダー、玩具、魔法壺、鏡、前年筆

靴紐、紙製品
 など二十八品目である。製造業者は以上の商品を製造して、第三國に輸出しようとする場合にのみ、その構成素材の配給方を原材料配給會社に申請し得るわけである。

その後この八輸出原材料會社を統合して單一會社を設立することとなり、十一月その發起人會を終了し、十二月三日には日本貿易振興株式會社の創立總會を見るに至つた。

⑥ 配給統制規制

更に十二月廿三日には左の輸出品原材料配給統制規則が公布され十六年一月二十日から實施をみるに至つた。

輸出品原料配給統制規則 (要綱)

一、輸出品に關する統制要綱

(イ) 商工大臣は輸出品配給機構の整備、輸出品の内地流用阻止を圖る爲め統制機關及び輸出品を指定し得ること
 (ロ) 統制機關は指定輸出品を製造業者より買受けたる上之を輸出業者に販賣し又は輸出の委託を爲すものたるを
 (ハ) 統制機關は指定輸出品の買受、販賣及び輸出の委託に關する規程並に計畫を定め豫め商工大臣の承認を受けしむることとし、商工大臣必要ありと認むるときはこれを變更することを得るものたること

(ニ) 統制機關は事業開始の準備進捗に伴ひ漸次左の通指定する豫定なること

日本貿易振興會社、纖維製品輸出振興會社、セルロイド製品輸出振興會社、

硝子製品輸出振興會社、ゴム製品輸出振興會社、日本輸出自轉車販賣會社、日本スライドフラスナー輸出振興會社、日本輸出木箱統制會社

(備考) 輸出業者は統制機關より買受け又は輸出委託を受けたるものに非ざれば輸出することを得ざることの規制は別途關係輸出組合の統制規程を以て之を爲すこと

二、輸出品用原材料の配給統制要綱

(イ) 商工大臣は輸出品用原材料の配給確保及び之が内地流用を阻止する目的を以て配給機關及び配給すべき輸出品用原材料を指定し得る

(ロ) 配給機關が輸出品用原材料の配給を爲し得る場合は原則として左の場合の一に限る、即ち(一)統制機關より注文を受け指定輸出品の製造(加工を含む)業者に販賣するとき(二)輸出注文(圓アロツクを除く)を受け指定輸出品以外の輸出品の製造業者に販賣するとき(三)輸出業者より注文を受け指定輸出品以外の輸出品の製造業者に販賣するとき

(ハ) 製造業者は輸出品用原材料の配給を受けたときは滞滞なく當該注文品を製造し統制機關及び輸出業者に直接販賣するか又は自ら直接輸出を爲すこと

(ニ) 輸出生産物の解除、取消又は變更ありたる爲製造したる輸出品にして輸出し得ないもの又は未だ製造せざる輸出品用原材料に付ては配給機關の指示したる用途以外には使用し得ず

(ホ) 配給機關は輸出品用原材料の販

賣に關する規定及計畫を定め豫め商工大臣の承認を受くることとし商工大臣必要ありと認むるときは右規程及計畫の變更を命じ得る

(ハ) 配給機關としては日本貿易振興株式會社を指定すること

⑦ 日本貿易振興會社

各地に何等の連絡もなく併立する振興會社を以つてしては、輸出品における原料資材の補給が日に増し困窮となり、加ふるに爲替資金の不足から大藏省の許可が次第に敏捷を缺くやうになり、所期の目的と相距ること甚だ遠い事相を招來するに至つたので、その弊害を救済するたために、前述の日本貿易振興株式會社をみたわけである。これは資本金を八會社の資本金合計額一千四百七十萬圓から、更に三千萬圓を増資し、輸出品原材料の配給機構一元化、及びある程度の爲替資金保有に成功し、對大藏省との手数が簡易化されることとなつた。かくてその機構整備を終るや、この新會社によつて配給された資材を使用して生産された輸出品が内地需要または區域内に流入することは、これを徹底的に防止する必要に迫られたのである。即ち纖維製品、金屬製品、機械類、陶磁器、ゴム製品、化學製品、自轉車、スライドフラスナー、木箱等の品目別に買取會社が生れ、一元的振興會社、輸出品製造業者、及び貿易業者が密集つてその構成員となり、振興會社から資材の配給を受けて製造した商品は、一

應買取會社の手を通じて海外に送出される組織が確立したわけである。

⑧ 化學製品買取會社

業界品の第三國向輸出に密接な關係を有する化學製品買取會社は、その中の一つにして、即ち

① 工業藥品關係

② 染料關係

③ 顔料及び塗料關係

④ 化粧品關係

等の業者が相寄り資本金三百萬圓、第一回四分の一拂込、一株金額五十圓の豫定を以つて設立される計畫が進行中である。株金の割當では、現に判明せるところは工業藥品關係が六十萬圓、染料關係が六十萬圓、顔料及び塗料關係五十萬圓、化粧品關係業者に於いては三十萬圓、振興會社が百萬圓と云ふ風にその引受額が決定するらしい。尙この會社が出來上ると、左の諸事業を一手に引受けて行ふことになる。

イ、商工大臣の指定した輸出品工業藥品、染料、顔料、及び塗料、化粧品類(石鹼を含む)の第三國向輸出の買受、販賣並びに輸出の委託

ロ、取扱輸出品の輸出及び輸出品の生産に關する計畫の樹立並びにその製造販賣に要する原材料の需給方策の設定

ハ、價格の安定確保に關する事業

ホ、品質向上に關する事業

ヘ、前記各項に附帶する一切の事業とその他輸出振興上必要な事業

滿洲業

界案内

滿洲業界

〔店舖名所在地、營業品目〕
〔店主又は代表者名〕

新京特別市

岩室商店 新京タイヤ街
化粧品小賣 店主 岩室 誠
梅田婦人用品店 新京東一條通
一八婦人用品
店主 梅田梅太郎

香丁屋 新京東一條通二〇
小間物化粧品小賣
店主 柴田清一

六信號 新京日本橋通四五
化粧品、石鹼、雜貨卸
店主 阿知波卯吉

太陽堂藥房 新京東一條通り
藥種、賣藥、化粧品
店主 野崎靖久

中央藥局 新京吉野町二丁目
藥化粧品小賣
店主 堤 勘六

東洋藥房 新京日本橋通五三
藥種商
店主 西山庄吾

萬福堂藥房 新京祝町五の四
藥小間物化粧品小賣
店主 山村最一郎

平本洋行 新京市銀座
クラブ化粧品、共進舎牛乳石鹼、ライオン商標、オリヂナル各代理店
店主 岡田榮一

丸美屋 新京吉野町二の六
小間物化粧品
店主 田中保治

滿泰洋行 新京中央通り一六
小間物化粧品卸
店主 石黒仙治郎

支配人 石黒義博
支店長 石黒靖二
主任 林 秀雄

山口商店 新京老松町一
小間物化粧品小賣
店主 山口初次郎

大和藥房 新京吉野町二の六
藥種化粧品
店主 平井 一

上田團商會 奉天城内北川裡大街
奉天市
雜貨、化粧品、卸卸
合資會社代表社員 栗田信治郎

久保洋行 奉天小西關大街
雜貨、化粧品貿易
合名會社代表社員 久保義衛

熊野商會 奉天浪速通三二一
化粧品販賣
株式會社社長 熊野光次

光水洋行 奉天千代田通四〇
ドラム美顏料本舖
店主 安田 文

廣濟堂藥房 奉天小西關大街路角(分店)奉天春日町六
藥種、化粧品
店主 佐藤安則

寺庄洋行 奉天城内小西門裡
石鹼、雜貨
店主 吉田繁治郎

すみれや 奉天淀町一七
小間物、化粧品、婦人雜貨
店主 川井彌三郎

扇利洋行 奉天小西門裡大街
化粧品、石鹼、貿易雜貨
店主 岡田榮一

店主 上田利一
泰昌堂 奉天浪速通二三
藥種、賣藥、化粧品卸小賣
店主 松尾清七

中山太陽堂奉天事務所 奉天浪速通三二の一
主任 浮島雲雲
那須藥局 奉天千代田通一六
藥品、賣藥、化粧品
店主 那須 要

夏川奉天支店 奉天春日町八
小間物、化粧品
支配人 柴田省三

西尾洋行 奉天小西門裡
雜貨、化粧品卸
代表社員 西尾一五郎

星屋 奉天江ノ島町八
小間物、化粧品、履物卸小賣
店主 高橋他五郎

前田德商店 奉天浪速通三二
化粧品、煙草、文具
代表社員 前田スガ

社員 宮崎佐平
同 宮崎國子
支配人 大宅 學

滿蒙毛織百貨店 奉天浪速通百貨卸小賣
株式會社取締役會長 推名義雄

光川本店 奉天春日町三
洋品、雜貨、化粧品小賣
店主 光川金治郎

みつわ屋 奉天春日町六
化粧品、小間物小賣
店主 山本酒造郎

哈爾濱特別市
昭和號 哈爾濱道裡地段街五二
藥種化粧品
店主 安齋喜藏

盛倉洋行 哈爾濱埠頭區透籠街
一 化粧品卸
店主 荒木幸七郎

泰昌堂藥房 哈爾濱傳家甸正陽八道街 藥種商
店主 叔井留吉

登喜和百貨店 哈爾濱埠頭區地段街 百貨店
店主 島田運一

中村屋 哈爾濱モストワヤ街八三號 化粧品、小間物、洋品
店主 中村房市

松浦洋行 哈爾濱埠頭區中央大街一四八 雜貨各種
株式會社社長 水上俊比古

三宅商會 哈爾濱道裡石頭道街七四 和洋雜貨、小間物
店主 三宅忠次郎

和信洋行 哈爾濱埠頭區一面街七四 吳服、履物類、婦人小間物、化粧品、雜貨
店主 下河邊正直

其一
一木藥舖 安東縣市場通八丁目 一般藥品 店主 一木且治

川勝商店 安東縣市場通五の 化粧品、小間物
店主 川勝正三郎

昭盛號 撫順西九條通り五七 貿易 店主 櫻井二郎

森泰號雜貨部 吉林省新開門街五六 和洋雜貨一切
店主 辻川佐助

田中化粧品店 公主嶺櫻町一 化粧品、小間物
店主 田中義郎

天平號 鞍山北三條町二、(支店)鞍山北五番町二七 化粧品雜貨卸小賣
店主 平野健太郎

東山堂藥房 本溪湖桃月町一九 藥房、賣藥 店主 藤島鶯郎

富屋洋行 安東市財神廟街八二 雜貨、化粧品卸商

店主 鹽見圭造
支配人 眞下武夫
中島商店 贛井支店 問島省龍井街 和洋雜貨、化粧品卸
代表者 中島敏夫

松浦洋行支店昭和祥 齊々哈爾濱市雷家胡同
化粧品卸、百貨貿易、百貨店
取締役支配人 大貫興十

支配人代理營業主任 田上金盛
三富洋行 三江省佳木斯
洋品百貨、化粧品、外一般日用品卸小賣
店主 前岡佐市 通稱好生

裕泰號 吉林市大馬路(出張所) 敦化新站 輸入品卸
合名會社社長 坂井覺太郎

支那業界

上海
一心堂藥局 上海北四川路一八二 醫療機械化粧品
店主 堅田 登

上田號 上海吳淞路三三二弄二二號 化粧品雜貨卸
店主 上田留治郎

大阪屋洋品店 上海吳淞路四二八—四三〇號
洋品雜貨化粧品商
店主 細谷信太郎

木村洋行 上海北滿路八四號 化粧品卸業
店主 木村桂太郎

回生堂大藥房 上海北四川路Y一〇七五B
藥種化粧品衛生材料
店主 佐々木隆一

廣光堂大藥房 上海文路二八一 賣藥藥種化粧品
店主 瀧 富三郎

佐々木藥房 上海北四川路施高

法 規 法 令

例 言

一、「法規法令」は昭和十五年度中に制定、或ひは改正公布された業界関係のものを輯録することを建前とする点において、例年の通りである。たゞ最近経済統制の強化につれ、業界においても経済関係法規との關聯が益々加はる傾向があり、殊に「暴利行爲等取締規則」「奢侈品等製造販賣制限規則」などの業界における重要さを考へ、参考記事や解説などを加へることにした。

二、物資統制に關する法令の解説については「物資統制」の欄をも参照されたい。

三、前述の建前からして業界にかなり重要と思はれる法令でも、昭和十五年度以外のものは茲には掲載されないのであるが、昭和九年鑑發刊以來、本欄に掲載された業界関係の法令はかなりの多數に上つてゐるのでこれを利用して頂くために一覽索引を下段に掲げた。

一、本年改正された「化粧品取締規則」は勿論のことであるが、業界において日常營業上、最も必要の多いと思はれる諸規則、例へば「賣薬部外品取締規則」「賣薬法」「商店法」の如きは、本年も重複をいとせず掲載することにした。たゞ「懸賞抽籤附販賣取締法規」及び「商品券取締法」を除いた。

二、「諸届書式」等の法定資料は前年と同じくいづれもこの欄に併せ收めた。

暴利行爲等取締規則

縮規則

昭和十四年十二月廿六日
商工農林省令第一號

昭和十二年商工省令第十號左の通改正す

第一條 何人と雖も暴利を得て物品の販賣を爲すことを得ず

何人と雖も暴利を得るの目的を以て物品の買占若し賣惜を爲し又は不當の報酬を得て物品の販賣を媒介することを得ず

第二條 物品の販賣を爲す者は其の價格を物品の見易き部分に記載し、店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方

法を以て表示すべし但し地方長官に於て特別の事情ありと認むる場合は此の限に在らず

第三條 主務大臣又は地方長官は物品の販賣を爲す者に對し價格の表示に關し必要な事項を命じ又は價格の届出を命ずることあるべし

第四條 主務大臣又は地方長官取締上必要ありと認むるときは物品の販賣を爲す者に對し業務に關する報告を爲さしむることあるべし

第五條 第一條第一項の規定は左に掲ぐる場合には之を適用せず

一 價格に付價格等統制令第二條の適用を受くる物品又は同令第七條の規定に依り額の指定ありたる物品を販賣するとき

二 價格に付價格等統制令第六條第二項の規定に依り定めたる法令に於て又は之に基き額を定め又は額の處分ありたる物品を販賣するとき

第六條 第一條の規定に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第七條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す

一 第二條の規定に依る表示を爲さず又は虚偽の表示を爲したる者

二 第三條の規定に依る命令に違反したる者

三 第四條の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者

第八條 法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關して前二條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦第六條の罰金刑又は前條の科料刑を科す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

從前の規定は本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては本令施行後と雖も仍其の效力を有す

(參照)

昭和十四年十月十八日勅令第七百三號價格等統制令抄録

第二條 價格等は昭和十四年九月十八日(以下指定期日と稱す)に於ける額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し開令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合及本令施行の際現に存する契約にして其の際左の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

一 注文生産品の價格に付生産者が生産に著手したるもの

二 其の他の價格に付買主其の他の支拂者が目的物の引渡を受けたるもの

三 運送貨又は加工賃に付運送人又は加工者が目的物の引渡を受けたるもの

四 保管料、損害保険料又は賃貸料に付支拂者が履行遲滞に在るもの前項の指定期日に於ける額は價格等の受領者に付ての額に依り受領者別に定まるものとし指定期日に爲したる契約ある場合は其の契約額同じ事情の下に於て數量の契約の契約額(同じ事情の下に於て數量の契約額ありたるときは其の最高額)偶々指定期日に爲したる契約なりし場合は契約を爲したるべき額とす

價格等に付前項の規定に依る額なき場合に於ては關令の定むるものを以て指定期日に於ける額とす

第六條 價格等は第二條乃至第四條の規定に拘らず他の法令に定むる額又は他の法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認可其の他の處分ありたる額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し本令施行後の處分は處分實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第七條 前條に規定する場合を除くの外行政官廳關令の定むる所に依り價格等(有價證券の價格及賃貸料を除く以下同じ)の額を指定したるときは第二條乃至第四條の規定に拘らず其の額を超えて之を契約し支拂ひ又は受領することを得ず但し關令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受

領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず
前項の指定は指定實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

暴利行爲等取締規則改正

昭和十五年六月二十四日
商工農林省令第一號

第一條第二項中「物品の販賣を媒介することを得ず」を「物品を賣買の媒介を爲すことを得ず」に改む

第二條 物品の販賣を爲す者は其の價格及左の各號に掲ぐる物品に付ては其の旨を物品の見易き部分に記載し、店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし但し地方長官に於て特別の事情ありと認むる場合は此の限に在らず

一 價格に付價格等統制令第二條の適用を受くる物品但し第二號、第三號及第五號に掲ぐるもの
二 價格に付價格等統制令第二條の適用を受くる物品にして同令施行規則第三條第一項第二號に掲ぐるもの
三 價格に付價格等統制令第三條第一項の規定に依る認可又は同條第二項の規定に依る處分ありたる物品

四 價格に付價格等統制令第六條第二項の規定に依り定めたる法令に於て又は之に基き額を定め又は額の處分ありたる物品及同令第七條の規定に依り額の指定ありたる物品を除く
五 價格に付價格等統制令第二條第一項但書又は同令第七條第一項但書の許可ありたる物品

りたる物品
前項各號に掲ぐる物品なる旨の表示は主務大臣の定むる様式に依り之を爲すべし
主務大臣又は地方長官は物品の販賣を爲す物に對し第一項の表示に關し必要な事項を命じ又は販賣の届出を命ずることあるべし

第三條 主務大臣又は地方長官は物品の販賣を爲す者に對し物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量若は數量の表示又は之に關し必要な事項を命ずることあるべし

第五條之二 本則に於て地方長官とあるは東京府に在りては東京府知事及警視總監とす

第七條第一項中「第二條」を「第二條第一項若しくは第二項」に、同條第二項中「第三條」を「第二條第三項又は第三條」に改む

附 則
本令は公布の日より之を施行す但し第二條、第三條及第七條の改正規定は昭和十五年七月八日より之を施行す

暴利行爲等取締規則第二條第二項の規定に依る様式に關する件

昭和十五年六月廿四日
商工農林省告示第九號

一 價格に付價格等統制令第二條の適用に依り様式左の通定め昭和十五年七月八日より之を施行す

一 價格に付價格等統制令第二條の適用を受くる物品(第二號、第三號及第五號に掲ぐる物品を除く)に在りては

二 價格停止品又は
價格に付價格等統制令第二條の適用を受くる物品にして同令施行規則第三條第一項第二號に掲ぐるものに在りては

三 價格に付價格等統制令第三條第一項の規定に依る認可又は同條第二項の規定に依る處分ありたる物品に在りては協定價物品又は
四 價格に付價格等統制令第六條第二項の規定に依り定めたる法令に於て又は之に基き額を定め又は額の處分ありたる物品及同令第七條の規定に依り額の指定ありたる物品(第五號に掲ぐる物品を除く)に在りては
公定價格品又は
五 價格に付價格等統制令第二條第一項但書又は同令第七條第一項但書の許可ありたる物品に在りては
許可價格品又は

青少年雇入制限令

昭和十五年一月廿一日
勅令第三十六號

第一條 青少年の國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)第六條の規定に基く雇入制限は別段の規定ある場合を除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令に於て青少年と稱するは年齢十二年以上三十年未満の男子又は年齢十二年以上二十年未満の女子にして左の各號の一に該當せざるものを謂ふ
一、大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又は厚生大臣の指定する學校(養成所を含む)を卒業又は修了したる者

二 學校卒業者使用制限令第一條の卒業者にして前號に該當せざるもの

三 厚生大臣の指定する檢定若しくは試験に合格したる者又は厚生大臣の指定する免許を受けたる者

四 其の他厚生大臣の指定する者

第三條 男子たる青少年(以下男子青少年と稱す)は左の各號の一に該當する場合を除くの外之を雇入るることを得

一 男子青少年の雇員數が命令を以て定むる員數に滿たざる場合に於て其の員數に滿つる迄之を雇入るる場合

二 厚生大臣の指定する事業を營むる其の事業に使用すべき男子青少年の雇入に付命令の定むる所に依り地方長官の認可を受けたる場合

三 男子青少年を雇備し得べき總員數に付命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受けたる場合に於て其の員數に滿つる迄之を雇入るる場合

四 入營(應召の場合を含む以下同じ)を命ぜられたる青少年を解雇したる場合又は雇備する青少年の入營中雇備期間の滿了したる場合に於て其の青少年が退營(入營の際行ふ身體検査の結果歸郷を命ぜられたる場合を含む)したる日より三月以内に再び之を雇入るる場合

五 其の他命令を以て定むる場合

第四條 女子たる青少年(以下女子青少年と稱す)は左の各號の一に該當する場合を除くの外厚生大臣の指定する業務(以下指定業務と稱す)に使用する爲之を雇入るることを得ず

一 指定業務に使用する女子青少年の雇員數が命令を以て定むる員數に滿たざる場合に於て其の員數に滿つる迄之を雇入るる場合

二 指定業務に使用する女子青少年を雇備し得べき總員數に付命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受けたる場合に於て其の員數に滿つる迄之を雇入るる場合

三 其の他命令を以て定むる場合

第五條 地方長官第三條第二號の認可の申請に付不正又は虚偽の事實ありと認むるときは認可を取消すことを得

職業紹介所長第三條第三號又は前條第二號の認可の申請に付不正又は虚偽の事實ありと認むるときは認可したる員數を減少し又は認可を取消すことを得

第六條 厚生大臣又は地方長官は青少年の雇入に關し監督上必要な命令を爲すことを得

第七條 厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長は命令の定むる所に依り青少年の雇入に關し國家總動員法第三十一條の規定に基く報告を徴することを得

第八條 地方長官又は職業紹介所長必要と認むるときは青少年の雇入に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き當該官吏をして青少年を雇入れたる者又は雇入れんとする者の工場、事業場、事務所、店舗其の他の場所に臨檢し業務の狀況又は帳簿書類を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第九條 年齢十二年末滿の者を雇入れ引續き其の者を雇備する場合に於ては本令の適用に付ては其の者が年齢十二年に達する時に於て新に雇入るるものと看做す但し此の場合に於て命令の定むる所に依り新なる雇入に關し本令又は本令に基きて發する命令に依る認可の申請ありたるときは其の申請に對する認可又は不認可の處分ある時に新に雇

入るものと看做す

第十條 本令は左の各號の一に該當する事業(命令を以て定むるものを除く)に使用する爲又は船員として使用する爲青少年を雇入るる場合には之を適用せず

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業其の他の農業又は林業

二 動物の飼育又は水産動物の採捕 若しくは養殖の事業其の他の畜産業、養蠶業又は水産業

第十一條 本令は國、道府縣並に市町村及之に準ずべきもの其他命令を以て定むるもの青少年の雇入には之を適用せず

第十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に於ける女子青少年の雇入には之を適用せず

第十三條 本令中厚生大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし職業紹介所長とあるは朝鮮に在りては府尹、郡守又は島司、臺灣に在りては市尹又は郡守(澎湖廳に在りては廳長)、樺太に在りては樺太廳支廳長、南洋群島に在りては南洋廳支廳長とし道府縣とあるは朝鮮に在りては道、臺灣に在りては州又は廳、南洋群島に在りては南洋群島地方費とす

附則

本令は昭和十五年三月一日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年九月一日より之を施行す

本令施行の際現に第三條第二號の事業を營むる者は本令施行後六十日間を限り同條同號の認可を受けたるものと看做す

第九條の規定は本令施行前年齢十二年末滿の者を雇入れ引續き其の者を雇備する場合に於ては之を適用せず

(參照) 昭和十三年四月一日法律第五十五號 國家總動員法抄錄

第六條 或は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り從業者の使用、雇入若しくは解雇又は賃金其の他の勞働條件に付必要なる命令を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若しくは帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

昭和十三年公 五月四日勅令第三百十七號は南洋群島に於ける國家總動員に關する件なり

物品税法

昭和十五年三月二十五日 法律第四十號

第一條 左に掲ぐる物品にして命令を以て定むるものには本法に依り物品税を課す

第一種 甲類

- 一、寶石若しくは半寶石又は之を用ひたる製品
- 二、眞珠又は眞珠を用ひたる製品
- 三、貴金屬製品又は金若しくは白金を用ひたる製品
- 四、釐甲製品

- 五、珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品
- 六、毛皮又は毛皮製品
- 七、羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

乙類

- 八、時計
- 九、文房具
- 十、身邊用細貨類
- 十一、化粧用具
- 十二、喫煙用具
- 十三、帽子、杖、鞭及傘
- 十四、靴及トランソ
- 十五、靴及履物
- 十六、書畫及骨董
- 十七、室内裝飾用品
- 十八、玩具
- 十九、運動具
- 二十、照明器具
- 二十一、電氣器具及瓦斯器具
- 二十二、圍碁及將棋用具
- 二十三、家具
- 二十四、漆器、陶磁器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの
- 二十五、貴金屬を鑲し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの
- 二十六、皮革製品にして別號に掲げざるもの
- 二十七、織物、メリヤス、レース
- 二十八、果物
- 二十九、菓子
- 三十、盆栽、盆石及鉢植類
- 三十一、愛玩用動物及同用品

第二種 甲類

- 一、寫眞機、寫眞引伸機、映寫機
- 二、寫眞用の乾板、フィルム及感

光紙

- 三、蓄音器及同部分品
- 四、蓄音器用レコード
- 五、樂器、同部分品及附屬品
- 六、雙眼鏡及隻眼鏡
- 七、銃及同部分品
- 八、藥莖及彈丸
- 九、ゴルフ用具、同部分品及附屬品

乙類

- 十、娛樂用のモーターボート、スカーフ及ヨット
- 十一、撞球用具
- 十二、ネオン管及同變壓器
- 十三、喫煙用ライター
- 十四、乗用自動車
- 十五、化粧品
- 十六、ラヂオ聴取機及同部分品
- 十七、受信用真空管、擴聲用增幅器及擴聲器
- 十八、扇風機及同部分品
- 十九、暖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ
- 二十、冷蔵庫及同部分品
- 二十一、金庫及鋼鐵製家具
- 二十二、シャンプー及洗粉
- 二十三、紅茶、珈琲及其の代用物
- 二十四、嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く

第三種

- 一、燐寸
- 二、飴、葡萄糖及麥芽糖

同一物品にして第一種及第二種に該當するものは之を第二種とし、甲類及乙類に該當するものは之を甲類とす

第二條 物品税の税率左の如し

甲類 物品の價格百分の二十

乙類 物品の價格百分の十

第二種 甲類

物品の價格百分の二十

乙類

物品の價格百分の十

第三種

燐寸 千本に付 五錢

一 麥芽糖化の方法に依り製造したる飴 百斤に付 二圓

二 其の他の飴並に葡萄糖及麥芽糖 百斤に付 二圓五十錢

第三條 前條の價格は第一種、第二種、第三種の物品に付ては製造場より移出する時の價格とす但し保稅地域より引取らるる第一種又は第二種の物品にして引取人より税金を徴收するものに付ては引取の際に於ける價格とす

前項の價格及燐寸の本數の計算に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第四條

物品税は第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より移出せられたる物品の價格又は數量に應じ製造者より之を徴收す但し保稅地域より引取らるる物品に付ては命令を以て定むる場合を除くの外引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取人より之を徴收す

第五條

物品税は第一種第十六號及第三十號に掲ぐる物品に付ては其の物品が入札其の他競争の方法に依り賣買せらるる場合にして命令を以て定むる場合に限り之を課す

前項の場合に於ては其の札元又は之に準ずべき者が小賣業者として當該物品を販賣するものと看做す

第六條 製造場以外の場所に於て販賣の爲化粧品、シャンプー、洗粉又は嗜好飲料を容器に充填し又は改裝するときは之を化粧品、シャンプー、洗粉又は



下部の數字は年鑑の年號であつて例へば⑨は昭和九年版年鑑に掲載されてあることを示す

重要物産同業組合法 明治卅三年三月法律第三五號、大正五年三月法律第一五號改正

同 施行規則 大正五年五月省令第八號、大正七年七月省令第二四號改正、大正九年八月省令第二五號改正

同 第十條の四第三項の規定による重要輸出品の種類 大正七年七月告示第二四〇號追加、同十月告示第三三號追加

同 重要物産同業組合及同聯合會の取扱に關する件

同 同業組合準則 明治十七年十一月達第三七號、明治卅五年五月省令第六號改正

同 化粧品取締規則 昭和七年八月警視廳令第二四號、昭和十三年七月同第二號改正

同 含鉛白粉禁止法令 昭和九年十二月内務省令第三五號

同 昭和十年二月朝鮮總督府令第三號

同 賣藥部外品取締規則 昭和七年七月内務省令第二五號

同 各廳府縣施行細則

嗜好飲料の製造と看做す

第七條 左に掲ぐる場合に於ては嗜好飲料、飴、葡萄酒又は麥芽糖は之を製造場より移出したるものと看做す

一 嗜好飲料を製造場内に於て飲用したるとき

二 飴、葡萄酒又は麥芽糖を製造場内に於て飴、葡萄酒又は麥芽糖以外の製品の原料として使用したるとき

第八條 第一種の物品の小賣業者は毎月其の販賣したる物品に付其の品名毎に數量及價格を記載したる申告書を、第二種の物品の製造者は毎月其の製造場より移出したる物品に付其の品名毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第九條 小賣業者が其の販賣したる第一種の物品の返還を受けたる場合に於ては命令の定むる所に依り返還を受けたる月分以降の税額より其の物品に課せられたる物品税に相當する金額を控除す製造場より移出したる第二種の物品を同一製造場内に戻入したる場合亦同じ

第十條 物品税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし但し第四條但書の場合に於ては引取の際之を納付すべし

第十一條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け他の製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る第二種又は第三種の物品に付ては第四條の規定を適用せず

第十二條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第十三條 左に掲ぐる物品に付ては命令の定むる所に依り物品税を免除す

第十四條 物品税を課せられたる飴、葡萄酒又は麥芽糖を原料として製造したる菓子、糖果其の他命令を以て定むる物品を輸出したるときは輸出者に對し命令の定むる所に依り其の原料として使用したる飴、葡萄酒又は麥芽糖に付課せられたる物品税に相當する金額を

第十五條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第十六條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第十七條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

以て定むる物品の製造の用に供する飴、葡萄酒又は麥芽糖

前條第三項の規定は前項の物品にして政府の指定したる期間内に移出先若は引取先に移入せられたるものの證明なきも又は移出先若は引取先に移入前其の用途を變更せられたるものに付てを準用す

第一項の物品を移出先又は引取先に移入後其の用途を變更したる場合に於ては其の場所を以て製造場と看做し移出先又は引取先の營業者を以て製造者と看做す

第一項第三號の規定に依り物品税の免除を受けたる飴、葡萄酒又は麥芽糖を使用して菓子、糖果其の他命令を以て定むる物品を製造したる者が之を政府の指定したる期間内に輸出したることを證明せざる場合に於ては製造者より直に其の物品税を徴収す但し災害其の他已むことを得ざる事由に因り滅失したるものに付政府の承認を受けたるときは此の限に在らず

第十三條 左に掲ぐる物品に付ては命令の定むる所に依り物品税を免除す

第十四條 物品税を課せられたる飴、葡萄酒又は麥芽糖を原料として製造したる菓子、糖果其の他命令を以て定むる物品を輸出したるときは輸出者に對し命令の定むる所に依り其の原料として使用したる飴、葡萄酒又は麥芽糖に付課せられたる物品税に相當する金額を

第十五條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第十六條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第十七條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第十八條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第十九條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第二十條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第二十一條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

第二十二條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

警視廳令 昭和七年第二三號、昭和十年第二四號改正 ⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮

京都府令 昭和七年七二號

大阪府令 昭和七年五五號

神奈川縣令 昭和七年六八號

兵庫縣令 昭和七年四九號

長崎縣令 昭和八年三號

新潟縣令 昭和七年七九號

埼玉縣令 昭和七年五九號

千葉縣令 昭和十年一五號

茨城縣令 昭和七年三三號

群馬縣令 同年三二號

栃木縣令 同年七八號

奈良縣令 同年三一號

三重縣令 同年五一號

愛知縣令 同年一〇〇號

山梨縣令 同年四〇號

滋賀縣令 同年三五號

岐阜縣令 昭和八年一九號

長野縣令 昭和七年五九號

福島縣令 昭和八年一六號

岩手縣令 昭和七年二〇號

青森縣令 同年六五號

秋田縣令 昭和八年三三號

宮城縣令 昭和九年二一號

福井縣令 昭和七年五二號

石川縣令 同年三五號

富山縣令 同年三五號

鳥取縣令 明治廿三年二〇號、昭和三年五二號改正、昭和九年三八號

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

下の交付金を交付することを得

第十五條 第一種の物品の小賣業を営まんとする者又は第二種若は第三種の物品を製造せんとする者は命令の定むる所に依り政府に申告すべし其の小賣業又は製造を廢止せんとするとき亦同

第十六條 第一種又は第二種又は第三種の物品の製造者又は販賣者は命令の定むる所に依り其の製造、貯蔵又は販賣に關する事實を帳簿に記載すべし

第十七條 收税官吏は第一種、第二種又は第三種の物品の製造者又は販賣者に對し質問を爲し又は左に掲ぐる物件に付検査を爲し若は監督上必要の處分を得

第十八條 詐偽其の他不正の行爲に依り物品税を遁脱し又は遁脱せんとしたる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徴收す但し罰金額が二十圓に満たざるときは之を二十圓とす

第十九條 左の各號の一に該當する者は二百圓以下の罰金又は科料に處す

第二十條 第八條第一項又は第二項の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者

第二十一條 政府に申告せずして第一種の物品の小賣業を営み又は第二種若は第三

種の物品を製造したる者
前項第二號に規定する者に付ては直に其の小賣したる第一種の物品又は製造したる第二種若は第三種の物品に對する物品に對する物品税を徴收す

第二十二條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第二十三條 本法に於て保稅地域とは關稅法に定むる保稅地域を謂ふ

第二十四條 關稅定率法第七條第十七號の規定は第十二條第一項第三號の規定に依り物品税を免除せられたる餡、葡萄酒若は麥芽糖を原料として製造し又は第十四條の規定に依り交付金を交付せられたる菓子、糖果其の他命令を以て定むる物品に對しては之を適用せず

第二十五條 自己又は其の家族の用にのみ供する第二種の物品又は餡を製造する者には當該物品に付本法を適用せず

第二十六條 本法は昭和十五年四月一日より之を施行す但し第十四條の規定は昭和十五年四月三十日以前の輸出に係る菓子、糖果其の他命令を以て定むる物品に付ては之を適用せず

第二十七條 第九條の適用に付ては支那事變特別稅法に依り課せられたる物品税は之を本法に依り課せられたる物品税と看做す

第二十八條 支那事變特別稅法第四十八條第一項、第四十九條第一項又は第五十條第一項の規定の適用を受けたる物品は各第十一條第一項、第十二條第一項、又は第十三條第一項の規定の適用を受けたるものと看做す

第二十九條 支那事變特別稅法第三十八條に掲ぐる第一種の物品の小賣業を営む者又は同第二種若は第三種の物品の製造を爲す者にして同法に依り其の旨を申告したるものは本法施行の日に於て本法に依り申告したるものと看做す

第三十條 本法施行前より引續き琥珀製品、象牙製品、七寶製品、菓子、盆栽、盆石及鉢植類並に愛玩用動物及同用品の小賣業を営む者若は本法施行後一月以内其の旨を政府に申告するときは本法施行の日に於て本法に依り申告したるものと看做す

第三十一條 第一條に掲ぐる第二種又は第三種の物品の製造者又は販賣者が本法施行の際製造場又は保稅地域以外の場所に於て左の各號の一に該當する物品を所持する場合に於ては其の場所を以て製造場其の所持者を以て製造者と看做し之に物品税を課す此の場合に於ては本法施行の日に於て其の物品を製造場より移出したるものと看做し第一號の物品に付ては第一條各號に掲ぐる品名毎に價格三千圓餡葡萄酒又は麥芽糖に付ては一萬斤を超ゆる部分に付第

愛媛縣令 昭和十年四月八號

高知縣令 昭和八年二月九號

福岡縣令 同年三一號

大分縣令 昭和七年六月六號

熊本縣令 同年四七號

宮崎縣令 昭和八年

鹿兒島縣令 同年二五號

沖繩縣令 昭和七年二六號

北海道廳令 同年三七號

賣藥法 大正三年三月法律第一四號、大正五年六月法律第四一號改正

同 施行規則 大正三年八月內務省令第一六號、昭和五年九月第二九號、同七年七月第二八號、同十年七月第四三號、同十一年三月第六號改正

臺灣賣藥類似品營業取締規則 大正元年府令第一七號

毒物劇物營業取締規則(摘要) 明治四十五年內務省令第五號、昭和七年省令第二六號改正

同 改正 昭和十年內務省令第四四號

第四五號

藥種製藥毒劇物營業試驗手数料改正の件 昭和十年十月勅令第二九六號

同 內務省令第六二號、同年十一月警視廳令第二五號、同第二六號

美容術營業取締規則 昭和五年七月警視廳令第二一號、昭和六年六月第一三號改正、昭和七年十一月同第四一號改正、昭和十年七月同第一三號改正、同年十二月二九號改正

物品販賣價格取締規則 昭和十三年七月商工省令第五六號、同第六八號改正

價格等統制令 昭和十四年十月勅令第七〇三號

同 施行規則 昭和十四年十月閣令第一三號

愛媛縣令 昭和十年四月八號

高知縣令 昭和八年二月九號

福岡縣令 同年三一號

大分縣令 昭和七年六月六號

熊本縣令 同年四七號

宮崎縣令 昭和八年

鹿兒島縣令 同年二五號

沖繩縣令 昭和七年二六號

北海道廳令 同年三七號

賣藥法 大正三年三月法律第一四號、大正五年六月法律第四一號改正

同 施行規則 大正三年八月內務省令第一六號、昭和五年九月第二九號、同七年七月第二八號、同十年七月第四三號、同十一年三月第六號改正

臺灣賣藥類似品營業取締規則 大正元年府令第一七號

毒物劇物營業取締規則(摘要) 明治四十五年內務省令第五號、昭和七年省令第二六號改正

同 改正 昭和十年內務省令第四四號

第四五號

藥種製藥毒劇物營業試驗手数料改正の件 昭和十年十月勅令第二九六號

同 內務省令第六二號、同年十一月警視廳令第二五號、同第二六號

美容術營業取締規則 昭和五年七月警視廳令第二一號、昭和六年六月第一三號改正、昭和七年十一月同第四一號改正、昭和十年七月同第一三號改正、同年十二月二九號改正

物品販賣價格取締規則 昭和十三年七月商工省令第五六號、同第六八號改正

價格等統制令 昭和十四年十月勅令第七〇三號

同 施行規則 昭和十四年十月閣令第一三號

二條に規定する税率に依り算出したる税額と支那事變特別税法第三十九條に規定する税率に依り算出したる税額との差額を以て其の税額とし命令の定むる所に依り其の物品税を徴收す

一 第一條に掲ぐる第二種第一號乃至第十五號の物品にして同條各號に掲ぐる品名毎に價格三千圓を越ゆるもの

二 飴、葡萄酒又は麥芽糖にして合計斤數一萬斤を越ゆるもの

前項の製造者又は販賣者は第二種の物品に付ては其の品名毎に數量、價格及貯藏の場所、飴、葡萄酒又は麥芽糖に付ては其の品名毎に數量及貯藏の場所を本法施行後一月以内に政府に申告すべし

〔參照〕

明治三十二年三月十四日法律第六十一號關稅法抄錄

第三十四條 輸入貨物は輸入免許を受けたる後に非ざれば之を引取ることを得ず但し當該官吏の認可を得税金の擔保として金錢を提供したるときは輸入貨物の引取を爲すことを得

明治四十三年四月十五日法律第五十四號關稅定率法抄錄

第七條 左の物品には輸入税を免す

十七 輸出したる物品にして五年以内に輸入せられ輸出の時の性質及形狀を變ぜざるもの但し

酒類、酒類、砂糖及第八條又は第九條に依り輸入税の免除

又は拂戻を受けたる物品を除く

昭和十三年三月三十日法律第五十一號支那事變特別稅法抄錄

第三十八條 物品税は左に掲ぐる物品にして命令を以て定むるものに之を課す

第一種 甲類(左記略す)

第二種 乙類(左記略す)

第三種 (左記略す)

同一物品にして第一種及第二種に該當するものは之を第二種とし、甲類及乙類に該當するものは之を甲類とする

製造禁止、販賣

制限除外規定

商工省農林省公示第十七號 昭和十五年十月七日

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書 又は第二條第一項但書の規定に依り地方長官の許可を受くべき場合左の通定む

一 關東州、滿洲及支那以外の地に輸出せらるる、こと明かなる物品を製造し又は賣渡す*場合

二 關東州、滿洲及支那以外の地に輸出するための輸出見本を製造する場合

三 外國般路船舶に備付くるための物品を造船事業者又は海運業者よりの注文に基き製造し又はこれに賣渡す場合

四 學術、試驗又は研究に必要な物品を學校、試驗所又は研究所よりの注文に基き製造し又はこれに賣渡す場合

五 試驗所又は研究所において製造する場合

六 機械工具又は時計の製造又は修繕に必要な貴石又は半貴石(人造品及び模造品を含む)を機械工具又は時計の製造業者又は修繕業者よりの注文に基き製造し又はこれに賣渡す場合

七 昭和十三年七月商工省公示第三百四十二號に依り定めたる法令に依り製造を禁止せられたる物品又はその中古

品を賣渡す場合

〔註〕*賣渡すとは限界價格を越えて居るとき及び既製の在庫品を賣る場合を指す。

鋼使用制限規則、白金使用制限規則、銑鐵鑄物製造制限に關する件、皮革使用制限規則、鋼製品の製造制限に關する件、鉛・亞鉛錫等使用制限規則、ゴムの使用制限に關する件、纖維製品製造制限規則の八商工省令。用材生産統制規則、兔毛皮使用制限規則の二農林省令

品を賣渡す場合

〔註〕*賣渡すとは限界價格を越えて居るとき及び既製の在庫品を賣る場合を指す。

鋼使用制限規則、白金使用制限規則、銑鐵鑄物製造制限に關する件、皮革使用制限規則、鋼製品の製造制限に關する件、鉛・亞鉛錫等使用制限規則、ゴムの使用制限に關する件、纖維製品製造制限規則の八商工省令。用材生産統制規則、兔毛皮使用制限規則の二農林省令

昭和十二年法律第二十九號第二條の規定に於て依り奢侈品等製造販賣制限規則左の通定む

奢侈品等製造販賣制限規則 第一條 物品の製造(加工を含む以下同じ)を業とする者は主務大臣の指定したる物品を製造することを得ず、但し主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官)の許可を受けたる場合及び當該物品指定の際、現に製造中のものについてはこの限りにあらず

奢侈品等製造 販賣制限規則

販賣制限規則

昭和十五年七月六日 商工農林省令第二號

第一條 物品の製造(加工を含む以下同じ)を業とする者は主務大臣の指定したる物品を製造することを得ず、但し主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官)の許可を受けたる場合及び當該物品指定の際、現に製造中のものについてはこの限りにあらず

第二條 物品の生産(製造及加工を含む以下同じ)または販賣を業とする者は主務大臣の指定したる年月日以後は左に掲ぐる物品及びその中古品を賣渡すことを得ず、但し主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官)の許可を受けたる場合はこの限にあらず

(一)前條の規定により主務大臣の指定したる物品

(二)他の法令により製造を禁止せられたる物品

貸金臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇五號

同 施行規則 同年厚生省令第三四號

同 労働局長通牒 昭和十四年十月勅令第七〇六號

同 施行規則 同閣令第十四號

同 退職積立金及退職手当法 昭和十一年法律第四十三號

電力調整令 昭和十四年十月勅令第七〇八號

同 施行規則 昭和十四年十月遞信省令第四六號

重要輸出品取締法 昭和十一年五月法律第二六號

輸出入品等に關する臨時措置に關する件 昭和十二年九月法律第九二號

臨時輸出入許可規則 同年十月商工省令第二三號

輸入石鹼取締規則 大正四年六月農商務省令第一〇號

輸出獸毛製刷子取締規則 大正十年八月農商務省令第二六號

關東州、滿洲國及び中華民國向輸出調整に關する件 昭和十四年九月商工省令第五三〇號

重要輸出品取締法施行規則改正 昭和十四年六月商工省令第二六號

輸出石鹼指定標準 同商工省令第一三三號

輸出刷子統制令 同年十一月商工省令第三一一號

商店法 昭和十二年三月法律第二八號

同 施行令 同年八月勅令第六一九號

同 施行規則 同年厚生省令第二十五號

臨時租稅增徴法 昭和十二年三月法律

たる物品（當該法令による製造の許可ありたるものを除く）

(三)主務大臣の指定したる物品前項第二號の他の法令は主務大臣これを定む第一項の規定は前條但書の許可を受け製造したる物品を賣渡しまたはこれを買受けて賣渡す場合及び第一項但書の許可ありたる物品を買受けて賣渡す場合にはこれを適用せず

第三條 主務大臣前條第一項の指定をなしたる場合において必要ありと認むるときは物品の生産または販賣を業とする者に對し同條同項の指定したる年月日前における同條同項に掲ぐる物品の賣渡しに關し賣渡數量または賣渡先の制限、その他必要な命令をなすことあるべし

第四條 物品の生産または販賣を業とする者は主務大臣の指定したる物品については主務大臣の定めたる規格または品質に該當するもの（價格等統制令第七條の規定により額の指定ありたる種類の物品にして主務大臣の指定したるものに付ては當該額の指定において定めたる規格または品質に該當するもの）を除くの外これを賣渡すことを得ず、但し主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）の許可を受けたる場合はこの限りにあらず

前項の規定は前項但書の許可ありたる物品を買受けて賣渡す場合にはこれを適用せず

第五條 第一條但書、第二條第一項但書または前條第一項但書の許可の申請は輸出せらるること明なる物品を製造しまた賣渡す場合その他やむを得ざる事由ある場合に限りこれをなすことを得第六條 前條の申請をなさんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書二通を主務大臣または地方長官に提出す

べし

(一)申請者の住所または主たる事務所所在地及び業務の種類
(二)製造または賣渡さんとする物品の名稱、品種及び數量（第四條第一項但書の許可を受けんとする場合にありては當該物品の規格または品質を併せ記載すべし）
(三)許可を受けんとする事由の詳細

主務大臣または地方長官必要ありと認むる時は前項の申請書を提出すべき者に對し前項の申請書の外必要な書類の提出を命ずることを得
前二項の規定により提出すべき申請書及び必要な書類にして主務大臣に提出すべきものは地方長官を経由すべし
第七條 委託製造、委託販賣その他何等の名義を以てするを問はず第一條、第二條または第四條の規定による禁止を免るゝ行為をなすことを得ず

第八條 第二條及び第四條の規定は物品の生産または販賣を業とする者當該物品を關東州滿洲及び支那以外の地に輸出する場合にこれを適用せず
〔附則〕 本則は昭和十五年七月七日よりこれを施行す
〔參照〕 昭和十二年九月十日公布法律第九十二號は輸出入品等に關する臨時措置に關する件なり

昭和省告示第三百三十九號
昭和省告示第七百六十六日
奢侈品等製造販賣制限規則第一條の規定に依り物品左の通指定す

染繪羽模様襦袢地及其の製品
染繪羽模様襦袢地及其の製品
（裾模様のものにして裾よりの高さ鯨尺二尺未滿又は袖裾よりの高さ鯨尺一尺三寸未滿の模様を附したるものを除く）
染繪羽模様襦袢地及其の製品

染繪羽模様襦袢地及其の製品
染繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品

（縫定紋を除く）を施したる織物及其の製品（帯地及帶を除く）
銀糸若は漆絲（模造品を含む）又は模造品たる金糸を用ひたる織物及其の製品（模造品たる金糸、銀糸又は漆絲を用ひたる帶地及帶を除く）
無線シホンベルベット及其の製品
ピロード縮緬及其の製品
絹レース地（交編を含む）及其の製品
指輪（昭和十五年七月省告示第三百四十二號に依り定めたる法令に依り製造を禁止せられたるものを除く）
腕輪（同）
首飾（同）
耳飾（同）
ネクタイピン（同）
身邊裝飾品たるベンダント（同）
ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トルマリン、ジルコン、ガーネット、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、ベリル、クリソライト、オパール、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土古古玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン又はヘマタイトの人造品及模造品、銀製品にして飲食用器具、厨房用器具、家具、什器、美術裝飾品、喫煙用器具、身廻用品、裝身具、牌盃、被服附屬金具、文房具若は玩具又は其の部分品たるもの

染繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品

織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品

織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品

織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品
織繪羽模様襦袢地及其の製品

第三號
北支事件特別稅法 同八月法律第六六號
同施行規則 同勅令第四一九號
支那事變特別稅法 昭和十三年三月法律第五一號
同施行規則 同勅令第二〇〇號
醫療關係者職業能力申告令 昭和十三年八月勅令第六〇〇號
廣告物取締法 明治四十四年法律第七〇號
同施行規則 大正三年四月警視廳令第一〇號、昭和二年一月、昭和七年十月改正
同施行規則 昭和十三年九月警視廳令第四七號改正
懸賞抽籤附販賣取締法規 明治四十二年八月内務省令第二〇號、大正十四年六月警視廳令第二六號、大正十四年六月内訓甲第一號、大正十四年十一月大阪府令第一一六號、同訓保第五二一號
御肖像に關する取締方 明治卅一年十二月内務省諭告
商品券取締法 昭和七年九月法律第二八號 同施行規則 ①—⑮

奢侈品等製造販賣制限規則は昭和十二年法律第九十二號の「輸出入品等臨時措置法」に基くもので、昭和十五年七月七日事變記念日をトして施行されたので、俗に七・七禁令といはれる。

一、戰時經濟の運営に緊要な資材、動力、勞力、燃料などが、戰時の國民生活上に不急不要な物品又は奢侈贅澤

奢侈品禁令の解説

奢侈品等製造販賣制限規則は昭和十二年法律第九十二號の「輸出入品等臨時措置法」に基くもので、昭和十五年七月七日事變記念日をトして施行されたので、俗に七・七禁令といはれる。

商工省告示第三百四十號
昭和十五年七月六日

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項の規定に依り物品並に當該物品及其中古品に付ての年月日左の通指定す

(物品及其の中古品に付ての年月日、昭和十五年十月七日)

物 品

白生地縮緬(壁織及チエニーを含む)にして一反(三丈物)に付販賣價格六十圓を越ゆるもの
白生地羽二重にして一反(三丈物)に付販賣價格五十圓を越ゆるもの
白生地絹にして一反(三丈物)に付販賣價格五十圓を越ゆるもの
白生地紗にして一反(三丈物)に付販賣價格五十圓を越ゆるもの
白生地縞子(縷子)にして一反(三丈物)に付販賣價格五十圓を越ゆるもの
銘仙にして一反(三丈物)に付販賣價格三十圓を越ゆるもの
御召にして一反(三丈物)に付販賣價格八十圓を越ゆるもの
絲織にして一反(三丈物)に付販賣價格八十圓を越ゆるもの
紬織にして一反(三丈物)に付販賣價格百二十圓を越ゆるもの
絹上布(明石縮を含む)にして一反(三丈物)に付販賣價格七十圓を越ゆるもの
麻上布にして一反(三丈物)に付販賣價格百二十圓を越ゆるもの
友禪染のものにして一反(三丈物)に付販賣價格八十圓を越ゆるもの
小紋染のものにして一反(三丈物)に付販賣價格八十圓を越ゆるもの
絞染のものにして一反(三丈物)に付販賣價格百圓を越ゆるもの

無地染のものにして一反(三丈物)に付販賣價格八十圓を越ゆるもの
裾模様にして一表に付販賣價格二百五十圓を越ゆるもの
丸帯地にして一本に付販賣價格三百五十圓を越ゆるもの
丸帯地以外の帯地にして一本に付販賣價格百五十圓を越ゆるもの
袴地にして一具分に付販賣價格六十圓を越ゆるもの
座蒲團地にして十枚取に付販賣價格七十圓を越ゆるもの

既製品又は半既製品たる銘仙長着にして一枚に付販賣價格四十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる銘仙羽織にして一枚に付販賣價格四十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる丸帯にして一本につき販賣價格百圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる丸帯以外の帯にして一本に付販賣價格六十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる袴にして一具に付販賣價格四十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる夜具にして一枚に付販賣價格七十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる座蒲團にして一枚に付販賣價格十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる友禪の四つ身にして一枚に付販賣價格七十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる和服用コートにして一枚に付販賣價格七十圓を越ゆるもの
半襟にして一掛に付販賣價格五圓を越ゆるもの
腰紐にして一筋に付五圓を越ゆるもの
帯揚、帯締又は腰帯にして一本に付販賣價格十圓を越ゆるもの

價格十圓を越ゆるもの
洋製地(オーバークート地並に毛製の婦人洋服地及び子供服地を含む)にして一平方米に付販賣價格十五圓を越ゆるもの
毛製以外の婦人洋服地又は子供服地にして一平方碼に付販賣價格五圓を越ゆるもの
有線シホンベルベツトにして幅二七吋長一碼に付販賣價格七圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる背廣服三つ揃冬物にして一着に付販賣價格八十圓を越ゆるもの

既製品又は半既製品たる背廣服三つ揃夏物にして一着に付販賣價格八十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる背廣服三つ揃冬物にして一着に付販賣價格百三十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる背廣服三つ揃夏物にして一着に付販賣價格百三十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる背廣服三つ揃夏物にして一着に付販賣價格百圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たるオーバークートにして一着に付販賣價格八十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たるオーバークートにして一着に付販賣價格五十圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる婦人洋服にして一着に付販賣價格六十圓を越ゆるもの
註文品たる婦人洋服にして一着に付販賣價格百圓を越ゆるもの
既製品又は半既製品たる子供服(オーバークートをを含む)にして一着に付販賣價格十圓を越ゆるもの

品等の製造販賣に充當されることを抑へて、これを戦時國民生活に必要な物品の生産の方へ廻はすため。
二、戦時下國民生活の刷新緊張を計る。
三、購買を抑制して、これによる餘剩購買力を貯蓄の強化、公債の消化に轉換させる。
四、規格外品の販賣を禁止、公定價格の維持勵行を圖る。

規則の要點
一、不急不要品、奢侈贅澤品として主務大臣の指定した物品の生産、製造販賣は禁止される。しかし物品の性質上全面的禁止を不適當とするものについては、主務大臣の定めた一定の販賣價格を超えたものについて販賣が禁止される。但し、輸出されることが明らかなるとき、その他やむを得ない事由あるものとして特に許可を受けた場合は除かれる。
二、他の法令、例へば銅使用制限規則、皮革使用制限規則などによつて製造を禁止されたものは、原則としてその販賣が禁止される。
三、公定價格の設定された物品について、主務大臣が物品を指定したとき、その公定價格の設定において定められてある規格、又は品質以外のものの販賣は禁止される。なほ公定價格の設定されてない物品についても、主務大臣が物品の規格又は品質を指定すると、同様に禁止される。但し、輸出されることが明らかなる場合、その他やむを得ない事由ある場合は例外である。
四、製造と販賣を禁止された物品でも、既に製造されたもの、及び製造中のものは、主務大臣の指定する一定期間を限り販賣できる。
五、委託製造、委託販賣その他如何

格二十圓を超えるもの
 註文品たる子供服(オーバーコートを含む)にして一着に付販賣價格三十圓を超えるもの
 莫大小のシャツにして一枚に付販賣價格十五圓を超えるもの
 莫大小のズボンにして一枚に付販賣價格十五圓を超えるもの
 ネットタイにして一本に付販賣價格四圓を超えるもの
 ワインヤツ(カッターを含む)にして一枚に付販賣價格十圓を超えるもの
 大人用靴下(男子長靴下及フルフアツンヨンス絹婦人長靴下を除く)にして一足に付販賣價格二圓五十錢を超えるもの
 子供用靴下にして一足に付販賣價格一圓五十錢を超えるもの
 ハンカチーフにして一枚に付販賣價格一圓を超えるもの
 手袋にして一双に付販賣價格五圓を超えるもの
 手皮製襟巻にして一枚に付販賣價格二百五十圓を超えるもの
 毛皮製以外の襟巻(マフラー及スカーフを含む)にして一枚に付販賣價格十五圓を超えるもの
 肩掛(シヨール)にして一枚に付販賣價格三十圓を超えるもの
 時計にして一箇に付販賣價格五十圓を超えるもの
 櫛、笄又は簪にして一箇に付販賣價格三十圓を超えるもの
 帶止にして一箇に付販賣價格三十圓を超えるもの
 カフスポタンにして一組に付販賣價格十圓を超えるもの
 バツクルして一箇に付販賣價格十圓を超えるもの
 ハンドバツグにして一箇に付販賣價格三十圓を超えるもの

眼鏡縁にして一箇又は一組に付販賣價格十五圓を超えるもの
 洋傘にして一本に付販賣價格二十五圓を超えるもの
 ステツキにして一本に付販賣價格十五圓を超えるもの
 草履にして一足に付販賣價格二十圓を超えるもの
 下駄にして一足に付販賣價格七圓を超えるもの
 靴にして一足に付販賣價格三十五圓を超えるもの
 書類入靴にして一箇に付販賣價格三十圓を超えるもの
 旅行用手提靴(バツグを含む)にして一箇に付販賣價格五十圓を超えるもの
 帽子(シルクハットを含む)にして一箇に付販賣價格二十圓を超えるもの
 香水にして一壺に付販賣價格五圓を超えるもの
 筆筒にして一棹に付販賣價格二百圓を超えるもの
 洋服筆筒にして一箇に付販賣價格百五十圓を超えるもの
 鏡臺(姿見を含む)にして一臺に付販賣價格六十圓を超えるもの
 座机にして一箇に付販賣價格五十圓を超えるもの
 座卓にして一箇に付販賣價格百圓を超えるもの
 火鉢(長火鉢を含む)にして一箇に付販賣價格百圓を超えるもの
 洋机、卓子にして一箇に付販賣價格百圓を超えるもの
 椅子にして一箇に付販賣價格七十圓を超えるもの
 長椅子にして一箇に付販賣價格百五十圓を超えるもの
 應接間洋家具セットにして一組(五箇以上のもの)に付販賣價格五百圓を超えるもの

もの
 花輪又は花束にして一箇に付販賣價格十圓を超えるもの
 寫真機にして一箇に付販賣價格五百圓を超えるもの
 三月節句用親王雛にして一對に付販賣價格五十圓を超えるもの
 三月節句用飾セツトにして一揃に付販賣價格二百圓を超えるもの
 五月節句用具足にして一揃に付販賣價格四十圓を超えるもの
 五月節句用兜にして一箇に付販賣價格四十圓を超えるもの
 五月節句用飾セツトにして一揃に付販賣價格二百圓を超えるもの
 羽子板にして一枚に付販賣價格十圓を超えるもの
 玩具にして一箇に付販賣價格十圓を超えるもの
 人形(衣裳附のものを含む)にして一箇に付販賣價格三十圓を超えるもの
 萬年筆にして一本に付販賣價格五圓を超えるもの
 シヤープペンシルにして一本に付販賣價格三圓を超えるもの
 アルバムにして一冊に付販賣價格五圓を超えるもの
 ダイヤモンド
 ルビー
 サファイヤ
 アレキサンドライト
 翡翠
 アクアマリン
 トールマリン
 ジルコン
 ガーネット
 クリツペリール
 トパーズ
 スピネル
 エメラルド

なる名義をもつてしても、本規則を免れるわけにゆかぬ。
 例外許可
 製造禁止、販賣禁止を例外として許可するのは二つの事由による場合である。

1、輸出されることが明らかな場合
 2、その他やむを得ない事由がある場合

1の場合の「輸出」といふのは圓アロツク向輸出の場合も包含してゐるのであるが、圓アロツク向の輸出の場合には種々の経済的事情があつて、彼れ考へあはせた上例外許可をされない場合もあるわけである。

2のやむを得ない事由として當局の考へてをるところは大體

A 輸出見本の製造
 B 藝術及び技術保存上特に必要な場合

C 神社、佛閣又は教會、或ひは公儀式祭典用の物品の製造及び販賣
 D その他真に必要やむを得ざる場合

等であるが、これらに該當する場合であつても必ずしも許可されるわけではなく、その間の事情が慎重に考慮された上で許可される。

禁止の規定
 1 製造の禁止
 これは商工省告示第三三九號によつて指定された物品が十五年七月七日から製造を禁止された。

2 販賣の禁止
 これは商工省告示第三四〇號によつて指定された物品が十五年十月七日から販賣を禁止された。この場合中古品も含まれてゐる。

他の法令に依る禁止
 第二條の第二號にある「他の法令に

依るもの」

依るもの」

ベリール
クリソライト
オパール
猫眼石
虎眼石
孔雀石
土古耳玉
月長石
青金石
クワンツアイト
ブラッドストーン
ヘマタイト
象牙

商工省告示第三百四十一號
昭和十五年七月六日

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項の規定に依り同條同項第一號に掲ぐる物品及其の中古品に付ての年月日左の通指定す

昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號に依り指定したる物品及其の中古品に付ては昭和十五年十月七日

商工省告示第三百四十二號
昭和十五年七月六日

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第二項の規定に依り法令左の通定め同條第一項の規定に依り當該法令に依り製造を禁止せられたる物品及其の中古品に付ての年月日左の通り指定す

法令 上掲法令に依り製造を禁止せられたる物品及其の中古品に付ての年月日

銅使用制限規則 昭和十五年十月七日
白金使用制限規則 同
銃鐵鑄物製造制限に關する件 同
皮革使用制限規則 同
鋼製品の製造制限に關する件 同
鉛、亜鉛、錫等使用制限規則 同
ゴムの使用制限に關する件 同
纖維製品製造制限規則 同

法規法令

商工省告示第十號
農林省告示第十號
昭和十五年七月六日

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第三號及同條同項の規定に依り物品及當該物品に付ての年月日左の通り指定す

物品 (メロン及苺を含む)

果實(メロン及苺を含む)
にして百匁に付販賣價格二圓を超えるもの 昭和十五年十月七日
詰合食料品にして一詰合に付販賣價格五圓を超えるもの 同

昭和十五年九月二日
商工省告示第五〇二號

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書の規定に依り地方長官に同條但書の許可の申請を爲すべき場合左の通り定む

一 子供用品の製造に用ふる爲裁斷したる織物生地に子供用品一箇分に付刺繡料金又は刺繡費五十錢以下の刺繡(銀絲若は漆絲又は模造品たる金絲銀絲若は漆絲を用ふる場合を除く、以下同じ)を施すとき

二 子供用品一箇分に付刺繡費五十錢以下の刺繡を施したる織物生地又は半既製品を以て子供用品を製造するとき

三 織物製品たる子供用品又は半既製品に一箇分に付刺繡料金又は刺繡費五十錢以下の刺繡を施すとき

四 半襟、帶締、袋物、テーパー掛若はテーパーセンター又は此等の半既製品若は生地に製品一箇分に付刺繡料金又は刺繡費一圓以下の刺繡を施すとき

五 製品一箇分に付刺繡料金又は刺繡費一圓以下の刺繡を施したる半既製品又は生地を以て半襟、帶締、袋物、テーパー掛若はテーパーセンター又は此等の半既製品を製造するとき

小麥粉等配給統制規則

昭和十五年八月八日
農林省令第六十五號

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定に依り小麥粉等配給統制規則左の通り定む

第一條 小麥粉等配給統制規則の指定するもの(指定小麥粉製造業者)は其の製造する小麥粉を農林大臣の指定する者(中央小麥粉配給機關)以外

の者に賣渡すことを得ず
中央小麥粉配給機關は其の取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め農林大臣の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第二條 中央小麥粉配給機關は地方長官の指定する者(地方小麥粉配給機關)以外の者に小麥粉を賣渡すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 指定小麥粉製造業者以外的小麥粉製造業者にして地方長官の指定するものは其の製造する小麥粉を當該道府縣の地方小麥粉配給機關以外の者に販賣(本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む)し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 地方小麥粉配給機關は其の取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め地方長官の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第五條 小麥粉を所有し又は賣渡の目的を以て占有する者は其の所有し又は占

より製造を禁止された物品」即ち、鋼使用制限その他の規則によつて使用制限を受けてある物品を、原材料として使用してある物品は、在庫品たるを、將又それらの制限規則の禁止を犯して、いはゆる闇で製造されたものとを問はず、十五年十月七日以後はすべて自働的に販賣が禁止されるに至つた。然しながら右各省令の規定によつて製造の許可を受けたもの(少量原料として特に製造許可があつたもの、如き)の販賣を禁止することは無意義であるから、かゝるものは本條の適用を受けぬことになつてなり、自由に販賣出来る。しかしこれらの物品と販賣を禁止されてある物品とを區別する必要があるので、特にこれらの物品については一定の證票を附けなければならぬ。

特免品

これらの「他の法令により製造を禁止された物品」は十五年十月七日以後販賣禁止となることになつてゐたが、本質的には贅澤品でないもので、手持品となつてゐるものは、販賣許可申請書を地方長官に提出して、昭和十六年八月三十一日までの販賣を認められることになつた。これは商工農林省告示による除外規定の第七項の規定に該當するものである。この許可されたものを「特免品」と稱する。

絶対不許可品

なほ禁令全體を通じて、絶対に販賣不可能なるもの、中業界關係品は左の通りである。

イ、指輪(玩具と認められるものを除く)腕輪、首飾、耳飾、ネクタイピン、身邊裝飾品たるペンダント、寶石類及びその人造品又は模造品、銀製品たる喫煙用器具、身廻用品、裝身具、被服附屬金具、象牙製品

有する小麦粉に付農林大臣より昭和十五年一月農林省告示第一號に掲ぐる販賣價格に依る買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之を賣渡すべし

第六條 小麦粉を原料とする物品の製造を業と爲す者は小麦粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品を製造することを得ず

第七條 農林大臣又は地方長官小麦粉又は小麦粉を原料とする物品の配給を統制する爲めに必要ありと認むるときは當該物品の製造を業と爲す者又は當該物品の賣買若し其の代理を爲す者に對し必要な命令を爲すことを得

第八條 小麦粉の製造設備の新設、増設又は改設を爲さんとする者は農林大臣の指定するものに在りては農林大臣、其の他のものに在りては地方長官の許可を受くべし

第九條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第七條に掲ぐる者より小麦粉又は小麦粉を原料とする物品の配給に關し必要な報告を徴することを得

附 則
本令は昭和十五年八月二十日より之を施行す

第一條の中央小麦粉配給機關の指定ある迄は指定小麦粉製造業者は農林大臣の指定する者の定むる小麦粉配給計畫に従ひ其の製造する小麦粉を賣渡すべし

前項の場合に於て指定小麦粉製造業者は地方小麦粉配給機關以外の者に小麦粉を賣渡すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限

に在らず
第二項の農林大臣の指定する者は小麦粉配給計畫を定め農林大臣の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

小麦粉製造業者は左に掲ぐる事項を本令施行の日より十日以内に指定小麦粉製造業者に在りては農林大臣に、其の他の者に在りては地方長官に届出づべし

一 小麦粉の製造設備の所在の場所、臺數、型式及製造能力
二 本令公布の日に於ける小麦及小麦粉の所有數量

〔參照〕
昭和十二年九月七日本法律第九十二號は輸出入品等に關する臨時措置に關する件及同十五年一月三十一日告示第一號は小麦及小麦粉販賣價格指定の件なり

澱粉類配給統制規則

昭和十五年八月十四日
農林省令第六十八號

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定に依り澱粉類配給統制規則左の通定む

第一條 澱粉類配給統制規則
るもの（以下指定品と稱す）の製造を業とする者若し其の組織する團體又は指定品を輸入若し移入したる者は左に掲ぐる場合を除くの外之を農林大臣の指定したる統制機關（以下統制機關と稱す）の斡旋に依るに非ざれば販賣（本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ）することを得ず

一 統制機關に販賣する場合
二 特別の事由に因り地方長官の許可を受けたる場合

第二條 統制機關は農林大臣の指示したる方法以外の方法に依り指定品を買受け販賣し又はその販賣の斡旋を爲すことを得ず

第三條 農林大臣の指定したる配給團體（以下配給團體と稱す）の團體員は統制機關より買受くる場合を除くの外統制機關の斡旋に依るに非ざれば指定品を買受くる（本令施行前に爲したる契約に依り受入る場合を含む以下同じ）ことを得ず

第四條 統制機關は指定品を原料又は材料とする物品の製造を業とする者（以下製造業者と稱す）に對し農林大臣の指示に従ひ割當票を交付すべし
統制機關は割當票の様式に付農林大臣の承認を受くべし

第五條 製造業者は割當票と引換ふるに非ざれば指定品を買受くることを得ず
第六條 製造業者に對し指定品を販賣する者は割當票と引換ふるに非ざれば之を販賣することを得ず

指定品を販賣する者は製造業者より割當票と引換へに買受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

第七條 何等の名義を以てするを問はず第五條又は前條第一項の規定に依る禁止を免るの行爲を爲すことを得ず

第八條 農林大臣は指定品の製造を業とする者若し其の組織する團體、指定品を輸入若し移入したる者、統制機關、配給團體若し其の團體員又は製造業者若し其の組織する團體に對し指定品の買受方法其の他指定品の配給統制上必要なる命令を爲すことあるべし

第九條 指定品を販賣したる者は毎月二十日迄に其の前月中に引換へたる割當票を統制機關に差出すべし

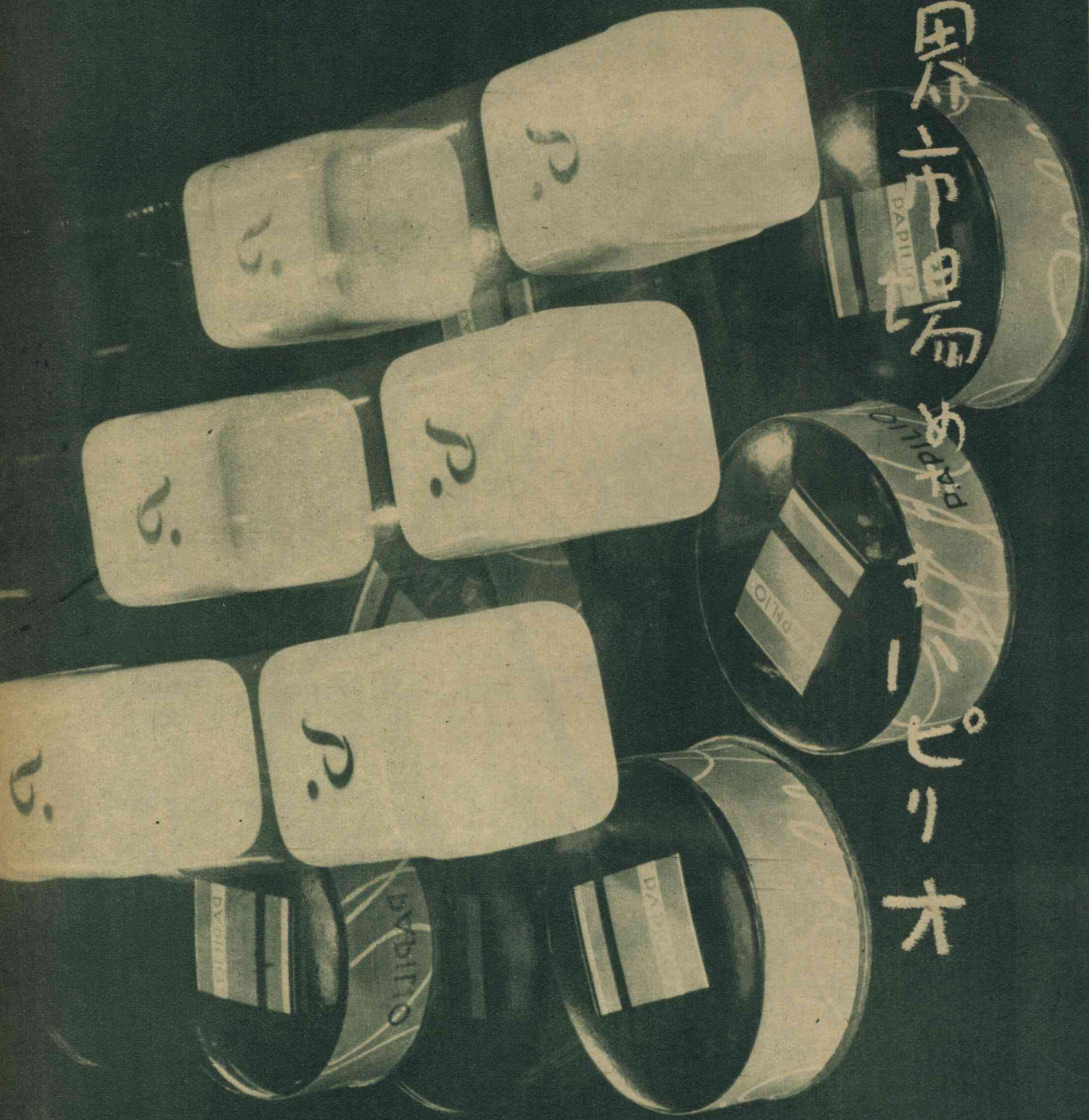
第十條 農林大臣は指定品の製造を業と

口、五圓を超える半襟及び腰紐、十圓を超える帶締、帶締又は腰帶、三十圓を超える櫛笄又は簪、三十圓を超える帶留、十圓を超えるカフスボタン、十圓を超えるバックル、三十圓を超えるハンドバッグ、五圓を超える香水
ハ、鉄鐵鑄物製品中の香水製造機械
銅製品中の腕輪、鏡臺金具、髹削用コップ、ヘヤーアイロン、鏡（工鐵業用のものを除く）
鋼製品中の香水製造機械

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第二項により十月七日より販賣禁止となる商品

- 一、銅使用制限規則による商品（真鍮、洋白、臙銀、白銅及赤銅等の銅合金を含む）
- アイロン、安全剃刀及容器、椅子、犬用金具、印形、印形入れ、インク入れ（インクスタンドを含む）打掛、腕時計バンド、腕輪、繪具用器、鉛筆金具、鉛筆削り、鉛筆箱、置時計、置物、桶、盥、簍、押板、帶留、オペラグラス、カーテン金具、カード立、カードリング、鏡金具、紙挾、花器、角砂糖挾、カクテルセット、樂譜臺、傘立、飾棚菓子型、菓子器、家庭用懐中電燈、家庭用冷蔵庫、鞆金具（蝶番及錠前を除く）、カフスボタン、畫紙、釜、藁口金具、髹飾品、蚊帳釣手、蚊遣器、カラ止、カラーボタン、カレンダー金具、皮剥器、玩具、觀賞用魚類容器、看板喫煙用器具（煙管、パイプ、ライター）灰皿、シガレットケース等）急須、鏡臺金具、金庫（手提金庫を含む）空氣銃、鎖（工業船舶用のものを除く）屑入れ、果物容器、靴下止金具、靴篋、頸

世田市相局めくーピリック



仕 御

を任責同共

袋化小
粧間物
物品問屋

九

森

本

本

店

東京市日本橋區横山町三丁目

電話 本局 六二〇九六二番
振替 東京

小間物
服飾品
雜貨問屋

さ

森

本

支

店

東京市日本橋區横山町七番地

電話 浪花 (67) 八二八番
振替 東京 一〇三三〇九八番
六六四番

紙文
工房
器具
算盤
盤墨
問屋

は

梶

商

店

電話 本局 七三〇三番
振替 東京 七三〇三番
九二〇八番

天狗印
メリヤス
花王靴下
洋品雜貨

問屋

五

森

田

商

會

東京市日本橋區横山町六番地角

電話 浪花 (67) 〇二九〇番
〇五三八番
振替 東京 六六六七番

は入

に命用御て以

……へ等店弊るず應



電話 浅草(84) 四一三九番
振替 東京 一四八九九二番
東京市浅草區藏前一丁目十三番地

伊藤商店

東京市浅草區藏前一丁目十三番地
電話 浅草(84) 四一三九番
振替 東京 一四八九九二番

東京市浅草區藏前一丁目十三番地

電話 浅草(84) 四一三九番
振替 東京 一四八九九二番

ハイアステ
ライオン
スリッパ
靴
糸
紐
リボン
スリッパ
材料



電話 浅草(84) 四一三九番
振替 東京 四八三五九番

須田商店

東京市浅草區浅草橋三丁目二十七番地
サンエス印
日本オリス
刺繍
縫製
資材
發賣
元

海王印
綿運布
加工
品
作業
其他
服
品



電話 浪花(6) 三二〇番
振替 東京 四七五九九番

東京市日本橋區横山町七番地
川口善朗商店

服装雜貨卸商



東京市浅草區藏前一丁目十三番地
伊藤商店

電話 浅草(84) 四一三九番
振替 東京 一四八九九二番

仕立 服 物 卸



電話 浅草(84) 四一三九番
振替 東京 一四八九九二番

東京市浅草區藏前一丁目十三番地

電話 浅草(84) 四一三九番
振替 東京 一四八九九二番

榮養化粧水
セルモン

養毛劑
モデナ

洗髮
モダン・シャンプー

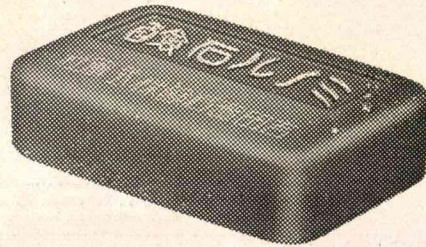
小瓶 四十五〇
大瓶 七十〇
中年期御婦人用二倍濃度
大瓶 圓三十五〇

圓五十〇
二圓五十〇

固形
一個入五〇
家庭用
七個入冊〇
粉製
二回分入十〇
日用
八回分入冊〇



三ノル石鹼



吉田實石鹼株式會社



三ノル靴油



吉田實石鹼株式會社



國產香料

一般化學合成香料
果實エッセンス香料
國產天然香料

豐玉香料製造所

所主 井 上 辰 藏

東京市芝區西芝浦四丁目一番地

電話 三田(45)一、七八七番
三田(45)一、七八八番

振替口座東京六三五八九番
受信畧號シバカオリ

第貳工場

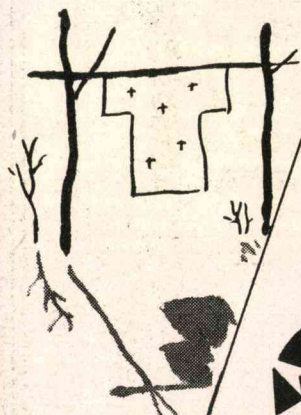
東京本所區江東橋三丁目九番地
電話本所(73)六、八〇七番

興津工場

靜岡縣興津町中宿
電話興津二五〇番



型 棒
角 長



流線型洗濯機

王子洗濯石鹼

東 京 王 子 石 鹼 株 式 會 社

香料



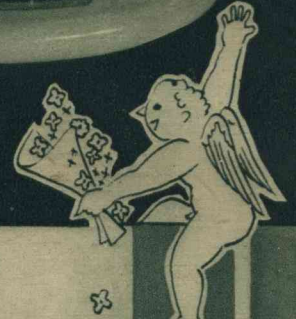
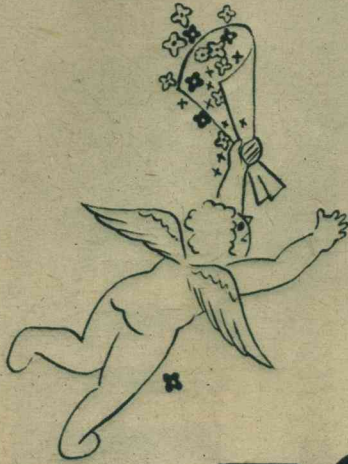
石 鹼・白 粉
ホマード・香 油
香 水・化粧 品
製 業 用・食 料 品

商 入 輸 直 料 原 香 芳

店 商 坂 宮

目 丁 三 町 本 區 橋 本 日 市 京 東
番 六 七 二 ・ 五 七 二 橋 本 日 話 電

● 養毛素コレステリン配合
● 純粹植物性 ●



柳屋ポマド

品質堅持の努力は
 酬ひられて……
 到る處愛用者の絶
 讚を賜る名品。

公定價格

別別大中小	型製瓶瓶瓶	圓六九七四	十五十五十五	〇〇〇〇〇
-------	-------	-------	--------	-------

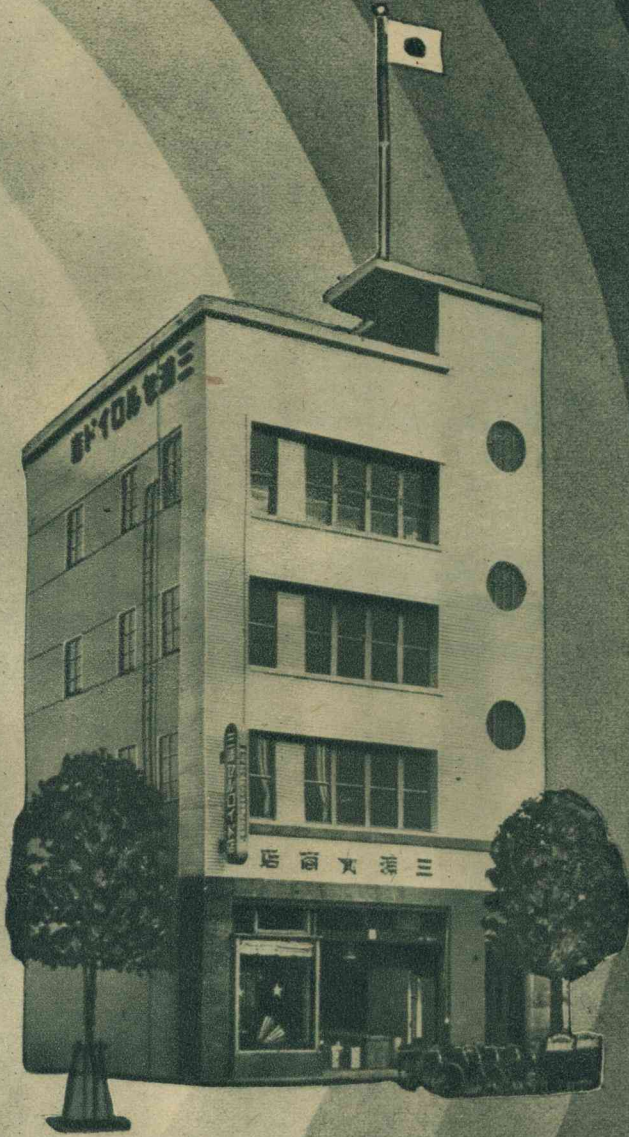
ド

柳屋本舖
 柳屋本店
 東京日本橋



大日本セルロイド株式会社特約店
セルロイド・ラクトロイド・生地・製品問屋

三浦督治商店



東京市草浅區草浅一丁目四番地
電話(84)四三二五・四三二六
振替口座東京一七三番
東京市向島區吾嬬町四丁目二番地
電話(74)三三五一 倉庫

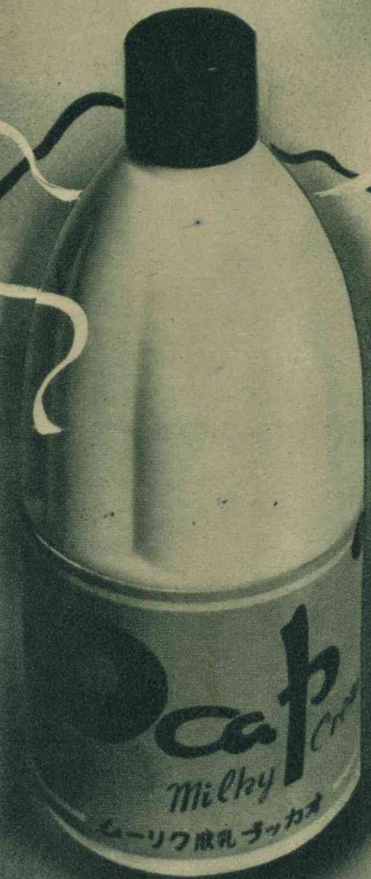
に線一第頭店御

！を品商のこつ放を彩異



健康美時代

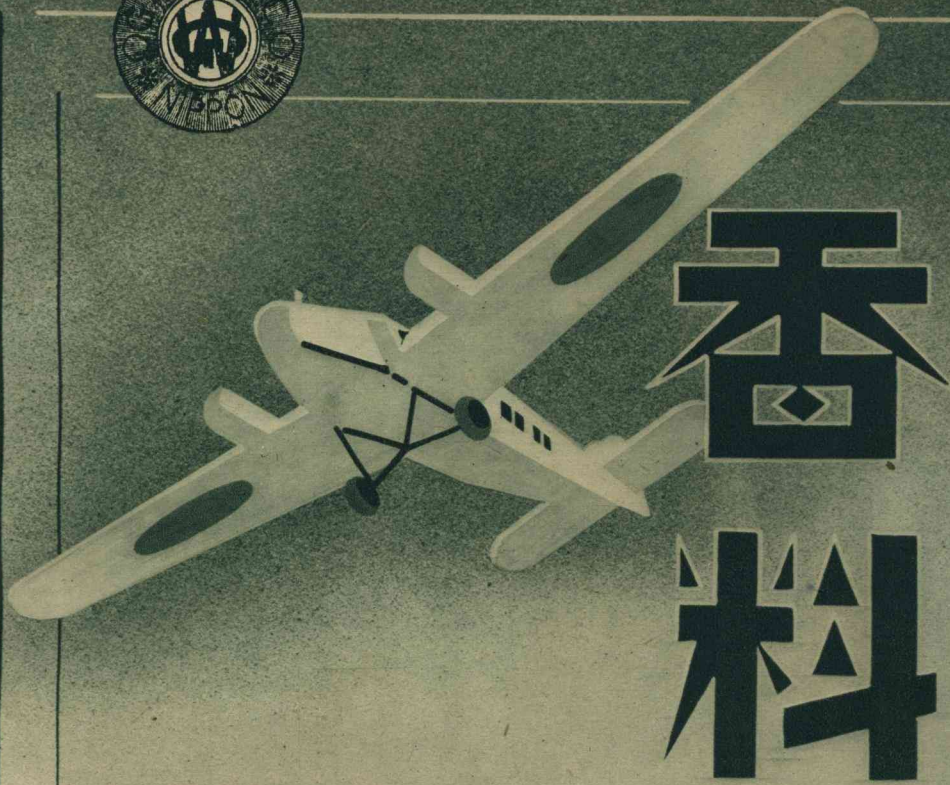
乳状クリームをあなたの店頭
第一線に進めて下さい。乳液
とクリームの両作用を兼ねお
肌の防護に健康美の強調に特
色ある製品として其眞價を認
められて居ります……………



たね兼を長特のムーリクと液乳

ムーリク^{乳状}ツッカオ

舖本料粧美ツッカオ
京東 店商郎三喜尾平 阪大



香料

株式會社

小川香料店

大阪市東區道修町二丁目四十五番地

電話北濱

六六六
一〇二〇

振替貯金口座大阪二九六番
受信略號【オサカニオイ】

香料商

小川商店

東京市日本橋區本町四丁目十五番地

電話日本橋(24)一六八〇番

振替貯金口座東京六〇七番

受信略號「日本橋局」トウケイ・ニオイ
取引銀行 住友銀行日本橋支店

大阪市東淀川區堀上通二丁目三十四番地

工場

小川化學香料株式會社

電話北七三二〇番

臺中州員林街三條坊一七〇

臺灣

小川香料産業株式會社

電話員林二三九番



この子が産む日
手紙を書いた
空へ送る
お母さんへ

竹編棒販賣店ノ大
商利ハ此ノ一扇ニ
アリマス。

即ち品質最上ト
新案ノ包装

新案製下ニ於テ
亦ハ必要ナル品
女子学校教員
用ノ品ト是ニ應ジ

(公定・協定價格表贈呈)

新案意匠ノ新包装、下ノ寫眞ノ通り「ケース」ノ
封ヲ破ラズニ現品質ノ觀識ガ出來マス



- 東京小間物雜貨卸商業組合員
- 同 縫針卸商業組合員
- 同 手藝裁縫用品卸商業組合員
- 同 卸卸商業組合員
- 同 刷子卸商業組合員
- 同 婦人子供洋裝附屬品卸商業組合員

不二印竹編棒發賣元
扇印竹製編棒發賣元
花コトバ印待針發賣元

總 關口次朗商店

東京市日本橋區横山町七
電話浪花(67)一三六〇番
振替口座東京五一九〇番
(小役員募集店則待遇方書送ル)

香料

東京市日本橋區本町四丁目二番地

小林鍵次郎商店

電話日本橋(24)一七九六番
三九〇一番

市川市市川以下一五七五番地

小林化學工業所

ソリノラ

ムーリクソーコオレク

クリーム
(コールド)

セットローション

スタイルセット

最新流行

リーデルクリーム

(パニシング)

獨逸專賣特許
ホルモン新劑



舖 本

所究研オレク

一四二ノ三川品北區川品市京東
番九七九一輪高話電

ユニオン香水

フケ、かゆみ、抜毛を
防ぎ頭髮に榮養を與へ
發毛を促進する絶品



舖 本

店 商 ン オ ニ ユ 屋 古

地 番 三 目 丁 四 町 叡 綱 區 橋 本 日 市 京 東
番 五 九 〇 六 (66) 町 場 茅 話 電
番 七 四 七 一 四 京 東 座 口 替 振

よい匂ひお肌の美を増す

し ぞん じ ユ ン 石 鹸

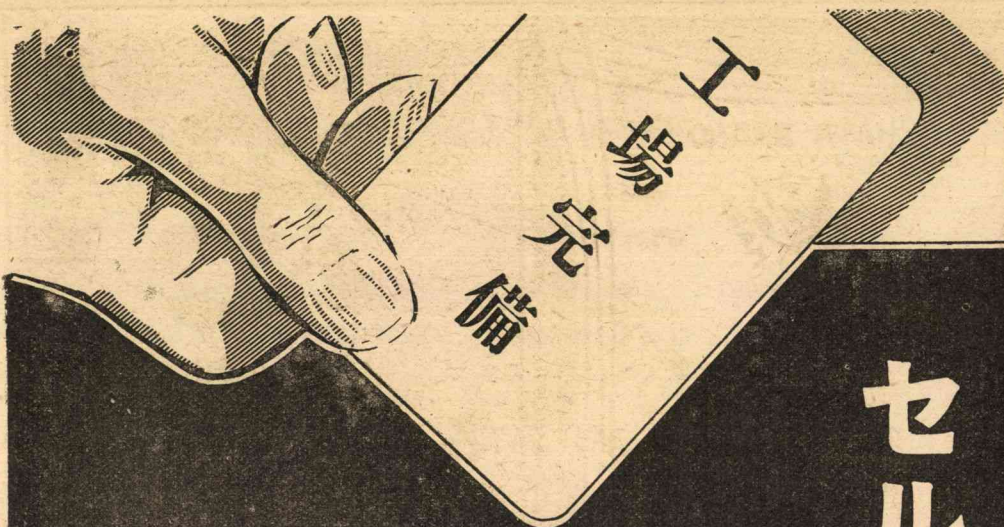
ず應に命用御の驗石製特り入名御

町場馬岸根西區子磯市濱横

會 商 和 成 式 株 舖 本
社 會

番 九 八 八 局 本 話 電

目 丁 三 町 路 淡 區 東 市 阪 大 所 張 出 販 大



セルロイド製

化粧用具

文房具

玩具雜貨

東京市淺草區柳橋二丁目一十二番地ノ二號

荻村龜太郎商店 會社 合名

電話淺草(84)三九四番 振替東京一五六一番

東京市東區龜戶町六丁目八十六番地

荻村セルロイド工場

電話墨田(74)四三〇番

HATA BRAND



東京製

セルロイド製品
ハブラシ・雑貨

シラブハ迎歡印タハ
ムーリック靴ントンシワ
双替ガメオ

元賣發

店商助之保永德會合社資

八町山横區橋本日京東
番一〇八二花浪話電

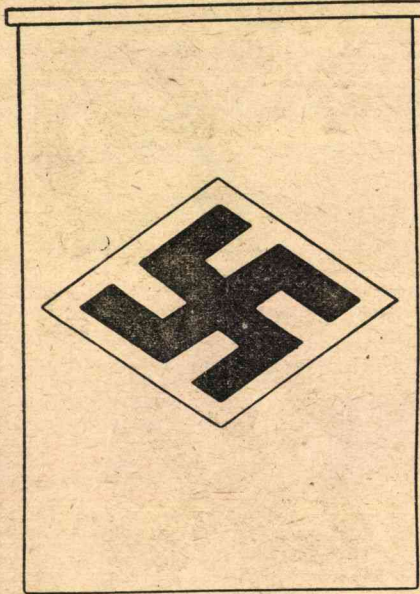
陸海軍御用品

忠勇ハブラシ

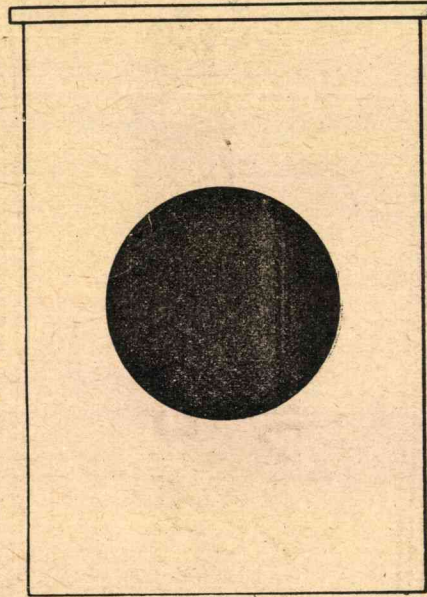
名實共に日本一

目丁三町喰馬區橋本日市京東
店支阪井舖本
目丁二町崎松區吉住市阪大
店本阪井

窮 無 壽 聖



商業報國



東 協 粧 會 京

井田西國堂

東京 本所

武孝商店

東京 巢鴨

合名 荇田商店

東京 品川

鈴木義明商店

東京 神田

純良國產香料

製造元
代々木化學工業資合會社

東京市澁谷區幡ヶ谷原町八九三

發賣元
曾田政治商店

東京市日本橋區本町四丁目

電話茅場町(66)六四二四・六四二五番
振替口座東京二九九六五番

香料部

電話四谷(33)二〇一八番

名聲品質
共に日本第一

おなじ知らぬ

純無鉛



印ワチウ赤

本舖
德田商店
東京市下谷區中清水町五

クロバールレモンクリーム

魅力ある若肌は

健康美は

クロバールほゝ紅

7色 .55

鮮麗な

クロバール口紅

6色 .45

.40
.55
.80

所給配京東料粧化一バロク

堂眞盛田脇

一地番七町山横區橋本日

番二四〇〇(67)花浪話電

會商葉三舖本

販大・京東

石鹼化粧品問屋

皆様の

會社 合資

脇田盛眞堂

東京市日本橋區横山町七番地一
電話浪花(67)〇〇四二番

あら毛赤毛染

若ぶ代

地番三日一前藏區草淺市京東
店商吉山舖本
番二八八二園 (84)草淺話電
番〇五八六
番二七三九一 京東 座口替振

強度美肌素・レシチン配合

⊗ 大 65 セン・小 40 セン

ラブニー雪肌クリーム

素肌美の
建設へ



本舗・東京・奥住商店





毛髪を濃
く強く美
しく生長
させる！

リポイド主剤・発毛促進養毛料

ミクログェン

¥ 2.80
¥ 5.00

一元發發
堂芳啓
町木駄干郷本京東

ヤツフエ博士發表
の新學說に據る！

ホルモンの母體であるリポイドが、毛髪の生育促進に力強い効果を齎らすといふことは、エル・ヤツフエ博士の生體實驗によつて、世界的に認識されてゐる處であります。

ミクログェンは、同博士發表の新理論に基き、毛髪の生成發育に有力なこのリポイドを應用してつくられた新毛髪劑で、薄毛、禿髮、悪性禿頭、抜毛等の豫防と發毛促進に、毛髪の強化と保護に、在來の刺戟的な方法と違つた特殊の藥効がありますので、毛髪の生育不調をもつ多くの人達に大層喜ばれて居ります。

藥用モンココ洗粉
 レオン洗顔クリーム
 ハリウツド化粧料
 藥用クレームアモンパヤ
 ココー美髮料
 テルミー化粧料
 伊豆椿頭髮香油
 シヤベトニツク化粧料
 蜂研化粧料
 イオス洗顔クリーム
 ユゼ洗粉
 ロビオ化粧料
 毛生美髮液加美乃素
 ミトモポマード

東京 本日 關東 及 大東 京發賣元

有名化粧品問屋

アキラ化粧料
 蜂研蜂蜜石鹼
 ユニード化粧料

發賣元

塚田合名會社

東京市本郷區湯島天神町三ノ十一
 電話 下谷 (83) 七二一五二六番
 振替東京七九一四四番

する者若は其の組織する團體、指定品を輸入若は移入したる者、統制機關、配給團體若は其の團體員又は製造業者若は其の組織する團體より指定品の配給統制上必要な報告を徴することあるべし

附則

本令は昭和十五年九月二十日より之を施行す

(參照)
昭和十二年九月十日
布法律第九十二號は輸出入品等に関する臨時措置に關する件なり

ニツケル使用制限規則

昭和十五年八月二十日
商工省令第六十二號

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定に依りニツケル使用制限規則左の通り定む

第一條 本則に於てニツケルとは金屬ニツケル、ニツケル鐵(フェロニツケル)其他ニツケルを含有する鐵を謂ふ)ニツケル合金、ニツケル合金銅(ニツケルの含有量千分の四未満のものを除く)及ニツケル化合物を謂ふ

第二條 ニツケルは之を左に掲ぐる物品又は其の部分品にして軍の註文に係る物品若は輸出品(關東州、滿洲又は支那に輸出するものを除く、以下同じ)又は其の部分品に非ざるもの、製造(又ハツキ其の他の加工及修理を含む以下同じ)に使用することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

三、机、卓子、椅子、寢臺、火鉢、貯

法 規 法 令

金箱、飾臺、呼鈴、郵便受箱、手摺把手、引手、蝶番、日除金具、錠前鍵その他の家具什器又は建築用附屬金具若は建築材料

九 燭臺、電氣スタンド、電燈笠、ソケット、懐中電燈その他の燈火用又は照明用器具(坑内用安全燈、電球導入線及反射鏡を除く)

十 洗濯用機械器具

十一 ミシン(工業用特殊ミシンを除く)、針、火慰斗、アイロンその他の裁縫用機械器具

十二 バリカン、剃刀、ヘアアイロン、廻轉椅子その他の理容用機械器具

十三 文鎮、インクスタンド、萬年筆(ペン先を除く)、シャープペンシル紙切、ナイフ、鉄、カレンダー、パレンチ、ホチキス、自動番號機、タイプライター、計算器、金錢登錄器その他の文具又は事務用器具

二十二 生花用具、刺繍用具、編物用具、盤景用具その他の手藝用器具

二十七 靴、スリッパ、トランクハンドバッグ、褄口、ステッキ、洋傘、化粧用具、化粧品容器、賣薬容器その他の身廻用品

二十八 髮飾、帶止、ブローチ、バッチ、指環、ボタン、カフスボタンその他の装身具又は被服履物附屬金具

三十一 煙草セツト、シガレットケース、ライター、灰皿その他の喫煙用器具

三十四 玩具及子供用乗物

三十九 左に掲ぐる物品又はその部分品を製造する専用機械器具

鐵釘(蹄釘を除く)、金網、菓子、清涼又は致酔飲料、香水、化粧品、石鹼、著音機用レコード、セルロイド及用製品、紙及同製品(バライタ

ペーパー等特殊の紙を除く)、刷毛及刷子、綿製又は麻製の綱、繩及綱帽子、マツチ、金屬箔、萬年筆、鉛筆及クレヨン

四十 前各號に掲ぐる物品の附屬品

第三條 ニツケルは之を前條各號に掲ぐる物品及其の部分品以外のものにして軍の註文に係る物品若は輸出品又は其の部分品に非ざるものメツキ用として使用する部分を得ず但し左に掲ぐる物品又は其の部分品のメツキ用として使用する場合は特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

一 醫療用機械器具

二 度量衡器、計量器、計器其の他の測定用機械器具

三 通信用器具(ラヂオ受信機を除く)

第四條 第二條但書又は前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし

一 製造する物品の名稱及數量

二 ニツケルの種類別使用數量

三 ニツケルを使用せんとする事由

前項の許可申請書を提出せんとする者當該物品又は部分品に關する工業組合又は工業組合聯合會の組合員又は所屬の工業者なる場合に於ては當該工業組合又は工業組合聯合會を經由して許可申請書を提出すべし

第五條 第二條各號に掲ぐる物品又は其の部分品にして軍の註文に係る物品若は輸出品又は其の部分品たるもの製造にニツケルを使用せんとする者は豫め左に掲ぐる事項を地方長官に届出づべし

一 製造工場名稱及所在地

二 製造する物品の名稱及數量

三 ニツケルの種類別使用數量

飾、クリツプ類、下駄又は草履の裏金化粧品又は化粧用具の容器(口金を含む)蹴板、裝飾金物、コーヒー沸し、格子及パンチングメタル、香水吹金具水入器、水挾、香爐、コップ、茶碗類並に同蓋、袴及臺、鑊、五徳、子供用乗物、コハセ、御飯蒸器、ゴルフ用具コンバクト、盃、棚、皿、絞タオル入れ、シャープペンシル、寫眞用三脚、寫眞立、十徳(臺十能を含む)漏斗狀差、賞牌、賞金、錠前の握玉、食器棚金具、燭臺、食卓、書狀計、書類入籠如露、炊事臺、水筒、吸取器、硯水入れ、スタンプ臺、ステッキ金具、ストロイ、ストロイ立、スプリン、止止、ズボン伸張器、ズボン吊金具、清涼櫃扇風器(工鑛業用のものを除く)洗面器、卓上呼鈴、玉子燒器、帳面金具(ルイブリフット等)筆筒、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶箱、机等の金具(蝶番及錠前を除く)痰壺、著音機、茶瀝し入れ、茶零し、茶托、茶壺茶道用風爐釜、茶焙じ、提灯金具、貯金箱、塵取、散蓮華、圖書用水筒及油壺、吊下手洗器、手提袋金具、電氣炬燵、電氣座布團、電氣七輪、電氣掃除器、電氣足温器、天火、トースター、桶受金物、トイレットペーパーホルダー、銅壺及柄杓入れ、銅像及銅牌、燈籠登山用アルコール焔燵、登山用アルコールドタンク、扉、トランク類金具(蝶番及錠前を除く)鳥籠、泥拭器、ナイフ、流臺、ナフキンリング、鍋、肉池標札類、ネクタイ止、ネクタイピン、灰落し、灰搔、蠅叩き、蠅張、灰飾、パケツ、破損止金具、バター、ジャム砂糖、ミルク等の容器、齒刷牙入れ、パレット、盆景用具類、ハンドバッグ引手及把手、髭剃用コップ、柄杓、美錠、火製斗、火箸、紐掛、被服用パン

四 製造する物品の相手方別販賣豫定數量

前項の規定は第二條各號又は第三條但書各號に掲ぐる物品及其の部分品以外のもので軍の註文に係る物品若しくは輸出品又は其の部分品たるものメツキ用としてニツケルを使用せんとする者に之を準用す

第六條 第二條各號に掲ぐる物品又は其の部分品にして軍の註文に係る物品又は其の部分品たるもの製造にニツケルを使用したる者又は當該物品若しくは部分品の註文者にして軍以外のものは當該物品若しくは部分品を消費し又は自己に註文を發したる者以外者に販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

前項の規定は第二條各號又は第三條但書各號に掲ぐる物品及其の部分品以外のもので軍の註文に係る物品又は其の部分品たるものメツキ用としてニツケルを使用したる者又は當該物品若しくは部分品の註文者にして軍以外のものに之を準用す

第七條 第二條各號に掲ぐる物品又は其の部分品にして輸出品又は其の部分品としてニツケルを使用して製造したるものを譲受けたる者は之を消費し又は本邦、關東州、滿洲若しくは支那に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

前項の規定は第二條各號又は第三條但書各號に掲ぐる物品及其の部分品以外のもので輸出品又は其の部分品としてニツケルを使用してメツキを施したるものを譲受けたる者に之を準用す

附 則
本則は公布の日より之を施行す

第二條及第三條の規定は本則施行の際現にニツケルを使用して製造中のものにて付ては之を適用せず

本則施行の際現にニツケルを使用して第二條各號に掲ぐる物品又は其の部分品の製造を爲すを業とする者並にニツケルを使用して第二條各號又は第三條但書各號に掲ぐる物品及其の部分品以外のものメツキを施すを業とする者は本則施行の日より二週間以内本則施行の日現在に於けるニツケルの種類別在庫數量を地方長官に届出づべし

銅使用制限規則第一條中「洋銀（洋白）、四分一（臙銀）、白銅及赤銅」を「四分一（臙銀）及赤銅」に改む
銑鐵鑄物の製造制限に關する件第一項中「銑鐵」を「銑鐵（ニツケルを含有するものを除く）」に改む

銅鋼製品の製造制限に關する件第一項中「鋼材（屑鋼を含む）」を「鋼材（ニツケルの含有量千分の四以上のものを除く）」又は其の屑若しくは故に改む
鉛、亜鉛、錫等使用制限規則中左の通改正す

第三條中「錫、アンチモン若しくはニツケル」を「錫若しくはアンチモン」に、「銅使用制限規則の適用を受くる銅合金を除く」を「銅使用制限規則の適用を受くる銅合金及ニツケル使用制限規則の適用を受くるニツケル合金を除く」に改む
第四條第二號及第三號中「錫、アンチモン若しくはニツケル」を「錫若しくはアンチモン」に改む

第五條中「アンチモン、ニツケル若しくは之等の金屬を用ひたる合金」を「アンチモン若しくは之等の金屬を用ひたる合金（銅使用制限規則の適用を受くる銅合金及ニツケル使用制限規則の適用を受くるニツケル合金を除く）」に改む
附則第三項中「錫、アンチモン若しくはニツケル」を「錫、アンチモン若しくはニツケル」に改む

ケル」を「錫若しくはアンチモン」に改む
前四項に掲ぐる命令中從前の規定は本則施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては本則施行後と雖も仍其の效力を有す

圓域輸出調整令

昭和十五年八月廿七日
商工省令第六十六號

昭和十二年法律第九十二號第一條及第三條の規定に依り關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件左の通定む

關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件

第一條 關稅定率別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるもの（以下指定輸出品と稱す）は商工大臣の指定したる者（以下調整機關と稱す）又は調整機關より輸出の委託を受けたる者に非ざれば之を關東州、滿洲又は支那に輸出することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第二條 調整機關指定輸出品を自ら輸出する場合に於ては豫め輸出品目、輸出價格及輸出先に付商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ調整機關指定輸出品を他人に委託して輸出する場合に於ては豫め左に掲ぐる事項を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

- 一 委託輸出手續に關する事項
- 二 委託輸出價格に關する事項
- 三 委託輸交代金の決済に關する事項
- 四 委託手数料に關する事項
- 五 其の他委託輸出の條件に關する事項

商工大臣必要ありと認むるときは前二項に掲ぐる事項の變更を命ずることあり

- 一、日除金具、フインガーホール、風鈴、フオーク、アツクベルト金具、筆洗、筆立（ペン立を含む）及筆架、布帛掛、フローチ、風呂桶及風呂蓋、文鏡、ペーパーナイフ、篋、ペン皿、ペン軸裝飾金具、簞、庖丁、盆、帽子縁等の掛金具、ボタン（スナツプを除く）
- 二、本立、窓開閉調整器、魔法瓶、萬年筆金具（ペン先を除く）、水差、耳飾、名刺、傳票等の刺器、目地、メニエー立メモ挾、物干器、藥罐、燒網、藥味入及藥味立、矢立、郵便受箱、床磨器、指輪、湯沸器、洋傘裝飾金具、楊枝入噴水金物、燒串、手水鉢、電球（導線を除く）、ナツトグラツカー
- 三、銑鐵鑄物の製造制限規則による商品

- 一、文鎮、茶道用風呂盆、花器、柱掛、風窓手摺、鉛筆削、水盤、額縁、窓枠分銅格子、インク壺、扇風機（工鐵用のものを除く）、茶卓、椅子、陳列臺、ホチキス、鏡臺、火消壺、菓子皿、瓦、金庫（手提金庫を含む）、貯金箱、煙草セツト、玩具、置物、帽子掛、紙屑箱、掃除器、本立（アツクエンドを含む）
- 二、シヤンデリヤ、机、卓子、寢臺、シヤツター用器、郵便受箱、ラヂエーター、ガストロープ、電氣ストロープ、鐵瓶、五徳、卓上呼鈴、名刺刺及傳票刺。
- 三、皮革使用制限規則による商品
- 四、イ、牛革を使用したもの
- 五、靴、馬具、自轉車又は自動車、サドル、調帶、パツキング、運動用具、革靴。
- 六、口、牛革、馬革、羊革、鯨革、豚革、鯨革を使用したもの
- 七、草履、スリツパ其他の履物（鼻緒及爪革を含む、但し靴を除く）靴、ト

るべし
第三條 第一條の規定は指定輸出品にして左の各號の一に該當するものに付ては之を適用せず
一 御料品
二 本邦に來遊する外國の元首及其の一族並に其の從者に屬する物品
三 本邦に派遣せられたる外國の大使公使其の他之に準ずべき使節、大使館若しくは公使館の館員又は領事に屬する自用品及在本邦外國大使館、公使館又は領事館に屬する公用品
四 官廳の輸出に係る物品
五 軍隊又は軍人に向け發送する慰問品
六 手荷物、引越荷物又は船用品
七 博覽會に出品する爲輸出する物品
八 關稅定率法第八條第一號、第三號第七號又は第八號の規定の適用を受けたる物品
九 販賣以外の目的を以て輸出し且其の原價五十圓を超えざる物品
第四條 調整機關より輸出の委託を受けたる者當該指定輸出品を輸出せんとするときは其の委託を受けたることを證する書面を當該稅關又は郵便局に提示すべし
第一條但書の規定に依り商工大臣の承認を受けたる者當該指定輸出品を輸出せんとするときは商工大臣の承認を受けたることを證する書面を當該稅關又は郵便局に提示すべし
第五條 調整機關より輸出の委託を受けたる者當該指定輸出品の輸出を爲したるときは遲滞なく其の品名、數量及價格を記載したる書面に委託輸出の條件に従ひ輸出したることを證する書類を添附し調整機關を経由し之を商工大臣に提出すべし
第六條 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐ

る物品にして商工大臣の指定したるもの(以下指定輸入品と稱す)は調整機關又は調整機關より輸入の委託を受けたる者に非ざれば之を關東州、滿洲又は支那より輸入することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず
第七條 調整機關指定輸入品を自ら輸入する場合に於ては豫め輸入品目、輸入價格及輸入先に付商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ調整機關指定輸入品を他人に委託して輸入する場合に於ては豫め左に掲ぐる事項を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ
一 委託輸入手續に關する事項
二 委託輸入價格に關する事項
三 委託輸入代金の決済に關する事項
四 委託手数料に關する事項
五 其の他委託輸入の條件に關する事項
第八條 第六條の規定は指定輸入品にして左の各號の一に該當するものに付ては之を適用せず
一 第三條第一號乃至第三號及第六號に規定する物品
二 官廳の輸入に係る物品
三 博覽會に出品する爲輸入する物品
四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又は第八號の規定の適用を受け輸入する物品
五 販賣以外の目的を以て輸入し且其の原價五十圓を超えざる物品
第九條 調整機關より輸入の委託を受けたる者當該指定輸入品を輸入せんとするときは其の委託を受けたることを證する書面を當該稅關又は郵便局に提示すべし
第六條但書の規定に依り商工大臣の承認を受けたる者當該指定輸入品を輸入せんとするときは商工大臣の承認を受けたることを證する書面を當該稅關又は郵便局に提示すべし
第十條 第六條、第七條及前條の規定は第六條の規定に依る物品の指定ありたる際現に輸入契約済の指定輸入品の輸入に付ては之を適用せず
附則
本令は昭和十五年九月二日より之を施行す
〔參照〕
昭和十二年九月十日法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件ナリ

賃金統制令

勅令第六百七十五號
昭和十五年十月十六日

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ第六條の規定に基く賃金の統制は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る
第二條 本令に於て勞務者と稱するは左の各號の一に該當する事業に雇傭せられ勞働に従事する者又は他人に雇傭せられ厚生大臣の指定する勞働に従事する者を謂ふ但し命令を以て定むる者を除く
一 鑛業、砂鑛業、石切業其の他鑛物採取の事業
二 物の製造、加工、淨洗、選別、包装、修理又は解體の事業(電氣、瓦斯又は各種動力の發生、變更又は傳導を爲す事業及水道の事業を含む)

ラング、ランドセル、リュックサック、圍糞、其他の携帯用具、マント、外套、上着、ズボンその他の衣類、帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆其他の衣類附屬品、ハンドバッグ、鞆口、紙入、煙草入、名刺入、筆入其他の袋物、眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、運動具入其他の容器、水筒紐、時計腕革、其他の紳革、首輪、引紙鞭其他の家畜用具(但し馬を除く)
椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團其他の家具什器、書籍及帳簿、アルバム其他の文房具、張革、吊革其他の車輛用品。
四、ゴムの使用制限規則による商品
總ゴム長靴、總ゴム短靴、(雨靴、オーパーシユエズ及豆靴を含む)草履及下駄(鼻緒及爪革を含む)スリッパ、手袋(醫療用のものを除く)衣服用ベルト、ラバリエーム、手摺ベルト、マツト、デスクシート、家具用キヤツプ、クツシヨシヨシ、ガーデンホース、ゴムバンド、絲ゴム、空氣枕、スポンチ玩具、海水浴用具、運動用具、チューリングラム。
五、鋼製品の製造制限規則による商品
文鎮、鉛筆削、貯金箱、靴篋、シガラツト、墨汁罐、灰皿、コンパクト、化粧箱、墨汁罐、フオーク、茶卓、皿、菓子罐、天火、置物、花器、本立(アツクエンドを含む)、ペーパーナイフ、バンド金具、煙草セット、ライター、鏡、石鹼箱、繪具箱、食卓用ナイフ、スプーン、盆、菓子器、魔法壺、布帛掛、置時計、火鉢、椅子、卓子、戸棚(ロツカガを含む)掃除器、如露、備付用手洗器、家庭用電熱器、電氣スタンド、鳥籠、紙屑箱、泥拭器、風窓、シヤツター用器、手摺、机、棚、帽子

三 土木、建築其の他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊又は其の準備の事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機に依る旅客又は貨物の運送の事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫に於ける貨物の取扱の事業

六 土地の耕作又は開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しは伐採の事業其の他の農業又は林業

七 動物の飼育又は水産動物の採捕若しは養殖の事業其の他の畜産業、養蠶業又は水産業

八 物品の販賣又は保管の事業

第三條 本令に於て賃金と稱するは賃金給料、手當、賞與其の他名稱の如何を問はず勞務者を雇備する者（以下雇備主と稱す）が勞働の對價として支給する金銭、物其の他の利益を謂ふ

賃金の全部又は一部が金銭以外の給與其の他の利益なるときは其の評價に關し必要なる事項は厚生大臣之を定む

第四條 命令を以て定むる雇備主は命令の定むる所に依り賃金規則を作成し勞務者に周知せしむべし之を變更したるとき亦同

第五條 前條の雇備主は賃金規則に依り賃金の支拂を爲すことを要す但し命令を以て定むる場合に於ては此の限に在らず

第六條 第四條の雇備主は同條の規定に依り賃金規則を作成したるときは十四日以内に國家總動員法第三十一條の規定に基き之を地方長官（東京府に在りては警視總監以下同じ）に報告すべし之を變更したるとき亦同

第七條 地方長官は賃金規則に記載したる事項が本令若しは本令に基きて發する

命令又は之に基きて爲す處分に違反し又は著しく不當と認むるときは雇備主に對し之が變更を命ずることを得

第八條 厚生大臣は賃金委員會の意見を聽き賃金算定方法又は賃金支拂方法に關し賃金統制上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

第九條 厚生大臣又は地方長官は賃金委員會の意見を聽き一定の勞務者に付最低賃金を定むることを得

雇備主は前項の最低賃金の定ある勞務者に付其の最低賃金の額を下る賃金を以て之を雇備することを不得

第十條 厚生大臣又は地方長官は賃金委員會の意見を聽き一定の勞務者に付最高初給賃金を定むることを得

雇備主は前項の最高初給賃金の定ある勞務者に付其の者の雇入の日より命令を以て定むる期間其の最高初給賃金の額を越ゆる賃金を以て之を雇備することを不得

前項の賃金の範圍は命令を以て之を定む

第十一條 厚生大臣又は地方長官は賃金委員會の意見を聽き一定の勞務者に付最高賃金を定むることを得

雇備主は前項の最高賃金の定ある勞務者に付其の最高賃金の額を越ゆる賃金を以て之を雇備することを不得

前項の賃金の範圍は命令を以て之を定む

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項の規定は命令を以て定むる場合には之を適用せず

第十三條 厚生大臣又は地方長官賃金に對し高額に失すと認めらるるものあるときは其の額の引下に付雇備主に對し命令を爲すことを得但し最高初給賃金

又は最高賃金の定ある勞務者の賃金に付ては此の限に在らず

第十四條 雇備主は左に掲ぐる勞務者以外の勞務者に對し命令を以て定むる期間に支拂ふ賃金の總額が厚生大臣又は地方長官の定むる平均時間割賃金に其の就業時間の總數を乗じて得たる額の合計額を越ゆるときは命令を以て定むる所に依り豫め地方長官の認可を受くべし

一 其の者に支拂ふ賃金に付第十五條の認可ありたるもの

二 請負單價又は請負歩合及賃金算定方法に付第十六條の規定に依り認可ありたる請負賃金制に依る賃金を以て雇備するもの

三 第十七條の規定に依り認可ありたる初給賃金及昇給の規程に依り雇入れ又は其の賃金を増すべきもの

四 前各號に掲ぐるものの外命令を以て定むるもの

前項の賃金の範圍、平均時間割賃金及就業時間に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第十五條 雇備主は地方長官の認可を受け一定の勞務者に支拂ふ賃金に付單位生産量に對する額を定むることを得此の場合に於ては其の一定の勞務者に對し支拂ふ賃金の總額は其の單位生産量に對する額に生産量を乘じて得たる金額を越ゆることを不得

第十六條 雇備主は請負單價又は請負歩合及賃金算定方法に付地方長官の認可を受けたるときは其の請負賃金制に依る賃金を以て勞務者を雇備することを得但し第九條第二項第十條第二項又は第十一條第二項の規定の適用を妨げず

第十七條 雇備主は一定の勞務者の初給賃金及昇給の規程に付地方長官の認可を受けたるときは其の規程の適用ある

掛、塵取、盥、湯タンポ、シャヤンテリヤ、ラツアシェード、衣裳入箱、傘立履物裏金、痰壺、扉格子、窓枠分銅、郵便受箱、玩具、スケート用具、劍道用面、鐵亞鈴、樂器、競技用障幕物、運動靴用スパイク、登山用ヒツケル、獵銃、蓄音器及蓄音器用針、活動寫眞機、金網（工鑛業用のものを除く）、ガス器具（營業用及醫療用のものを除く）扇風機（工鑛業用のものを除く）

陳列器具、ネームプレート、ネオンサイン用具、子供用乗物、投擲用砲丸、鐵槌、圓盤及槍、野球用マスク、鐵漕艇艇用クラツチ、庭球用ネット、ゴルフ用品、メガホン、空氣銃、樂譜臺及タクト、幻燈機、籠類、金庫（手提金庫を含む）、ストーブ、卓上呼鈴、冷藏庫（醫療用のものを除く）、名刺刺及傳票刺、ホチキス、パンチ、理容用機械器具（バリカン及剃刀を除く）

六、鉛、亞鉛、錫等使用制限規則による商品

（鉛、亞鉛、錫、アンチモン、ニツケル等を用ひたる合金を含む）

茶器、酒器、菓子器、その他の飲食用器具、錫、釜、湯沸その他の厨房用具、火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺その他の家具什器、手摺、把手、蝶番その他の建築用附屬金具、置物、花器、賞盃、函物その他美術裝飾品、煙草セツト、シガレットケース、灰皿その他の喫煙用具、ハンドバック、化粧用具、化粧品容器その他の身廻用品、髪飾、帶止、ブローチ、紐、釦その他の裝身具

七、白金使用制限規則による商品

裝飾用品、裝身器、身廻品、文房具、什器の製造（加工及修理を含む）

八、兔毛皮使用制限規則による商品

勞務者に付其の規程に依り之を雇入れ又は其の賃金を増すことを得

第十八條 地方長官は左の場合に於ては前四條の規定に依る認可を取消すことを得

一 詐偽又は不正の手段に依り認可を受けたるものなるとき

二 認可の條件に違反したるとき

三、認可後の事情に著しき變更ありたるとき

第十九條 厚生大臣は賃金委員會の意見を聽き手當、實物給與、賞與又は臨時の給與の種類又は額に關し賃金統制上必要な命令を發することを得

第二十條 厚生大臣は勞務者に對する物品の販賣又は其の委託の方法に依り事實上賃金の額が増減せらるる處ある場合に於て命令の定むる所に依り雇傭主に對し勞務者に對する物品の販賣又は其の委託に關し必要な命令を發すことを得

第二十一條 雇傭主相互間に於て又は厚生大臣若しくは地方長官の指定する組合若しくは團體に於て賃金の協定を爲し地方長官の認可を受けたるときは其の雇傭主又は其の組合若しくは團體の組合員若しくは團體員(組合又は團體を組織する組合又は團體の組合員又は團體員を含む以下同じ)たる雇傭主の爲す雇傭に於ては其の協定に依るべし但し命令を以て定むる場合に於ては此の限に在らず

第二十二條 賃金の協定は左の事項に付之を爲すことを得

一 最低賃金

二 最高初給賃金

三 最高賃金

四 定額賃金制に於ける定額給

五 請負賃金制に於ける保證給又は單位時間給

六 請負賃金制に於ける請負單價、請

七 手當

八 實物給與

九 昇給規程

十 其他命令を以て定むる事項

第二十三條 賃金の協定にして最低賃金の額を下り又は最高初給賃金若しくは賃金の額を超ゆるものに付認可ありたるときは其の協定したる事項に付ては各第九條第二項、第十條第二項又は第十一條第二項の規定は之を適用せず

賃金の協定にして第十五條、第十六條又は第十七條の事項に關するものに付認可ありたるときは其の協定したる事項に付ては各第十五條、第十六條又は第十七條の規定に依る認可を受けたるものと看做す

第二十四條 賃金の協定を爲したる雇傭主又は組合若しくは團體に於て其の協定を廢止し又は其の内容を變更せんとするときは地方長官の認可を受くべし

第二十五條 地方長官賃金の協定存する場合に於て賃金統制上必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り協定に加はらざる雇傭主又は協定を爲したる組合若しくは團體の組合員若しくは團體員に非ざる雇傭主に對し協定に従ふべきことを命ずることを得

第二十六條 地方長官は賃金統制上必要ありと認むるときは賃金委員會の意見を聽き賃金の協定に付第二十一條の規定に依り爲したる認可を取消すことを得

地方長官前項の規定に依り賃金の協定に付爲したる認可を取消したる場合に於て必要ありと認むるときは賃金の協定に代るべき定を爲すことを得

前項の規定に依り地方長官の爲したる定は第二十一條の規定に依り地方長官の認可したる賃金の協定と看做す

第二十七條 地方長官は雇傭主又は第二十一條の規定に依り指定せられたる組合若しくは團體に對し期限を指定したる第二十二條各號に掲ぐる事項に關し賃金の協定を爲すことを促すことを得

雇傭主又は組合若しくは團體に於て前項の期限内に賃金の協定を爲さず又は期限内に協定を爲すも協定に付認可を得ざりしときは地方長官は賃金委員會の意見を聽き協定に代るべき定を爲すことを得

前項の規定に依り地方長官の爲したる定は第二十一條の規定に依り地方長官の認可したる賃金の協定と看做す

第二十八條 厚生大臣は勞務供給業者の供給する勞務者の賃金に關し本令に定むるものの外賃金統制上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第二十九條 同一の工場、事業場、事務所其の他の場所に於て當時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主は命令の定むる所に依り賃金臺帳を作成し其の工場、事業場、事務所其の他の場所に備置くべし

第三十條 賃金の統制に關する重要事項を調査審議せしむる爲賃金委員會を置く

賃金委員會に關する規程は別に之を定む

第三十一條 厚生大臣又は地方長官は國家總動員法第三十一條の規定に基き賃金の狀況に關し報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、事務所其の他の場所に臨檢し帳簿書類を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第三十二條 本令は國又は道府縣には之を適用せず

第三十三條 國内産の兔毛皮(アンゴラ兔及レッツキス兔を除く)製品

九、纖維製品製造制限規則による商品ステープルファイバー織物、ステープルファイバー英大小生地、毛織物の三商品は左に掲ぐる以外は販賣禁止となる

一、ステープルファイバー織物(毛丸重量割合に於て一割以上含むものを除く)中

小幅白木綿、金巾、天竺、粗布、三綾、四綾、細綾、細布、小倉

セフアー、サージ、モスリン、スレーキ、ギャバジン、雲齋、縐子

八丈、ホプリン、アロイド、變織斜子織、ビツケ、ベロア、コイル

天、ギンガム、ネル、セル、シヅラ、寒冷紗、クレツプ、アロツク

サツカー、タオル敷布、風呂敷、ガッセ、縹帶、毛布、蚊帳生地、

ヌーフ帆布、別珍、苧地、縮木綿夜具地、緋、織色木綿、丸紡、手

染中形用生地、機械捺染用生地、裏地、カラー生地、擬麻布、班布

北布、ズック、家具用裂地、マフラ、フット地、ガラ紡織服地、ス

・フ麻交織服地、羽根布用用生地、座布圍地、兒服地、襖地、緞通、

モール織、三笠織、シル織、モケツト、大和織

二、ステープルファイバー英大小生地

吊及トンプキン生地、兩面生地、フライス生地、臺丸生地、フレン

チ生地、小横生地、大横生地、丸ゴム生地

三、毛織物(毛を重量割合に於て一割以上含むものを謂ふ)中

サージ、服地、ボーラー、クレバネット、セコニー、アルパカ裏地

本令は國際條約又は之に基く協定中賃金に關する定あるとき其の制限に牴觸する場合に於ては之を適用せず

第三十三條 本令中地方長官とあるは内地に於て鑛夫(砂鑛業に於ける鑛夫に準ずべき者を含む以下同じ)に關するものに於ては鑛山監督局長とす

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官とあるは賃金の協定の效力が二以上の道府縣(内地に於て鑛夫に關するものに於ては二以上の鑛山監督局長の管轄區域)に及ぶ場合は厚生大臣とす

第三十四條 本令中厚生大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす

第三十五條 本令中賃金委員會に關する規定は南洋群島には之を適用せず

第三十六條 本令は昭和十五年十月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年七月一日より之を施行す

第三十七條 本令施行前從前の罰則を適用すべかりし行爲に於ては仍從前の例に依る

第三十八條 本令施行の際現に存する從前の規定に依り定むる未經驗労働者の初給賃金の最低額は第九條の規定に依り定むる最低賃金と看做し其の最高額は第十條の規定に依り定むる最高初給賃金と看做す

第三十九條 本令施行の際現に存する賃金臨時措置令第十五條の規定に依る組合又は團體の指定は第二十一條の規定に依る組合又は團體の指定と看做す

第四十條 本令施行の際現に存する賃金臨時措置令第十五條の規定に依り許可を受けたる勞務者の基本給、賃金基準に依り認可したる賃金の協定と看做す

第四十一條 本令施行の際現に存する賃金臨時措置令第十六條第一項の規定に依る定にして勞務者の基本給又は賃金基準の最高額に關するものは第十一條の規定に依り定むる最高賃金と看做す

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第二十五條第一項及第二十七條第一項の規定は船員に關するものを除く外當分の内仍其の效力を有す但し賃金の總額に付第十四條の規定に依る制限を受つべき勞務者の賃金に於ては同條の平均時間割賃金定まりたるときは其の效力を失ふ

前項の規定は命令を以て別段の定を爲すことを妨げず

第十條の最高初給賃金若は第十一條の最高賃金定まりたるときは又は賃金の協定に付認可ありたるときは各其の限度に於て第一項本文の規定に拘らず賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項の規定は第十四條の平均時間割賃金、第十條の最高初給賃金若は第十一條の最高賃金定まりたる時又は賃金の協定に付認可ありたる

時迄に爲したる行爲に關する罰則の適用に於ては仍其の效力を有す

第四十三條 賃金臨時措置令は船員に關するものを除く外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年六月三十日迄其の效力を有す但し同日以前に爲したる行爲に關する罰則の適用に於ては同日後と雖も仍其の效力を有す

第四十四條 本令施行の際第十九條の規定に依り發する命令に關しては同條中賃金委員會に關する規定は之を適用せず

〔參照〕 昭和十三年四月一日法律第五十五號 國家總動員法抄錄

第六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り從業者の使用、雇入若は解雇又は賃金其の他の勞働條件に付必要なる命令を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

價格等統制令改正

勅令第六百七十七號 昭和十五年十月十六日

價格等統制令中左の通改正す

第二條第三項に左の但書を加ふ

但し閣令の定むるものが判定困難なる場合に於て價格等の受領者の申請あるときは行政官廳に於て其の額を指示し其の指示額を以て指定期日に於ける額とす

第六條の二 前條に規定する場合を除く

蕨地、ラシヤ、肩掛、毛布、角卷

暴利行爲等取締規則の解説

主な沿革 暴利取締令は大正六年米騒動の際に農商務省令として發令されたの端を發してある。事變勃發後、昭和十二年八月、昭和十三年七月の二回にわたつて改正され、この改正において商品に對する「價格表示規則」が生れたのであつた。次に昭和十四年十二月全面的改正が行はれ、名も「暴利行爲等取締規則」と改められたが、更に十五年六月その一部が改正された。

改正の要點

▽昭和十四年十二月の主要改正點
①適用品目に制限がなくなつたこと
換言すれば、前の暴利取締令は二十九品目を擧げて、その物品に就いて適用するといふ列舉主義であつたが、今度はあらゆる物品について適用される。
②罰則が改正されて從來の戒告處分がなくなり、違反があると直ちに規定罰則が適用される。
③價格等統制令との關係性を明白にしたこと。暴利取締令當時は九・一八の物價抑止令との關係が不分明であつたが、この點が明瞭にされた。
④經過規定が設けられ、暴利取締令によつて處罰されたものは新規則施行後もその效力を生ずる。

▽昭和十五年六月の主要改正點

①何人と雖も不當の報酬を得て物品の「販賣の媒介」のみならず、「賣買の媒介」を爲すことが出來ぬ。
②公定、協定、停止價格などの表示をしなければならぬこと。
③物品の名稱、銘柄、規格、品質、

の外主務大臣の指定する特殊の物の價格等に付ては其の受領者に於て閉令の定むる所に依り其の額に付行政官廳の認可を受くべし此の場合に於ては其の物の價格等は第二條乃至第四條の規定に拘らず其の認可額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず前項の規定は前項の指定實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものには之を適用せず

第一項の主務大臣の指定に關しては閉令の定むる所に依る

第七條第一項中「前條」を「前二條」に改む

第九條中「第六條又は第七條」を「又は第六條乃至第七條」に改む

第十二條第一號を左の如く改む

一 繭、生絲、棉花又は綿布の取引所に於ける賣買取引の價格

第十八條中「昭和十五年十月十九日」を「昭和十六年十月十九日」に改む

附則

本令は公布の日より之を施行す但し第十八條の改正規定及附則第二項の規定を除くの外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年十月二十五日より之を施行す

價格等統制令第二條第一項但書又は第七條第一項但書の規定に依る行政官廳の許可にして昭和十五年十月十九日を以て其の有効期間の満了するものは昭和十六年四月十八日迄仍其の效力を有す但し當該行政官廳が別段の處分を爲したるときは此の限に在らず

(參照)

昭和十四年十月十八日勅令第七百三號

價格等統制令抄録

第二條 價格等は昭和十四年九月十八日以下(指定期日と稱す)に於ける

額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し閉令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合及本令施行の際現に存する契約にして其の際左の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

- 一 注文生産品の價格に付生産者が生産に著手したるもの
- 二 其の他の價格に付買主其の他の支拂者が目的物の引渡を受けたるもの
- 三 運送賃又は加工賃に付運送人又は加工者が目的物の引渡を受けたるもの
- 四 保管料、損害保険料又は貸貸料に付支拂者が履行遲滞に在るもの

前項の指定期日に於ける額は價格等に受領者に付ての額に依り受領者別に定まるものとし指定期日に爲したる契約ある場合は其の契約額(同じ事情の下に於て數種の契約額ありたるときは其の最高額)を指定期日に爲したる契約額なりし場合は契約額を爲したるべき額とす

價格等に付前項の規定に依る額なき場合に於ては閉令の定むるものを以て指定期日に於ける額とす

第三條 商工農業等の組合其他之に準ずるもの閉令の定むる所に依り前條第二項又は第三項の額に代るべき額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其他之に準ずるもの及其他の構成員(構成員が組合其他之に準ずるものなる場合は其の構成員をも含む、第二項の場合亦同じ)に付ては其の額を以て指定期日に於ける額と看做す

行政官廳必要ありと認むるときは閉令の定むる所に依り商工農業者等の

組合其他之に準ずるもの地區内に於て其の構成員たる資格を有する者に於ては其の構成員に非ざるものも付ても前項の規定に依る額を以て指定期日に於ける額と看做すことを得前項の規定に依る處分ありたる場合に於て第一項の規定に依る額の變更ありたるときは前項の額は當該變更額に變更せられたるものとす

第一項の規定に依る認可又は第二項の規定に依る處分は此等の處分實施の際現に存する契約にして其の際前條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條 行政官廳は指定期日に於ける額(前條第一項若しくは第二項又は第二條十條の規定に依り看做さるるものを除く)が著しく不當と認めらるるときは閉令の定むる所に依り其の額を引下ぐることを得但し其の引下實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第六條 價格等は第二條乃至第四條の規定に拘らず他の法令に定むる額又は他の法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認可其他の處分ありたる額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し本令施行後の處分は處分實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

前項の他の法令は閉令を以て之を定む

第七條 前條に規定する場合を除くの外行政官廳閉令の定むる所に依り價格等(有價證券の價格及貸貸料を除く以下同じ)の額を指定したるとき

等級、方法、容量、重量もしくは數量の表示、又はそれに關し必要な事項の調査を命じ得ることとしたこと。

價格統制令との關係 第五條は價格等統制令との關係を明にした條文である。それを簡単に分り易くいふと、價格統制令による引上停止價格のある物品を販賣する場合には、第一條第一項の暴利販賣禁止の規定は適用されない。

また價格等統制令第七條の規定によつて公定價格のある物品を販賣する場合、又は他の法令によつて販賣價格を定め、或ひは行政官廳が販賣價格を定めた物品を販賣する場合も、同様に第一條第一項の規定を受けないことになつてゐる。これらの物品については公定價格、協定價格、及び九・一八價格で賣る場合、或ひはそれ以下の價格で賣る場合には、如何なる場合でも暴利販賣とはならないからである。

但し公定價格、九・一八價格その他法律で指定した價格以上の値段で賣つた場合には、價格等統制令違反即ち國家總動員法違反となつて、三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金といふ處罰を受けなければならない。

なほ第一條第二項の賣惜み、買占めの禁止は公定價格のある物品にも適用される。つまり公定價格のある物品でも、暴利を得る目的で買占め、賣惜みをすればこの規則によつて處罰されるので、この第二項の規定はありとあらゆる物品の取引に適用されるものである。

價格品の表示 十五年六月の改正以前のものには單に販賣價格を表示することが義務として課せられたのであつたが、更に價格等統制令の第四條に當る物品であるかといふことを表示しなけ

は第二條乃至第四條の規定に拘らず其の額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し閣令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず

前項の指定は指定實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第九條 何等の名義を以てするを問はず第二條、第六條又は第七條の規定に依る禁止を免るる行為を爲すことを得ず

第十二條 本令は左に掲ぐる價格等には之を適用せず
一 取引所又は日本米穀株式会社若しくは朝鮮米穀市場株式會社の開設する米穀市場に於ける買賣取引の價格

第十八條 第二條乃至第四條の規定は昭和十五年十月十九日迄其の效力を有す但し同日以前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては同日後と雖も仍其の效力を有す

價格等統制令

施行規則改正

閣令第十二號
昭和十五年十月十九日

價格等統制令施行規則中左の通改正す

第三條第二項を削り同條第三項中「前二項」を「前項」に改む

第三條の二 統制令第二條第三項但書の指示は主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）之を爲す

第六條中「又は同令第三條第一項」の次に「若しくは第六條の二」を加ふ

第十一條の二 統制令第六條の二の物の指定は物の性質、機能、構造等に鑑み其の價格等に付同令第七條又は海運統制令第八條若しくは第九條の規定に依り一般的に額の指定を爲すを著しく不適當又は困難と認めらるるものに限り之を爲すものとす
前項の物の指定は告示に依りて之を爲す

第十一條の三 統制令第六條の二の認可は主務大臣之を爲す
第十一條の四 前條の認可の申請を爲さんとする者は氏名、住所又は主たる事務所の所在地及業務の種類並に左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出すべし

一 其の物の名稱、品種、構造、機能
其の他の物の特質を明かにする事項
二 販賣先、販賣數量、豫定販賣價格
三 豫定販賣價格見積の根據
第十六條中「又は第五條」を「第五條又は第十一條の四」に改む
第十七條中「又は第五條」を「第五條又は第十一條の四」に改む

附則
本令は公布の日より之を施行す
（參照）
昭和十四年十月十日 閣令第十三號
價格等統制令施行規則抄錄
第三條 統制令第二條第三項の規定に依り指定期日に於ける價格の額を定むること左の如し
一 季節品に付ては最近の季節の市場價格又は之に準ずるものに付一般物價の變動を參酌したるもの
二 新製品に付ては之に類似する物の指定期日に於ける市場價格又は

之に準ずるものに付原價の差異を參酌したるもの
三 前各號に掲ぐる物以外の物に付ては指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるもの
前項各號に掲ぐる價格の判定困難なる場合に於て受領者の申請ありたるときは地方長官（主務大臣特に定めたるときは主務大臣）又は主務大臣の指定する法人若しくは團體其の額の指示を爲すことを得
前二項の規定は物以外のものの價格運送賃、保管料、損害保険料、賃賃料及加工賃の額に付之を準用す
第六條 統制令第二條第一項但書若しくは第七條第一項但書の許可又は同令第三條第一項の認可には制限又は條件を附することあるべし
第十六條 第二條第一項又は第五條の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類は各二通を提出すべし
第十七條第一項 主務大臣又は地方長官必要ありと認むるときは價格等の支拂者若しくは受領者又は組合其他の之に準ずるものを指定し其の第二條第一項又は第五條の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類に關し別段の指示を爲すことを得
【閣令第十一號による改正は下段參照】

會社經理統制令

勅令第六百八十號
昭和十五年十月十六日

第一章 總則

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同じ）第十一條の規定に依る會社の

ればならなくなつた。この表示する場合は左の五つである。
一、價格停止品、即ち㊦（價格等統制令第二條の適用をうける物品）
いはゆる九・一八でストップされてゐる物品。
二、新製品、即ち㊧（價格等統制令第二條の適用をうける物品の中、同令施行規則第三條第一項第二號に掲げるもの）この「新製品」の解釋については後述する。
三、協定價格品、即ち㊨（價格等統制令第三條第一項による認可、又は第二條の規定による處分があつた物品）それは是正された九・一八値段といふべきもので、停止價格に代るべき價格を組合等が申請して、それが認可されたもの。
四、公定價格品、即ち㊩（價格等統制令第六條第二項の規定によつて定めた法令において又はこれに基いて、額を定め又は額の處分があつた物品。及び第七條の規定により額の指定があつた物品）
五、許可價格品、即ち㊪（價格等統制令第二條第一項但書、又は第七條第一項但書の許可を受けた物品）

價格品表示の除外 改正の以前から價格表示、價格品の表示をしなくてよい場合が規定されてゐた。それは第二條第一項の但書に「地方長官において特別の事情ありと認むる場合」とあるのがそれである。東京においては警視廳東京府告示第一號によつて昭和十五年七月十五日九つの場合が規定された（この後に掲載のもの參照）

表示の方法 前述の五種類の場合を夫々値段の上に表示しなければならぬ。ところでこの表示はどうするかと

（この後に掲載のもの參照）

利益金の處分、償却其の他經理に關する命令に付ては本令の定むる所に依る

第二條 會社は國家目的達成の爲國民經濟に課せられたる責任を分擔すること、を以て經營の本義とし其の經理に關し左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべし

一 資金は之を最も有益に活用し苟も人的及物的資源の濫費に陥るが如きことは嚴に之を避くること

二 經費の支出及資産の償却を適正ならしむること

三 役員、社員其の他從業者の給與及其の支給方法を適正ならしむること

四 利益の分配を適正ならしめ自己資金の蓄積に努むること

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額の合計額又は基金總額を謂ふ以下同じ）二十萬圓以上の會社は毎事業年度に付左の各號の率の中低き率を超ゆる率に依り利益配當（基金利息又は基金配當を含む以下同じ）を爲さんとするとときは主務大臣の許可を受くべし

一、配當金總額が自己資本に對し年百分の八に相當する金額と爲る配當率

二 直前の事業年度の配當率

左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる率を前項第二號の率と看做して前項の規定を適用す

一 直前の事業年度の配當率が年百分の十に達せざるときは其の配當率に年百分の一（六月に非ざる期間を事業年度とするもの）に在りては當該事業年度の月數の六に對する割合を年百分の一に乘じて得たる率）を加へたる率但し其の率が年百分の六に達せざるときは年百分の六とし年百分の十を超ゆるときは年百分の十とす

二 直前の事業年度に付利益配當を爲さざるとき又は設立後最初の事業年度の利益配當なるときは年百分の六

三 資本金二十萬圓未滿たりし會社資本増加に因り資本金二十萬圓以上と爲りたる後最初の事業年度に付爲す利益配當なるときは第一號の規定に拘らず年百分の六

四 配當金總額が自己資本に對し年百分の五の割合に相當する金額と爲る配當率が前三號の率より高きときは其の率但し其の率が年百分の十を超ゆるときは年百分の十とす

前二項の自己資本は閣令の定むる所に依り計算したる金額に依る

第四條 主務大臣は左の各號に掲ぐる場合に於ては會社に對し期間を定め將來の配當率に付適當と認むる率を指定することを得

一 當該會社の利益の實情に照し配當金が過大なりと認めらるるとき

二 當該會社の資金計畫に照し自己資金の蓄積が必要なりと認めらるるとき

會社は前項の規定に依り配當率に付主務大臣の指定を受けたるときは前條の規定に拘らず當該配當率を超ゆる率に依り利益配當を爲すことを得ず

第五條 合併に因りて設立したる資本金二十萬圓以上の會社又は合併後存續する資本金二十萬圓以上の會社は合併後最初の事業年度に付利益配當を爲さんとするとときは利益配當の率が年百分の六を超えざる場合を除き前二條の規定に拘らず閣令の定むる所に依り會社の申請に基づき主務大臣が從前の利益配當其の他各會社の經理の實情を參酌して指定したる率を超えざる利益配當の率に依るべし

第六條 主務大臣は會社収益の狀況其の他經理の實情に照し必要ありと認むるときは當該會社に對し法定準備金の外特別の積立金の積立を命じ又は當該積立金の運用方法に付必要なる命令を爲すことを得

前項の積立金は主務大臣の許可を受くるに非ざれば之を使用することを得ず

第三章 役員及社員給與

第七條 本章の規定は左の各號の一に該當する會社に之を適用す

一 資本金二十萬圓以上の會社

二 前號に規定するものを除くの外役員及社員の合計數常時三十人以上の會社

第八條 本章に於て役員と稱するは左の各號の一に該當する者を謂ふ

一 機關として會社の業務に従事する者

二 顧問、相談役其の他名稱の如何を問はず賞與に關し會社が前號に該當する者に準じて取扱ふ者

第九條 本章に於て社員と稱するは船員及賃金統制令第二條の勞務者を除くの外左の各號の一に該當する者を謂ふ

一 會社に雇傭せらるる者

二 顧問、囑託其の他名稱の如何を問はず繼續して會社の業務に従事する者但し役員たる者を除く

第十條 本章に於て給與と稱するは報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其の他名稱の如何を問はず會社が役員又は社員の職務の對價として支給する金銭、物其の他の利益を謂ふ

第十一條 役員と社員

一 報酬（會社が役員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與にして經費として經理するものを謂ふ但し在勤手當其の他特定の事由に依り特

いふと、見本を並べて表示するもよく澤山同じ品物を並べて一つだけ表示するのよいし、表を作つて店頭貼つておくのよい。個々の商品の値札に㊦いくらと表示してもよい。しかしいづれにしてもよく判るやうにして置かねばならない。

新製品の解釋 改正規則中第二條の二項にある「新製品」又は「表示」を爲すものは、所謂九・一八當時になかつたもの、即ちそれ以後に發賣された新製品であるが、この「新製品」といふ觀念は、從來の業者の考へとは甚だしく違つてゐる。つまり業者側では公定價格と違つたもの或ひは今まで自己の店で發賣してゐなかつたもの（他店では發賣してゐた）等を指してゐたが、これらのものは新製品とは解されな。今回改正の規則に於いては甚だ嚴密な意味に解釋されてゐる。即ち

形狀に於いても、内容に於いても、或ひはその効用に於いても、本質的に差異あるもの、これを新製品と解釋する。従つて形が同じでも、効用が同じでも、又材料が同じでも絕對に新製品とは認められない。然し、形狀に於いて「本質的」に違つて居れば新製品と認められる。又内容に於いて、効用に於いて、何れか一つでも本質的な差違があれば新製品と認められる。従つて例へば、公定されたエプロンには襟にレースが着いてなかつた。そこでレースをつけて賣出した。今までは新製品にはならない。又、今まで箆筒は凡て三段の箆筒で四段の箆筒を新製品として賣出したとしても、これは形狀に於いて一應違つてはゐるが、本質的な差違とは認められない。又、箆筒のひき手は從來眞鍮と

定の役員に對し支給するものを除く。

二 賞與（會社が役員に對し定期に利益金處分に依り支給する給與を謂ふ）

三 退職金（會社が退職したる役員に對し支給する給與を謂ふ）

四 臨時の給與（會社が役員に對し臨時に支給する給與を謂ふ）

五 雜給與（前各號に掲ぐる給與を除くの外會社が役員に對し支給する給與を謂ふ）

第十二條 會社は毎事業年度の役員報酬を支給せんとする場合に於て左の各號の一に該當するときは主務大臣の許可を受くべし

一 支給せんとする役員報酬の合計金額が直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額（當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ては閉令の定むる所に依り計算したる金額）を超越るとき

二 直前の事業年度に於て役員報酬を支給せざりしとき

三 設立後最初の事業年度の役員報酬なるとき

四 合併後最初の事業年度の役員報酬なるとき

五 第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度の役員報酬なるとき

第十三條 會社は毎事業年度に付役員賞與を支給せんとする場合に於て其の合計金額が左の各號の金額（百圓未満の端數は之を百圓に切上ぐ）の中少き金額を超越るときは主務大臣の許可を受くべし

一 法定賞與額（閉令の定むる所に依り計算したる當該事業年度の純益金

に閉令の定むる割合を乗じて得たる金額を謂ふ以下同じ）

二 前期賞與額（直前の事業年度に付支給したる役員賞與の合計金額を謂ふ但し當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ては閉令の定むる所に依り計算したる金額を謂ふ以下同じ）

左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額を前項第二號の金額と看做して前項の規定を適用す

一 前期賞與額が法定賞與額に達せざるときは前期賞與額の百分の百二十に相當する金額但し前期賞與額の百分の百二十に相當する金額が法定賞與額に對し百分の七十の割合に達せざるときは法定賞與額の百分の七十に相當する金額

二 直前の事業年度に付役員賞與を支給せざりしとき又は設立後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは法定賞與額の百分の七十に相當する金額

三 合併後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるとき又は第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは第一號の規定に拘らず法定賞與額の百分の七十に相當する金額

第十四條 會社は退職したる役員に對し退職金を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一 閉令の定むる限度を超えざる退職金を支給せんとするとき

二 閉令の定むる所に依り主務大臣の許可を受けたる準則に依り退職金を支給せんとするとき

第十五條 會社は役員に對し臨時の給與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第十六條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若しくは主務大臣の承認を受けたる準則又は第二十五條の許可を受けたる主務大臣の命令に依り制定若しくは變更したる準則に依るの外役員に對し雜給與を支給することを得ず

第十七條 社員の給與を分ちて左の各號に掲ぐる給與とす

一 基本給料（會社が社員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與の中基本と爲るべき固定給を謂ふ）

二 手当（基本給料を除くの外會社が社員に對し定期に若しくは職務に關し一定の事實ある場合に一定の金額、數量若しくは割合に依り支給する給與又は繼續して利用せしむる住居其の他の施設を謂ふ）

三 賞與（前二號に掲ぐる給與を除くの外會社が社員に對し定期に支給する給與を謂ふ）

四 退職金（會社が退職したる社員に對し支給する給與又は之に相當する金額にして在職中の社員に對し前拂するものを謂ふ）

五 臨時の給與（前四號に掲ぐる給與を除くの外會社が社員に對し臨時に支給する給與を謂ふ）

第十八條 會社は閉令の定むる限度を超えて社員に對し初任基本給料を支給することを得ず

第十九條 會社は閉令の定むる限度を超えて社員の基本給料を増加支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若しくは

か銀とか使はれてゐたが、これが統制になつたからと云つてセルロイドのひき手の筆筒を拵へても新製品とは認められない。

それでは形状、内容、效用に就いての本質的な差異とは何か、といふことになるが、併し、この點に就いては常識的な判断より外ない。四段の筆筒がなかつたからと云つても、これは誰が考へても新製品とは云へない。又、ひき手だけをセルロイドにしても新製品とは云へない。併し、總柄の筆筒ではなく、今度ラワンで筆筒を拵へ、これが九・一八には無かつたとすれば、これは材料に於いて本質的に違ふものと認められる。要するに、その品物を作る主たる原材料が變つてゐるものは、大體新製品と做される。併し、東京にはラワンの筆筒は無かつたが、地方にはあつたといふのでは新製品にならない。又、自分の店では九・一八には拵へなかつたが、他店では拵へてゐたといふものも新製品にはならない。併しこの點に就いては業者の判断も仲々困難であらう。しかし、新製品としての確信があれば出してもよい。

暴利行爲等取締規則第二條 第一項但書の規定に依り特別の事情ありと認むる場合

昭和十五年七月十五日 警視廳東京府告示第一號

暴利行爲等取締規則第二條第一項但書の規定に依り特別の事情ありと認むる場合左の通り定め、昭和十三年七月警視廳東京府告示第二號はこれを廢止す

一 直輸出する場合 但し關東州、滿

大臣の承認を受けたる準則又は第二十五條若は第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若は主務大臣の命令に依り制定若は變更したる準則に依るの外社員に對し左の各號に掲ぐる手當を支給することを得ず

一 在勤手當、僻地手當其の他特殊地域に在勤するに因り支給する手當

二 危険手當其の他生命、健康等に關し危険又は有害なる特定の勤務に従事するに因り支給する手當

三 居残り手當、宿直手當其の他特定の追加勤務に對し支給する手當

四 閣令を以て定むる家族手當

五 食事手當又は被服手當

六 歩合に依り支給する手當

七 現物を以て支給する手當

八 其の他閣令を以て定むる手當

第二十一條 會社が毎賞與期間に付社員に對し支給する賞與の總額と前條各號に掲ぐる手當以外の手當の當該賞與期間中に於ける支給總額との合計金額は閣令の定むる限度を超ゆることを得ず但し閣令の定むる場合は此の限に在らず

前項但書の規定に依り前項の限度を超えて支給する金額に付ては會社に之を經費として經理することを得ず但し主務大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第一項の賞與期間は閣令を以て之を定む

第二十二條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若は主務大臣の承認を受けたる準則又は第二十五條若は第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若は主務大臣の命令に依り制定若は變更したる準則に依るの外社員に對し退職金を支給することを得ず

第二十三條 會社は社員の一部若は大部分又は社員數當時三十人以上を有する事務所、工場若は事業場に付其の所屬社員の一部若は大部分に對し時期を同じくして臨時の給與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十四條 本令施行の際本章の規定の適用を受くる會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閣令の定むる所に從ひ本令施行の際に於ける役員雜給與

第二十五條 會社は役員雜給與、第二十六條各號に掲ぐる社員手當又は社員退職金の準則を制定し又は變更せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十六條 主務大臣は役員又は社員の給與及其の支給方法の適正を圖る爲必要ありと認むるときは會社に對し役員若は社員に對し給與の金額若は支給方法に關し必要なる命令を爲し又は役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當若は社員退職金の準則の制定、變更若は廢止を命ずることを得

第二十七條 會社は何等の名義を以てするを問はず本章の規定に依る制限を免るる目的を以て役員又は社員に對し給與を支給することを得ず

第二十八條 本章の規定は裁判所が決定を以て定めたる報酬には之を適用せず

第二十九條 會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閣令の定むる所に從ひ毎事業年度に於ける左の各號に掲ぐる支出(利益金處分に依るものを含む)の豫定額を主務大臣に報告すべし

一 機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出

二 寄附金其の他之と同様の性質を有する支出

三 閣令を以て定むる福利施設費

四 前號に掲ぐる福利施設費以外の福利施設費其の他之と同様の性質を有する支出

五 研究費其の他之と同様の性質を有する支出

前項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て前項第一號に掲ぐる支出を爲すことを得ず

第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出を爲したるときは其の旨を遲滞なく主務大臣に報告すべし

主務大臣は必要ありと認むるときは第一項第一號、第二號、第四號又は第五號に掲ぐる支出の金額又は其の經理の方法に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十條 主務大臣は會社の經費の支出を適正ならしむる爲必要ありと認むるときは會社に對し之に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十一條 會社は閣令の定むる所に依り固定資産の償却を爲すべし但し主務大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

、洲及支那へ輸出する場合を除く

二 特定の注文により製造し、それを當該注文者に販賣する場合

三 従來の慣習上入札又は標賣の方法により販賣する場合(取引所において取引する場合、露店等における叩賣を含む)

四 吳服商、洋品商及配置賣藥商を除く各種行商、但し所謂御用開の方法によるものを除く

五 縁日露天商

六 屑物商の中、拾ひ屋、屑屋(買出人を含む)及屑物買入業者(建場)の販賣する場合

七 駄菓子小賣商

八 農林水産業者がその生産品を販賣する場合 但し營業所において販賣する場合を除く

九 アルコール專賣法、鹽專賣法、鹽賣捌規則、粗製樟腦樟腦油專賣法、煙草專賣法、煙草賣捌規則等に基き販賣をなす場合

第十三條に左の一號を加ふ

八 昭和十五年商工省令第六十六號(關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件)第一條の規定に依る調整機關の指定輸出品の買取價格及輸出價格、調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格及受託者の輸出價格、調整機關の同令第六條の規定に依る指定輸入品の輸入價格並に調整機關が輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入價格及調整機關よりの受領價格。

昭和三十五年十月十六日
閣令第十一號

價格等統制令施行規則中改正

第三十二條 主務大臣は會社の經理上必要ありと認むるときは會社に對し資産の償却に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十三條 會社は關令の定むる所に依り左の各款に掲ぐる事項に付主務大臣の許可を受くべし
一 有價證券の取得又は處分
二 特許權、礦業權又は漁業權の取得又は處分
三 資金の貸付又は借入

主務大臣は會社に對し借入金の限度を指定することを得
前項の指定を受けたる會社は主務大臣の許可を受くるに非ざれば其の指定を受けたる限度を超えて資金の借入を爲すことを得ず

第三十四條 主務大臣は會社の經理を適正ならしむる爲必要ありと認むるときは會社に對し餘裕資金の運用に關し必要なる制限を爲すことを得

第五章 經理検査
第三十五條 主務大臣は會社の資産負債及損益の内容、利益金の處分其の他經理に關し國家總動員法第三十一條の規定に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若しは帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

第三十六條 會社は關令の定むる所に依り財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算に關する書類を作成すべし前項の財産目録に記載すべき財産は關令の定むる所に依り之を評價すべし會社は第一項の規定に依り作成すべき書類の調製に必要な帳簿を備へ整然且明瞭に之が記帳を爲すべし

第三十七條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し勘定科目及帳簿組織を指定し之に依るべきことを命ずることを得

第三十八條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定して決算に關し當該官吏の監査を受くべきことを命ずることを得
前項の規定に依り決算に關し監査を受くべき命令を受けたる會社は當該官吏の監査を受けたることの證明を受けたる後に非ざれば利益金の處分を爲すことを得ず

第六章 雜則
第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又は前條の規定に依る許可若しは承認に關する處分又は指定、命令若しは制限にして事案の重要なものは會社經理審査委員會の議を経べし會社經理審査委員會に關する規程は別に之を定む

第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定にして事案の重要なものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし

第四十一條 本令に於て主務大臣とあるは左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外總て大藏大臣とす
一 特別の法令に依り設立せられたる會社に在りては當該會社を監督する所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又は產金法第

三條の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては商工大臣
三 電氣事業法、航空機製造事業法又は造船事業法の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては遞信大臣但し造船事業法施行令第二十九條の規定の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては遞信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又は自動車交通事業法の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては鐵道大臣
五 會社の營む事業の一部に付第二號、第三號又は第四號に掲ぐる法令の適用を受くる會社に在りては當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定に付ては前各號の規定に拘らず大藏大臣及商工大臣
大藏大臣は第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又は第三十八條の規定の施行に關する重要事項に付關係各大臣に協議すべし

大藏大臣以外の主務大臣は前項に掲ぐる規定の施行に關する重要事項に付大藏大臣及關係各大臣に協議すべし
第四十二條 大藏大臣は前條第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令の施行に關する事務の一部を稅務監督局長又は稅務署長をして取扱はしむることを得

大藏大臣は稅務監督局長若しは稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徴せしめ又は稅務監督局長、稅務署長若しは其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

第四十三條 本令の施行に關し必要なる事項は關令を以て之を定む

第四十四條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす但し日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又は樺太に營業所を有し銀行法又は貯蓄銀行法の適用を受くる銀行並に南洋拓殖株式會社に付ては此の限に在らず

本令中關令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす
第三十九條及第四十條の規定は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては之を適用せず

第四十五條 朝鮮總督は本令の施行に關する事務の一部を朝鮮總督府稅務監督局長又は朝鮮總督府稅務署長をして取扱はしむることを得
朝鮮總督は朝鮮總督府稅務監督局長若しは朝鮮總督府稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徴せしめ又は朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若しは其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

臺灣總督は本令の施行に關する事務の一部を臺灣總督府州知事又は臺灣總督府廳長をして取扱はしむることを得
臺灣總督は臺灣總督府州知事若しは臺灣總督府廳長をして第三十五條の規定に依る報告を徴せしめ又は臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若しは其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

臺灣總督府州知事は前項の規定に依り委任せられたる事務を稅務出張所をして分掌せしむることを得

附則
第四十六條 本令は昭和十五年十月二十

日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年十一月五日より之を施行す

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第九十四號は之を廢止す但し本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては仍其の效力を有す

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては會社利益配當及資金融通令は前項の規定に拘らず昭和十五年十一月四日迄會社職員給與臨時措置令は同令附則第二項の規定に拘らず昭和十五年十一月四日迄仍其の效力を有す但し同日以前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては同日後と雖も仍其の效力を有す

第四十八條 會社の直前の事業年度の利益配當が會社利益配當及資金融通令第二條の規定に依り主務大臣の許可を受けて基準配當率を超ゆる率に依り爲したるものにして當該利益配當の率の中主務大臣が其の許可を爲すに際し基準配當率に算入せざる旨を定めたる部分あるときは其の部分を除きたる率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第四十九條 本令施行前合併を爲したるに因り會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號の規定に依り基準配當率に付主務大臣の認定を受けたる會社が當該合併後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは當該基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十條 資本金二十萬圓未滿たりし會社にして本令施行前の資本増加に因り資本金二十萬圓以上と爲りたるに因り會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號の規定に依り其の基準配當率に付主務大臣の認定を受けたる會社が

當該資本増加後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは當該基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條の規定に依り其の基準配當率に付主務大臣の指定を受けたる會社が指定後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは其の指定を受けたる基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十二條 第三條第二項第一號の規定は第四十九條乃至前條の場合に於て主務大臣が基準配當率の認定又は指定を爲すに際し當該認定又は指定後の最初の利益配當に關し會社利益配當及資金融通令第二條第一號の規定を適用せざる旨を定めたるときは當該利益配當に關しては之を適用せず

前項に規定する場合を除くの外第三條第二項第一號及第四號の規定は第四十八條乃至前條の規定に依り直前の事業年度の配當率と看做されたる率に付ても亦之を適用す

〔參照〕
大正十五年 三月六日 勅令第九號は日本國及ソビエト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書(乙)に基く利權契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の掘採に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關する件及昭和十四年四月十二日勅令第九十四號は稅務署長をして會社利益配當及資金融通令に依る事務の一部を掌らしむるの件なり

會社經理統制令 施行規則

閣令第十三號
昭和十五年十月十九日

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令(以下單に令と稱す)第三條第一項及第二項の自己資本は當該事業年度に於ける左の各號に掲ぐる金額の日割平均額の合計金額より繰越損金額の日割平均額を控除したる金額とす但し當該決算確定前課稅の決定を受けたる最終の事業年度末に於ける固定資産償却の累計金額中課稅上損金に算入せられざりし金額に付稅務署長の證明を受けたるときは其の金額は之を當該事業年度の自己資本に加算することを得

一 拂込資本金額
二 積立金其他名稱の如何を問はず會社が各事業年度の利益金額中利益金處分に依り留保したる金額但し退職積立金及退職手當法に依り積立てたる退職手當積立金及稅引當金を除く

三 前號に該當するものを除くの外額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於て其の額面を超ゆる金額中積立てたる金額
四 第二號に該當するものを除くの外合併に因り生じたる差益金又は資本減少に因り生じたる差益金中積立てたる金額

五 第二條に該當するものを除くの外主務大臣の命令に依り積立てたる金額と認定したる金額又は償却の不足、評價の不適正其他の事由に因り會社資産に缺陷あるものと認定したる金額は之を前項の金額より控除するものとす

第二條 令第三條第一項の規定に依り利益配當を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第一號様式に依る許可申請書に當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

第三條 令第五條の規定に依り合併後最初の事業年度の利益配當の率に付主務大臣の指定を受けんとする會社は別表第二號様式に依る指定申請書に最近に於ける總勘定元帳殘高表並に合併前の各會社の合併前三事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

第四條 令第六條第二項の規定に依り積立金の使用に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第三號様式に依る許可申請書に最近に於ける總勘定元帳殘高表を添へ之を主務大臣に提出すべし

第二章 役員及社員給與
第五條 令第十二條に於ける當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ける金額は直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額を直前の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす

第六條 令第十二條の規定に依り役員報酬の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第四號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし
第七條 令第十三條第一項第一號の當該

事業年度の純益金は當該事業年度の會社の決算上總益金より總損金を控除して得たる金額とす

左の各號に掲ぐる金額は之を前項の總益金に算入せざるものとす

一 直前の事業年度より繰越したる益金又は積立金より戻入れたる金額

二 額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於て其の額面を越ゆる金額

三 合併に因り生じたる差益金

四 資本減少に因り生じたる差益金

左の各號に掲げたる金額は之を第一項の總損金に算入せざるものとす

一 直前の事業年度より繰越したる損金

二 會社が當該事業年度に於て納付したる又は納付すべき法人税、臨時利得税、第一種所得税、第一種所得税附加税及法人税法施行規則第二十九條に規定する租税

當該事業年度の利益金處分に基き資産償却に充てたる金額は之を第一項の總損金に算入す

第八條 令第十三條第一項第一號の割合は會社の當該事業年度に於ける拂込資本金額の日割平均額に應じ左に掲ぐる割合とす

- 拂込資本金二十萬圓以下なるとき 百分の一・〇・四五
- 拂込資本金二十萬圓を超え三十萬圓以下なるとき 百分の九・三五
- 拂込資本金三十萬圓を超え五十萬圓以下なるとき 百分の八・一〇
- 拂込資本金五十萬圓を超え七十萬圓以下なるとき 百分の七・四〇
- 拂込資本金七十萬圓を超え百萬圓以下なるとき 百分の六・七〇
- 拂込資本金百萬圓を超え百五十萬圓以下なるとき 百分の六・〇〇

- 拂込資本金百五十萬圓を超え二百萬圓以下なるとき 百分の五・五〇
- 拂込資本金二百萬圓を超え三百萬圓以下なるとき 百分の四・九五
- 拂込資本金三百萬圓を超え四百萬圓以下なるとき 百分の四・四五
- 拂込資本金四百萬圓を超え五百萬圓以下なるとき 百分の四・三〇
- 拂込資本金五百萬圓を超え七百萬圓以下なるとき 百分の三・九〇
- 拂込資本金七百萬圓を超え千萬圓以下なるとき 百分の三・五五
- 拂込資本金千萬圓を超え千五百萬圓以下なるとき 百分の三・一五
- 拂込資本金千五百萬圓を超え二千萬圓以下なるとき 百分の二・九〇
- 拂込資本金二千萬圓を超え二千五百萬圓以下なるとき 百分の二・七五
- 拂込資本金二千五百萬圓を超え三千萬圓以下なるとき 百分の二・六〇
- 拂込資本金三千萬圓を超え四千萬圓以下なるとき 百分の二・四〇
- 拂込資本金四千萬圓を超え五千萬圓以下なるとき 百分の二・二五
- 拂込資本金五千萬圓を超え七千萬圓以下なるとき 百分の二・一〇
- 拂込資本金七千萬圓を超え一億圓以下なるとき 百分の一・八五
- 拂込資本金一億圓を超え一億五千萬圓以下なるとき 百分の一・六五
- 拂込資本金一億五千萬圓を超え二億圓以下なるとき 百分の一・五五
- 拂込資本金二億圓を超え二億五千萬圓以下なるとき 百分の一・四五
- 拂込資本金二億五千萬圓を超え三億圓以下なるとき 百分の一・四〇
- 拂込資本金三億圓を超え四億圓以下なるとき 百分の一・二五
- 拂込資本金四億圓を超え五億圓以下なるとき 百分の一・二〇

拂込資本金五億圓を越ゆるとき 百分の一・〇〇

第九條 令第十三條第一項第二號に於ける當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ける金額は直前の事業年度に付支給したる役員賞與の合計金額を直前の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす

第五條第二項の規定は前項の月數の計算に付之を準用す

第十條 令第十三條第一項の規定に依り役員賞與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第五號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十一條 令第十四條第一號の限度は會社が退職金を支給せんとする當該退職役員に對し其の退職前一年間に支給したる報酬金額に當該退職役員に對し退職年數(會社が當該退職役員に對し退職金を支給したることある場合は其の退職金を支給後に行はる在職年數)の二分の一を乗じて得たる金額とす

第十二條 令第十四條第二號の規定に依り役員退職金の準則に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第六號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし主務大臣の許可を受けたる役員退職金の準則を變更せんとする會社に付亦同じ

第十三條 令第十四條の規定に依り退職したる役員に對する退職金の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第七號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十四條 令第十五條の規定に依り役員に對する臨時の給與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第八號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十五條 令第十八條の限度は別表に掲ぐる金額を月額(年俸者に付ては年俸額の十二分の一、週給者に付ては週給額の十二分の三、日給者に付ては日給額の三十倍とす以下同じ)としたる金額とす但し左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額とす

一 特別の經歷若は技能又は特別の學歷を有する者に付其の初任基本給料の準則に關し主務大臣の承認を受けたるときは其の金額

二 轉職者(前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ)に付前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與の月額の百分の百十に相當する金額が別表に掲ぐる金額を越ゆるときは其の金額但し前號に該當する場合を除く

第十六條 前條第一號の規定に依り特別の經歷若は技能又は特別の學歷を有する者の初任基本給料の準則に付主務大臣の承認を受けんとする會社は別表第九號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

第十七條 令第十九條の限度は各昇給期に於ける社員の基本給料月額の昇給額の總額に付各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日(初め該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額に平均昇給率百分の七を乗じて得たる金額とす

前項の月數は歷に従ひ之を計算し一月

未滿の端數を生じたるときは十五日を超ゆるときは之を一月とし十五日以下なるときは之を切捨つ

第十八條 令第十九條の規定に依り社員の基本給料の増加支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十九條 令第二十條第四號の家族手当は基本給料月額百圓以下の者に對し其の扶養家族一人に付月二圓の割合に依り計算したる金額(其の金額が十圓を超ゆるときは十圓)を超えざる金額に依り支給するものに限る

前項の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の收入に依り生計を維持する者を謂ふ

一 配偶者(届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者を含む)

二 滿六十歳以上の父母にして本人と同一戸籍内に在る者

三 滿十八歳未滿の子にして本人と同一戸籍内に在る者

四 不具廢疾者にして本人と同一戸籍内に在る者

第二十條 令第二十條第八號の手當は左の各號に掲ぐる手當とす

一 傷病手當

二 休職者に對する手當

三 應召者又は入營者に對する手當

四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱に對する手當

五 特殊地域通勤手當

六 交通業に従事する社員に對する無事故手當又は乗務手當

七 電力供給業又は瓦斯供給業に従事する社員に對する電力又は瓦斯の盜用防止手當

八 保険料の補給

九 繼續して利用せしむる住居其他の施設又は便益

十 其他前各號に準ずるもの

第二十一條 令第二十一條第一項の限度は會社が當該賞與期間に於て社員に支給したる基本給料の合計金額の四分の三に相當する金額とす

第二十二條 令第二十一條第一項の賞與期間は各事業年度の期間とす但し會社が之と異なる期間を定めて主務大臣に届出たるときは其の期間に依る

第二十三條 前條但書の届出は本令施行の際令第三章の規定の適用を受ける會社に在りては本令施行後三十日以内

に、其他の會社に在りては令第三章の規定の適用を受けるに至りたる後三十日以内

に別表第十一號様式に依る届書を主務大臣に提出して之を爲すべし

會社は前條の賞與期間を變更せんとするときは別表第十一號様式に依る届書を主務大臣に提出すべし

第二十四條 令第二十一條但書の場合は左の各號に掲ぐる場合とす

一 當該賞與及手當の合計金額中令第二十一條第一項の限度を超ゆる部分を左の方法に依り支給するとき但し其の超過金額は當該賞與期間中に於ける基本給料の支給總額の二分の一を超ゆることを得ず

(甲) 國債證券又は貯蓄債券を以て支給し當該會社に於て當該國債證券又は貯蓄債券を當該社員退職に至る迄保管するもの

(乙) 郵便貯金と爲さしめ當該會社に於て當該郵便貯金の通帳を當該社員退職に至る迄保管するもの

(丙) 前二號に規定するもの外主務大臣の承認を受けたる方法に依るとき

第二十二條 主務大臣の許可を受けたるとき

前項第一號(丙)の規定に依り主務大臣の承認を受けんとする會社は別表第十二號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

第二十五條 前條第一項第二號の規定に依り主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十六條 令第二十一條但書の規定に依り主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十四號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十七條 令第二十三條の規定に依る社員に對する臨時の給與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十五號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十八條 令第二十四條第一項の規定の適用を受ける會社は本令施行後三十日以内

に別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式に依る役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の報告書を主務大臣に提出すべし

第二十九條 令第二十四條第二項の規定の適用を受ける會社は別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式に依る役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の承認申請書を主務大臣に提出すべし

第三十條 令第二十五條の規定に依り役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の制定又は變更に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十一條 經費及資金

第三十二條 令第二十九條第一項第三號の福利施設費は左の各號に掲ぐる支出とす

一 法令に定ある施設に關する支出

二 保健衛生施設に關する支出

前項各號に掲ぐる施設の範圍は内閣總理大臣之を定む

第三十二條 資本金百萬圓以上の會社(特別の法令に依り設立せられたる會社を除く)は令第二十九條第一項の規定に依り毎事業年度開始後三十日以内

に別表第十九號様式に依り同項各號に掲ぐる支出の豫定額の報告書を主務大臣に提出すべし但し本令施行の際其の期間の一部を經過せる事業年度に關する報告書は本令施行後三十日以内に之を提出すべし

前項の報告を爲したる後令第二十九條第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出の豫定額に變更を生じたる會社がその變更したる豫定額を別表第二十號様式又は第二十一號様式に依り主務大臣に報告したるときは其の金額を以て前項の規定に依り報告したる金額と看做す

第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り同條第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十二號様式又は第二十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十四條 第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第三號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第五號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十一號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

第三十五條 資本金二十萬圓以上の會社は左の各號の一に該當するときは令第

三十三條第一項の規定に依り主務大臣の許可を受くべし

一 額面總額五萬圓以上の外國に本店を有する會社の株式を取得し又は處分せんとするとき

二 株數二萬株以上の株式を取得し又は處分せんとするとき

三 一會社の總株數の三分の一以上に相當する株式を取得せんとするとき

四 株式の取得に因り會社の現に所有する株式と合して一會社の株數の三分の一以上に相當する株式を所有するに至るべきとき

五 一會社の總株數の三分の一以上に相當する株式を所有する場合に於て當該株式の處分に因り會社の所有する株數が當該會社の總株數の三分の一以下となるべきとき

前項の規定は左の各號の一に該當する場合に於ては之を適用せず

一 特別の法令に依り設立せらるる會社の株式の引受を爲さんとするとき

二 臨時資金調整法其の他の法令に依り設立に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の發起人として株式の引受を爲すとき

三 臨時資金調整法其の他の法令に依り資本増加に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該資本増加に依る株式の割當を受けたるとき

四 臨時資金調整法其の他の法令に依り合併の認可を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該合併に因り合併に因りて設立したる會社又は合併後存續する會社の株式の割當を受けたるとき

五 合併に因り自己の株式を取得するときは

六 株式の消却を爲す爲自己の株式を

取得するときは
七 債權の實行に因り會社が當該債權の擔保たる株式を取得するときは

八 株式の取得又は處分に付特別の法令に依り行政官廳の認可、許可若は承認を受け又は行政官廳の命令に依り株式を取得し又は處分するときは

九 清算中の會社が株式を處分するとき

會社は其の株式總數の半數以上を所有する株主たる他の會社の株式を取得せんとするときは前二項の規定に拘らず主務大臣の許可を受くべし

第一項及前項の規定は左の各號に掲ぐる會社に付ては之を適用せず

一 銀行

二 信託會社

三 保險會社

四 無盡會社

五 有價證券引受業法第一條の規定の適用を受くる會社

六 有價證券取締法第一條の規定の適用を受くる會社

七 有價證券の賣買取引を業務とする取引所

八 有價證券の賣買取引を業務とする取引所の會員又は取引員たる會社

九 特別の法令に依り設立せられたる會社

第三十六條 前條の規定に依り株式の取得又は處分に付許可を受けんとする會社は別表第二十四號様式に依る許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
一 定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
二 最近に於ける資産及負債に關する試算表

三 會社の所有する有價證券の種類、數量及價額に關する明細書

第三十七條 資本金二十萬圓以上の會社は特許權、礦業權又は漁業權(以下無體財產權と總稱す)を取得し又は處分せんとするときは令第三十三條第一項の規定に依り主務大臣の許可を受くべし但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一 取得し又は處分せんとする無體財產權の價額が一件五萬圓未滿なるとき

二 臨時資金調整法其の他の法令に依り會社の設立、資本増加又は第二回以後の株金の拂込に付行政官廳の認可又は許可を受けたる場合に於て當該拂込株金、出資金又は現物出資に依り無體財產權を取得するときは

三 社債収入金に依り無體財產權を取得するときは

四 行政官廳の認可、許可若は免許を受けたる行政官廳の命令に依り無體財產權を取得し又は處分するときは

五 行政官廳の認可、許可若は免許を受けたる行政官廳の命令に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする場合に於て當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲すに付必要なる無體財產權を取得するときは

六 清算中の會社が無體財產權を處分するときは

前項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社に付ては之を適用せず

第三十八條 前條の規定に依り無體財產權の取得又は處分に付許可を受けんとする會社は別表第二十五號様式に依る許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 定款並に最終の貸借對照表及損益計算書

二 最近に於ける資産及負債に關する試算表

三 無體財產權の取得に伴ふ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第三十九條 令第三十三條第三項の規定に依り資金の借入に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十六號様式に依る許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
一 定款並に最終の貸借對照表及損益計算書
二 最近に於ける資産及負債に關する試算表
三 資金の借入に伴ふ事業計畫明細書及事業收支目論見書
四 會社の現在の借入金金の借入先、種類、金額、用途其の他に關する明細書

第四章 諸報告

第四十條 資本金二十萬圓以上の會社又は資本金二十萬圓未滿の相互會社は本令施行後十五日以内に別表第二十七號様式に依る會社概況報告書を主務大臣に提出すべし

前項に於て本令施行後十五日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若は合併に因り資本金二十萬圓以上となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

第四十一條 本令施行の際現に資本金十五萬圓以上二十萬圓未滿の會社(相互會社を除く)は本令施行後三十日以内に別表第二十八號様式に依る會社概況

報告書を主務大臣に提出すべし

前項に於て本令施行後三十日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若は合併に因り資本金十五萬圓以上となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

第四十二條 本令施行の際現に資本金十萬圓以上十五萬圓未滿の會社(相互會社を除く)は本令施行後三十日以内に別表第二十九號様式に依る會社概況

報告書を主務大臣に提出すべし

前項に於て本令施行後三十日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若は合併に因り資本金十萬圓以上となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

報告書に最終の貸借対照表を添へ之を主務大臣に提出すべし

第四十二條 資本金二十萬圓以上の會社は本令施行後三十日以内に別表第二十九號様式に依り其の旅費規程を主務大臣に報告すべし

前項に於て本令施行後三十日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若は合併に因り資本金二十萬圓以上の會社となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

前二項の會社旅費規程の變更を爲したるときは遅滞なく其の旨を主務大臣に報告すべし但し變更したる部分が旅費規程の大部分に互るときは變更後の旅費規程を別表第二十九號様式に依り主務大臣に報告すべし

第四十三條 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當する會社は毎事業年度の決算確定後三十日以内に別表第三十號様式に依る會社經理狀況報告書を主務大臣に提出すべし

前項の會社經理狀況報告書には左の各號に掲ぐる書類を添附すべし
一 別表第三十一號様式に依る自己資本計算書
二 別表第三十二號様式に依る利益配當金並に役員及社員給與計算書
三 別表第三十三號様式に依る給與狀況調書

四 別表第三十四號様式に依る資産償却計算書
五 別表第三十五號様式に依る令第二十九條第一項各號に掲ぐる支出の豫算實蹟對照表
六 別表第三十六號様式に依る旅費支出實蹟調書

七 別表第三十七號様式に依る經費支出明細書
八 財産目録、貸借對照表及損益計算書

前項第八號の損益計算書には總益金及總損金を損益計算發生の原因に依り區分記載すべし

第四十四條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定し其の本令に依り提出すべき許可、指定若は承認の申請書、報告書又は届書及之に添附すべき書類に關し別段の指示を爲すことを得

主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定し本令に定むるものの外必要な書類の提出を命ずることを得

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條を除く)に依り會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する稅務署を経て提出すべし

一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又は第四號に該當する會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし
二 令第四十一條第一項第五號に該當する會社は之を同號に定むる主務大臣連名宛に主務大臣の數に相當する通數作成し同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣(同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣二以上あるときは會社の營む事業の中主たるものに關する主務大臣)に直接提出すべし

三 前號の場合を除くの外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法の證券引受會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし

附則
本令は昭和十五年十月二十日より之を施行す

別表

區分標準	基本給料月額
大學令に依る大學卒業又は之に準ずる學歷を有する技術者	八十五圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては八十五圓に卒業後の年數一年に付三圓を加算したる金額
大學令に依る大學卒業又は之に準ずる學歷を有する事務者	七十五圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては七十五圓に卒業後の年數一年に付三圓を加算したる金額
專門學校令若は實業學校令に依る專門技術者	七十圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては七十圓に卒業後の年數一年に付二圓五十錢を加算したる金額
專門學校令若は實業學校令に依る專門事務者	六十圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては六十圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
實業學校令に依る實業學校卒業又は之に準ずる學歷を有する技術者	四十五圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては四十五圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
實業學校令に依る實業學校卒業又は之に準ずる學歷を有する事務者	四十二圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては四十二圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
中學校令に依る中學校卒業業者又は之に準ずる學歷を有する者	四十圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては四十圓に卒業後の年數一年に付二圓を加算したる金額
高等女學校令に依る高等女學校卒業業者又は之に準ずる學歷を有する者	三十三圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては三十三圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額
小學校令に依る高等小學校卒業業者又は之に準ずる學歷を有する者	二十四圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては二十四圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額
小學校令に依る尋常小學校卒業業者又は之に準ずる學歷を有する者	二十一圓但し卒業後一年以上を經過せるものに在りては二十一圓に卒業後の年數一年に付一圓五十錢を加算したる金額

商店法

昭和十三年三月二十六日
法律第二十八號

第一條 本法は市及び主務大臣の指定する町村(町村に準ずべきものを含む)

において物品販賣業又は理容業を営む店舗に之を適用す
前項の物品販賣業及び理容業の範圍は勅令を以て之を定む
第二條 店主は本法に定むる閉店時刻以後顧客に對し前條の營業を爲すことを得ず但し閉店時刻前より引續き店舗に在る顧客に對しては此の限に在らず

店主は閉店時刻以後と雖も負傷、疾病、災害其の他緊急の事由を提示せる顧客に對し其の必要に應ずる物品を販賣することを得

第三條 閉店時刻は午後十時とす
行政官廳は命令の定むる所に依り地域を限り前項の時刻を午後十一時迄繰延ぶることを得

第四條 業務の繁忙なる時期に付行政官廳必要ありと認むるときは期間又は地域を限り一年を通じ六十日以内前二條の規定を適用せず又は前條の時刻を繰延ぶることを得

前項の外行政官廳臨時必要ありと認むるときは期間又は地域を限り前二條の規定を適用せず又は前條の時刻を繰延ぶることを得

第五條 店主は使用人に毎月少くとも一回の休日を取らるべし

第六條 左に掲ぐる店舗にして行政官廳の許可を受けたるものに付ては第二條及第三條の規定は之を適用せず

一、興行場、觀覽場、遊技場其の他之に類する場所に於ける店舗
二、展覽會場、共進會場、博覽會場其の他之に類する場所における店舗
三、停車場又は船舶發着所における店舗

四、其の他主務大臣の指定する場所における店舗

前項第二號の店舗にして行政官廳の許可を受けたるものに付ては前條の規定は之を適用せず

第七條 當時五十人以上の使用人を使用する店舗に在りては店主は十六歳未満の者及女子をして一日に付十一時間を超えて就業せしむることを得ず
前項の店舗に在りては店主は十六歳未満の者又は女子の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間

を越ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中において之に與ふべし

業務の繁忙なる時期においては店主は行政官廳の許可を受け一年を通じ六十日以内第一項の就業時間を延長することを得

前項の外臨時必要ある場合においては店主は行政官廳の許可を受け第一項の就業時間を延長することを得

第八條 前條第一項の店舗に在りては店主は十六歳未満の者及女子に毎月少くとも二回の休日を取らるべし

第九條 行政官廳は命令の定むる所に依り店舗又はその附屬建設物における使用人の危害の防止又は衛生に關し必要なる事項を店主に命ずることを得

第十條 天災事變の爲又は事變の處ある爲必要ある場合においては主務大臣は期間又は地域を限り本法の全部又は一部を適用せざることを得

第十一條 行政官廳監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして店舗又はその附屬建設物に臨檢せしむることを得但し使用人以外の者の居室はこの限に在らず

當該官吏前項の規定に依り臨檢する場合はその證據を携帯すべし

第十二條 店主は店舗の管理に付一切の權限を有する店舗管理人を選任することを得

店主本法施行地内に居住せざる時は店舗管理人を選任することを要す
店舗管理人の選任は行政官廳の認可を受くるに非ざればその效力を生ぜず但し法令の規定に依り法人を代表する者

及支配人の中より選任する場合はこの限に在らず

第十三條 前條の店舗管理人は本法及本法に基きて發する命令の適用に付ては店主に代るものとす

店主營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若し禁治産者なる場合又は法人なる場合において店舗管理人なきときはその法定代理人又は法令の規定に依り法人を代表する者に付亦前項に同じ

第十四條 店主又は前條の規定に依り店主に代る者第二條第一項、第五條、第七條第一項第二項又は第八條第一項の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金又は科料に處す

第十五條 正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み、妨げ若し忌避し又は其の尋問に對し答辭を爲さず若し虚偽の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

第十六條 店主又は第十三條の規定に依り店主に代る者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第十七條 本法及本法に基きて發する命令は營利を目的とせざる物品販賣又は理容の事業を爲す店舗に之を準用す

但し國、道府縣、市町村其の他之に準すべきものの店舗管理人に關する規定及罰則は此の限に在らず

第十八條 本法は汽車、汽船其の他の交通機關内に於ける店舗及露店に之を適用せず
行政官廳は物品販賣業を營む露店に付就業すべき時刻を定むること得

附則

本法施行の期日は各規定に於て之を以て之を定む

昭和十三年八月三十一日
勅令第六百十九號

第一條 商店法第一條第一項の物品販賣業は小賣業及卸賣業とし料理店業及飲食店業を含まざるものとす

同法同條同項の理容業は理髮業、結髮業及美容術業とす

第二條 國の直營する店舗に關しては所轄官廳は商店法又は同法に基きて發する命令に依り行政官廳に屬する職務を行ふ

附則
本令は昭和十三年十月一日より之を施行す但し商店法第三條及第六條の規定(同法第十七條に於て準用する場合を含む)實施のため豫め必要なる範圍内に於ては昭和十三年九月一日より之を施行す

商店法施行規則

昭和十三年八月三十一日
厚生省令第二十五號

第一條 地方長官(東京府に在りては警視總監以下之に同じ)必要ありと認むるときは夜間特に股賑なる地域にして商店法第三條第一項の閉店時刻に據り難きものに付當該地域に關係ある商工會議所又は之に代るべき團體の意見を聞き地域を限り閉店時刻を午後十一時迄繰延ぶることを得
前項の場合に於て地方長官必要ありと認むるときは期間又は營業の種類を限ることを得

第二條 商店法第六條の許可の申請は左に掲ぐる事項を具し地方長官に之を爲すべし

一、店舗の名稱及所在の場所
二、店主の氏名及住所（法人たる店主に在りては主たる事務所の所在地及代表者の氏名以下之に同じ）
三、營業の種類（物品販賣業に在りては販賣する物品の種類を附記すること以下之に同じ）
四、閉店時刻又は休日に關する規定を適用せざることを必要とする事由

第三條 店主常時五十人以上を使用するに至りたるときは左に掲ぐる事項を十日以内に地方長官に届出づべし

第一號乃至第三號及第五號に掲ぐる事項に變更ありたるときは其の事項に付亦同し

一、店舗の名稱及所在地
二、店主の氏名及住所
三、營業の種類
四、常時使用する使用人の員數並に十六歳未満の者及女子の員數
五、十六歳未満の者及女子の就業時間
休憩時間に關する事項

第四條 常時五十人以上の使用人を使用する店舗商店法の適用を受けざるに至りたるときは又は常時使用する使用人五十人未満となりたる時は店主は遲滞なく其の旨を地方長官に届出づべし

第五條 商店法第七條第三項及第四項の許可の申請は左に掲ぐる事項を具し地方長官に之をなすべし

一、店舗の名稱及所在地
二、店主の氏名及住所
三、營業の種類
四、就業時間の延長を必要とする事由
五、延長せんとする營業時間及其の期間

第六條 商店法第八條第二項の許可の申請

請は前條第一號乃至第三號に掲ぐる事項の外休日を一回となすことを必要とする事由を具し地方長官に之をなすべし

第七條 常時五十人以上の使用人を使用する店舗に於て立續け就業する女子あるときは店主は少くとも三人に付一ヶの腰掛又は椅子を備付くべし

第八條 前條の外地方長官特に必要ありと認むるときは店舗又は其の附屬建築物に於ける使用人の危害の防止又は衛生に關し必要な事項を店主に命ずることを得

第九條 商店法第十一條第二項の證票は別記様式に依る

第十條 商店法第十二條第三項の認可の申請は左に掲ぐる事項を具し地方長官に之を爲すべし

一、店舗の名稱及所在地
二、店主の氏名及住所
三、營業の種類
四、常時使用する使用人の員數
五、店舗管理人の氏名及住所
前項の申請には店舗管理人の履歷書を添附すべし

第十一條 店主は左に掲ぐる場合に於ては遲滞なく其の旨を地方長官に届出づべし

一、店主商店法第十二條第三項但書の規定に依り店舗管理人を選任したるとき
二、店舗管理人死亡し又は之を解任したるとき
第十二條 左の各號の一に該當する者は五十圓以下の罰金又は科料に處す
一、第七條の規定に違反したる者
二、第八條の規定に依る命令に従はざる者

附則 本令は昭和十三年十月一日より之を施行

す但し商店法第三條及第六條の規定（同法第十七條に於て準用する場合を含む）實施の爲に豫め必要な範圍内に於ては昭和十三年九月一日より之を施行す

商店法施行の際現に常時五十人以上の使用人を使用する店舗に在りては店主は本令第三條各號に掲ぐる事項を本令施行の日より一月以内に地方長官に届出づべし

賣藥部外品取締規則

昭和七年七月二十二日
内務省令第二十五號

第一條 本令に於いて賣藥部外品と稱するは左の各號の一に該當する效能ありとする藥物及内務大臣の指定する物を謂ふ

一 疾病の豫防又は皮膚障害の豫防若くは除去
二、滋養、強壯、心身爽快又は身體諸機能の増進若くは抑止
三、皮膚組織の變更又は體臭の防止
四、脱毛の防止、毛生、除毛又は染毛
五、飲酒、喫煙其の他の習癖矯正

第二條 賣藥部外品を發賣せんとする者は品名、原料品名及その分量、用法、用量並效能を記載し見本品を添へ主たる營業所所在地地方長官（東京府に在りては警視總監以下之れに倣ふ）の免許を受くべし

第三條 前項の免許を受けたる後賣藥部外品の品名、原料品若くはその分量、用法、用量又は效能を變更せんとするときは前條の規定に準じ更に免許を受くべし但し原料品又はその分量を變更せんとする場合を除くの外見本品を添ふることを要せず

第四條 賣藥部外品の發賣者その主たる營業者を變更したるときは十日以内に後の主たる營業所所在地地方長官に届出づべし

前項の届出を受けたる地方長官前の主たる營業所所在地地方長官と異なる場合に於いては前の主たる營業所所在地地方長官にその旨を通知すべし

第五條 賣藥部外品免許は之を讓受け又は相續することを得

賣藥部外品免許を讓受け又は相續したる者は讓受け又は相續したるときより十日以内に主たる營業所所在地地方長官に届出づべし

第六條 賣藥部外品はその容器又は被包に賣藥部外品なる文字、品名及發賣者の氏名（法人に在りては名稱）又は商號並主たる營業所所在地を明記したるものに非ざれば之れを販賣することを得ず但し輸出又は移出する賣藥部外品に付ては此の限に在らず

第七條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは發賣者に對し賣藥部外品の原料品若くはその分量、用法、用量又は效能の變更を命ずることを得

第八條 地方長官は第二條若くは第三條の規定又は前條の處分に違反して販賣する賣藥部外品に關し明治三十三年法律第十五號第一條の規定に依り處分することを得本令に基きて爲したる處分に違反したる營業者に關し亦同し

第九條 地方長官は本令執行に關し明治三十三年法律第十五號第二條の職權を行ふことを得

第十條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は拘留若くは科料に處す

一、第二條若くは第三條の規定に依り免許を受けざる賣薬部外品又は第二條若くは第三條の規定に依り提出する見本品に適合せざる賣薬部外品を發賣したる者

二、第四條第一項、又は第五條第二項第六條の規定に違反したる者
三、第七條の規定に依る處分に違反したる者

第十一條 營業者が未成年者、禁治産者又は法人なるときは本令の罰則はその法定代理人又は代表者に適用す但しその營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず營業者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者に對してその業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出てざるの故を以て處罰を免るることを得ず

第十二條 賣薬法又は藥品營業並藥品取扱規則の適用ある藥物に付ては第一條各號の一に該當する效能ありとするものと雖本令を適用せず
附則
本令は昭和七年九月一日より之れを施行す
本令施行前廳府縣令に依り免許を受けたる賣薬部外品は本令に依り免許を受けたるものと看做す
本令施行の際現に發賣する賣薬部外品にして前項に該當せざるものはその發賣者に於いて本令施行後三月以内に第二條の規定に依る手續を爲すべし
本令施行の際現に存する賣薬部外品に付ては第六條の規定は昭和八年八月三十一日迄之を適用せず
附則
明治三十三年(二月二十四日公布)法律第十五號は飲食物その他の物品取締に關する件なり

賣薬部外品取締規則施行細則

警 視 廳 令

賣薬部外品取締規則施行細則

昭和七年八月二十三日
警視廳令第二十二號
昭和十年十一月十六日
廳令第二十四號改正

第一條 賣薬部外品取締規則(以下單に規則と稱す)及本令に依り警視廳總監に提出する申請書及届書は美濃紙を用ひ主たる營業所所轄警察署を経由すべし
第二條 本令に依り申請人及雇人にして未成年者又は禁治産者なるときは法定代理人、準禁治産者なるときは保佐人妻なるときは夫の連署を要す
第三條 規則第二條に依る賣薬部外品(以下單に部外品と稱す)發賣免許申請書は同條に掲げたる事項の外左の事項を記すべし
一、住所、氏名、生年月日(法人に在りてはその名稱、事務所所在地、代表者の氏名及定款の寫)
二、主たる營業所
第四條 規則第二條に依り免許したるときは別記様式の免許證を下付す
第五條 規則第三條の部外品變更免許申請書には變更せむとする事項及第二條各號の事項を記し免許證を添附すべし
第六條 免許證を毀損亡失したるときはその由を具し十日以内に免許證の書換又は再下付を申請すべし
亡失したる免許證を發見したるときは直に返納すべし
第七條 部外品に關し左の手数料を徴收す

一、規則第二條に依る發賣免許の手續料
二、規則第三條に依る變更免許の手續料
三、名義書換及再渡手續料
一回に付 金五十錢
行政區劃、字若はその名稱又は番地の變更ありたる場合に於ける免許證の書換に付ては前項第三號規定の再渡手續料は之を徴收せず
第八條 前項の規定に依る手数料は現金又は郵便爲替證書を以て警視廳官房會計課に納付すべし
既に納付したる手数料は如何なる事由あるも之れを還付せず
第九條 規則第四條に依る主たる營業所變更届には品名、前營業所及第二條各號の事項を記し免許證を添へ後の主たる營業所所轄警察署を経由すべし
第十條 規則第五條の讓受又は相續の届には免許事項寫及第二條各號の事項を記し免許證を添へ、讓受の場合は双方連署し連署し能はざるときはその事由を記し相續の場合は戸籍抄本を添附すべし
第十一條 部外品の發賣者左の各號の一に該當したるときは十日以内に免許證を添へ届出づべし
一、住所、氏名(法人に在りてはその名稱、事務所所在地)に異動を生じたるとき
二、發賣者の法定代理人、保佐人、又は夫に異動を生じたるとき
三、發賣を廢止したるとき
四、死亡(法人に在りては解散)又は失踪の宣告を受けたるとき
前項第四號の場合には戸籍法に依る届出義務者(法人に在りては清算人)よりその手續を爲すべし
第十二條 第六條又は第十一條の規定に

違反したる時は拘留又は科料に處す
第十三條 營業者が未成年者禁治産者又は法人なるときは本令の罰則はその法定代理人又は代表者に適用す但しその營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず營業者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の從業者にして其の業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出てざるの故を以て處罰を免るることを得ず

第十四條 本令は昭和七年九月一日より之を施行す
第十五條 大正五年四月警視廳令第四號賣薬部外品營業取締規則は之を廢止す
第十六條 規則附則第二項に該當する部外品にして大正五年四月警視廳令第四號賣薬部外品營業取締規則により下附したる免許證は本令により下附したるものと看做す
第十七條 本令は昭和十一年一月一日より之を施行す

化粧品營業取締規則

昭和十五年九月廿四日改正
警視廳令第三十九號

化粧品營業取締規則左の通り定む

第一條 本令に於て化粧品營業者(以下單に營業者と稱す)と稱するは左の各號の一に該當し藥品、賣薬及賣薬部外品に非ざるものを發賣又は請賣を爲す者を謂ふ
一、白粉下、化粧水「クリーム」の類

二、紅、眉墨、爪磨劑の類
三、頭髮用香水「ボマード」「チツク」香油の類
四、洗粉、化粧石鹼の類
五、齒磨
六、その他人體の美容衛生に直接關係ありと認むるもの

化粧品を輸入若くは移入して販賣する者は發賣者と看做す
第二條 化粧品發賣者は化粧品の容器又は被包に品名、發賣者の氏名（法人に在りてはその名稱）若し商號及主たる營業所を明記すべし
第三條 發賣者は主たる營業所に化粧品名、原料品名及分量を明記したるものを備へ置くべし

第四條 化粧品の効用に關しては文書、言語その他何等の方法を以てするを問はず虚偽誇大の廣告を爲すことを得ず
第五條 化粧品にして公害を生ずるの處ありと認めたるときは發賣者に對しその品名、原料品若し其の分量、用量又は効用の變更を命ずることあるべし
第六條 本令の執行に關しては明治三十三年二月法律第十五號第二條規定の職權を行ふことあるべし
第七條 左の各號の一に該當したるときはその化粧品の發賣を禁止若し停止することあるべし

一、化粧品にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認めたるとき
二、本令又は本令に基きて發する命令に違反したるとき
前項の規定により發賣を禁止せられたる化粧品は之を請買することを得ず
第八條 第二條乃至第四條及第七條第二項の規定に違反し若し第五條及第七條第一項の規定に依る命令に違反したる者は拘留又は科料に處す
第九條 營業者が未成年者、禁治産者若

は法人なるときは本令の罰則は之を法定代理人又は代表者に適用す
第十條 營業者は其の代理人、戸主、家族、同居人、雇人その他の従業者にしてその業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝを得ず

附則
第十一條 本令は公布の日より之を施行す
第十二條 昭和七年八月警視廳令第二十號化粧品取締規則は之を廢止す
第十三條 本令施行前に發賣せられたる化粧品は昭和十五年十二月三十一日迄第三條の規定を適用せず
【第六條註】明治三十三年二月發令法律第十五號は飲食物その他の取締に關する法律でその第二條を摘記すれば
第二條行政廳は吏員をして前條の物品を検査せしめ試験の爲必要な分量に限り無償にて收去せしむることを得

大正三年三月三十一日
法律第十四號
大正五年六月改正

賣藥法

第一條 本法に於て賣藥營業者と稱するは賣藥を調製又は輸入若し移入して販賣する者を謂ふ
原料品に加工せずして、賣藥と爲すものは本法の適用に付ては之を賣藥の調製と看做す
第二條 賣藥營業者賣藥を發賣せんとするときは、方名、原料品名及其の分量、調製の方法、用法、用量並効能を記載し主たる營業所所在地の地方長官の免許を受くべし之を變更せむるときも亦同じ

前項の場合に於て日本藥局方に記載せざる原料品を使用せむとする者は其の見本品を提出すべし
第三條 賣藥營業者二箇所以上の營業所を設けたるときは營業所毎に所在地の地方長官に届出づべし
第四條 賣藥には毒藥、劇藥及其の性状又は配伍の結果に由り危害を生ずるの虞ある藥品を使用することを得ず但し毒藥、劇藥は其の用法、用量に依り行政官廳に於て危害を生ずるの虞なしと認めたるものは此限に在らず
第五條 賣藥の原料品は日本藥局方に記載するものは其の所定の性状、品質、之に記載せざるものは第二條第二項の見本品と同様の性状、品質を具備するを要す
第六條 藥劑師、藥劑師を使用する者又は醫師に非ざれば賣藥を調製して販賣することを得ず但し獸醫にして家畜用の賣藥を調製販賣するは此限に在らず
第七條 賣藥免許は前條に掲ぐる者に限り之を讓受け又は相續することを得
第八條 賣藥の効能に關しては文書、言語其他何等の方法を以てするを問はず免許を得たる事項を證明するの外之を誇張して公示することを得ず
第九條 賣藥に關する廣告、賣藥の容器若し被包又は賣藥に添附し若し添附せずして頒布する文書には左記の事項を記載することを得ず

一、猥褻に涉る記事又は圖畫
二、遊姪又は墮胎を暗示する記事
三、虚偽誇大の證明若し醫師其他の者が効能を保証したるもの世人をして誤解せしむるの虞ある記事
四、醫治の無効を暗示し或は暗に醫師を誹謗するが如き記事
第十條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは賣藥營業者に對し其の免許を得たる事項の變更を命ずることを得
第十一條 賣藥營業者にして本法若し本法に基きて發する命令に依る處分に違反したる者に付地方長官は其の免許を取消すことを得
第十二條 行政官廳は當該官吏をして賣藥を調製し若し販賣する場所に臨檢せしめ又は賣藥の検査を爲さしむることを得
第十三條 行政官廳は試験の用に供する爲必要な分量に限り當該官吏をして賣藥又は其の原料品を無償にて收去せしむることを得
第十四條 第二條第一項若し第五條の規定又は第十條の處分に違反する賣藥は地方長官其の所有者をして之を廢棄せしめ又は直接に廢棄し其他必要なる處分を爲すことを得但し所有者又は所持者に於て衛生上危害を生ずる虞なき方法に依り處置せむことを請ふときは之を許可することを得
第十五條 第二條第一項、第五條若し第六條の規定又は第十條の處分に違反したる者は五百圓以下の罰金に處す
第十六條 第八條若し第八條の規定に違反したる者又は當該官吏の臨檢若し検査を拒みたる者は二百圓以下の罰金に處す
第十七條 第三條又は第二十條第二項の規定に違反したる者は科料に處す
第十八條 賣藥營業者又は賣藥請買營業者未成年者又は禁治産者なるときは本法又は本法に基きて發する命令に依り之に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず
賣藥營業者又は賣藥請買營業者は其の

賣藥法施行規則

大正三年八月十三日
內務省令第十六號

代理人戸主家族同居者雇入其の他の従業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出てざるの故を以て處罰を免かるることを得ず

第十九條 明治三十三年法律第五十二號は本法又は本法に基きて發する命令に依り犯罪に準用す

第二十條 輸出又は移出する賣藥に付ては第二條乃至第十一條、第十四條及第十五條の規定を適用せず其の取締上必要な規定は勅令を以て之を定む
前項の賣藥を調製せむとする者は營業所毎に之を地方長官に届出づべし

附則

第二十一條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む(大正三年八月勅令第六百十號を以て同年十月一日より施行)

第二十二條 賣藥規則は之を廢止す
他の法令中賣藥規則とあるは本法を指したるものと看做す

第二十三條 従前の規定に依りて受けたる賣藥免許は之を本法に依り受けたる賣藥免許と看做す

第二十四條 本法公布の際現に賣藥營業者たる者は第六條又は第七條の規定に拘らず賣藥を調製して販賣し又は賣藥免許を讓受け若しは相續することを得但し賣藥を輸入若しは移入して販賣する者又は法人は此の限に在らず

第二十五條 本法公布前免許を受けたる賣藥にして毒藥、劇藥又は藥品營業並藥品取扱規則の指定藥品を含有せざるものに付ては第六條及第七條の規定を適用せず

第二十六條 第三條及第二十條の届出は賣藥税法の適用に付ては之を免許と看做す

昭和五年九月內務省令第二十九號、七年七月第二八號、一〇年七月第四三號、一一年三月第六號改正

第一條 賣藥發賣免許の申請書には賣藥法第二條第一項に掲げたる事項の外氏名、生年月日又は法人の名稱、住所及營業所(調製又は販賣の場所を云ふ)を記載し賣藥法第六條又は第二十四條の規定の資格を證する書面を添附すべし

第二條 地方長官賣藥法第二條の規定に依り賣藥發賣免許證を與ふるときは別記雛形の賣藥免許證を下附す

第三條 免許事項變更の申請書には變更せむとする事項、方名、氏名又は法人の名稱及住所を記すべし但し方名を變更せむとする場合に於ては免許證を添附すべし

第四條 前條第二項規定の場合を除くの外賣藥免許證の記載事項に變更を生じたるときは其の事由を記し免許證を添へ三十日以内に主たる營業所所在地の地方長官に其の書換を申請すべし但し賣藥法第二十五條規定の賣藥を除くの外賣藥免許を讓受け又は相續したる場合に於ては賣藥法第六條又は第三十四條規定の資格を證する書面を添附すべし

第五條 賣藥に關し左の手数料を徵收す
一、發賣免許手数料
一方に付 金參圓

二、變更免許手数料
一方に付 金壹圓

三、免許證再下付又は書換手数料
一方に付 金五十錢

第三條第二項規定の書換に付ては前項第二號規定の手数料を徵收し前項第三號規定の書換手数料は之を徵收せず行政區畫、字若しは其の名稱又は地番の變更ありたる場合に於ける免許證の書換に付ては第一項第三號規定の書換手数料を徵收せず

第六條 地方長官は賣藥法第二條第二項の規定に依り賣藥營業者の提出したる見本品の性状品質を記し保存すべし

第七條 賣藥法第三條規定の届出は其の事由の發生したる日より十日以内に之を爲すべし
賣藥發賣免許申請書に記載せる營業所にして主たる營業所所在地の道府縣と同一區域内に在るものに付ては其の申請書に於ける營業所の記載を以て賣藥法第三條規定の届出と看做す

第八條 賣藥營業所二箇所以上の調製所を設けたるときは藥劑師若しは醫師たる營業者又は賣藥法第二十四條規定の營業者が自ら管理する一箇所を除くの外調製所毎に藥劑師を置き管理を爲さしむべし但し調製所所在地地方長官の許可を受けたるとき又は賣藥法第二十五條規定の賣藥に付ては此の限に在らず賣藥營業者前項規定の藥劑師を置きたるときは其の氏名を營業所所在地の地方長官に届出づべし

第九條 賣藥營業者は賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師に異動を生じたるときは二十日以内に營業所所在地の地方長官に届出づべし

第十條 賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師は之を使用して賣藥營業者の營業所以外に

於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事せざる者たることを要す但し地方長官の許可を得たるときは此の限に在らず

第十一條 賣藥免許證を毀損し又は亡失したるときは其の事由を記し三十日以内に主たる營業所所在地の地方長官に再下付を申請すべし但し毀損の場合には毀損したる免許證を添附すべし

第十二條 賣藥營業者廢業したるときは三十日以内に免許證を主たる營業所所在地の地方長官に返納すべし
賣藥營業者死亡し又は失踪の宣言を受けたる場合に於て其の營業を承繼する者なきときは戶籍法に依る死亡又は失踪の届出義務者より前項の規定に準し其の手續を爲すべし

第十三條 藥劑師又は藥種商賣藥請賣營業を爲さんとするときは營業所毎に營業所所在地の地方長官に届出づべし
藥劑師又は藥種商に非ざる者賣藥請賣營業を爲さんとするときは營業所毎に營業所所在地の地方長官の許可を受くべし

第十四條 賣藥請賣營業者廢業し又は氏名若しは法人の名稱又は住所を變更したるときは地方長官に届出づべし

第十五條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ら行商し又は賣子をして行商せしめむとするときは地方長官に届出づべし其の之を廢止したるとき亦同じ

第十六條 賣藥營業者免許を取消されたるときは請賣營業者亦其の賣藥を販賣することを不得す

第十六條の二 賣藥請賣營業者其の業務に關し犯罪又は不正の行爲ありたるときは地方長官は其の營業を禁止し之は停止することを不得

賣藥を行商する者其の業務に關し犯罪又は不正の行爲ありたる時は地方長官は其の行商(賣藥を行商する者賣藥營業者又は賣藥請賣營業者)を其の賣子の依る行商を含むを禁止し又は停止することを得
前項の場合に於て賣藥を行使する者賣藥營業者又は賣藥請賣營業者の賣子なる時は當該營業者の行商及其の賣子に依る行商をも併せ禁止し又は停止することを得

地方長官は前三項の規定に依る營業又は行商の禁止若し停止を解くことを得
第十七條 賣藥營業者は容器又は被包に方名及氏名(法人に在りては名稱)又は商號並主たる營業所を記載し且之に封緘を爲したる賣藥に非ざれば發賣することを不得
第十七條之二 賣藥請賣營業者は前條の封緘なきか又は其の封緘の破毀せられたる賣藥を販賣することを不得
第十八條 行政官廳賣藥法第十二條の規定に依り當該官吏をして臨檢又は検査を爲さしむるときに制服を著する者の外別記雛形の證票を携帶せしむべし
第十九條 賣藥法第十三條の規定に依り物品を收去するときは當該官吏は營業者に證書を交付すべし若し營業者の求あるときは事實の許さざる場合を除くの外其の物品の一部に封緘を施し之を交付すべし

第二十條 賣藥法第十二條の規定に依る臨檢又は検査は日出前日没後に於て之を爲すことを得ず
第二十一條 第八條第一項、第十條、第十三條第二項、第十六條、第十七條若し第十七條の二の規定に違反したる者營業の禁止若し停止中賣藥請賣營業を爲したる者又は行商の禁止若し停止中

行商を爲し若し若は爲さしめたる者は百圓以下の罰金又は科料に處す
第二十二條 第四條、第七條第三項、第八條第二項、第九條、第十一條、第十二條、第十三條第一項、第十四條又は第十五條の規定に違反したる者は科料に處す
附則
第二十三條 本令は賣藥法施行の日より之を施行す(大正三年十月一日より施行)
附則 昭和五年内務省令第二十九號
本令中第五條の改正に關する規定は公布の日より之を施行し其の他の規定は昭和六年一月一日より之を施行す
附則 昭和十年内務省令第四十三號
本令は公布の日より之を施行す
本令施行前從前の規定に依り賣藥請賣營業の届出を爲し本令施行の際現に其の營業を繼續する者は之を本令に依り賣藥請賣營業の届出を爲し又其の許可を受けたるものと看做す
本令施行前從前の規定に依り自ら行商し又は賣子をして行商せしむることの届出を爲し本令施行の際現に其の業を繼續する者は之を本令に依り自ら行商し、之は賣子をして行商せしむることの届出を爲したるものと看做す

廣告物取締法

明治四十四年四月七日
法律第七十號

第一條 行政官廳は美觀又は風致を保存する爲必要ありと認むるときは命令を以て廣告物の表示其の他之に關する物件の設置を禁止若し制限することを得
第二條 前條の規定に基きて發する命令に違反したる物件に對し行政官廳は除却を命じ其の他必要な處分を爲すこと

とを得
第三條 廣告物、看板その他之に關する物件にして危険の虞あり又は安寧秩序を害し若くは風俗を紊るの虞ありと認むるものは行政官廳に於いて除却を命じその他必要な處分をなすことを得
第四條 第二條、第三條の規定に依る行政官廳の命令に違反したるときは拘留又は科料に處す

廣告物取締法

施行規則

大正三年四月十一日
警視廳令第一〇一號
昭和十三年九月九日
令第四七號 改正

第一條 左の地域内に廣告物の表示その他之に關する物件を設置することを得ず但し公益の爲にするものにして警視廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず
一、宮城、離宮、東宮御所、青山御所の各附近
二、各皇族邸附近
三、武藏御陵墓地及皇族御墓地附近
四、社寺、佛堂、説教所境内
五、公園地其の附近
六、勝區(荒川堤、小金井等)
七、墓地及其の附近
八、都市計畫法第十條第二項の規定に依り指定せられたる風致地區
九、市街地建築物法第十五條の規定により指定せられたる美觀地區
前項第四條の地域内に於て祭典、法要、説教その他社寺、佛堂、説教所の類がその事務の爲にする場合は前項の規定を適用せず
本條の許可を受けたる後に於て之を移轉、改造、變更し若し設置を繼續せむとするときは更に警視廳の許可を受く

べし但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前迄に願出づべし
第二條 左の地域内に廣告物の表示又は之に關する物件(廣告塔を除く)の設置をなさむとする者は所轄警察官署に願出許可を受くべし之を移轉、改造、變更し若くは設置を繼續せむとするときは亦同じ但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前迄に願出づべし
一、東京市
二、八王子市
三、社寺、佛堂、説教所境内より展望し得べき場所
四、公園及勝區より展望し得べき場所
五、鐵道停車場附近
六、鐵道、軌道の沿線及之より展望し得べき場所
七、平地より展望し得べき高臺
八、前各號の外特に告示したる場所
前項に該當せざる場所に設置せむとする廣告物件と雖その長さ若し幅三・六五米(約十二尺)を超え又はその面積六・〇〇平方米(約二坪)を超ゆるものに對しては前項の規定を適用す
第三條 廣告塔を設置せむとする時は警視廳に願出で許可を受くべし之を移轉、改造、變更し若し設置を繼續せむとするときは亦同じ但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前迄に願出づべし

第三條之二 第一條乃至第三條の規定に依り廣告物の表示又は之に關する物件の設置の許可を受けたる者はその廣告物の見易き箇所に自己の住所氏名、許可期間を表示すべし、但し廣告物の表示又は之に關する物件にして其の長さ若し幅六〇種(約二尺)又は其の面積一八〇〇平方種(約二平方尺)以下のものは此の限に在らず
第三條之三 廣告物其の他之に關する物

件を承継したる者はその旨許可を受けたる官廳に二十日以内に届出づべし

第四條 第一條乃至第三條の願書には左の事項を具すべし

- 一、出願者の住所、職業、氏名、生年月日但し法人に在りてはその名稱、事務所所在地、代表者の氏名
- 二、設置の場所及期間
- 三、廣告物の材質、形状、寸法、色彩構造の方法等を記載せる圖面及工事仕樣書
- 四、設置の狀況を知り得べき圖面
- 五、表示の文字、圖畫
- 六、設置せむとする場所が他人の所有若は管理に係るときはその承諾書
- 七、工事落成期日

出願者他府縣管内に住所を有するときは東京府管内に住所を有する管理人を定め前項の願書に連署せしむべし

第五條 第一條の地域外に於いて電柱(動適用の柱を包含す)若しくは街燈柱の自體に廣告を標示せむとするものは第二條の規定に拘はらずその許可を受くることを要せず但し支柱、支線柱及電車の中央柱には之を標示すべからず

前項の廣告は地上二・〇米(約四尺)以上三・六五米(約十二尺)以下に於いて之を爲しその色彩は白、黒又は青を使用すべし但し繪畫を表示すべからず

第六條 第一條乃至第三條の許可を受けたる者又は第三條の三に依り其の廣告物を承継したる者左の各號の一に該當する場合に於いては五日以内に許可を受けたる官廳に届出づべし

一、住所、氏名を變更したるとき(法人なるときはその名稱、事務所所在地、代表者の氏名を變更したるとき)

二、管理人又はその住所、氏名を變更したるとき

第七條 廣告物の表示その他之に關する物件の設置者にしてその許可を取消され又は當該事業を廢止したるときは十日以内に廣告物その他之に關する物件を除却すべしその表示又は設置期間の満了したるとき亦同じ

第九條 廣告物その他之に關する物件にして本則に依り許可を受けたる場合と雖土地狀況の變遷等に因り美觀又は風致を害するに至りたるときは速に除却すべし

第十條 本則に依り警視廳に差出すべき願書は所轄警察官廳を経由すべし

第十一條 廣告物の表示その他之に關する物件の設置に關し他の法令に規定ある場合はその規定に依るの外本令の規定に従ふべし

附則 本令は昭和十三年九月二十日より之を施行す

本令施行の際既に許可を受けたる廣告場は警察署長の許可を受けたるものと見做す

業界關係の諸届書式

願書や届書は、その雛形を見ただけで用を辨するものあり、又その條文を参照

しなければ直ぐに役立たないものもある然し、條文と書式とを合せてこれを掲げるといふことは容易でないから、こゝには昨年九月改正により不用となつた化粧關係のものを除き、日常最も必要多しと思はれる、賣藥、部外品、商標、特許等に關するもの、及び骨牌販賣免許申請に關するもの等を掲げる。條文を必要とせらるる場合は、今十六年版及び既往の年鑑を参照せられ度い。

賣藥部外品關係諸届書式

賣藥部外品發賣免許願

住 所

法人ノ時 氏 名 年 月 日 生

營業所

法人ノ時 氏 名 年 月 日 生

- 一、品 名
- 一、原料品名及其ノ分量
- 一、用法、用量
- 一、效 能

右製造發賣致度ニ付御免許相成度見本品相添此段及御願候也(法人ニシテ新タニ免許ヲ受クル者ハ定款寫添付ノコト)

警視總監宛

註

用紙は必ず美濃紙を用ふること▽所轄警察署に願書及見本提出のこと△手数料は願書提出後當方よりの呼出を待つて現金にて官費會計課に納入すること▽有夫の婦は願書に夫の押署を要す

賣藥部外品內容變更免許願

住 所

氏 名 年 月 日 生

營業所

氏 名 年 月 日 生

- 一、品 名
- 一、原料品名及其ノ分量
- 一、用法、用量
- 一、效 能

右之通免許相受製造發賣致度今般左ノ通り內容變更致度ニ付免許相成度別紙賣藥部外品免許證相添此段及御願候也

警視總監宛

註

品名のみの変更の時は新舊の品名のみを記し原料品分量以下不要▽手数料は現金を直接官費會計課に納入するものとす(収入印紙は不要)▽用紙は美濃紙

町名番地改正に伴ふ賣藥部外品製造免許證書換手續

一、賣藥部外品取締規則第六條に依る「容器又は被包の營業所」は從來賣り出された(自己の手許を離れたる意)分はそのまゝにして差支へなきも可成速かに新町名番地のもへたすこと

一、町名番地變更に依る免許證の書替申請書は別紙書式によること

尙免許證番號は書式に一々列記を要せず、左記の如く略して差支へなきこと

町名番地改正ニ依ル
免許證書換届

舊住所
新住所
新營業所

氏名

一、何年何月何日第何號免許何々外
何方
右ハ今般行政區劃ノ變更ニ依ル住所
營業書肩書ノ通變更相成候條免許證
書換下付相成度免許證相添此段及御
届候也
年月日

警視總監宛

氏名

一、免許證は裏面に訂正を要するに付全
部届書に添附せらるゝこと
一、ゴム印調製を便宜とすること
申請書を所轄署へ提出の際左記雛形に
よるゴム印を調製の上持参せらるゝを
便宜とすること
但し十方以下の場合はその必要なし
と史料す

署	昭和年月日町名地番變更届出
住所	
營業所	

景品附特賣届

一、本籍
現住所
職業
二、目的
年月日生
三、方法の詳細
(1)發賣方法
イ、發賣數
ロ、壹金額

法規法令

ハ、特賣品
ニ、特賣發賣方法
ホ、景品ノ價格 別紙ノ通り
ヘ、特賣ノ區域
(2)抽籤方法
イ、方法 發行抽籤券ト同號ノ抽籤
札ヲ廻轉抽籤器ニ投入シ等々ヨリ順
次所定ノ本數ヲ抽出シテ各等級ヲ定
ム
ロ、抽籤場所 町 番地
ハ、立會 立會人氏名
ニ、發表紙 商標或ハ新聞名
ホ、抽籤期日 昭和年月日
ヘ、當籤發表月日 昭和年月日
四、施行場所及期間 東京市 東京市
至昭和年月日
但シ期間中ト雖モ賣切ト同時ニ締
切ル

五、景品ノ種類 總數
等級 景品 單價 本數
若モ期間中ニ賣切レスシテ締切抽籤執行ス
ルモ届出ノ本數通り一等ヨリ順次抽出ス
上記景品送料ハ主催者之ヲ負擔ス
右警視廳令第二十六號取締規則ニヨ
リ此段御届申候也
昭和年月日 右 氏 名

均一特賣ノ場合
景品付特賣届
一、本籍
現住所
職業
二、目的
景品付特賣届
一、本籍
現住所
職業
二、目的

三、方法ノ詳細、發賣方法

イ、發賣數
ロ、壹金額
ハ、發賣品
ニ、特賣發賣方法
ホ、景品ノ價格 別紙ノ通
ヘ、特賣ノ區域
四、施行場所及期間 東京市 東京市
至昭和年月日
但シ期間中ト雖モ賣切ト同時ニ
締切ル

五、景品ノ種類 總數
景品 單價 本數
上記景品送料ハ主催者之ヲ負擔ス
右警視廳令第二十六號取締規則ニヨ
リ此段御届申候也
昭和年月日 右 氏 名

藥業關係諸届書式

製藥種商 試驗願
毒劇物營業
住所 氏名
年月日生

私儀貴廳施行ノ藥種商(製業者又ハ
毒劇物營業)試驗相受度候ニ付御試
驗相成度別紙履歷書及寫眞相添へ此
段及奉願候也
年月日 氏 名

警視總監宛

註 北海道は北海道長官、東京府は警視總監、各
府縣は府縣知事、但し所轄警察署經由、履歷
書及び寫眞を添附して、試驗(毎年十月施行)
の前月中に願出づること、用紙美濃紙

履歷書

本籍 住所
族稱 華、士族、平民
氏名
年月日生
一、學業 何年何月何學校卒業
二、職業 藥品取扱ニ關スル自己ノ經歷及
現在從事スル職業等
右ノ通相違無之候也
年月日 右 氏 名

藥劑師を使用して藥種商免許を受けむとする者の
届書(個人の場合)

藥種商免許鑑札下付願
本籍 住所
營業所 氏名
年月日生
右者藥劑師何某ヲ使用シ藥種商營業
致度候ニ付キ免許鑑札下付相成度別
紙藥劑師免許證相添へ藥劑師連署ヲ
以テ此段相願候也
年月日 右 氏 名

會社の場合には右に準じテ届書を作成の上、
會社定款の寫と、管理人として使用する藥劑
師の免許證寫(會社の代表者が藥劑師なる時
はその者の免許證寫)とを添へて所轄警察官
署に提出すこと
長官 宛
藥劑師 氏名
住所 氏名
住所 氏名

藥種商支店設置願

本籍 住所
營業所 藥種商 氏名
年月日生

右者何某ヲ管理人ニ定メ何市何郡何町何番地ニ支店ヲ開設致度候ニ付御免許相成度別紙管理人履歷書相添へ相願候也
年 月 日
右 何 某 氏

長官宛

註 管理人藥劑師があれば、藥劑師免許證寫を添へ連署にて出願する

藥種商鑑札書換申請書

届出ノ規定ノ地方デハ住所又ハ營業所變更届
本 籍
舊住所
舊營業所
(新住所)「住所變更ノ場合ニ認ムルコト」
(新營業所)
藥種商 氏 名
年 月 日生

右者何年何月何日營業所(住所變更ノ場合ニハソノ旨)ヲ肩書地ニ變更候ニ付鑑札書替下付相成度別紙鑑札相添へ此段申請(届出)候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

註 差出期限は大體十日以内

藥種商本籍(氏名)變更ニ付鑑札書換申請書

届出ノ規定ノ地方デハ變更届
本 籍
舊本籍
舊營業所
藥種商 氏 名
年 月 日生

一、舊氏名
一、新氏名(氏名變更ノ場合)
右 何年何月何日日本籍(氏名)變更致候ニ付鑑札書換下付相成度免許鑑札並肩籍謄本(又ハ抄本)相添へ此段申

請(届出)候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

註 支店所在地の所轄警察官署に届出

藥種商免許鑑札再下付申請書

本 籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年 月 日生
右者藥種商免許鑑札左ノ事由ニ依リ毀損(亡失)致候間再下付相成度此段申請候也
一、…ノ爲毀損又ハ亡失
(ソノ理由ヲ記ス)

右者從來藥劑師何某ヲ使用致候處何年何月何日解雇シ、藥劑師何某ヲ使用致候間免許證寫相添へ此段連署ヲ以テ届出候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

註 届出十日以内 各府縣の規定によること

藥劑師變更届

本 籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年 月 日生
藥劑師 氏 名 氏
住所

藥種商支店廢止届
本 籍
住所
營業所
支店
藥種商 氏 名
年 月 日生

右支店何年何月何日限り廢止致候間此段届出候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

註 支店所在地の所轄警察官署に届出

藥種商廢業(死亡、失踪)

本 籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年 月 日生
右者何年何月何日廢業(死亡又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケ)致候間免許鑑札相添へ此段届出候也
年 月 日
右 氏 名 氏

右者何年何月何日ヨリ何府何郡市何町村何番地へ移轉致候間免許鑑札相添へ此段届出候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

註 地方廳の規定による期限内に提出のこと

藥種商移轉届

本 籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年 月 日生
藥劑師、藥種商、製藥者 氏 名
年 月 日生

毒物劇物營業届
本 籍
住所
營業所
藥劑師、藥種商、製藥者 氏 名
年 月 日生
一、營業所ノ位置
右者毒物劇物營業致度候條別紙藥劑

師免許證書(藥種商、製藥者ハ免許鑑札寫)相添へ此段及御届候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

註 用紙美濃紙

藥劑師試驗願

本 籍
住所
族稱
私儀右藥劑師試驗相受度履歷書、戶籍謄本及寫眞相添此段相願候也
年 月 日
右 氏 名 氏

履 歷 書
一何年何月何中學校(高等女學校)ニ入學何年何月卒業
一何年何月何藥學校ニ入學何年何月卒業
一何年何月藥劑師試驗ヲ受ケ學說試驗ニ合格
右之通相違無之候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

註 用紙美濃紙

賣藥請賣届

營業所
右賣藥請賣營業致候ニ付此段御届候也
年 月 日
右 氏 名 氏

長官宛

賣藥行商局

住所 賣藥營業者又ハ
請賣營業者 氏 名
年 月 日生
住 所 賣 子 氏 名
年 月 日生
一、方名 何々
營業者ノ營業所及氏名(數方ノ場
合此ノ例ニ依リ順次列記)
右賣藥行商(賣子ヲシテ行商セシム
ル時ハ其ノ旨) 致候ニ付此段及御届
候也
年 月 日
右 氏 名(印)

毒物劇物營業願

原籍 現住所
藥劑師 氏 名
年 月 日生
營業者
法人ナラバソノ名稱
代表者 氏 名
年 月 日生
今般藥劑師何某ヲ管理人トシテ毒物
劇物營業開始仕リ度候間御許可相成
度管理人ノ藥劑師免許證寫相添ヘ此
段及御願候也
年 月 日 右(法人名)
代表者 氏 名(印)
藥劑師 氏 名(印)
長官宛

新製劑(又ハ新藥)製造(又ハ輸入)
發賣届
住 所
營業所

法 規 法 令

製造所

輸入ノ場合ニハ製造者
ノ氏名モ併記ノコト
業 別 藥種商、製藥者、藥劑師
氏 名
年 月 日生
名 稱
成分 分量 一錠又ハ百分中ノ成分
成分不明ノ時ハ製法及本質要旨
右者今般製造(又ハ輸入)發賣致度ニ
付別紙製藥者(又ハ藥種商)免許鑑札
寫及(藥劑師免許證寫)見本品相添此
段及御届候也
年 月 日
右 氏 名(印)

製藥者 免許鑑札下附願

本 籍 個人以外不用
住 所 法人ニアリテハ事務所
營業所 製造者以外不用
製造所 製造者以外不用
出願者氏名 法人ニアリテハ名稱
生年月日 法人ニアリテハ代表者氏名
右者今般藥劑師何某使用ノ上藥種商
(製藥者又ハ毒物劇物)營業致度候ニ
付御免許相成度別紙定款寫(法人ニ
限ル)及藥劑師證寫相添連署ヲ以テ
此段及御願候也
年 月 日
右 氏 名(印)
代表者 氏 名(印)
出願者 氏 名(印)
使用藥劑師 氏 名(印)
警視總監宛

商標特許關係諸願

商標登録願

收入印
紙七圓
商標ヲ附スベキ商品
第何類 何々
色ノ限定 何々
着色限定ノ場合
私(私共)儀前掲商標ニ付登録相受
度此段相願候也
國籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所
出願人 氏 名(印)
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

聯合商標登録願

收入印
紙七圓
商標ヲ附スベキ商品
第何類 何々
色ノ限定 何々
着色限定ノ場合
聯合商標登録番號 願書番號 符號
私(私共)儀前掲商標ヲ聯合ノ商標ト
シテ登録相受度此段相願候也
國籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所
出願人 氏 名(印)
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

用紙美濃紙

商標權存續期間
更新登録願

收入印
紙拾圓
聯合商標登録番號
私(私共)儀前記商標權ニ付存續期間
更新ノ登録相受度此段相願候也
國籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所
出願人 氏 名(印)
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

特許願

收入印
紙拾圓
發明ノ名稱
一、發明者ノ氏名、住所(又ハ居住)
本項ハ出願人ガ發明者ナルト
キハ記載スルコトヲ要セス
私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル發
明ニ付特許相受度此段相願候也
國籍 外國人ナルトキ
住所 又ハ居所
出願人(發明者) 氏 名(印)
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

用紙美濃紙

追加特許願
紙五圓

- 一、發明ノ名稱
 - 一、原發明ノ特許番號
 - 一、發明者ノ氏名、住所(又ハ居所)
- 本項ハ出願人ガ發明者ナルトキハ記載スルコトヲ要セズ
- 一、(私共)儀別紙明細書ニ記載ス業發明ニ付特許相受度此段相願候也
- 出願人(發明者) 氏 名(印)
年 月 日
住所 又ハ居所
外國人ナルトキ

特許局長官宛

- 一、(私共)儀別紙明細書ニ記載ス業發明ニ付特許相受度此段相願候也
- 出願人(發明者) 氏 名(印)
年 月 日
住所 又ハ居所
外國人ナルトキ

注意 原發明の特許出願後住所を變更したるときは先づ住所變更の手續をなしたる後追加の特許出願をなすこと。追加特許願書には原發明の特許出願の際に用いたる印章を捺捺すること。改印の場合には證明を添附すること。用紙美濃紙

實用新案登録願
紙五圓

- 一、實用新案ノ名稱
 - 一、考案者ノ氏名、住所(又ハ居所)
- 本項ハ出願人ガ考案者ナルトキハ記載スルコトヲ要セズ
- 一、(私共)儀別紙明細書ニ記載スル物品ニ付實用新案登録相受度此段相願候也
- 出願人(考案者) 氏 名(印)
年 月 日
住所 又ハ居所
外國人ナルトキ

特許局長官宛
添附書類目録
一、何々 何通
二、何々 何通

記入ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト

用紙美濃紙

意匠登録願
紙貳圓

- 一、意匠ノ名稱
 - 一、登録請求ノ範圍
 - 一、意匠ヲ現ハスベキ物品
 - 一、考案者ノ氏名、住所、居所
- 私(私共)儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也
- 出願人(考案者) 氏 名(印)
年 月 日
住所 居所
外國人ナルトキ

特許局長官宛

- 一、(私共)儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也
- 出願人(考案者) 氏 名(印)
年 月 日
住所 居所
外國人ナルトキ

類似意匠登録願
紙壹圓

- 一、意匠ノ名稱
 - 一、登録請求ノ範圍
 - 一、意匠ヲ現ハスベキ物品
 - 一、考案者ノ氏名、住所、居所
 - 一、原意匠ノ登録番號又ハ願書番號
- 私(私共)儀前記意匠ニ付類似意匠ニシテ登録相受度此段相願候也
- 出願人(考案者) 氏 名(印)
年 月 日
住所 居所
外國人ナルトキ

特許局長官宛

- 一、(私共)儀前記意匠ニ付類似意匠ニシテ登録相受度此段相願候也
- 出願人(考案者) 氏 名(印)
年 月 日
住所 居所
外國人ナルトキ

用紙美濃紙

營業販賣諸届

骨牌販賣免許申請
一、骨牌販賣所

右之場所ニ於テ骨牌販賣致度候ニ付許可相成度申請候也

營業場所 何縣何郡何町何番地
年 月 日
住所
氏 名(印)

稅務署長宛

骨牌販賣所讓渡ニ付申告
一、骨牌販賣所

右之場所ニ於テ從來免許相受居候處今般頭書ノ通り讓渡致度御承認相成度讓受人連署ヲ以テ申告候也

場所 縣 町 郡 番地
讓渡人 氏 名
讓受人 氏 名
年 月 日
住所
氏 名(印)

稅務署長宛

骨牌販賣所移轉申告
一、骨牌販賣所

右之場所ニ於テ從來免許相受居候處今般都合ニ依リ願書ノ通り移轉致候條此段及申告候也

營業場所 番地
移轉先 番地
年 月 日
住所
氏 名(印)

稅務署長宛

骨牌販賣所廢止免許取消申告
一、骨牌販賣所

右之場所ニ於テ從來免許相受居候處今般都合ニ依リ廢止仕度候條此段及申告候也

營業場所 番地
年 月 日
住所
氏 名(印)

稅務署長宛

化粧品營業者備付用
化粧品カード

改正警視廳令「化粧品營業取締規則」により届出制度は廢止されたが、十六年一月一日から主たる營業所に「化粧品名原料品名及び分量」を明記して備付けておくこととなつた。この化粧品カードは左の如く東京組合において一定様式のもの調製、實費百枚一圓をもつて頒布した。

No. _____

化粧品カード

營業所々在地 _____

商號 _____

發賣者氏名 _____

商品銘柄 _____

原料品名及其分量 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

發賣年月日 _____

備考 _____

薬業品

昭和十五年 薬業界の諸問題

今や新體制理念に依つて總てのものが新秩序の下に再編成が行はれつゝある。自由主義經濟は揚棄されて公益優先の旗印が高く掲げられてゐる。一業界、一團體の營利本位の單獨行動は絶対に許されないのである。而し新體制の聲明の一つに過去に泥まず、個々の立場に捉はれずと云つてある。その意味からすると従來のやうな回顧録は餘り感服したものでもないと思はれる。

それかと云つて如何に新體制でも空中樓閣であつてはならぬのだから、矢張過去の上に足場を踏み固めない譯にはいかぬであらう。只徒らなる過去の繰り言であつてはいけないのだから、此の拙稿を草するに就いても、出来るだけ新體制の精神を體して上意下達（下意上達の方は到底その力にない）を心掛けた心算である。従つて業界内部の舊體制的いきさつや、各團體の無用なる摩擦の如きは一切割愛して、出来るだけ新體制即應の最終的現實情勢と今後の動向を記すに止めた。

尙、此處には取り上げなかつたが、職員健康保險と船員保險が本年六月より實施され百萬人近い俸給生活者が被保險者となり醫療の公營化が一段と強化されたこと、健康保險藥局方が一月三十日制定され健保使用藥品の向上が實現されたこと等は忘れてならぬことである。最後に一言して置き度いことは和漢藥の問題、衛生材料の問題等は紙面の都合上省略して専ら醫藥品を中心としたことである。

新體制と藥業界

政府の新體制運動に即應すべく藥界に於いても各團體が夫々の對策検討を行つてゐるがその内主なる動向を摘記すれば左の如くである。

日本藥劑師會

率先新體制問題を取上げ、役員會に於いて慎重考究の結果、十月七日の役員會に於ては本藥劑師會新體制要綱なるものを役員會案として決定發表した。

その内容は第一日藥新體制の根本理念

提出されることとなつてゐるが、役員の任期満了し改選期に當つてゐるだけに、單に表面に現れた論理や主旨に反對すべき何ものも無いとしても相當の論難、論争は免れまいと思はれる。

日藥が斯る新體制要綱を成案するに至つた眞意は果して何處に在るか、といふが如き詮索は甚だ新體制に相應しからぬ問題の取上げ方であるかも知れないが、一應その邊を考へて置かないと今後の藥業界全體に與へる影響に非常な差違が生ずるのである。

時局を認識して政府の新體制に即應する爲であるといふ理由は文句無しに承認出来るからそれはその儘頂戴するとしてその外にどういふ必要があつたかと云へば、我々は先づ第一に醫藥制度調査會の今後に備へる爲であると解釋する。醫藥制度調査會のことに就いては別の項で詳細述べるから此處では詳しくは説明しないが、三年越しの醫藥制度改善方策が決定されて厚生大臣に答申された結果、次期議會に醫師法改正案その他關係法令の改正案が政府から提出されることは先づ疑ひを容れない。而して此の醫藥制度改善方策の内には、處方箋の發行方法改正（即ち醫師は診療して投藥の必要を認められた場合は必ず處方箋を患者に無料に渡すこと）を含んでゐるのであるから、日藥としては醫師會の反對を飽くまで排除して政府と協力之れが實現に邁進せねばならぬ。それには藥業界全體の大きな力を背景にする必要がある。

それよりも更に今後引續いて開かれる

可き醫藥制度調査會の第三特別委員會に就いて、待望の藥品並に醫療材料及醫療機械に關する事項の審議が行はれるに當つて、藥事制度全般の根本的改善を期さなければならぬのであるが、それには今日の如き日藥の弱體機構では目的の達成が困難であり、且つ藥種、製藥、賣藥等の藥劑師會を凌ぐ強大勢力と對立するの不利がある。此處に思ひを至して日藥は新體制要綱なるものを考案し、會内の強化を期する一方藥種、製藥、賣藥の諸勢力と連絡協調を圖ることとなつたものであらうと想像して差支へないと思ふ。従つて日藥の新體制要綱の最重要點は第一第二の項ではなく第三の項になると斷じて誤りは無いであらう。

然し現在の藥界の情勢よりして、日藥が指導的に振舞ふとか、或は中心になるとかするのは全藥界の協調を促進せずして却つて逆の結果を招來すると思はねばならぬ。此の點は日藥自體も深く悟るところがあつて河合會長は藥界の長老大口喜六代議士、慶松勝左衛門博士を動かし日藥を離れて全藥界の連絡協調運動を開始したことは賢明であつた。それが即ち以下に述べる結實となつたのである。

第一回藥事懇談會

日藥會長河合龜太郎博士は藥界出身の大口喜六代議士、藥學界の大御所慶松勝左衛門博士の兩長老を口説いて藥事懇談會の發起に成功し、三氏連名の第一回懇談會案内狀は全藥業界の代表的立場にある人々五十三氏に送られ、その結果十月二十七日の大阪ビル内レインホウに於け

る會合となつた。

その顔觸れに就いては餘りに舊體制であるとか、總花的であるとかの批難は無いでもなかつたが、兎に角斯の如き會合は藥界空前のものであり十數氏の缺席はあつたにせよ先づ成功とせねばならない會合の結果は大口代議士を委員長に藥學界、藥種貿易、製藥、賣藥、開局者、勤勞者、藥劑師會、藥粧組合及び言論界から二十二名の常置委員を擧げ、今後新體制に關する具體的検討に這入ることになつたが、その成果は今から豫斷を許さないものがある。

何故なら一應は日藥の方針が成功したのであるが、懇談會に出席した各界代表並に委員に擧げられた人々、新體制的意味に於いて斯る會合の開催をそれ、の立場から希求してあるといふ點に於いて日藥側と意見の一致を見たのであるが藥事制度の改善或ひは革新の問題に就いてはそれ、異なる立場と意見とを抱懷してゐるのであるから、今後具體案の検討に當つては日藥の豫期する方向と全く背馳した方向を取る場合が無いとは云へないからである。

日本藥事協會

日藥の新體制に關聯して社團法人日本藥事協會は、八月の臨時總會に於いて發展の解消を決議するに至つた。元來協會は私法人日本藥劑師會の後身であつて、公法人日本藥劑師の別働隊の立場にあり醫藥分業運動の信念團體と稱し志村會長を中心にして議會運動に専念しつゝあつたのである。然るに醫藥制度調査會の設置が

同協會の運動に依り實施され、醫藥分業問題の解決は調査會の歸趨如何に懸けられることとなり、而し調査會は今回の醫藥制度改善方策の一つとして處方箋の義務發行制を決定するに至り、協會の目的は曲りなりにも達成を見ることとなつたので、最早協會の存立は必ずしも緊要なものではなくなつた。しかのみならず政治情勢は一變して從來の如き議會運動は行ひ得ないものとなつたので、協會としては此の際新體制に即應して自發的解消を決行することが最も賢明なる措置であつたのである。

協會の解散に依り從來協會に交付されてゐた日本藥劑師會の補助金は、今後全藥界の連絡協調運動の面に振り向けられることとなるであらう。その額は判然しないが約一萬圓位と見られてゐる。尙、協會の正式解散は十一月三日の定時總會に於いて決定された。

日本新藥協會

始め協會を社團法人に改組の案が東京側から提出されたが、大阪は協會そのものの改組には賛成せず別箇に統制團體を結成すべしと主張し、その結果十月始め東西首腦の懇談となり、歩み寄りに依り協會はその儘存続し新に日本新藥工業組合の設置を圖ることとなり東京側三共、第一製藥、田邊元商店、大阪側武田長、塩野義、柳澤保の六氏を委員に擧げ具體案の作製を一任した。

目下のところ成案の内容を發表する迄に進んでゐないが、大體に於て全國を一地區とし、出資一人に付五十口以内一口

各府縣藥劑師會

東京大阪を除く

北海道藥劑師會 札幌市北二條西二丁目一
會長 黒澤節止、副會長 長島貞一
札幌理化藥研究所

京都藥劑師會 京都市下京區高麗川筋松原
北入市ノ町三丁目
會長 中野忠八、副會長 本柳三、大原伴吉

神奈川藥劑師會 横浜市磯子區丸山町七ノ四
會長 清水藤太郎、副會長 久左衛門、谷岡忠二
九ノ一四

兵庫藥劑師會 神戸市神戶區山手通六ノ三
會長 上田實、副會長 中井傳次郎、吉田繁男

長崎藥劑師會 長崎市櫻町 長崎商工會
會長 幸田康彦、副會長 森吉三

新潟藥劑師會 新潟市吉町通五番町
會長 佐藤將治吉、副會長 村駒藏、田中竹次郎
栗橋三四一七

埼玉藥劑師會 埼玉縣北葛飾郡栗橋町大字
會長 關貞三、副會長 藤原謙藏、渡邊源藏

群馬藥劑師會 前橋市本町 前橋商工會
會長 宮前大貳、副會長 三郎、奈良貞吉

千葉藥劑師會 千葉市長州町二ノ一三五
會長 菅原彌兵衛、副會長 新之助、土屋三
會所内

茨城藥劑師會 水戸市南三ノ丸 水戸商工會
會長 金子八郎右衛門、副會長 持登一郎、金子廣
會所内

栃木藥劑師會 宇都宮市旭町 宇都宮商工會
會長 石岡三四郎、副會長 野野助
會所内

奈良藥劑師會 奈良市今在家町五二 岩井
會長 北山寛造、副會長 井信吉、澤井徳太郎
會所内

三重藥劑師會 三重縣阿比野郡上野町田端一
會長 田山八十吉、副會長 田中親介
會所内

愛知藥劑師會 名古屋市中區東區服町二ノ二
會長 岩田利三郎、副會長 藤田次、小栗半左衛門
會所内

静岡藥劑師會 静岡市本町通 静岡商工會
會長 依田四郎、副會長 野崎七、
會所内

三百圓となるであらう。
而して事業目的は單なる原料配給を目
指すものでなく、左の如き強力統制を計
劃してゐる模様である。

一、半官半民の検査機關を設置し此の
機關を経ざるものは市販せざるやう
にすること。

一、組合員の同種藥品、若くは類似製
品は企業合同若くは統制を行ひ、又
は當局の方針に順應し得る機構を作
ること。

一、共同一大研究機關を設置すること
従つて必要あれば社團法人組織の形
態を採用する。

即ち之れに依れば組合員は新製品の自
由發賣が出来ないことになるが、主旨に
於いて反對は無いにしてもその實行上
は多大の困難が豫想される。例へば同種
新製品を同時に發賣せんとする場合何れ
を優先させるか、各大學研究室の學説が
一定せざるが如きものに就いて如何なる
判定を與へるか、等々である。

然し萬難を排して之れが實施を期され
て居り、目下各會員に原案を回示し意見
を求めつゝあるので遠からず成案となつ
て現れるものと期待されてゐる。

賣藥界

賣藥に於ける新體制の最尖端を行きつ
ゝあるのは賣藥王國富山縣であつて、三
百年の傳統を誇る富山賣藥は一切の無駄
を排除する意味から、全縣業者打つて一
丸となり資本金三百萬圓を以て富山縣賣
藥會社の設立に邁進し近く之れが實現を
見んとする運びに達してゐる。その内容

の詳細は省略するが、賣藥處方の如きも
二十數種に統制し、配置に就いても新體
制に相應しき方法を採らんとしてゐる。
十一月二十八、九日兩日大和賣藥組合
主催の下に開催される全國賣藥團體聯
合大會に於いても、富山側は此の新體制
方針を提唱し全國賣藥業者の協調を要望
するであらうが、之れに對しては大和、
滋賀、廣島その他所謂配置賣藥團體側は
既に共鳴を與へてゐる。

然し所謂配置賣藥以外の一般賣藥業者
の新體制は、目下のところ形勢觀望の域
を出て居らず今後の推移に俟つ外は無い
東京に於いては東京賣藥工業組合の結
成が行はれ、藤井得三郎氏理事長として
漸次原料配給事業の擴大を圖りつゝある
が、最近小製造業者を包含せしむ可く警
視廳の指示に依り改組に着手し統制の強
化を目指してゐる。

又東京賣藥製造組合では新體制に關し
十三名の委員を擧げ準備に着手してゐる
が未だ何等具體案を得て居らない。その
他東京賣藥卸賣同業會の商業組合結成も
計劃されてゐるが賣藥の將來を如何にす
べきか、如何なる機構を持つべきか等の
根本問題に就いては殆んど考へられて居
ない有様で、單に原料獲得の當面對策を
事としてゐる状態にあるのは遺憾である

全國藥粧商藥組合聯合會
九月二十日臨時總會を開催し「共同の
利益増進」を目的とする舊定款を「商業
組合の本來の使命を達成せしめ國策に順
應」する目的に改め新體制に發足するこ
となつた。

配給機構の再編成

醫藥品の配給統制問題は他の一般商品
と異り商工省のみの方針では決定出來な
いのであつて必ずや厚生省との緊密なる
連絡協調が要求される。もつと突込んで
言へば、一般的配給事務は商工省の主管
であるが、醫藥品に就いては厚生省の取
締權限に附隨して厚生省に委任されてゐ
る實情にある。従つて一般商品の配給機
構が比較的簡單に速かなる再編成を見た
に拘らず、醫藥品の夫れはその特殊性の
爲に却つて紆餘曲折を餘儀なくされ、機
構整備が最も遅れる結果になつた。

その根本原因は配給機構を商業組合一
本建とすることが、一般商品の如くに容
易に行ひ得ない種々の事情があつたから
である。然し結局に於いて六月十七日の
商工、厚生兩次官通牒が出づるに及んで
統制醫藥品の小賣配給は商業組合に依る
ことに決着するに至つた。その間の種々
のいきさつに就いては最早記述するの要
を見ないであらう。以下單に配給機構の
現状を記するに止めて置く。

醫藥品の配給機構

一、中央醫藥品配給統制組合
東京に東部中央醫藥品配給統制組合
を、大阪に西部中央醫藥品配給統制
組合を置く。

二、地方醫藥品卸商業組合(又は會社)
各道府縣に卸商業組合が設置されて
ゐたが兩次官通牒に依り之れを商業
組合か又は會社組織に改めることゝ
なり目下夫々改組中で、東京に於い

山梨藥劑師會 甲府市下連雀町二ノ七
會長 宮澤良道、副 依田富重

滋賀藥劑師會 大津市橋本町 大津商工會
會所内
會長 小島弘太郎、副 青井秀雄

岐阜藥劑師會 岐阜市今小町 岐阜商工會
會所内
會長 西部金二郎、副 渡邊俊一、井上辰治

長野藥劑師會 松本市今町 宮在方
會長 宮城茂登一、副 池邊直太郎、增澤庄七

宮城藥劑師會 仙臺市元荒町三三
會長 鈴木浩文、副 櫻井政吉

福島藥劑師會 郡山市本町五三 瀧田方
會長 根本祐太郎、副 瀧田德藏、山口喜四郎

岩手藥劑師會 盛岡市仁王第四地割字榮園
一ノ八
會長 横山茂七、副 福田鐵雄

青森藥劑師會 青森市米町七五 西澤方
會長 小柳壽、副 藤澤金太郎

山形藥劑師會 山形市小橋町一八七 工藤
方
會長 高宮喜之助、副 工藤菊太郎

秋田藥劑師會 秋田市龜之丁西大平町六
會長 山田儀助、副 佐野龜太郎

福井藥劑師會 福井市佐久良下町一八
會長 磯松幸次郎、副 伊藤勝吉、大岡顯

石川藥劑師會 金澤市石浦町二〇ノ二 英
安吉方
會長 石澤傳六、副 英安吉、銀治正雄

富山藥劑師會 富山市總曲輪三六六
會長 富川保太郎、副 北野治作、中田勇吉

鳥取藥劑師會 鳥取市川端四ノ二九 山田
方
會長 大村久兵衛、副 稻田松太郎

島根藥劑師會 館江市南田町 松江藥業會
會長 松井義三郎、副 飯塚幸一

岡山藥劑師會 岡山市西山下八二
會長 平尾五、副 戶井良昌、藤原義男

廣島藥劑師會 廣島市廣匠町九八 岡田方
會長 白川葉一、副 早瀬鐵雄

山口藥劑師會 山口縣玖珂郡柳井町大字古
開作二六、佐村清一方
會長 佐村清、副 進藤勇、永井龍三

ては十月廿六日東京醫藥品卸株式會社が創立された。

三、各地區醫藥品小賣商業組合

既設藥粧商業組合の存するところは小賣商組に代つて藥粧商組が認められる。

極く簡略に記せば以上の如くで、中央統制組合は東部西部夫々管轄府縣の卸商業組合又は卸會社に對し實績に依り割當を決定し、厚生省の認可を得て配給する地方卸商業組合又は卸會社は更に之れを實績に依り直接大口配給、賣藥原料向、新藥新製劑原料向、小賣向等各需要別に割當査定を行ひ警視廳の認可を得て配給する。地區小賣商組又は藥商組はその内の小賣向割當配給を貰ひ實績を基礎に組合員へ配給するといふ順序である。右の内大口需要といふのは病院、診療所その他特別に多量の實績を有してゐるものであり、賣藥原料向は賣藥工業組合を通じて配給される。新藥新製劑向は現在少數の個人的に多量の實績を有するものに直接配給されてゐるに過ぎないが、之れも近く新藥新製劑業者の團體が結成され共同購入が行れる筈である。

此處で特に斷つて置かなければならぬことは、之れだけ物々しい機構を作つても、現在之れに依つて配給統制される藥品は厚生省から「統制醫藥品」と指定したものであつて、そのものは全然舊體制通りである。

而して統制醫藥品として指定されてゐるものは第一次磷酸コデイン等十五種、第二次アスピリン等五十七種合計七十二

種に過ぎないのである。此の第一次統制醫藥品の方は全部切符制を實施されて居り、切符は醫師會、齒科醫師會、獸醫師會及び藥劑師會の四團體が實績に依り切符の割當交付を受け會員に交付するのである。

數千種に及ぶ醫藥品の内僅に七十二種と云へば眞に微々たるもの、やうであるが、之れは特に重要醫藥品であるのと、厚生省の方針では十六年三月までには統制醫藥品を數百種に増加する豫定のやうであるから、近き將來に於いて此の配給機構が藥業界全般を支配するに至らうことは疑ひを容れない。

尙、統制醫藥品が厚生省の方針通り數百種に増加された暁には、從來の藥種卸問屋の營業は完全に卸商組又は卸會社に移行されることとなるが、卸問屋の將來に就いては多く論ずる迄もあるまい。次ぎに東京府に於ける配給機構を概略記述して置き度い。

東京府の醫藥品配給機構

一、東京府醫藥品卸株式會社
資本金十八萬圓、株主七十七名
社長株式會社鳥居商店社長鳥居孝一郎氏。

二、東京藥粧商業聯合會
中央、山之手、江東、都南、北豊島城西、城北の七藥粧商業組合の聯合會長吉田達次氏。

三、東京府醫藥品配給統制審議會
東京府藥劑師會、東京藥業同業組合、東京藥粧商業聯合會の三團體で結成。本會の機構は中央委員會と警

察署區域單位の地區委員會より成る中央委員長は石井綱次郎氏。
四、八王子三多摩小賣藥業商業組合
西南北の三組合に分る。藥粧聯へ加入。

以上の諸團體が設置されて居り、(一)の卸株式會社は東部中央配給統制組合より統制醫藥品の配給割當を受け、之れを需要別に査定し警視廳に申請しその認可を得て大口向、賣藥向、新藥新製劑向、醫藥向等を除く小賣向を(二)の藥粧聯合會に配給する。藥粧聯合會は更に(三)の配給統制審議會に諮り組合員に對する配給割當査定を受け、その査定に従つて藥粧聯合會が實際の配給事業を行ふ順序である。

此の内(三)の配給統制審議會は警視廳が藥界の現狀に鑑みて特に設置せしめたもので、商業組合一本建の配給に伏する種々の支障を之れに依つて打開せしめたるもので、一種の安全弁或ひは緩衝地帯を形成したものと云つて良い。

尙、賣藥原料向配給に就いては東京賣藥工業組合(理事長藤井得三郎氏)があるが、此の場合には目下改組の必要に迫られ警視廳の指示を受け改組に着手してゐる。組合員の大増加を見ることになるであらう。

以上何れも統制醫藥品を中心としてゐるものであることは前述した通りである。尙、統制醫藥品は左の如くである。

第一次統制醫藥品 アスピリン、アスピリン錠、エチール炭酸キニーン、鹽酸キニーン、同丸、サントニン、次

和歌山藥劑師會

和歌山市市町奉行町二
三田藥品製鍊所内
會長 三田常藏、副 八木源平、加藤政藏

德島藥劑師會

德島市船場町一四八、會營
藥局内
會長 富士谷文藏、副 川真田忠義、刺石憲一

香川藥劑師會

高松市西ノ丸
會長 今澤義一、副 森田虎三郎、安部繁雄

愛媛藥劑師會

松山市一番町 松山商工會
會所内
會長 家木清次郎、副 渡邊省一、和田義澄

高知藥劑師會

高知市木町二丁目 徳方
會長 徳直左衛門、副 池上頼輔、野瀬上

福岡藥劑師會

福岡市渡邊通三丁目 山本
アパルト一階
會長 峰谷今朝一、副 島一、山口源次

大分藥劑師會

大分市荷揚町 會營藥局内
會長 吉村益次、副 岡本彌八郎、瓜生田定

佐賀藥劑師會

佐賀市松原町中ノ小路九三
ノ一
會長 島正興、副 野中萬太郎

熊本藥劑師會

熊本市花畑町九五
會長 樺直人、副 松岡顯義、布田尚

宮崎藥劑師會

宮崎縣宮崎郡瓜生野村柏田
一九九
會長 黒田重吉、副 日高義正

鹿兒島藥劑師會

鹿兒島市山之口町 森田方
會長 小牧徳藏、副 吉水洗耳

沖繩藥劑師會

那覇市上蔵町一ノ二六 長
田方
會長 長田紀助、副 我部政敏

各殖民地藥劑師會

- 朝鮮藥劑師會 京城府本町三ノ三〇
- 京城府藥劑師會 同黄金町六ノ一八
- 高麗藥劑師會 同太平通二ノ二八五
- 臺灣實業藥劑師會 臺北市表町一 三共用張
- 關東州藥劑師會 大連市大連醫院藥局内
- 滿洲藥劑師會 奉天市千代田通一六
- 大連實業藥劑師會 大連市千代田五
- 奉天實業藥劑師會 奉天市青葉町七 北村太

硝酸蒼鉛、昇汞、同錠、消毒用昇汞、白色ワセリン、バルビタール、ヒマシ油、ヨードカリ、燐酸コデイン

第二次統制醫藥品

アガリチン、アミノ安息香酸エチル、アミノヒリン、アミノヒリン錠、安息香酸ソーダガフエイン、アンチヒリン、同錠、鹽酸エチルモルヒネ、鹽酸エフエドリン、鹽酸キニーネ錠、鹽酸ババベリン、鹽酸プロカイン、鹽酸モルヒネ、黄色ワセリン、甘汞、同錠、含糖ヘブシンキノホルム、苦味チンキ、グリセリン、コランゴ流動エキス、醋酸鉛、サリチル酸ソーダ、同錠、サリチル酸フェニル、サントニン錠、重碳酸ソーダ、次硝酸鉛液、次サリチル酸蒼鉛、次硝酸蒼鉛錠、硝酸銀、水銀軟膏、炭酸グアヤコール、同丸、タンナルビン、タニン酸、フエナズリン、チアスターセ、ザウレチン、テオフィロール、デラマトール、ナルコチン、乳酸石灰、乳糖、フエナセチン、フエノバルビタール、プロテイン銀、アロムヂエチルアセチル尿素、同錠、アロムワレリル尿素、同錠、硼酸、ホルマリン、マグネシア、ミグレン、同錠、溶性フェノバルビタール、ヨードカリ錠、計七十二品目

藥品生産課の新設

厚生省衛生局の機構は事變以來藥事行政の重大使命に鑑み、昭和十四年三月資材課の新設を見たが、事變の深刻化とともに一資材課のみにては對處困難となつ

業 業 品

た爲、同年十一月二十九日に至り藥品生産課の設置を見るに至つた。

之れは藥界が多年嚮望しつゝあつた藥務課の變形的實現であつて、課長には藥系技師の最古參松尾仁勲任技師が任命された。蓋し藥學畑から本省の課長を出たことは之れを以て嚆矢とするのであつて、藥界が歡呼して迎へたことは云ふ迄も無い。同課の仕事は専ら藥品の生産と價格の統制にあり、需給の仕事は擧げて資材課に残されたのである。

陣容は松尾課長の下に井川技師始め技師七名、事務官一名、屬技手十八名であるが、之れに附隨して全國に専門技術官四十四名が配置され、特に大阪には駐在所が設置され黒川義信技師が主任として本省から赴任した。

云ふ迄も無く生産と價格の統制は時局下の最重要問題であり、開店早々から藥品生産課は商工省との連絡に、將又業者との折衝に多大忙を極め僅々一年の短日に相當の業績を擧げたのである。

松尾課長の言に依ると重要醫藥品は何れも事變前に比し増産となつて居り、今後更に原料問題、資材問題に付生活必需品としての特殊優先の方法を講じ國民醫療の萬全を期す事になつてゐる由である

生産と不可分の關係にあり價格の問題に就いても、本年四月六日商工省と共同告示で洋藥バルビタール外四十二品及漢藥の公定價格を設置し、次いで第二次として五月二十九日亞鉛華軟膏外六十六品の洋藥品公定價格を設定した。續いて第三次の公定價格の設定を急ぎつゝあつた

が、配給問題に微妙なる關聯を生じ一顧挫を來し、價格形成醫藥品専門委員會は延期に延期を重ねる状態となり、本稿執筆までには決定を見るに至らなかつた。

然し十一月十四日に専門委員會開催が確定したので遠からず第三次公定價格の設定を見ることとなる可く、目下の豫想では約四十品目となる見込みである。

尙生産擴充に關聯して醫藥品製造調査規則が六月十二日制定されたが更に在庫調査の徹底を期す必要があるので、本年度第二豫備金一萬一千圓を支出し、醫藥品在庫調査規則とも云ふ可き法規を資材課と合議制定を圖ることになつてゐる。此の在庫調査と藥品價計算方式の決定は當面の二大問題と云ふ可く業者の注目するところとなつてゐる。

處方箋の強制發行と醫師の調劑權確認

過去三ヶ年に亘る曲折を経た厚生大臣諮問の「醫療制度改善方策」に關する答申は、本月二十八日の醫藥制度調査會總會に於いて醫藥兩界の注目裡に特別委員會決定通り可決された。

その内容は第一「醫療の普及」第二「醫療内容の向上」第三「醫師會の改組」の三項目より成るが、第一、第二の兩項目に就いては既に昨年本欄に於いて記述したところと大差無く、第三項のみが昨年十二月以來新に審議を續け漸く決定を見たものである。

醫師會の改組は直接には藥界に關係の無いことであるから論説を避けるが、近

東京大阪藥業關係組合 團體役員一覽

昭和十五年 十月現在

東京藥業同業組合

神田區錦町一ノ二一

組長 石井絹治郎

副組長 津村岩吉、大木卓

青柳健次、關口彌三郎

評議員 藤井得三郎、林忠次、國友秀夫、鈴木勇雄、鈴木小善、渡邊政治、伊東修吾、大堀朝雄、武井勇、林茂雄、松島龍平、篠原清一、石川平治郎、菅原浩、武田猛

書記長 武田猛

東京製藥同業組合

神田區神保町一ノ四三

組長 池田文次

副組長 歌橋憲一

會計 岡澤良次

評議員 入江七平、岩垂亨、友田銚三郎、鳥居孝一郎、守田保太郎、原安三郎、田邊金次郎、上野十藏、五島喜久郎、鹽原又策、三谷桂次郎、志村尙憲、原三右衛門

東京藥種貿易同業組合

日本橋區本町三ノ三

組長 鳥居孝一郎

副組長 守隨彦太郎

同 友田貞吉

評議員 田邊金次郎、小西新兵衛、中村喜代

田、岩城市太郎、藤川芳太郎、岡澤良次、金原市兵衛

書記長 淵上敬夫

く藥劑師の改組を豫定されてゐるので、それとの關聯に於いて藥劑師會側の重視するところとなつてゐる。その要點を摘記すれば

一、醫師會を從來の如き同業組合的團體から國家目的に副つた公共團體たるの實を擧ぐるやう使命を闡明したること。

二、日本醫師會を強制設立の團體とし會員範圍を擴張して權限を強化したること。

三、總會の構構を改め官選議員を設定したこと、會長を官選としたこと。

等であり、藥劑師會の改組も大體此の方向に進むものと期待されてゐるが、醫師會と藥劑師協會との間には必ずしも同一視出来ない種々の事情が存在してゐることも見逃せぬ。

それよりも業界として本答申に關し劃期的な革新を約束づけられた處方箋發行方法の改正と醫師の調劑權確認こそ特筆大書せねばならぬ事柄である。この事に就いては先年來委曲を詳細に説明して來たが、結局答申の第一項の(一)に於いて左の如く決着したのである。

(一)都市及びその近接町村に於ける處方箋發行方法の改正。

イ、醫師診斷の結果投藥の必要ありと認むるとき投藥前患者に對し處方箋を交付し、患者をして醫師藥劑師の何れより藥劑を求むるかに就き自由

に選擇せしむること。
ロ、施行區域は厚生大臣之を指定する

ハ、藥劑師法を改正して附則中の醫師の調劑權を本則中に規定すること。

即ち之れに依つて醫師は必ず患者に無料で處方箋を發行する義務を負ふこと、

なつたが、その代り從來藥劑師法の附則で例外的に認められてゐた醫師調劑權を本則中に確立する權利を得た譯である。

逆に藥劑師の側から云ひ換へれば、患者の自由意志に依つて處方箋は從來よりも多數に薬局に齎される所謂任意分業の徹底を獲得した代りに、附則で例外的に容認されてゐた醫師の調劑權を排除し醫藥分業の原則を實現させやうといふ從來の理想を放棄したことになる。

得失何れにありやは今後の現實に俟つて判斷する外は無いが、醫療改善の本旨が國民の保健衛生の向上發達に寄與する爲であること考ふるならば、醫師藥劑師の利害の如きは敢て問題とするに足らない。只、今回の答申が此の本旨に最も適せるものなりや否やの點に於てのみ問題の實際を検討すべきであらう。

それは兎に角厚生省當局は此の答申に基き來る議會に醫師法改正案、診療所取締規則改正案、藥品營業並藥品取締規則改正案等の關係法規の改正法律案を提出するものと考へられるが、之れに對し藥劑師會は極力政府と協力して答申主旨の無修正實現を期し、醫師會は之れに反して種々の骨抜き策動を執拗に表裏両面から繰返すに相違ない。然し新政治體制下の議會を迎へるのであるから、政府案として提出される以上原案通過は既定の事實と云ふべく問題は政府の立案如何に係

つてゐる。

尙、本答申の決定に就いては添田委員長以下各委員の努力もさること乍ら、當局者として厚生省前衛生局長林信夫氏、醫務課長野間正秋氏の職を堵しての努力は永く銘記さる可き功績である。

以上で醫藥制度調査會の第一、第二兩特別委員會の分擔項目は一段落を告げたことになるが、開店休業となつてゐた第三特別委員會は近く再開を急ぐことになつてゐるので、今後は此の第三特別委員會を繞り藥劑師法の改正、藥品法、藥價令の制定、賣藥法の改正或は廢止、國民處方の制定等藥界の根本的再編成に關し諸種の重大問題が繼起することであらう

此の對策に就いては前述した日藥の新體制及び藥事懇談會の検討するところである。

その内今から最も困難な問題として對策を考究されつゝあるのは藥種商、製藥者と藥劑師の統制を如何にするか、具體的に云へば之れを一本にするか、或ひは藥劑師と藥種商製藥者の統制を別箇のものにするかといふ點に懸つてゐる。〔十一月十日〕

揮發油酒精の混率

商工省告示第五百六十一號を以て揮發油及びアルコール混用法第一條第二項の規定に依り揮發油にアルコールを混入すべき割合を

揮發油の容量八十五に對しアルコールの容量十五と定められ十五年十一月一日から實施

東京賣藥製造組合

神田區錦町一ノ二一
東京藥業同業組合内

組長	津村重舍
副組長	大木良輔
幹事	月番制
會友	中南定太郎

東京醫療器卸同業會

神田區富山町一

會長	渡邊忠恕
副會長	今井久作
評議員議長	内山武
副議長	野村米作
理事	小林康弘、岡島松次郎、西澤寛、三木仁平、松井幹一、野平讓
評議員	石坪房二郎、三田村宇作、日榮市兵、仲谷善之助、森延次郎、小林義市、野村牧太郎、山田六松、風間喜一、三田村美津

日本藥劑師會

京橋區銀座六ノ四 交詢ビル

會長	河合龜太郎
副會長	石井絹治郎
理事	柳澤保太郎
會計	石田元
書記	石塚七太郎
顧問	福原七郎

東京府藥劑師會

神田區錦町一ノ二一

會長	石井絹治郎
副會長	伊澤弘芳
理事	竹中稻美、高橋勘次、福澤常吉、谷岡忠二、伊藤重、關口彌三郎、可兒重一、野澤清人、武井勇、磯野忠雄

藥業界の一年

〔自昭和十四年十一月〕
〔至昭和十五年十一月〕

十一月 〔十四年〕

全國賣藥業團體聯合會實行委員團は一
日原料問題委員今堀辰三郎氏の東京を迎
へ、種々懇談の末、賣藥原料圓滑配給方
に就き厚生大臣宛陳情書を提出。

東京製藥同業組合並に東京賣藥製造同
業組合は東亞輸出組合内に藥品賣藥部會
を設置することに決定、二日三者の協議
會を開き左記部會規約原案を作成。

- 第一條 本部會は東亞輸出組合員にして藥品、賣藥
業者を以て組織し公務貿易機關と連繫し、滿洲國
中華民國向輸出に對し會員の貿易振興と保護助長
を圖るを以て目的とす
- 第二條 本部會は事務所を一に置く
- 第三章 業
- 第三條 本部會は第一條の規定に依る目的を達成す
るため左の事業を行ふ。
一、官公署または東京東亞輸出組合の諮問に應
或はこれに建議すること
二、官公署の連絡並に希望の陳陳をなす
三、貿易關係の進展および座談會を開催す
四、その他本部會の目的を達成するに必要な事項
- 第三章 役員
- 第四條 本部會は會務處理のため幹事十名を選挙し互
選を以て内一名を幹事長に〇名を常任幹事に〇名
を會計幹事に選任す
- 第五條 幹事長は本部會を代表し會務を統轄し官廳並
に東京東亞輸出組合その他の團體との連絡に當る
- 第六條 幹事は幹事長の指揮を受け會務を執行し幹
事長事故あるときは幹事長の定むる順序に依りそ
の職務を代理す
- 第四章 會 議

藥 業 品

第七條 本部會の議事を圓滿に遂行するため必要に應
じ總會並に幹事會を開催す
但し總會は會員過半数の出席を要し協議は出席者
過半数の同意を要す

第八條 前條の會議において議すべき事項並に決議
に關する規定次のごとし

- (イ)總會 (二)部會の規約の変更 (三)部會の解散
(四)部會の決算並業務成績の承認 (四)幹事の選挙
(五)その他幹事會において必要と認めたる事項
(六)幹事會 (七)幹事長の諮問 (八)總會に附議すべ
き事項 (九)部會に必要な規則制定
- 第九條 會議は總て必要なる規則制定
- 第五章 會 計
- 第十條 本部會の會計年度は毎年四月一日に始まり
翌年三月三十一日に終る
- 第十一條 本部會の經費は會員より賦課徴集す
- 第十二條 經費豫算の決定および徴收方法は毎年四
月定期總會においてこれを定む
- 第十三條 經費の收支決算および業務成績は年度後
三月以内に總會の承認を経て會員に報告す
- 第十四條 會員にして部會を脱退するも既納の經費
は返附せず、若し未納金ある時はその際これを完
納せしむ

中國四國藥劑師會代表者會は二日鳥取
三朝温泉に開催、各縣代表十五名、柳澤
日藥副會長列席の上、左の強硬決議を爲
した。

醫藥制度調査委員會の可決せる藥劑師
法を改變し醫師の調劑權を本則中に規
定する時代に逆行し藥事衛生の進歩發
達を阻害するのみならず立法の精神を
没却し任意分業案と何等關聯するところ
なく最も不合理にして失當なるものと
認め依て吾人は之に絕對に反對す。

醫藥制度調査會第二委員會案に對する
神奈川縣藥劑師會の態度決定の爲の臨時

縣藥總會は四日神奈川縣藥會館に開催、
清水會長以下各理事、代議員四十四名出
席左の決議を爲した。

今回醫藥制度調査第二特別委員會に於
て決定せる諸要項中、處方箋強制發行
に關する條項は吾人藥劑師多年の要望
と相距ること遠きものあるに遺憾とす
るところなり、然りと雖も之が實現の
結果國民治病上に齎す福利により考察
するるとき、我が醫療制度の一進展たる
は失はず、即ち之が實施運用に際して
如上の主旨徹底を期するは元より之が
歪曲せられざるため、左記諸條項を絶
對に具備せしめその實現を要望す、右
決議す

四月厚生省衛生局に新設された資材課
は日日増大する所管事務の輻輳に、更ら
に一課を新設すべく左の豫算額を第二豫
備金より支出する旨七日の閣議で決定さ
れた。

▽厚生省所管 醫藥品臨時對策費二萬九
千圓
▽内務省所管 同四萬圓、何れも
十一月十六日より翌年二月まで三ヶ月分
警視廳衛生部では傷痍軍人又は戦死者
遺家族よりの賣藥請買許可申請ありし場
合は許可するやうにとの主旨により八日
附賣藥法施行細則を改正。

- ▽警視廳令第三十五條
大正三年十月警視廳令廿一號賣藥法施行細則中左
の通改正す
- 昭和十四年十一月二日
- 警視廳監 池 田 清
- 第十一條の二 第二項第二號の次に左の一號を加ふ
三 其他の特に必要ありと認むる場合
- 附 則
- 第三十一條 本令は公布の日より之を施行す
衛生部第一〇五九號
昭和十四年十一月八日 宮田 衛生部長
- 日本藥局法の大改正に伴ひ厚生省では
毒劇藥品目並に毒劇物品目中一部改正を

理事 松 島 龍 平

千葉長三、渡邊政治、加藤勝衛、成
毛英之助、内田兼一、内野良男、棚
種次郎、山本十重松、古屋英盛、淺
野長次郎、關口彌三郎、菅原浩、
書記長 佐々 平 二

東京賣藥卸賣同業會
神田區區錦町一ノ二

評 長 林 惣 次
副 會 長 福 島 都 雄
評 議員 片 山 利 喜 松

大木合名會社、玉置商店、國友商店
川手商會社、石澤信藏、西村豊七
中田支店
相 談 役 大 木 良 輔
囑 託 平 子 眞 也

日本藥品輸出協會
日本橋區區本町四ノ五、近三ビル内

理 事 長 大 日 本 製 藥 株 式 會 社
副 理 事 長 武 田 長 兵 衛 商 店
同 第一製藥株式會社
他に理事、監事七名

日本醫藥品輸入統制會
大坂市東區清修町三ノ廿五、
大日本製藥株式會社内
支 部 ・ 東 京 日 本 橋 區 本 町 二
丁 目 大 日 本 製 藥 株 式 會 社 東
京支店内

理 事 長 ・ 常 務 理 事
株 式 會 社 武 田 長 兵 衛 商 店
常 務 理 事
株 式 會 社 田 邊 五 兵 衛 商 店
株 式 會 社 臨 野 義 商 店

全國醫藥品原料配給統制會
東京・東京製藥同業組合
大阪・大阪製藥同業組合

左の如く九日附を以つて公布、實施期は十五年二月一日から。

厚生省令第三十三號
昭和十五年二月一日より之を施行す
昭和十四年十一月九日

厚生大臣 小 原 直

水銀化合物及び其の製劑の但書中「昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフクシエンを以て着色したる水溶液」とあるを「昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフロキシエンを以て着色したる水溶液」に改む

アンチピリン化合物及びアンチピリン又は其の化合物の製劑の但書中「アセチルサリチル酸ソーダ」を「アセチルサリチル酸ソーダ」に改む

海綿製糖體を含有する製劑の次に左の品目を加ふ
過酸化水素を含有する製劑但し過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く

水銀化合物及び其の製劑の次に「昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフクシエンを以て着色したる水溶液」とあるを「昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフロキシエンを以て着色したる水溶液」に改む

但し一個中バルビタール〇・一%以下を含有するものを除くメタオキシフェニルトリチルメチルアンモニウムメチルスルホアゾメチルカルバマート製劑の次に左の品目を加ふ

メタノール製劑但し消毒用メタノールを除く
ヨードホルム製劑但しキノリンを削る

厚生省令第三十七號
昭和十四年七月一日より之を施行す
昭和十五年二月一日より之を施行す
昭和十四年十一月九日

厚生大臣 小 原 直

劇物品目中
海藻及び其の製劑の次に左の品目を加ふ
過酸化水素を含有する製劑但し過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く

東京府藥劑師會本郷、澁谷、四谷三支部有志は、先に開催された厚生省醫藥制度調査會に於いて決定せる改善案は、藥劑師立法の精神に悖り藥劑師として由

由しき問題たるを痛感し、十一日四谷區役所公會堂に於いて府藥有志大會を開催。

東京府藥劑師會第十九回臨時總會は十三日日本郷區會議事堂に開催、石井會長以下各役員及び代議員九十八名出席、左記各號議案を審議す

第一號議案 醫藥品の生産擴充並に需給調整及適正價格履行に關し國家に協力の件
第二號議案 國民健康保險組合と藥劑支給契約締結方に關する件
第三號議案 東京市長より委嘱ありたる市内井水の水質試験書施行に關し事後承認の件

東京藥業同業組合では統制下に於ける藥店經營の合理化を圖る基礎資料となすべく組合員六千名に就き左の要領により調査を開始した。

一、店舖別
イ、所在地、ロ、業態別(薬局開設、藥種商、請賣)、ハ、組織(個人經營者雇傭者を含む、法人株式、合名、合資その他)、ニ、經營別(資格者經營資格者雇傭經營、ホ、人員別(家族、店員、其他)、ヘ、家屋所有別(自家、借家)

二、經營費別(一年分)
イ、店舖費、ロ、借地料、ハ、店員従業員給料、ニ、同上手當、ホ、宣傳費包裝費、ト、通信費、チ、運搬交通費、リ、電燈電力費、ヌ、火災保険料、ル、修繕費、ヲ、減價償却費、ワ、貸倒、カ、利息、ヨ、食費、タ、被服費、レ、雇傭用雜費、ソ、生活雜費、ツ、營業收益税、所得税、木、其他公租公課ナ、其他賦課金、ラ、廢用費、ム、其他雜費

三、合理的利潤算出基準
イ、賣藥(自家製劑を除く)、ロ、新藥新製劑(自家製劑を除く)、ハ、藥品(化學工業藥品、染料顔料等を含む)、ニ、自家製劑(調劑品及び自家賣藥新藥類等)、ホ、生藥類、ヘ、家庭用劇毒物及び賣藥部外品たる家庭用劇物の類、ト、衛生材料品(醫療器具機械の類を含む)、チ、滋養強壯劑類、リ、化粧品、ヌ、雜貨其他の各項に付き夫々(一年分の仕入總額同上最終手持品原價、同上期間中の賣上高、同上賣上に對する仕入原價、總利益を記載するものである)

醫藥制度調査會第二特別委員會で決定せる處方箋強制發行に絡る藥劑師法附則の醫師の調劑權本則移行問題を繞り、贊

否兩論最高潮に達した十一月十七、十八の兩日日本橋區茅場町清水ビルに開催された日本藥劑師會第十八回定時總會の動向は、全劑界の態度を決するものとして天下の耳目を集めた。兩日とも殆んど全議員出席、傍聽席も超滿員の近來稀にみる盛況と活氣を呈し、終始眞剣なる論議が戦はされたが、本問題も未だ議會に提出される迄には紆餘曲折をみるものとし理事者に於て最善の方策を以て善處せられんことを望むこととして、さしも混亂を極めた日藥總會も無事終了した。兩日上程の諸議案は如左。

第一日 議案第一號昭和十五年度歳入・歳出豫算案、議案第二號健康保險昭和十五年度契約更新に關する件、議案第三號國民精神總動員運動の強化徹底に關する件、議案第四號醫藥品の需給調整適正價格維持に關する國策支持協力の件
第二日 醫藥制度調査會對處の件

東京賣藥卸業同業會では二十八日上野精養軒に第二十四回定時總會並に第十四回勤儉社員表彰式を舉行。開宮正明氏以下三氏の表彰を爲したる後、左記各號議案を審議可決した。

一、出征會員慰問の件、二、出征會員家族慰問の件、三、昭和十五年度豫算承認を求むる件、四、賣藥卸賣價格協定の件、五、公休日決定の件

厚生省衛生局内に設置された藥品生産課は三十日醫務課跡に移轉業務開始、資材課並に同課の職員左如し

▽資材課 宮田課長、吉武事務官(兼務) 安香、井川、田邊各技師(何れも兼務) 國吉主任、末綱、小西、氏家各屬、保見、豐田、寺田各技手、有末成廣、加藤、佐野、菅野各屬員

▽藥品生産課 松尾課長、吉武事務官(兼務) 刈米、井川兩技師(兼務) 主任新村、富岡、阿部技手、鈴木、近藤兩囑託、山根、琴谷、岡部、島田

理事長 第一製藥株式會社
副理事長 大日本製藥株式會社
理事 株式會社武田長兵衛商店
株式會社田邊五兵衛商店
株式會社鹽野義商店
株式會社歌橋製藥所
東洋製藥貿易株式會社
株式會社藤澤友吉商店
丸石製藥株式會社
友田製藥株式會社
ラゲウム製藥株式會社

日本藥事協會
神田區仲町一ノ六

會長 志村 釵 七郎
常任理事 在京
伊 藤 董 遠藤 保太郎
竹 中 稻 美 關口 彌三郎
福 澤 常 吉 松 島 龍平
武 井 勇 秋 葉 知一
可 兒 重 藏 善 彌

大阪製藥同業組合
大阪市東區濱修町二ノ一六

副組長 大日本製藥 瀧野 勇
丸石製藥 井上治兵衛
武田長兵衛商店 永島 忠
鹽野義商店 窪 美 温

評議員會
田邊五兵衛商店 原田 高臣
東洋製藥貿易 東代清次郎
松田卯之松商店 松田卯之松
藤澤友吉商店 原田 藤太郎
三共大阪工場 伊庭野 薰

大阪府賣藥同業組合
大阪市天王寺區東高津北之町一六

組長 竹村 幸次郎
副組長 小林 吉太郎
檜 尾 虎三
山 本 直 美

十二月 (十四年)

日本藥劑師會では藥局法收載名使用に就き、六日厚生省に左の建議書を提出した。

▽建議報告△日本藥局方收載藥品と同一組成の新藥には異名を用ふることを許さず總て藥局方收載名を使用せしむる様規定せられ度

▽理由△非常時局下に於ける調査の生産並需給は國內情勢に即應して之を調整すべきは謂ふ迄もなき所に就中醫療用藥品の如き國民保健衛生に重大なる關係を有する資材に在りては殊に其の對策に萬全を期せざるべからず、而して在る藥品中缺乏の度甚しきものあり今後尙此情勢の存続せらるるの已むなき趨勢に在る一面新藥類に在りては同一組成及同一製造販賣せらるるものにして相異なる特殊名稱の下に製造販賣せられつゝあるもの頗る多種に上り爲めに藥局其の他徒らに之を死蔵するもの極めて多く、如斯は非常時國家資材の生産及配分上極めて不合理にして現時局下に在りて尙且國製新藥の多數が現貨に使用せられつゝあるは亦別個の理由に依つて之を防護するの要あり

日本藥品輸出株式會社の創立總會は六日大日本製藥株式會社東京支店樓上に開催、議長選舉、創立經過報告、定款審議、重役選任の件を可決。重役は左如。

▽取締役 瀧野勇、竹田義藏、池田文次、田邊五兵衛、友田貞吉、藤野義三郎、藤原又策、守田保太郎
▽監査役 藤澤友吉、島厚孝一郎

全國醫藥品原料配給統制會第一回總會は六日、大日本製藥東京支店に於いて開催、理事長第一製藥以下會員四十六名(委任狀一二九)出席、理事長池田文治氏議長のもとに、一、設立以後の經過報告、二、役員改選の件、三、取扱地區に關する件に就きそれら審議可決、役員は重任。

厚生省では醫藥品の海外流出を防ぎ國內の需給調整を旨として、七日省令第三十九號を以つて藥品輸出取縮規則を公布した。(別項参照)同規則第一條第二項の規定による輸出港の指定は省令二百五十三號を以つて同日公布となつた。

時局下醫療藥品並に衛生材料の缺乏狀況調査の爲、日本醫師會では左の如き通牒を各府縣醫師會へ發した。
醫療用藥品並材料品の調査に關する件
現下醫療用藥品並材料品の缺乏並需給不調の狀態は國民保健に甚に憂に堪へざる次第にして本會に於ては之が緊急措置に關し再三當局に陳情を累ね候ことは御風聞の通に有之候處今更に具體的に現下の實情を調査し之に基き當局に陳情其の他有効適切な措置を講じ度候御業務中恐縮ながら事情御察承被下左記様式に依り尙「備考」御留意の上至急調査御回報相煩度此致得眞意候也

【備考】一、(甲)舊し不足せるもの、(乙)相當不足せるもの、(丙)及今後に於て相當不足を豫想せらるるもの、(丁)大體に於て不足を告げず今後に於て同豫想せらるるもの、三種に區別し用紙を別々に記すこと
二、藥品と材料品とを區別し別々に記入すること
三、一ヶ年所要數量は昭和十五年中に於ける所屬都府縣醫師會員全部の大體の所要見込額を記入すること
(甲) 舊し不足せるもの
(乙) 相當不足せるもの
(丙) 参照製藥品名(例示) 一ヶ年 所要數量事前(十二年七月)の價格
(丁) 歐洲戰亂により輸入困難と見られる醫藥品の原料に就いて政府がこれを購入し保するることとなり十三日左の如く發表した。(單位圓)

歐洲戰亂により輸入困難と見られる醫藥品の原料に就いて政府がこれを購入し保するることとなり十三日左の如く發表した。(單位圓)

▽厚生省所管醫藥品臨時對策費、二九、八三三價格等統制令の制定等に伴ひ醫藥品に對して此際緊急適切機構を整備するに要する經費の豫算外支出を要し前記金額第二準備金より支出の催助費を經たり
▽厚生省所管醫藥品臨時對策費、一、九六〇、六三三

歐洲戰亂勃發に因り輸入不能となるべき處ある醫藥品原料を政府に於て購入保有するに要する經費の豫算外支出を要し前記金額第二準備金より支出の催助費を經たり
藥品輸出取縮規則の實施に伴ひ警視廳衛生課では直接業者のみならず一般人の輸出許可申請を取扱ふ關係から、本規の認識を徹底させる爲十四日付管下各警察署長並に東京製藥同業組合東京府藥劑師會東京藥種貿易商同業組合に對し通牒を發した。

關東州内に於ける需給數量確保の爲設立準備中であつた關東州醫藥品輸入實業組合は、十九日大連ヤマトホテルに創立總會開催、各號議案の審議を了へ、左の役員を選挙、出資金一口五百圓、出資口數一百二口、第一回出資金一萬二千七百五十圓を以つて事業開始。
▽理事 長前川部夫、常務理事 增井信次郎、理事 横谷二、梅津源二郎、同友田完爾、監事 井上秀季、同淺田侃

日本生藥統制株式會社の直接配給機關として道修町市場生藥業者百五十四名によつて設立される全國生藥元賣配給組合は二十二日大阪藥種卸商組合事務所に創立總會を開催、左の役員を決定、事務所を大阪市東區道修町二丁目日本生藥統制株式會社内を設置し、元賣としての機能を發揮し始めた。

【理事長】株式會社三國仁商店【常任理事】曾井豐藏、高橋實之助、船越武太郎、合資會社日野九本商店【理事】合資會社森政商店、株式會社藤澤友吉、商店、井上喜久之助、河村卯之助、和來源治郎、井上泰昌、山下信吉【監事】日野作太郎、小西勝太郎、合資會社長谷川秀之助商店、小西勝太郎

厚生省衛生局の十五年度豫算たる新規要求は大藏省の査定を終り、左の如く發表された。
△昭和十五年度歳出概算一覽
▽厚生科學研究所(假稱)設置に要する經費(増加)一七〇、〇〇〇▽保健所設置補助に要する經費二

評議員議長 小林 知一
副議長 岡 彌
評議員 伊藤景章、河合榮治、西岡忠三郎、中原實平、福原重雄、細井伊久造、岡橋正之、西村茂三郎、橋本定四郎、杉山善太郎、山本啓治郎、橋本彦次郎、稻葉房藏、古谷義人、永尾眞一郎、藤田梅吉、橋爪鶴楠、橋本源治郎

大阪府藥劑師會

大阪府北區南扇町二二

會長 柳澤保太郎
副會長 瀧川 末一
理事 藤 田 梅 吉
谷 川 潭 治 岡 彌 三
林 重 雄 網 島 連 城
榎 木 辰 次 郎 大 川 義 春

東京賣藥工業組合

神田區仲町二ノ二

理事長 藤井得三郎
専務理事 横出政五郎
理事 高木與兵衛
理事 堀内伊太郎
理事 大木 良輔
理事 玉置源一郎
理事 津村 重倉
理事 津村 岩吉
理事 中南定太郎
理事 安川榮次郎
理事 太田 信義
理事 山崎嘉太郎
理事 安藤福太郎
書記長 矢田部 誠

五〇、〇〇〇水道費補助の増加、二、〇〇〇〇國民
民營養改善に要する經費、二〇、二五〇〇沖繩縣振
興事業に要する經費(飲料水改良)一五、〇〇〇〇
健康増進運動施設に要する經費、三〇、〇〇〇〇
師及藥劑師其他技能登録に要する經費、一四、二二三
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇國民醫
療調査に要する經費、三三、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
師事務官設置に要する經費、一、六二七〇〇〇
試験部設置に要する經費、一〇〇〇〇〇〇〇〇〇
要する經費、一五、〇二五〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

右の内醫藥品に關する内容を左の如く
にして非常時下醫藥品の増産対策は茲に
本格的となつた
一、イニオン増産
鹽酸エチルモルヒネも亦増産すること
となり人件費九ヶ月分、四千五百圓を
計上
一、國產生業獎勵
國產生業の徹底的増産獎勵を行ふこと
となりミブオモギの増産は引つゞき實
施する外セネカ根の栽培獎勵をも行ひ
兩者合して十一萬圓を計上、收集費は
前年度通り一萬二千圓を計上
一、花柳病藥検査
花柳病治療薬が最近續出してゐる實情
に鑑み検査を實施不良薬の一掃を圖る
ことになり新たに技術官を設置する爲
めの經費八千圓を計上した
一、ビタミン劑試験實施
各種ビタミン劑の試験を實施し優良品
を保護輸出の振興を計ることとなり二
萬三千圓を計上した。

一 月

東京染料工業同業組合定時總會は四日
京橋中央亭に開催。事績報告、經費豫算
を可決したる後、小賣協定價格を正式決
定、新役員の投票を行つた。當選者如左。
新役員當選者(得票順)
南川商店、三木商店、黒田市之助、東京山田商店、
柴田商店、下田商店、小西安兵衛商店、西野商店、
長瀬商店、大須賀商店、稻畑商店

十五年度國內資金調査規則制定は四日
大藏省令第一號を以つて發せられ即日施
行された。化學工業は別表甲の八にな
り、化學製品は別表乙の十二になるが、
第一條には左の如く制定された。
第一條 昭和十五年度(昭和十五年四月
一日より昭和十六年三月三十一日迄
を謂ふ以下同じ)中に別表甲號に掲ぐ
る事業に屬する設備の新設、擴張又は
改良を爲さんとする計畫(昭和十五年
三月三十一日以前に着手せるものを含
む)を有する者に第一號様式、第二號
様式及第三號様式に依り昭和十五年
中に於ける事業の資金計畫に關する報告
書を作成し副本一通を添へ昭和十五年
二月十日迄に日本銀行の本店又は支店
を経て之を大藏大臣に提出すべし、但
し當該事業設備の新設、擴張又は改良
に要する資金が十萬圓未滿なるときは
此の限に在らず
前項の報告書には第七號様式に依り作
成したる参考書、最終の貸借対照表及
損益計算各二通を添附すべし(詳細四日
官報一〇頁參照)

表者の集合を求め運動經過を報告、對策
協議の上、代表者が商工省貿易局長
を訪問陳情の上善處方を要望した。
小賣藥價申請團體となつた東京賣藥同
業組合では藥同内に醫藥品統制審議會を
設置してに決し、八日常務會開催、左の
如き審議會會則並に趣意書を發表した。
醫藥品統制審議會會則
一、本會は價格等統制令に基き醫藥品の價格認可申
請に對する審議並に價格狀況の調査研究を爲すを
目的とする
二、本會の委員は三十名以内とする
三、本會の委員は關係官廳の推薦により組長之を委
嘱す
四、委員の任期は三年とする
五、審議會には委員長及副委員長二名を置く、委員
長及副委員長は委員の互選による
六、本會の召集は組長のを行ふ
七、審議會には關係官廳の係員を招聘す
趣 意 書
政府の戰時統制經濟計畫の圓滑を期せむには一つに
官民の協力に俟たざるべからず殊に長期戰に於ける
醫藥品の供給に價格調整は國民の保健衛生に重大な
影響を有するを以て當業者は之れが取締當局と協心
合力非常時國策の完遂を期せざるべからず於茲本組
合は戰時下特別機關として其の意を體し藥業者を
組織すべく藥業團體代表者を糾合したる審議會を設
置し取締官廳の係員を招聘し官民協同連絡の下に組
合所定の事業準備として醫藥品の統制價格其他供給
實狀の調査研究を圖らんとするに在り
局方ガイーセの生産と配給に關する統制
の爲結成された全國局方ガイーセ製造統制
株式會社並に全國局方ガイーセ卸商業組合
の事業遂行を圓滑ならしむる爲、厚生省
では九日會社並に商組の代表者を招致し
宮田資材課長より詳細なる説明を爲し、
事務連絡の基本大綱設定に取掛ること
なつた。

醫藥品の協定價格設定に關し厚生省は
その小賣價格の設定に慎重を期し、各地
方アロク毎に醫藥品價格統制事務打合
會議を開催することとし、左の日取を以
つて審議せしめた。

日本藥劑師會 新體制要綱案

第一 日藥新體制の根本理念
一、藥劑師の國家的使命に鑑み、全藥劑
師の總力を結集統合し、以て國家國民
の保健衛生に對する責務遂行の完壁を
期し、公法人たる藥劑師會の本領を發
揮すること
二、右目標實現に萬全を期するため特
次の諸點に留意すること
1 藥劑師業務の公益性並に公法人たる
藥劑師の國家的地位に鑑み公益優先
の徹底を期すること
2 過去に泥まず、全體主義的精神の昂
揚を期すること
3 指導者原理を具現して會長の活動を
自由ならしめ、以て全藥劑師會活動
を最大限に能率化すること
4 藥劑師の地位向上を圖り、國家的職
能の完遂に萬全を期すること

第二 日藥新體制の具體的項目
一、藥劑師に關する諸制度の根本的改
革、整備
本項の實相は醫藥制度調査會の成果に
待つべきも其の實現の迅速且つ完璧を
期するため積極的に政府當局に協力す
ること
二、日藥の目的及び事業の明確化
〔本項以下の諸項目は、夫々根本的改
革、改善は醫藥制度調査會の成果に待
つべきもの多きも、現行制度下に於て
可能なる改革改善に全力を盡すといふ
見地より採擇せるものなり〕
1 藥劑師會の目的及び事業を明確化し
以て全藥劑師會活動の指針を明かに
すること
2 右は會則中に明記するを最善とすれ

▼一月十二日 午前十時から厚生省に於て開催、東京府、警視廳、神奈川、千葉、群馬、茨城、埼玉、栃木、山梨、新潟、長野、各縣衛生課、商工課關係官參集、厚生省側於尾藥品生産課長、吉武事務官、井川技師等

▼同日 午前九時から岐阜縣廳に於て開催、愛知、岐阜、靜岡、三重、富山、石川、福井各縣衛生課、商工課關係官、厚生省側吉武事務官其他

▼十五日 午前九時から大阪府廳に於て開催、大阪京浜兩府、兵庫、滋賀、和歌山、奈良、岡山各縣衛生課、商工課關係官

▼十七日 午前九時から廣島縣廳に於て開催、廣島鳥取、島根、山口、香川、徳島、愛媛、各縣衛生課、商工課關係官

▼十九日 午前九時から熊本縣廳に於て開催、福岡佐賀、長崎、大分、熊本、鹿兒島、宮崎、沖縄各縣衛生課、商工課關係官

▼二十五日 午前九時から仙臺市に於て開催、福島宮城、秋田、山形、岩手、青森、北海道、各縣衛生課、商工課關係官

臺灣總督府では島産の甘藷及びキヤツサバの配給統制を強化すべく十四日府令第一號を以つて昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等に關する臨時措置に關する法律）第二條の規定により甘藷及びキヤツサバの配給統制規則を公布、二十日より施行。

醫藥制度調査會第一特別委員會は十五日厚生省に開催、松井委員長以下各委員、林衛生局長、野間警務課長等出席、小委員會設置の件に就き松井委員長より左の諸氏を指名、北島日醫會長より日醫作成の醫師會改組案を説明した。

▼小委員▽高木嘉寛、赤木朝治、中川望、河合龜太郎、山崎佐、北島多一、血脇守之助

日開催、津村、林、青柳の各副組合長以下各評議員出席、津村副組長の挨拶ありて議事に入り、一、昭和十三年度組合決算並に事業報告の件、二、別途會計決算報告の件、三、出征將士慰問資金收支決算報告の件を一括上程、報告通り承認の後、四、昭和十四年度全賣大會經過報告あり次いで議事に入り、一、役員改選に關する件を上程、詮衡委員を擧げて附託となり、次いで、二、價格協定委員選任に關する件、三、昭和十五年度組合經費豫算案並に賦課金徵收法審議に關する件、四、定款改正に關する件等を附議、二、三ともに委員會併託、四は撤回された。

東京賣藥工業組合創立總會は三十日、日本橋俱樂部に開催

安川榮次郎、大木良輔、津村岩吉、藤井得三郎、中南定太郎、歌橋憲一、白井正助、小林謙三、尾瀨良太郎、堀内伊太郎、林惣次、横出政五郎その他組合員四十餘名出席、松原厚生省藥品生産課長、井上馨視廳衛生課保健係長、河原藤次郎、松本藥品主任、東京府工務課運送衛生事務顧問化學部組合擔任官諸氏來賓として出席

藤井得三郎氏議長のもとに開催、一、定款制定の件、二、統制規定制定の件、三、昭和十五年度豫算案を上程、何れも原案可決の後、役員選舉、統制委員の選出に移り、別項の如く確定散會。

健康保險藥局法は二月十五日より實施されるが、三十日附を以つて保險院社會局保險局長より左記の如く地方長官に通牒を發した。

社發第八〇號
昭和十五年一月三十日
保險院社會保險局長
廳府縣長官殿
△健康保險醫療規格調査會決定事項
實施方に關する件

道般健康保險醫療規格調査會に於て健康保險藥局方を別冊の通相定め候に付

ては之を二月十五日より實施のこと、致候條御了知相成度
追て右藥局方登載の藥品及醫療材料は健康保險診療方針第六に所謂醫學上一般に其の價値を認められたるものに有之候本件に關しては本日醫師會より別紙の通告道府縣醫師會に對し通牒相成候に付御含み相成度爲念申添候

東京藥種貿易商同業組合、東京製藥同業組合、大阪藥種卸商組合、大阪製藥同業組合から昭和十四年十二月二十六日附を以つて申請中の藥品卸賣協定價格は三十一日附を以つて商工、厚生兩大臣より認可された。その要點は如左。

一、本協定價格は價格等統制令第二條の規定に依る九月十八日の額に代るべき價格にして之を超えて契約し支拂ひ又は受領するときは直ちに價格等統制令違反となるものなるを以て嚴に之を遵守すべきこと

二、本協定價格は法律的には最高價格にして従つて本協定價格より廉價に販賣するは差支なきこと尙藥品の重要性に鑑み特に配給の圓滑を期すべきこと

三、本協定價格に付ては貴組合に於て貴組合員以外をも含む關係業者に周知徹底に努められたきこと

東京藥業同業組合の新組長問題は折衝の結果一月二十一日石井絹治郎氏受諾、七日小委員會を開き別項の如き新役員を決定した。

厚生省藥品生産課では醫藥品卸賣協定價格申請書を受理したが、これに次ぎ直ちに醫藥品公定價格の制定に取りかゝつ

二月

ども現行法令との關係上別途の方法を講ずること

三、内部機構の改革
1 會務進行の強化を目標とし、當時的執行機關として幹事制を設けること
2 幹事は役員及び職員中より會長之を指名すること
3 處務規程を改正し、内部機構の整備強化を図ること

四、人的資源の刷新
新體制の根本理念に基き藥劑師會總力の結集統合指導者原理の具現等の見地より人的資源の刷新に遺憾なきを期するやう總會に要望すること

五、財政の根本的確定
1 財政の根本的確定を期し之が運用に關しては財務委員を設置すること
2 財務委員は役員中より會長之を選任すること

六、特別調査會機能の擴大強化
委員構成を全面的に刷新し、廣く藥事衛生に關し學識經驗ある人士を推薦委嘱して機能の擴大強化を図ること

七、國民に對する衛生思想の普及
1 國家國民の保健衛生に對する藥劑師責務に鑑み一般國民に對する衛生思想の普及に全力を盡すこと
2 右見地より特に學校衛生、結核豫防其他の保健衛生事業に積極的に參加すること

八、國防化學協會活動の強化
國防國家體制確立なる國家目的即應の見地より國防化學協會の活動を一段と強化すること

九、藥劑師業務の内容充實
1 國民醫療に於ける藥劑師の職能發揮に遺憾なきを期すること
2 醫藥品等の最終的供給者としての藥劑師業務の完遂を期すること
3 藥局、藥品の生産及び配給、賣藥營

た。

東京藥業同業組合は新役員事務引継ぎ並に初役員會を九日開催、左の如く役員事務分掌を決定した。

- 總務部 部長 關口彌三郎
- 參與 吉田達二
- 庶務部 部長 大木卓
- 參與 津村岩吉
- 企畫部 部長 吉田達二
- 參與 青柳健二
- 經理部 部長 津村岩吉
- 參與 大木卓

賣藥原料の配給圓滑を期する爲富山縣賣藥同業組合並に工業組合主唱のもとに全國配置賣藥團體聯合會代表者會議は十四日東京賣藥同業組合に開催、種々協議打合せの上、厚生省を訪問左の陳情書を提出。

藥品國家管理に關する陳情書

近年我國化學工業は長足の進歩を遂げ殊に今事變を機とし製藥事業は頓に活潑となり輸入藥品を防遏するの現況なり。然るに吾等が生業賣藥製造に使用する原料藥品需給關係は益々不圓滑の度を高め、その停止する處を知らざる狀況にして、購ふに品なし。而して市井に所謂闇と稱する不法取引を醸成しこの儘に推移せんか吾等賣藥業者は自滅するの運命を辿るのみならず業者關係者三百萬の生活を根柢より破壊する眞に國家的憂慮すべき事態を惹起するに至る。曩に政府は原料藥品資料配給の圓滑を期する手段として工業組合の設立を徳進せられたるにより吾等直に各地に設立せるもこれに供給せらるる品のなく、これが配給をなす機關整備せず、目下の處輸入漢藥に對してのみ機關の設立をみたるも、原料藥品の中心たる化學藥品その他の配給に關して

は未だ何等の計畫を聴かず、吾等の期待に副はず業者は古來より治く農、山、漁村を訪れ一般醫藥に惠まれざる國民大衆の疾病治療、保健衛生、體位向上に貢獻し今や聖戰と共に益々重要性を加へつゝあるに鑑み、これが完璧を期するがために原料藥品の生産並に配給は國家に於て管理せらるる様閣下の御明鑑を仰ぎ度その資料とも存じ敢て吾等の卑見を左に卒直に披瀝し謹而陳情候也

警視廳主催の官民醫藥對策懇談會は七日開催、厚生省側より慶松、竹内兩技師以下、本廳より富田衛生部長、岸本課長、井上係長等、藥同組合石井組長以下各役員、製藥同組より歌橋氏以下、藥種貿易組合岩城氏以下各役員出席、種々懇談の後、左の如き要約點に達した。

- 一、醫藥品の特殊性に鑑み、増産するやう善處すること、必要量を確保し得れば價格は問題なきこと
- 二、現在二部の醫藥品については至急適正價格の決定を要望する
- 三、厚生省の方針に據れば暫時の後に醫藥品の窮狀は打開し得ることを認めた
- 四、今後はこの種懇談會開催は必要とせぬであらう、但し需給問題並適正價格問題に就ては出席三團體聯絡をとり希望並に意見を當局に具申すること

昭和十五年二月二十二日 厚生大臣 吉田 茂
昭和十四年八月厚生省令第二十七號附則第二項中(「從來規格品」の五字を明記したるもの)に限り昭和十五年二月二十三日迄)を「從來規格品」の五字を明記したるもの)に限り昭和十五年八月二十三日迄に改む
【參照】昭和十四年八月二十三日厚生省令第二十七號第五改正日本藥局方中改正抄錄
【附則第二項】昭和十四年十一月二十三日迄に製造又は輸入若ば移入せられたる藥品にして本令の所定に適合せざるものは當該藥品が第五改正日本藥局方に從來記載のものなる場合に於ては其の藥品の容器又は被包に「從來規格品」の五字を明記したるものに限り昭和十五年二月二十三日迄は仍て従前の規定に依る其の他の場合に於ては外國藥局方の所定又は明治四十四年内務省令第十八號の規定に適合し且衛生上危害を生ずるの虞なきものに限り昭和十五年二月二十三日迄は本令の所定に適合するものと看做す

十五日日本藥劑師會より「從來規格品」の適用延長方を陳情したるに對し二十二日付を以つて厚生省令により左の如く公布。
厚生省令第四號
昭和七年六月内務省令第二十一號第五改正日本藥局方中左の通改正し公布の日より之を施行す

賣藥卸業者の時局に即應すべき商組結合の機運は東京賣藥卸商同業組合會有志の間に昂まり、東京賣藥卸商同業組合を結合すべく意見の一致を見たので、大木良輔氏設立發企人となり設立に着手。要綱如左。
一、地區 東京市一區
二、組合員たる資格 地區内に於て賣藥、賣藥部外品、藥品衛生材料、滋養品、醫藥補助品等の卸賣業を営むもの
三、出資一〇の金額及其拂込方法 出資一〇の金額を金一百圓と定め第一回拂込金額を二十五圓とし爾後は剰餘金より拂込みに充てるの外必要に應じ理事會の決定に依り拂込済に至る迄毎年一回出資一口に付き金二十五圓を拂込済しむることを得
四、經費の一部を組合員に分賦すべき方法 組合員一名に付毎月金三圓を分賦す
五、事業計畫の概要 (一) 組合員の營業に關する統制を爲すこと (二) 組合員の營業に

業等に於ける勤務藥劑師の管理に關する權利並に義務の確立を期すること

4 藥劑師業務を藥品、衛生材料等に限らず醫療用器具機械其の他の分野にまで擴張を期すること

十、會員の福祉増進

1 時局下に於ける藥劑師の經濟的活動に遺憾なきを期すること

2 多様な藥劑師の業態に留意し、會員の福祉増進に遺憾なきを期すること

十一、日藥道府縣藥劑師聯絡の緊密化

1 道府縣藥劑師會長を日藥議員に選任するやうに要望すること

2 評議員會の運営に留意すること

3 道府縣藥劑師提出の建議書意見書等の取扱に萬全を期すること

4 其の他藥劑師會總力の結集統合の爲めあらゆる方法を講ずること

十二、他團體との連絡協調の強化

1 藥品の生産、配給等に關する諸團體と緊密に連絡協調すること

2 衛生技術官、藥學研究機關、藥育機關等との連絡協調を強化すること

十三、新體制委員の常置

1 新體制實現の爲め常置委員を設置すること

2 常置委員は會長の指名とすること

第三 全藥界新體制に對する日藥の態度

一、全藥界新體制の根本理念を左の如く理解する

「藥事藥業の國家的重要地位に鑑み、全藥界の總力を結集統合し、過去に泥ます、協力一致、重複を避け無駄を排し、最高能率を發揮して國家に奉公すること」

二、右の如き理解の下に日藥は全藥界新體制の一環として積極的に參加協力の

關する指導研究調査を爲す事(二)以上に附随する一切の事業其他組合の目的を達するに必要なる施設を爲すこと

三 月

價格統制令による海上運賃に關し選信省は一日附告示を以つて價格を指定藥品類は左の如く實施。

- 價格等統制令第四百八十二號
價格等統制令第三條第一項に依り海上運賃及備船料の指定期日の額に代るべき額を左記の運本日認可す
一、組合其他之に準ずるもの名稱及地區
名 稱 海運統制委員會
地 區 日本内地一圍
二、構成員資格
總額數千噸以上の船舶の所有者及運航業者
三、價格等統制令第二條第二項又は第三項の額に代るべき額及其實施の日
代るべき額 別表の運

- 實施日、昭和十五年三月一日
四、認可に附したる條件又は制限
(一)本認可額は總噸數千噸以上の船舶の備船料及運送費に限り適用すること
(二)通信大臣必要を認むるときは本認可額を取消し又は變更を命ずることあるべし
(別表)
一、運費標準
(六)大連、營口揚雜貨運賃
(二)藥品類
單 價 阪神門司積大連揚運賃
(40)染料、價格一噸八百圓未満四〇才文は一〇九、四〇〇圓

(41)明礬、亞硫酸、晒粉、バリウム、硼酸、酸化アンモニア、コロム、鹽化石灰、青銅、黒鉛、滿他、マグネシウム、ナフタリン、曹達、硫化曹達(七種)、糊精、鹽化亞鉛、硫化亞鉛、亞鉛華、次亜硫酸曹達、苦汁、硫酸、松脂、膠、農藥、砒酸、カゼイン、アゾール、カラメル、苛性曹達、加里曹達、硫酸曹達、硫酸鐵、硫化染料、農薬用藥品、錳酸
二日の衆議院本會議に上程された有機合成事業法案は質疑省略、鑛業改正委員に併託された。

商工省は三日附を以つて臨時輸出入許可規則を一部改正、六日公布、關係條項は如左。
▽商工省令第百十二號
臨時輸出入許可規則中左の通知改正す
昭和十五年三月二日
商工大臣 藤原銀次郎

別表甲號輸入税番號第七十四號の内の項の次に左の一項を加ふ。
五四九 醫器、オソベツクインストルメント及び同部分品(別號に掲げざるもの)
二ノ内 醫科用エニツト、醫科用治療臺、儲槽、膿漏治療器(電氣器を有するもの又は壓縮空氣を用ふるもの) 醫科用ペー及び同部分品

中央物價委員會化學工業品物價專門委員會の一部門として新たに和漢藥、洋藥、二硫化炭素並に硬化油の四部會を設置することとなり、右各部會専門委員は七日左の如く發令。

- 【和漢藥部會】▽委員長 山室宗文▽委員 森島種雄、清水辰太(海軍代表)、石井豐記、森田浩(陸軍代表)、島居孝一郎(東京製藥組長)、瀧野勇(大阪製藥組長)、瀧野義三郎(大阪製藥組長)、藤澤友吉(藤澤友吉商店社長)、石井絹次郎(東京藥同組長)、富松武助(全賣藥師)、竹村幸次郎(大阪製藥組長)、金原市兵衛(和漢藥卸商)、河合龜太郎(日藥會長)
高橋勳次(開局代表)
【洋藥部會】▽委員長 山室宗文▽委員 森島種雄、清水辰太(海軍代表)、石井豐記、森田浩(陸軍代表)
島居孝一郎(東京製藥組長)、池田文次(東京製藥組長)、瀧野勇(大阪製藥組長)、瀧野義三郎(大阪製藥組長)、田代清次郎(東洋製藥社長)、竹田義三(武長製藥)、島居由太郎(田邊五兵衛商店常務)、守田保太郎(チヂム製藥社長)、菅井豐藏(漢藥商)和東源治郎(和漢商)

醫藥品價格統制及び供給確保につき厚生省では民間有力者の協力を求むべく囑託を入選中であつたが、十二日左の十五氏を任命した。
▽醫藥品價格統制及び供給確保に關する囑託 池田文次、瀧野勇、島居孝一郎、瀧野義三郎、河合龜太郎、竹田義三、藤澤友吉、東代清次郎、金原市兵衛、守田保太郎、柳澤保太郎、石井絹次郎、小西專一、高橋勳治、鈴木秀幹

商工省では人造藍及び合成染料に對しこれの嚴重なる需給調整の爲、遂に臨時輸出入許可規則による省令十四號及び十五號を公布、十二日より實施。

東邦生藥統制會社は十二日大阪道修町丸Pに於て創立總會を開催、創立事項に關する議案審議可決の後、左の役員並に創立功勞者としての顧問三氏を決定した。
▽取締役(十三名) 藤澤友吉、長岡佐太郎、和東源治郎、小城忠治、貞光篤藏、長谷川秀之助、河村伊太郎、福出龍太郎、山元篤藏、長谷川秀之助、河村伊之助、志平作兵衛、柴田要二(監査役六名) 奥野繁太郎、尾崎彌太郎、小西勝三郎、武田貞三、宮坂志津馬、金原市兵衛▽顧問 京都生藥配給株式會社、日本生藥統制株式會社、中田勇吉氏

醫師會及び藥劑師會を通じて第二回目のヨードカリ配給券が配付されるに就き十三日附を以つて地方官宛衛生局長より通牒が發せられた。各府縣の割當は如左。
▽藥劑師會分二五五券一〇、二八一枚、北海道二六一〇、青森三五〇、岩手三八〇、宮城七六〇、秋田四七〇、山形五九〇、福島八七〇、茨城一〇七〇、栃木一〇二〇、群馬一三二〇、埼玉一五九〇、千葉二〇一〇、東京二、二二九〇、神奈川三三八三、新潟一、〇一〇、富山九三三、石川一〇二〇、福井七二〇、山梨六〇〇、長野一五五〇、岐阜一六三〇、靜岡二六九〇、愛知七、一七三、三重一七八〇、滋賀七九〇、京都四二六〇、大阪一、一九二〇、兵庫五、一〇〇、奈良六、七〇、和歌山一四九〇、鳥取五、〇〇、島根五、九〇、岡山一、六〇〇、廣島二、三九〇、山口一、六一〇、徳島九六六、香川九、六〇、愛媛八、三三〇、高知七九〇、福岡三、八三〇、佐賀七、一〇〇、長崎二、九二〇、熊本一、六八〇、大分一、〇三〇、宮崎五、一〇〇、鹿兒島七、六〇、沖縄七、七〇、計一〇、二八一

▽醫師會分二五五券六、七、一九枚、北海道二、一七〇、青森六一〇、岩手三七七、宮城九五四、秋田七四一、山形八三三、福島一、〇六〇、茨城一、一八七、栃木八九七、群馬八九〇、埼玉一、二四二、千葉一、三八三、東京一、三四四、神奈川二、二二五、新潟一、五五五、富山一、四四〇、石川八二〇、福井五九〇、山梨五五〇、長野一、二九〇、岐阜一、〇五二、大分一、八二〇、愛知三、〇八二、三重一、二二四、滋賀六六二、京都二、一五三、大阪五、六六五、兵庫三、四三三、奈良四、七四四、和歌山八三八

用意あること
三、全業界新體制參加、協力に際しては特に次の如き諸點に留意するやう要望すること
1 藥事、藥業に關する全體の參加
2 新體制促進の爲め有力なる常置的機關の設置
3 醫藥制度調査會審議の促進
全國卸藥業組合並に理事長

縣名	組合員數	理事長
青森	一一	石館喜久造
宮城	一七	櫻井政吉
秋田	一三	佐藤龜太郎
山形	一四	工藤菊太郎
福島	一一	(未報告)
茨城	一八	加納賢太郎
栃木	一四	黒崎英昌
群馬	一〇	田所安太郎
埼玉	一〇	松澤藤助
千葉	一三	土屋了三
東京	二二	西村吉平
神奈川	一五	有川嘉秀
大分	一八	(未報告)
兵衛	三三	鹽野義商店
京都	三八	上山實
奈良	一四	松山達之助
和歌山	一五	大村久兵衛
鳥取	二〇	松井義三郎
岡山	一六	林源十郎
東京	三七	鳥居孝一郎
神奈川	一五	諸貫久左衛門
新潟	一八	佐藤將治
富山	一八	金岡又左衛門
石川	二三	(未報告)
山梨	二二	安藤謙治
長野	一八	池上直太郎
岐阜	一五	篠田祐喜
愛知	一七	齋藤重五郎
三重	一九	

鳥取四〇一△島根七五五△岡山一、二八六△廣島一、八九二△山口一、二九九△徳島六四四△香川五七七△愛媛九七九△高知七一九△福岡三、〇三七△佐賀六九〇△長崎一、一八七△熊本一、一三七△大分一、〇〇二△宮崎六、〇二△鹿児島六、二二三△沖縄二六七△計六九、七一九

大阪府藥劑師會第二回藥品配給調整委員會は十九日藥事事務所に開催、同會藥局部員の仕入藥品中缺乏甚しきものより順次二十種を調査し、右基準數により製造家又は元賣捌より本會に對し配給を受けるやう厚生省に請願し、記名式切符制により配給する方法を議決。

中央物價委員會第三十九回總會は十九日內務省に開催、洋藥品四十四種、漢藥三十四種、合計七十八種の醫藥品に對する公定價格が決定された。

京都帝國大學醫學部藥學科選科生の學士號附與、並に専修科生規定に關する同大學醫學部規定中改正の件は、二十五日附を以つて改正。

磷酸コデインの逼迫により厚生省は増産計畫のため第二豫備金の支出を得て原料の粗製モルヒネを臺灣より輸入するは勿論、三共、大日製藥等に委託製造せしめ十五年度の増産計畫を樹立、右豫算を以つて支辨するまでの應急措置として原料購入の爲十四年度追加豫算として約十七萬圓を要求、二十八日の閣議に附議決定を見た。

東京府藥劑師會では醫藥品需給調整に關し、二十九日松島副會長以下五理事同道厚生省、商工會議所、警視廳、商工省を歴訪、それら陳情書を提出。

昭和十五年度に收納するアルコール賄償價格表は三十日大藏省告示第八十五號を以つて左の通り公示。
大藏省告示第八十五號

アルコール專賣法第十四條第二項および同法施行細則第十七條の規定に依り昭和十五年度中收納するアルコールの賄償價格左表の通り定む
昭和十五年三月三十日
大藏大臣 櫻 内 幸 雄

アルコール賄償價格表

Table with 2 columns: アルコール製造原料区分 (Alcohol production raw material categories) and 一升當額價格 (Price per liter). Categories include 糖蜜以外のものを主要原料とするもの (Using honey as main raw material), 糖蜜を主要原料とするもの (Using honey as main raw material), 糖蜜以外のものを主要原料とするもの (Using honey as main raw material), 糖蜜を主要原料とするもの (Using honey as main raw material).

「硫酸アンモニア増産及び配給統制法施行令中改正の件」三十一日附勅令第六十八號を以つて左の通り公布。
勅令第六十八號

第二條の二 硫酸アンモニア増産及び配給統制法第一條第二項の各事業年度の資本金額は各月別に於ける拂込株式金額又は出資の金額及び積立金額の月割平均を以て之を計算す
前項に於て積立金と積立金其他の名稱の何たるを問はず法人の各事業年度の所得中其の留保したる金額を謂ふ
法人税及臨時利得税として納付すべき金額は前項の留保したる金額には之を算入せず
第二條の三 前條の場合に於て硫酸アンモニア増産及び配給統制法第一條第一項の規定に依り法人税及び營業税の免除を受ける事業と其他の事業とを營む法人の資本金額は總資産額に對する當該硫酸アンモニア製造事業より生ずる所得又は純益の基本たる資産總額の割合を總資本金額に乘じ之を計算す
前項の場合に於て資産價額の割合に依るを不適當とするときは收入金の割合又は所得若しは純益の割合其他の適當なる方法に依り之を計算す
第二條の四 硫酸アンモニア増産及び配給統制法第

一 條第二項の資本金額に對する年百分の十の割合は當該事業年度の月數を資本金額の百分の十を乘じて之を計算す
前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未満の端數を生じたるときは之を一とす
第三條中「所得税又は營業收益税」を「法人税又は營業税」に「所得税法第二十四條又は營業收益税法第十一條」を「法人税法第十八條又は營業税法第十五條」に改む
附 則
本令は昭和十五年法律第五十八號施行の日より之を施行す
【參照】
昭和十三年七月九日公布勅令第四百九十六號硫酸アンモニア増産及び配給統制法施行令抄録
第三條 硫酸アンモニア増産及び配給統制法第一條の規定に依り所得税又は營業收益税の免除を受けんとする者は所得税法第十一條の規定に依り所得又は純益額を申告するとき硫酸アンモニア増産及び配給統制法第一條第一項の認可を受けることを證明する書類を添付し其の旨所轄稅務署に申請すべし
前項の場合に於て所得税及び營業收益税の免除を受くべき事業より生ずる所得又は純益と其他の所得又は純益とを有するときは之を區別したる計算書を添附すべし

国立厚生科學研究所は初年度豫算六十萬圓を以つて七月一日誕生の豫定、初代所長には公衆衛生院長林春雄博士内定。
計畫組織の内容は如左。
一、環境衛生部 生活の諸條件である環境生理(氣候、風土、被服、習性、換氣、照明、露骨、濕度、煤煙など)、建築衛生(都市農山漁村の住宅、店舗、公共建築物、興行場、工場、防空建築など)、衛生工業(上下水道汚水處理、水道衛生)などの人體の生理發育體力におよぼす影響とその對策研究
二、民族衛生部 民族生物學、精神衛生學、遺傳學の三科に分れ、人口問題にも及ぶ
三、食糧科學部 農村、都會の營養狀態と工場、學校などの集團生活者の營養問題、天然食品、加工食品、廢物利用、食糧の貯藏配給の研究
四、産業衛生部 作業環境におよぶ條件、作業障害、労働心理、災害心理の研究
五、幼児母性衛生部 小兒と母親の衛生、疾病、養育の研究
六、疫學統計部 急性および慢性の諸傳染病の流行と多發性病態に關する研究

一 條第二項の各事業年度の資本金額は各月別に於ける拂込株式金額又は出資の金額及び積立金額の月割平均を以て之を計算す
前項に於て積立金と積立金其他の名稱の何たるを問はず法人の各事業年度の所得中其の留保したる金額を謂ふ
法人税及臨時利得税として納付すべき金額は前項の留保したる金額には之を算入せず
第二條の三 前條の場合に於て硫酸アンモニア増産及び配給統制法第一條第一項の規定に依り法人税及び營業税の免除を受ける事業と其他の事業とを營む法人の資本金額は總資産額に對する當該硫酸アンモニア製造事業より生ずる所得又は純益の基本たる資産總額の割合を總資本金額に乘じ之を計算す
前項の場合に於て資産價額の割合に依るを不適當とするときは收入金の割合又は所得若しは純益の割合其他の適當なる方法に依り之を計算す
第二條の四 硫酸アンモニア増産及び配給統制法第

Table with 3 columns: 區名 (District Name), 校割數 (Number of Schools), 一人の年手當 (Annual Allowance per Person). Lists districts like 愛知, 山梨, 徳島, etc.

十五年度學校藥劑師數並に年手當額

Table with 3 columns: 區名 (District Name), 校割數 (Number of Schools), 一人の年手當 (Annual Allowance per Person). Lists districts like 神田, 日本橋, 芝布, etc.

七、養成訓練部 醫學、藥學、獸醫學、衛生看護、體方指導の五科に分れ國民衛生の指導發展の第一線に立つ衛生技術者の養成と訓練
八、事務部 研究所經營の事務と本省との聯絡を取扱ふ

四月

政府と日本藥劑師會との健康保險藥劑支給契約は三月末日満了となつたので、二日午後四時半より厚生省に於て更新契約の調印了した。保險院側からは樋貝保險院長官以下各係官、日藥側からは福澤理事、登内書記長出席。内容は前年度と大差なきも前年度すら反對された日藥引受の急救藥劑額六千圓を一躍十倍に擴大されたことは痛棒とされた。

醫療行政の根本確立に關し滿洲企劃處民生部、關東廳各衛生擔當官並に醫藥品業者の入京を機として日滿醫藥懇談會が三日新橋第一ホテルに開催された。出席者及び大陸側の要望は左の如きものであつた。

▽滿洲國(企業處)牛島事務官、同(民生部)近森枝師、佐藤事務官△滿洲武田藥品株式會社樋口英二▽鹽野藥商店支店支店長山田太郎△奉天日邊商店名加良吉▽滿洲燕窩友吉商店林茂治郎▽第一製藥株式會社奉天支店村瀬三郎▽奉天井上誠昌堂井上誠昌堂支店高井源太郎▽大連關東藥業株式會社井上誠昌堂支店井信治▽同日日本實業株式會社社内務一△同大洋堂商商店支店友田亮爾▽同組合青木書記(以下は東京)

○淺田館本舖内伊太郎○五臟園本舖大木合名會社
○太田胃散本舖太田信義○寶業問屋玉置商店○中將湯本舖津村順天堂○ヘル本舖津村敬天堂○毒掃丸本舖山崎帝國○龍角散本舖井得三郎商店○わかもと本舖養と育兒會○カオール本舖安藤井筒堂藥品部○寶丹本舖守田治兵衛商店○萬有製藥株式會社○株式會社島居商店○友田合資會社○株式會社田邊元三郎商店○第一製藥株式會社○ラヂウム製藥株式會社○三共株式會社○歌鶴製藥所

藥業藥品

一、關東州及び滿洲國の現在に相當に不健康地である、内地に比して結核の死亡率は倍加してある。製藥業の皆無である同地はその藥品の凡てを日本から輸入するのである。乍然將來は是非必需藥品の製造を必要とするが果して出来るか否か目下のところ見透しが付かぬ。殊に軍の現地調辦として豫想外の需要がある。當局も此點に深く留意して關滿に關する醫藥取扱ひを内地同様にして外國扱ひの不自由さを除いて貰ひたい。

第二回全國産業組合病院藥劑長會議は産組中央會館にて四日開催、農林省打越事務官外係官、厚生省古海事務官、日藥可兒理事、産組有馬會頭、徳永部長、全購聯購買課長、配給課長外來賓
主催者側として
濱田全購聯幹事長、三宅常任理事、早川、高橋兩主事外三十名の各業局長、藥劑長及び醫理事務局長諸氏出席

一、醫藥用資材逼迫に伴ふ應急並に根本策に關する件
一、全國組合病院使用の醫藥資材配給幹旋方全購聯を通じ關係當局に陳情の件につき協議、全購聯自體醫藥品を生産せよ等の要望簇出、結局左の決議をなして散會した。

〔決議〕醫藥利用組合に於て絶対必要とする醫藥用資材の配給は適正且つ圓滑を期するため一般配給より分離して系統機關たる全國購買組合を通じ別途配給の方法を講ぜらるる様關係當局に要望す、右決議す

第六十回日本藥學會總會に伴ふ全國藥劑部長協議會並に全國藥品衛生技術官會議は五日東大醫學部本館同一號館を會場に宛て、服部會頭、衣笠副會頭、各役員及び全國會員無慮八百餘名參集、全國藥劑部長協議會は午前九時より第一會場

藥劑部長全國委員會は午後五時より藥學會事務所會議室、全國藥業技術官會議は午前九時より第二會場、衛生化學總會は午前十一時より第一號館にそれぞれ開催。

第六十回日本藥學會總會は六日東大醫學部本館に開催、服部、衣笠正副會頭、朝比奈前會頭、緒方幹事外役員會員等三百餘名出席、服部會頭先づ開會の辭を述べ、報告に入り衣笠副會頭よりの庶務報告は全部承認、會計報告は擔任細井氏逝去の爲め服部會頭より報告。
十四年度決算▽收入三萬八千四百八十七圓卅八錢▽支出同資産十一萬三千七百卅七圓卅八錢

以上承認、議事に移り緒方幹事より細則改訂案
▽第四條を改正して適當の人材を得た場合有給幹事として常任にすること
▽第十三條に於て京大藥學科新設の結果として近畿支部設置に關する件、近畿例會に伴ふ第十四條追加、第十七條同じく近畿支部設置に關する件である
右改正案に就き服部會頭より質疑を語り異議なく可決、次で役員改選に移り、開票委員十名を指名、投票の結果は正午報告と決定同九時廿五分一先づ打切り、學術講演會に移る。開票の結果、會頭衣笠、副會頭緒方章、幹事畑忠三、藤田直市、菅澤重彦、鈴木秀幹の諸氏當選。

醫藥品の公定価格は六日、商工、厚生兩省告示第四號を以て公布即日實施となつた。洋藥四十三種、漢藥三十四種。

本月から實施さるべき藥品配給統制も主旨の分徹や價格統制方面との連絡不備の爲、運用上の矛盾續出、本月は實施不能となつた。

簡保と日藥の協約書附帶申合事項たる

健康保險藥局方

(附記)瀧野川區の學校藥劑師五名四名は青年學校藥託として年額十圓を支給、向島區では執務手當として一日金四圓宛を支給されてゐる。

世田谷	1,000	1,000
澁谷	1,000	1,000
澁野	1,000	1,000
中野	1,000	1,000
杉並	1,000	1,000
豐島	1,000	1,000
瀧野川	1,000	1,000
荒川	1,000	1,000
板橋	1,000	1,000
足立	1,000	1,000
向島	1,000	1,000
葛飾	1,000	1,000
江戸川	1,000	1,000

一、本藥局方は健康保險醫藥規格調査會の審議を経て制定したるものなり
一、本藥局方は醫藥學の推移と社會保險の進捗に伴ひ常に加除訂正してその適正を期するものとす
△第一 日本藥局方藥品
但し『アルセノベンゾール類』については別に掲ぐ

△(毒)局方アルセノベンゾールナトリウ

△(毒)局方強ネオアルセノベンゾール
指定藥 純ネオナルバルサン
指定藥 ネオアルセノベンゾール
指定藥 ネオアルサルノール、ネオエー
ラミニ、ネオナルバルサン
▽第二 日本藥局法外藥品
安息香酸フェニル尿素
指定藥 ヒノザリン
性 狀 稍辛味を有する白色無臭の針狀

處方箋第一回調劑の容器代無料問題は、當局と折衝の結果九日福澤日薬理事の簡保當局訪問によつて容器代を徴収することとなり、その價格を左の如く決定四月一日より實施。

- 一、投票壺百瓦入八錢、二百瓦入十錢、三百瓦入十三錢、四百瓦入十五錢
- 一、液劑壺五百瓦入十錢
- 一、點眼壺十瓦入十錢
- 一、膏劑入壺十瓦入六錢
- 一、尿道注入劑壺卅瓦入六錢

第一次醫藥品公定價格中の容器には日本藥局方所定或は市場慣用語に反するもあり自然誤解を生ずるので、東京藥買、製藥、大阪藥種、製藥の四組では、これの訂正方陳情の爲め、十一日厚生、商工兩省を訪ひ夫々左の如き陳情書を提出した。

〔醫藥品公定價格中「容器」訂正に關し陳情之件〕

醫藥品公定價格は本年四月六日付厚生省、商工省告示第四號を以て即日實施せられ候處右公定價格中硫酸キニーネ『函』とあるを『壺』に蔗糖『元罐』とあるを『産』に麝香『元罐』とあるを『元玉』に水犀角『元箱』とあるを『産』に各御訂正被下度理由を具し此段及陳情候也

政府は長期建設完遂のため科學動員計畫の實施を決すべく企畫院の科學動員委員會によつて計畫内容の檢討を續け漸やく成案を得たので十二日の定例閣議に附議正式に決定。その要項は左如。

- 一、科學研究を重點主義に時局目的に集中統制し各研究機關をしてその内最も適する研究に専念し得るべく調整し、不足せる研究者及び研究資材の活用をばかる
- 一、從つて應用的研究に對しては國家總

動員の見地より研究事項による統制を行ふ、但し學術研究は全般的に國家總動員上必要な研究としてその振興に關しこの際適切な措置を講ずる

- 一、本年度に於ては自給原料による重要金屬及び化學品の生産に關する研究、探鑛、燃料、合金特殊鋼、農林畜水産品及び代用品に關する研究、精密機械、化學機械、鑛山機械、農林畜水産機械、電氣機械、航空機、自動車、鐵道車輛、船舶、及び兵器に關する研究、電氣、通信、防空及び貿易に關する研究その他總動員上重要な研究に對して總動員試驗研究令を發動し研究實施上出來得る限りの援助を與へてその促進をはからんとする
- 一、右のほか本計畫に於ては研究及び獎勵の聯絡調整、研究の實用化促進、産業の科學的振興に關し必要な計畫要綱を規定し、以て科學動員の目的達成の完壁を期する

東京藥種貿易商同業組合第二十二回從業員表彰式は十三日上野精養軒に開催、滿三十ヶ年以上田中長吉、竹森俊一兩君以下百一名を表彰した。

厚生省ではかかれてより醫藥品に對する配給機構の統一化に全力を注ぎ、その具體方策の實現に邁進することになり醫藥品中央配給統制組合を左の二部に分ち、

- 一、東京に東部組合、大阪に西部組合の二つの元賣捌統制組合を結成せしめた。東部組合は鳥居商店を組長として十一軒、西部組合は武田商店を組長としてこれまた同数の十一軒を以て中央配給統制組合となし、その他各道府縣には地方卸藥業組合を設置せしめ、前記元賣捌組合との連携の下に、その取引はすべて組合間の公式取引を原則とすることになつてゐる。而して西部組合は十三日に創立され

十五日には東部組合が創立されたが、先づ新機構による配給統制組合として第一に着手するものは

- 一、鹽酸キニーネ(錠劑を含む)、サントニン、次硝酸若鉛、磷酸コチン、消毒用昇汞及び昇汞、バルビタール、白色ワセリン及黄色ワセリン

の九品が決定され順次増加して重要醫藥の全部に及ぶのであるが、配給機構の完備に伴ひ主要なものには切符制度を採用し、切符使用の醫藥品は厚生大臣が指定することになつてゐる。從つて本制度の實施は發注の實績當局に報告する責任が組合にあると同時に、すべての發注は組合の手を通ずるのが原則だから必然に買留は不可能であり、從つて品物の出廻りは相當圓滑化されるであらうと各方面から期待されてゐる。なほ厚生省では地方長官に夫々通牒を發し地方卸組合の創立も大體に完結し、いよいよ本月からこの機構の實行に移つた。

醫藥品の配給統制問題を主に健康増進運動、母性及び乳幼児の體力向上問題を議する緊急衛生課長會議は十六、十七日の兩日厚生省會議室に開催。岸本警視廳を始め全國各府縣衛生課長全部出席、醫藥品配給統制要綱につき加藤局長より説明を爲し、種々質疑應答を重ねるところあつた。

醫藥品配給統制の實施にあたり、東京藥種組合ではその要綱によれば從來共同購入の實績ある商組のみを認め、それで全面的商組の活用を缺き、殊に將來新設さるべき商組の否認ともなるので、吉田會長は十七日厚生省に富田資材課長を訪れ、商組の全面的活用を要望する陳情書を手交した。

結晶にして水に溶け難く沸湯に溶解す
(劇)鹽酸シノメニン
性 狀 白色結晶性粉末にして苦味を有し約二十分の水に溶解す
(劇)鹽酸フエネチルチアアニシルグアニジン

指定藥 ホマコイン
性 狀 白色無臭の結晶性粉末にして苦味を有し舌上鈍麻の感を起す、約十五分の水に溶解し中性反應を呈す
貯 法 光を遮り密栓し注意して貯ふべし

注 意 本品の水溶液は『アルカリ』に對する抵抗力著しく弱し
(劇)鹽酸アチルアミノベンゾイルチアチアミノエタノール

指定藥 ナルカイン
性 狀 無色無臭の斜狀結晶にして七分の水に溶解し水溶液は中性にして長く煮沸するも變化せず且つ保存性に富む
(劇)鹽酸アチルオキシシンコニン酸チエチルエチレンチアアミド

指定藥 ヌベルカイン
性 狀 白色の結晶にして水および『アルコール』に溶解し易くその溶液は中性反應を呈す、煮沸により分解せざるも『アルカリ』に對し抵抗力弱し
(毒)オキシメルクリクロルフエノキシン
醋酸ナトリウムバルビタール

指定藥 ノバズロール
性 狀 白色無臭の無晶形粉末にして水に容易に溶解す
貯 法 最も注意して貯ふべし
カセイ石灰

指定藥 ガラクトサン
性 狀 白色無味の粉末にして水または熱牛乳に溶解す『酸化カルシウム』の含量は約二・五%なり
(劇)クエン酸カフェイン

性 狀 白色の結晶性粉末にして苦味を

東京薬種商業組合聯合會では二十日緊急役員會を開催、各理事長出席のもとに東京七薬種商業組合は全部各個に東京府卸薬業組合に加入することを決議、
愛知縣卸薬業組合創立總會は二十五日名古屋市東區吳服町藥業俱樂部に開催、組合員二十八名、役員は左の如く決定。
▽理事長 中北伊助▽常務理事 小島定七、岡田中清輔
▽理事 荒川長太郎、同 岩田利三郎▽監事 高木親彌、同 小林松二郎

醫藥品配給統制實施の趣旨徹底とともに實行の圓滑を期するため厚生省では衛生局長會議を開き二十六日は厚生省にて東京近縣八縣のプロツク會議を開き、五月三日には大阪にて六縣、同日岡山にて七縣、五月五日福岡にて九縣のプロツク會議を開催した。

價格形成中央委員會化學工業品部會委員左の如く決定。
【部長】山室宗文【部長代理】中野金次郎【委員】石橋堪山、小川利徳、小堀源之助、幸島淺吉、吉岡彌生、高島菊次郎、東藤精一、鶴見左吉雄、増田藤一、松本健次郎、木暮武太夫、安字彌吉、莊原和作

五月

- 一、結核薬の誇大廣告十件
- 一、花柳病豫防薬誇大廣告十八件
- 一、花柳病豫防薬成分分量記載なきもの四十件
- 一、新薬新製劑にして成分及び分量の記載なきもの四件
- 一、無免許薬種商五件
- 一、無免許部外品二件
- 一、無免許賣薬一件

薬業藥品

大阪府賣薬工業組合では原料薬品中特に入手難に鑑み三日大阪府廳で開催された近畿地方醫藥品配給統制事務打合せに出席した厚生省宮田資材課長並に府當局にこれが圓滑配給方を懇願、陳情書を提出した。

全國醫藥品原料配給統制會では會員に對しヒマシ油の販賣見合せを通知したが小分品への切符制度實施となり、これに對する配給方法が決定したので、厚生省の指令に基き、小分品は加香芳香並に製薬用は自由販賣差支へなしと四日改めて會員へ通牒を發した。

東京大阪の薬種製薬四組合では聯合のもとに六日、厚生大臣並に商工大臣宛、現行協定價格中より特殊品を除くの件に關する陳情書を提出した。

東京府卸薬業組合は二回の發企人會を開催し警視廳、藥賀組合、製薬組合、藥粧組合代表者により創立に關する主要事項の打合せを完了、九日明治屋ビル中央亭に開催、組合規約の決定を見た。

ガレックス製劑を中心とする國產醫藥品七十三品の公定價格は十日の價格形成委員會化學工業品部會の醫藥專門委員會醫藥品部會で決定し直ちに答申を行つたが、十四日商工省會議室に化學工業品部會を開催、委員會答申案を審議し原案どほり決定した。次いで無機化學品專門委員會の答申に基き二硫化炭素の販賣價格をも決定した。

十日を以つて執行される東京府會議員選舉に際し、業界關係より左記諸氏立候補。
▽淺草區大塚正章氏（四八）賣藥業、政友再▽澁谷區關口彌三郎氏、藥劑師民政元▽深川區伊藤吉助氏（五三）製藥業、政友新▽本所區伊藤董氏（五五）

日藥理事友友新△世田谷區吉川末次郎（四九）藥劑師、中立再

守隨彦太郎氏を理事長とする東京化學藥品製造組合では十四日の定例役員で事務分擔を左の如く決定した。
庶務第一化學△調査小島化學、國產化學△配給子代田化學、小西宗七商店△會計栗田化學
一、調査部委員 入江製藥所、大進化學研究所、特殊合成化學研究所、東京化學産業株式會社、福澤化學研究所、日本純藥研究所
一、配給部委員 田邊製藥所、須名化學藥品店、東京化學藥品株式會社、福澤化學研究所、山丸製藥株式會社
三、價格對策委員會は調査部、配給部合同委員會を以て組織す

全國警察部長會議は十五、六、七の三日間に亘り内務省に開催されたが、十六日午後一時半より厚生省關係事項の指示が行はれた。特に醫藥品の供給確保及び價格公定問題に關しては宮田、松尾兩課長から詳細に説明、詳細なる指示事項を示すところがあった。

東京市學校藥劑師會主催、日本藥劑師會、東京府藥劑師會後援の第二回全國學校藥劑師會協議會は左記順序により一ツ橋帝國教育會館に於いて二十三日開催された。
(一)開會の辭 (二)議長選舉 (三)宮城遙拜 (四)戰役將士の慰靈並に皇軍將士の武運長久默禱 (五)委員長挨拶 (六)來賓祝辭 (七)經過報告 (八)協議事項 (九)休憩 (十)午餐 (十一)研究發表 (十二)講演 (講師一、演題未定、文部省體育研究所技師醫學博士吉田章信氏、二、小學校プールの消毒及温度に就て、厚生省東京衛生試驗所検査部長藥學博士石尾正文氏以上確定済) (十三)閉會の辭 (一四)懇親會 (於九段軍入會館) 翌五月二十四日午前中市内における學校若はその他の衛生施設見

有し四分の熱湯に溶解して微に酸性の反應を呈する液となり、冷却すれば再び結晶となり折出す
貯法 注意して貯ふべし
性状 白色の粉末にして微に苦味を有し四分の熱湯に殆んど透明に溶解す
サリチル酸グリコール酸エステル
指定薬 ザレイン
性状 無色の芳香を有する油狀の液體にして五一〇度において凝固し「アロコール」に「エーテル」に「クロロホルム」にヒマシ油に溶解し易く「オレオプ油」に溶解し難し
(毒) スルホサリチル酸水銀ソーダ液
指定薬 イマミコール
性状 淡黄色澄明の液にして「弱アルカリ」性を呈し「スルホサリチル酸水銀ソーダ」の約八%を含有す
スルホサリチル酸ヘキサメチレンテトラミン

指定薬 チストール、フェジカール
性状 白色細小の結晶にして殆んど臭気なく微に鹹味を有し約五分の水並に約二分の熱湯に溶解し微に「アルカリ」性反應を呈す
貯法 壺中に密栓して貯ふべし
女性々ホルモン製劑
指定薬 オ、ホルモン、オパホルモン、オパホルモンベンツオアトオ、ミフルテム
(劇) チアリールバルビツール酸
指定薬 チアリール
性状 無色無臭、小葉狀結晶にして微に苦味を有し水に溶解し難し、熱湯には稍溶解し易し
指定薬 スギワロソ
性状 「チオドメチルセリゲム酸ソーダ」「アロコール」に「エーテル」に「クロロホルム」に溶解し易く「オレオプ油」に溶解し難し
一〇瓦を五%葡萄糖溶液に溶解

學兒衛生の重任を擔ふ第二回全國學校藥劑師は二十三日午前十時より神田區一ツ橋帝國教育會館に開催、協議事項及び研究發表に第一日を閉り翌二十四日は靖國神社に參拜し五班に分れて中央卸賣市場、特別衛生地區、保健館、消毒所、塵埃處理場、永田町小學校、第一東京市立中學校、芝浦屠場、公衆衛生院、榮養研究所等を夫々見學した。

物價局長並に厚生次官は各地方長官宛「醫藥品の販賣價格指定方に關する件」を左の如く通牒し、東京大阪以外に於ける卸賣價格並に小賣價格指定に關し善處方を求めた。

厚生省發給第四二號
昭和十五年四月二十六日
物價局長 新倉利彦
厚生次官 兒玉政介

道府縣長官宛
◎醫藥品の販賣價格指定に關する件
醫藥品の販賣價格に關する第三十九回中央物價委員會答申は三月十九日物價第一、七三二號を以て參考の爲送付致置候處四月六日附工商省厚生省告示第四號を以て價格統制令第七條の規定に依り額の指定相成候に付東京府及大阪府以外の道府縣に於ける卸賣價格及小賣價格に付ては左記に依り賣買に於て額の指定相成價格統制令施行規則第十二條の規定に依り依命此段及通牒候也、迨而右額の指定を爲したるときは速かに申報相成度申添候

東京藥業同業組合では小賣藥價統制遂行を主眼とする支部制改革に關し、定款改正案を附議する評議員會を廿四日午後六時から京橋明治屋ビル中央亭に開催、伊東修吾、鈴木小善、松島龍平、渡邊政治、林惣次、大堀朝雄、篠原清一、石川平次郎の各委員、理事者側からは石井組長、津村、吉田、關口、青柳の各副組長並に馬淵主事出席、左の如く議案審議を決定し十時閉會。

一、世田谷九聖堂係争に伴ふ支部對策の件は、組長に一任
一、定款改正案審議に關する件は結局

一警察一支部制を採用するに決し二字句を修正した
商工省では二十八日附官報を以つて價格形成專門委員會委員を左の如く發令した。

△合成化學品價格形成專門委員 委員長中野金次郎 委員森島雅雄、野村義文、齋藤定藏、今井實之助、大野政吉、川瀬俊男、竹田義藏、緒藏、村崎茂三郎、久我貞三郎、山根辨藏、小西喜兵衛、櫻並直三郎、北村芳朗、鹽原順三

▽醫藥品價格形成專門委員 委員長石澤湛市、委員森島雅雄、清水辰太、森田浩、高橋馨、竹村幸次郎、鹽野義三郎、鳥居太郎、和東源治郎、池田文治、石井綱治郎、鳥居孝一郎、東代清次郎、富松武助、河合龜太郎、竹田義藏、高橋勤次、瀨野勇、藤澤友吉、金原市兵衛、守田保太郎、菅井豐藏

第二次醫藥品公定價格は二十九日商工厚生兩省告示を以つて公布即日實施となつた。
經濟警察によつて價格統制令違反とされるに至つた小賣商業組合が組合員に配給する共同購入物資の配給手数料は、二月東京藥粧聯合會より東京府當局に對し違反か否かの照會を發し、東京對經濟部よりは同日附を以つて商工省物價局第一部長宛照會中のところ、左の如き回答に接した。

右件は單に組合員の委託事務にすぎない、よつて組合と組合員間に於いてはその本質に於いて價格の支拂又は受領の關係なきものと認めらるゝに付價格等統制令の適用を受けず
厚生省では現行醫藥制度の改善とは別に實際的國民醫療の實地踏査を施行すべく、國民醫療調查事務要綱の成案を作り、六月一日から昭和十六年五月までの一ヶ年間の調査を實行することに丙定。

新藥新製劑が賣藥類の寄与を爲すため警視廳衛生部ではこれが取締に乘出し十數件の違反が摘發され、殊に色素製劑たるスルファミン製劑にも摘發を見、これに關する取締方針を明にした。
警視廳が施行してゐる藥種商、製藥業者並に毒劇物營業者に對する免許試験の願書には秋から戸籍抄本を添附することゝなつた。これは從來合格者に免許證を渡す場合本人が提出する戸籍謄本と願書の年齢及び名前の相違する場合が可成り多く、改めて本人たる事を證明せねばならぬ。従つて警視廳も甚だ繁雜を極めるので、これのないように始めから願書に抄本を添へる事としたのである。右に關する廳令の全文如左。

△警視廳令第十五號
明治四十五年六月警視廳令第二十三號
毒物劇物營業取締規則に依る願届出方に關する件左の通り改正す
昭和十五年五月十六日
警視總監 安倍 源基
第一條の二中「履歷書」の下に「戸籍抄本」を加ふ
△警視廳令第十六號
明治四十四年十二月警視令第五十七號藥種商製藥者取締規則中左の通改正す
昭和十五年五月十六日
警視總監 安倍 源基
一條の二中「履歷書」の下に「戸籍抄本」を加ふ

六 月

東京府卸藥組合臨時總會は三日組合事務所たる東京藥種貿易商業組合事務所に於いて開催、岸本警視廳衛生課長、井上保健係長、藤森技師、松本藥品統制主任、諸氏臨席の下に、組合側は鳥居理事長、小西新、田邊元、岩城、中村瀧各常務理

性 全量三〇ccとなし「アンブル」に封入滅菌せるものなり
トリプロムエチルアルコール
指定藥 アロタチン
性 結晶および「抱水アミン」液あり、前者は白色柱狀結晶にして約四十分の水に溶解す
(劇) 麥再製劑
指定藥 オリザニン、アペリー、ピーイチ、ネオパラストリン、メタボリン
(毒) フグ毒素製劑
指定藥、テトロドトキシ、ヘパトキシ

性 レグ屬魚類より製する毒素の水溶液にして帶褐色澄明の液なり
(劇) フタール酸コタルニン
指定藥 アルストール
性 黄色無臭の結晶性粉末にして味稍苦く水に容易に溶解し中性又は弱貯 法 壺中に容れ密栓し注意して貯ふべし

性 ベンタメチレンテトラゾール
指定藥 カルチアゾール
性 白色の結晶性粉末にして水に甚だ溶解し易し
(毒) メチルアルジン酸ソーダ
指定藥 アルソジン、サソメアル
性 白色の結晶性粉末にして大氣中に風化し水に容易に溶解し「アルカリ」性反應を呈す
メチルプロピルチクロヘキセノン液
指定藥 ヘキセトン
性 性「メチルプロピルチクロヘキセノン」

藥品輸出取締規則施行に關する衛生部長通牒

▲衛保健第一一五二號
昭和十四年十二月十四日

事、第一製薬、友田合資、鹽野義、資生堂、東京薬粧聯合理事、三共、淺川、大羽、山口吉、島居理事長の挨拶後醫藥品需給の現状並に將來に對する方針説明あり、次いで淵上書記長より配給割當に對する實績調査報告及び按分決定につき種々説明、審議の結果第一回割當分を討議、なほ岸本課長より將來に於ける醫藥品の需給調整に對し組合側の協力を要望し懇談を交へて散會した。

脱脂綿と衛生綿とに絡む價格の相違は脱脂綿百瓦三十六錢（東京、大阪公定價格）に對し東京衛生綿製造組合では特綿會社からの原綿配給價格に製造費を加算し四十幾錢が適正價格であると、東京府に價格の指定を申請中であるが、七日午前十時より商工省物價局等一課に於いて厚生省古海事務官、商工省玉置第一課長、東京府福富物資調整課長、同館野事務官其他商工省第一課係長等出席、本問題につき種々協議、結局漸定的に衛生綿が製造される事となつた。然し警視廳當局は取締の上からも保健衛生の立場からも絶對反對の意向である。

臺灣總督府では八日、府令八十號を以つて花柳病施行規則を制定、内地同様花柳病賣薬に對し内容公開を規定したが、但し本令施行前より製造、輸入及移入されてゐたものは當分内容公開には及ばない事となつて居る。

厚生省の資源調査法に基く藥品製造調査規則は十二日官報を以つて左の如く公布即日實施。

資源調査法第一條の規定に依り藥品製造調査規則左の通り

昭和十五年六月十二日

厚生大臣 吉田 茂

藥 業 品

藥品製造調査規則

第一條 藥品營業者は毎年製造したる藥品に付別記第一號様式に依る報告書を作成し翌年一月末日迄に主たる營業所在地を管轄する地方長官（東京に在りては警視廳監以下同じ）に之を提出すべし
第二條 厚生大臣の指定する藥品を製造する藥品營業者は毎月其の藥品に付別記第三號様式乃至第五號様式に依る報告書を作成し翌月十日迄に厚生大臣に各二通を、主たる營業所在地を管轄する地方長官に各一通を提出すべし
第三條 製藥原料たる物品に於て厚生大臣の指定するものは本令に於ては之を藥品と看做し其の製造業者は前條の規定を適用す但し此の場合に於ては別記第四號様式及第五號様式に依る報告書は之を提出することを要せず
附 則（様式省略）
本令は公布の日より之を施行す

商工厚生兩省では十七日付次官通牒を以つて各地方長官宛「醫藥品商業組合の取締りに關する件」に就き示達したが、是は卸商業組合を組織せしめて道府縣卸藥業組合を吸収、新たに小賣業組合をして配給統制に當らしめ、以つて配給の圓滑是正を期することとなつた。

價格等の關係から規格低下の虞あるため、保健衛生上の立場から厚生省では衛生綿を賣薬部外品となし、これが告示は十九日左の如く發令された。

昭和十五年六月十九日
厚生省告示第八十五號
昭和七年七月内務省令第二十五號賣薬部外品取締規則第一條の規定に依り左の物を指定し昭和十五年七月二十日より施行す但し同日以前發賣せられたる物に付ては同規則第六條の規定は昭和十五年八月三十一日迄之を適用す
昭和十五年六月十九日
厚生大臣 吉田 茂

衛生用に供するものとして販賣する綿（衛生綿の類）

東京藥業同業組合では警視廳の德憑に依り現規制支部を各警察署單位に改めることとなつたが、八十二支部より成る、四百七十二名の組合員数は如左。

▽麹町區 麹町四四、丸の内一九▽神田區 錦町八〇、西神田四六、萬世橋六九△日本橋區 久松七二

堀留七一、新場橋四一△京橋區 築地六二、京橋四九、月島一八▽芝區 靈岩九一、三田六三、高輪三九△麻布區 鳥居坂三八、六本木二六▽赤坂區 表町二六、青山二七▽四谷區 四谷七三▽牛込區 神樂坂六二、早稲田四三▽小石川區 富坂七九、大塚五二▽本郷區 本富士七〇、駒込五二▽下谷區 上野七六、坂本六五、谷中一七▽淺草區 象鼻六五、日本堤三九、藤前四五、菊屋橋四六▽本所區 兩國七二、太平四三、厩橋五四▽深川區 平野六六、扇橋三三、洲崎三四▽品川區 品川五五、大井五六、大崎四五▽荏原區 荏原九一▽大森區 大森九三、東園五二▽蒲田區 蒲田二二▽荒川區 南千住二九、三河島三九、日暮里五六、尾久四一▽向島區 吾嬭六九、寺島七六▽目黒區 目黒五七、碑文谷四九▽澁谷區 澁谷七六、戸塚六六▽澁谷區 澁谷九六▽原宿區 代々木六〇▽中野區 中野一〇五、野方四五▽杉並區 杉並一〇八、荻窪四六▽豊島區 巢鴨七七、池袋六三、目白六七▽瀧川區 瀧川七〇▽板橋區 板橋六六、練馬二五▽世田谷區 世田谷二四、玉川二一▽城東區 鷺戸五六、砂町七〇▽江戸川區 小松川七五▽王子區 王子七二、赤羽三一▽足立區 千住六八、西新井三三▽葛飾區 錦八二△八王子 南多摩六〇、西多摩三二、北多摩四七
合計組合員四七二名、支部總數八二支部

七月

日本藥業新聞、東京藥業新聞、藥業之友藥業週報の四社では國策に順應すべく合同「興亞藥業週報」を、七月一日より發刊した。

鹿兒島縣賣薬工業組合では二日、教育會館に創立總會を開き、定款制定其他の條件を決定した。初の役員如左。

理事長 小牧徳藏、常任理事 吉木洗可、理事 濱本熊太郎、橋口武彦、西村榮一、幹事 梅北雄藏、本田多助、北島休次郎

東部製劑協會では六日、神田東京製薬同業組合に於いて厚生省より勝星、竹内の兩技師臨席の下に創立總會を開き、諸案件を審議、兩技師より醫藥品配給に關する講演を聴取した。選定された役員は

衛生部長

甲 例 規

各警察署長殿
藥品輸出取締規則施行に關する件
本月七日厚生省令第三十九號を以て藥品輸出取締規則公布即日施行のことに相成候處事變下醫藥品の需要漸増の傾向あるに拘らず國內生産の増加は種々の原因より尠からず困難なる現状を加へて輸出は歐洲動亂の勃發以來急激に増加しつつある爲め漸次其の逼迫を來し國民醫療に支障を生ずる虞あるに至りたるを以て今般輸出許可制を布き之が適當なる運用に依り國內に於ける需要數量を圖ると共に滿洲、支那其他第三國への輸出と國內需要の適切なる調整を爲さむとする趣旨に有之候付ては左記諸點に留意の上本令實施に關し取締上遺漏なきを期せられ度

記

- 一、本則に依る願肩書は衛生課保健係に於て取扱ふには直接當部へ提出せしむること
- 二、本則は藥品營業者の輸出の場合のみならず醫師其他一般旅行者の携帶の場合又は一般人の荷造の場合等にも汎く適用すること、但し販賣以外の目的を以て輸出するものなるときは其の總額原價五十圓を超える場合に限り許可を必要とする
- 三、輸出許可の申請は出來得る限り一荷口毎に之を爲さしむること
- 四、輸出許可申請書に記載すべき品名、數量及價額は正確なるを要し商品名あるものは品名に附記せしむること
- 五、輸出の時期は輸出許可の日より一ヶ月以内に限ること
- 六、輸出許可は厚生省より直接申請者に

如左。

理事長 高田製藥所、理事 完全製藥株式會社、富谷製藥所、星製藥株式會社、監事 佐藤製藥株式會社

東京製業同業組合の定例役員會は九日、神田事務所に開き、製造と卸業者の販賣價格に關する醫藥品の公正價格問題に就き藥質とも關聯あることなので、大阪組合とも連絡協議を行ひ、善處することとした。

東京府藥劑師會では九日、事務所に定例役員會を開き、ヒマシ油配給実績報告依頼等を始め、醫藥品配給統制に關する件を協議、商業組合設立問題は松島協會長に善處方を一任した。

東京工業藥品小分物卸統制會では十二日、日本橋實業會館に於いて創立總會を開催、各議案を附議決定、役員を選出を行つた。役員如左。

理事長 林真太郎、常任理事 田所節藏、會計理事 森田富三郎、理事 林彦治郎外七名。

東京染料工業業同業組合では十二日、日本橋實業會館に臨時總會を開き東京染料協會及び東京工業藥品小分物卸統制會成立經過の報告、追加豫算等の報告あり、臨席の東京府物價統制課菱田係官よりの暴利取締規則改正を聴取した。

岡山縣後月郡藥種商組合は十五日、一新樓に於いて創立總會を開き、役員選出決議案の決議案の決定をなした。役員如左。

理事長 井上福松、理事 内山和平、幹事 淺井明道、高橋福市、千葉眞平、岡本正志。

日本化學會第六十二年會は十五、六、七の三日間に涉つて札幌市に開催、中央公會堂に總會を開き櫻井化學獎勵賞、眞島寶實を漆原義之、川合眞一の兩氏に授與、講演等があり三日間に涉る全國四百

五十名の研究、報告等があり滞りなく終了した。

東京製業同業組合醫藥品統制審議會では十七日、同會事務所に總會を開催、警視廳より井上保健係長、松本統制主任、藤森、伊藤の兩技師臨席の上開會、醫藥品百三十七種の小賣協定價の原案を可決、井上係長より挨拶があつて散會となつた。

東京府農藥統制組合では十八日、丸の内農會會議室に創立總會を開き、役員を選出、相談役の推舉等を行ひ、議案を審議した。役員如左。

組合長 内田秀五郎、理事長 黒須茂、常任理事 東京府農務、小林喜三郎、相談役 東京府農林課本農事主任外十三名、理事八名。

向農林省に於いては既設の十九府縣を除く各府縣にも設立を望んで居る。

東京府では賣藥部外品扱ひとなつた衛生綿の小賣價格を七月十三日付を以つて特定告示されたが、一〇〇瓦三十八錢は現行の精製綿の公定價三十六錢より二錢値上と云ふ矛盾があり、配給に支障を來すのではないかと警視廳井上保染係長は十九日、厚生當局を訪問して意見を述べた。

東京賣藥製造組合夏季總會を二十一日水戸大洗ホテルに開催、藥祖神少彦命名を祭とせる磯前神社に参拜後、總會を開き、諸議事項を附議決定なし、馬淵藥同主事より暴利取締行為令に就き詳細説明があつた。

東京府藥劑師會、東京製業同業組合及び東京藥粧聯合會は醫藥品配給機構に關する委員會を二十日に開催、協議の結果配給割當審議會は各團體七名宛出席し各支部の申告に基き決定するが、細目は各團體より理事一名、事務擔任者一名宛集

合することを決定した。

醫藥品配給機構の整備を圖る厚生、商工兩省の次官通牒が發せられ、小賣配給機關の成行を杞憂して東京府藥劑師會、東京藥粧聯合會、東京製業同業組合では三團體提携に依る申合せ吉田、青柳、四日取締官臨たる警視廳に書田、青柳、松島の三氏出頭、陳情書とともに申合せ決定事項を提出した。

日本メタノール工業組合創立總會を二十六日帝國ホテルに開催、定款案、事業計畫案等所要事項に就て附議決定をなし創立總會を了つた。役員如左。

理事長 二國三樹三、理事 鹿島清三郎、土居長一、長瀬一夫、大屋敦。

東京賣藥工業組合では二十二日設立登記完了を機に二十九日、神田花家に同業紙を招待し披露を兼ねて懇談會を開催、稍々意見の交換を行つた。尙統制委員には大木良輔氏、資格審査委員には堀内伊太郎氏がそれ／＼就任した。

東京藥種貿易同業組合、東京製業同業組合、大阪製業同業組合及び大阪藥種卸商組合では、醫藥品の公正價格に關して製造業者にして卸、小賣の兼業を爲す者或は卸業者にして小賣を兼營する者が卸或は小賣を爲す場合は、卸賣販賣價格或は小賣販賣價格は依るべきであり、製造業者たるが故に卸、小賣の場合も製造業者價格によるが如きことになれば配給上一大支障を生ずるので、此の點を明確ならしむるため公定價の追加として、製造業者が卸賣する場合等の専業者と同一規定を要望して、三十一日四組合連名の下に商工、厚生兩者は陳情書を提出した。

- 七、許可を受けたる薬品を輸出すべき港は厚生省告示第二百五十三號に依り指定されたる横濱、神戸、大阪、名古屋、長崎、門司、函館の七港に限らるゝを以て右以外の港より輸出を爲し得ざること
 - 八、許可證を税關に提出する場合は輸出申告と同時に差し出すべきこと
 - 九、輸出時期經過後は許可證は其の効力を失ふものなること
 - 十、願届様式に依らしむること
- ▼第一號様式
- 藥品輸出許可願
- 營業所 氏名 生年月日

- 一、品名
 - 二、數量及價額
 - 三、荷受人の氏名及住所
 - 四、仕向港
 - 五、仕向港
 - 六、輸入港又は差出郵便局
 - 七、輸出の時期
- 右の通輸出致度候條御許可相成度注文書寫(注文ありたるに限り)相添此段及御願候也
- 年月日 右
- 氏名 職 氏名 職

厚生大臣 (正副二通提出のこと)

第二様式

藥品輸出取締規則第三條の規定に依る許可願

營業所 氏名 生年月日

昭和 年月 日付第 號を以て許可に係る藥品輸出の件は左記の通許可事項中一部變更致度候條御許可相成度此段御願

醫藥品の小賣價格に關する審査、需給調整を行ふ爲め、大阪府藥劑師會、大阪府賣藥同業組合、大阪藥種商業組合及び大阪府藥種商業組合の四團體に依つて、大阪府藥業團體聯合會が誕生、二日その代表者會並びに價格審議委員會を開き、時局任務の遂行に邁進することとなつた。

日本工業藥品輸出組合では三日臨時總會を開催、協議された主要問題は統制品の追加、並に南洋向工業藥品の統制規程の決定は如左。

- 統制品追加品目
- 硫化磷、プロロム、乳酸、酒石酸、サリチル酸、没食子酸、焦性没食子酸、無水アンモニア、苛性加里、天然ソーダ、硝酸ソーダ(智利硝石)、珪砂、硫酸ソーダ、苛性加里、硝酸加里(硝石)、生石灰、過燐酸加里、他プロロム鹽類(但しプロロム加里、プロロムソーダを除く)、鹽化バリウム、過酸化バリウム、明礬、過酸化水素、フェロ青化ソーダ、ソエリウム、ソーダ、フェロ青化加里、鹽化アンモニウム、炭酸アンモン、重炭酸アンモ、硫酸ニツケル及硫酸ニツケルアンモニウム、硝酸ナトリウム、硝酸セリウム、ラヂウム及ラヂウム鹽類、ロヂウム鹽類、醋酸石灰、アセトン、ホルマリン、木精、酒精、變性アルコール、グリセリン、亞硫酸、砒酸、硫酸石灰、硫酸銅、次亜硫酸ソーダ、鹽素酸ソーダ、クロロム明礬、鹽化カリ、鹽化亜鉛

醫藥品原料の不足折柄和漢藥の需要は頗る旺盛となつて居るが、和藥は漢藥と異り九一八價格にて賣買の爲め入荷困難に鑑み、一日も早く公定價格設置を要望し東京藥種貿易同業組合では五日、厚生大臣に陳情を行つた。

東京藥業同業組合より局方藥品並に製劑の小賣協定價格の認可申請中であつたが、五日指令とともに左の如き警視廳通牒に接した。

認可指令
○指令第三二〇六五號

東京藥業同業組合
組長 石井綱治郎

藥 業 品

昭和十一年七月三十一日付申請に係る醫藥品小賣協定價の件價格統制令第三條第一項の規定により認可す但し左記の通り心得うれし
昭和十五年八月五日
東京府知事 岡田周造
警視廳總監 安倍源基

一、條件又は制限、物價調整上必要なる時は本認可を取消することあるべし
警視廳通牒

○醫藥品小賣價格認可の件客月三十一日付申請に係る標記の件本月五日指令第三二〇六五號を以て別紙の通り認可相成候に就ては左記事項御了知の上遺憾なきを期せられたし

一、本協定價は價格統制令第二條の規定による九月十八日の額に代るべき價格にして之れを越へて契約し支拂ひ又は受領する時は直に價格等統制令違反となるべきものなるを以て嚴に留意すること、本協定價については貴組合に於て貴組合以外の者に對しても周知徹底を図ること

國防國家の建設に進む興亞院並に企業院にて計畫の全日本科學技術團體聯合會に藥界からは日本藥學會、日本衛生化學會、日本藥劑師會、大日本國防化學協會等が加盟聯合會へ送る各代表者は左の諸氏と決定した。

○日本藥學會、會頭藥學博士衣笠登(厚生省東京衛生試驗所長)、副會頭藥學博士緒方章(東京大学教授)、○日本衛生化學會、會長藥學博士服部健三(東京大学教授)、幹事藥學士大岡清次郎(東京助教授)、○日本藥劑師會、會長藥學博士河合龜太郎、理事谷岡忠二、野澤清人、○大日本國防化學協會、副會長石井綱治郎、幹事高橋勳次、岡武井厚

統制醫藥品の圓滑なる配給に資すべく警視廳ではアスピリン外十五品目の實績調査を行ふこととなり八日左記の如き通牒を發した。

○簡保健第八一八號
昭和十五年八月八日

警視廳衛生部長

東京府藥劑師會會長
統制醫藥品の使用又は販賣數量調査の件
販賣數量調査の件
統制醫藥品の配給上必要に付貴會員及選種商に於て

昭和十四年中使用又は販賣の統制醫藥品の實績を左記様式に依り届出せしめ貴會に於て其の届書を一括取纏めの上當部衛生課へ至急提出相成度此段及照會候也
道而本調査は後日査致すべき場合も有之に付實績の數量を届出づる様御配慮ありたし

様式(美濃紙)
統制醫藥品の使用又は販賣數量届
業務所 職業氏 名
昭和十四年中に於ける統制醫藥品の使用又は販賣數量左記の通りに付及御届候也
年月日
右 氏 名

警視廳總監 安倍源基
藥品名
アスピリン、アスピリン錠、エチル炭酸キニートン、アスピリン、鹽酸キニートン、サントニン、次硝酸蓋錠、昇汞、消毒用昇汞、消毒用昇汞錠、白色ワセリン、黄色ワセリン、バルビタール、鹽酸コデイン、ヒマシ油

【記入事項】一、昭和十四年中の數量、二、從來の買入先(營業所氏名又は商號)三、備考
【注意】一、從來の買入先は藥品毎に明記すること
二、同一品種にして買入先異なる者ある者は買入先毎に數量を記入すること

價格等統制令第七條の規定に依るバリウム鹽酸及びリトボンの販賣は、九日商工省告示を以て公布、即日實施された(單位百疋)

品名	規格	製造業者	販賣業者	販賣價格	販賣價格
鹽化バリウム	結晶 欠%以上	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
硝酸バリウム	欠%以上	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
炭酸バリウム	欠%以上	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
沈降性硫酸	欠%以上	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
バリウム	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
酸性硫酸	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
バリウム	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
同三號	同%以上	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
リトボン	以上	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

奢侈品等製造販賣制限規則の指定品目に加へられた硫酸紙が、賣藥包装上必要なものゝ一つであるが、大阪府賣藥工業

候也
認可事項
一、荷受人の氏名及住所
二、仕向地
三、輸出の時期
一、變更せんとする事項
一、荷受人の氏名及住所
二、仕向地
三、輸出の時期
年月日 右
名

厚生大臣 (正副二通提出のこと)
第三號様式
藥品輸出取締規則第四條の規定に依る届
職業所 職業氏 名
年月日 右
名

許可事項
一、仕向地
二、輸出港又は差出郵便局
一、變更せんとする事項
二、輸出港又は差出郵便局
年月日 右
名

昭和年月日付第 號を以て許可に依る藥品輸出の件は左記の通許可事項中一部變更致候條此段及御届候也
記可事項
一、許可事項
一、仕向地
二、輸出港又は差出郵便局
一、變更せんとする事項
二、輸出港又は差出郵便局
年月日 右
名

厚生大臣 (正副二通提出のこと)
第四號様式
藥品輸出届
職業所 職業氏 名
昭和年月日付第 號を以て許可相
生年月日
名

昭和年月日付第 號を以て許可相
生年月日
名

昭和年月日付第 號を以て許可相
生年月日
名

組合ではこれが削除方を厚生、商工の關係當局に陳情書を提出した。

大和合名會社社長大木良輔氏は曩に日本赤十字社へ事業資金を一萬圓寄附したが、十三日紺綬褒章を下賜せられた。

株式會社小西新兵衛商店では今回奉祝會資金寄附に依り褒狀を授與された。

第一工業製藥株式會社では今回奉祝會事業費寄附に依り褒狀を下賜された。

東京藥事協會では十四日、麹町剛堂會館に於いて臨時總會を開き財産處分案、定款變更等に就きそれ／＼協議決定をなした。

東京藥業同業組合初の支部長會は十五日、京橋中央亭に開催、警視廳側より岸本衛生課長、井上保健係長、松本統制主任臨席し、配給統制の圓滑なる運営を期する爲め、本部並に支部に顧問、相談役を設置することなし、左の如く決定をなした。

口藤間 警視廳衛生部長宮田英内、東京府經濟部長並川義隆、警視廳衛生課長岸本太郎、東京府商務課長近藤正文、同物價統制課長福富恒樹、口相談役警視廳衛生保健係長井上亦次

價格等統制令第七條の規定に依り醋酸無水醋酸等の販賣價格十五日が告示され是に依つて昭和十四年九月第二四四十一號の醋酸の販賣價格は廢止された。

東京藥業同業組合では二十四日、臨時常務會を開催、今秋十一月を期し奈良市に於て開催される全賣大會への特別委員を左の如く選任した。

菅沼浩、松島龍平、鈴木勇雄、大塚朝雄、櫻淵久次郎、渡邊政治、可兒重一、光野奈良三郎、伊藤修吾、高橋勲次

東部醫藥品中央配給統制組合に屬する一府一道十六縣に亘る卸藥業組合理事長

懇談會を二十九日、日本橋クラブに開催厚生省より宮田資材課長、古海事務官、勝屋竹内兩技師、警視廳より岸本衛生課長、井上保健係長、藤森技師、松本統制主任等出席、中央組合より島居理事長外全役員出席、各卸藥業組合役員百二十名出席し、配給問題その他に就き忌憚なき意見を交換した。

山梨縣藥劑師會では廿四日縣會議事堂に第十九回臨時總會を開催、會長役員の補缺選舉を行ひ左の如く決定した。

會長 宮澤良道、副會長 依田富重、理事 畑川慶

厚生省に於いては脱脂綿、ガーゼ、綳帶等の配給統制機構として、道府縣衛生材料卸商業組合を結成せしめて居るが、東京に於ける東京綳帶材料卸商業組合を改組せしむることとなり、二十九日日本橋實業會館に臨時總會を開き、定款改正新役員の選任を了し統制組合となつた。

東京府藥劑師會の昭和十五年度の名簿完成、五月卅一日現在に依る會員數は五〇四二名で昨年に比し七一〇名の増加となつた。これを各區別に依ると如左。

- 麹町一三二△神田二〇四△日本橋三七四△京橋一六三△芝一六四△麻布六五△赤坂五九△四谷九七△牛込一〇七△小石川一三八△本郷一五五△下谷一五五△淺草一四四△本所一七五△深川九七△品川二二六△目黒一四四△荏原一〇八△大森一三九△蒲田一一七△世田ヶ谷一七〇△澁谷二〇七△澁橋一九一△中野一五四△杉並一六三△豊島二六八△澁の川七七△荒川一七〇△王子一一九△板橋一〇五△足立五六△向島一〇六△城東八二△葛飾五九△江戸川五八△八王子三〇△三多摩八四
- 貿易統制の強化に伴ひ、日本よりの醫

藥品の輸入を確保する爲め、政府の民生部を中心として對策協議中のところ漸く醫藥品統制要綱が完成、國務院會議に上程の後滿洲醫藥品統制組合を結成、輸入整備と共に國內配給を一層圓滑ならしめることゝなつた。

九 月

黒田藥品商會、山の内藥品商會、關西製藥及び小林藥學實驗所を中心として西部注射藥協會を結成、統制に關する諸法令に準據して製藥原料の取得合理化と價格と需給の調整を計ることゝなつた。

永らく對立状態にあつた輕便浣腸業者も時局の流れに副つて團體を結成、日本輕便浣腸製藥同業會を設立、原料の獲得、價格の協定を目的とし、初の理事長にはイチジク製藥株式會社、副理事長にはアイデアル浣腸の外村萬次郎氏が就任した。

全國醫療利用組合協會では五日、丸ノ内産組中央會館に臨時總會を開催、新體制に順應して全國協同組合保健協會と改組なし、事業計畫の決定を行つた。役員は如左。

會長 有馬賢吾、副會長 熊野英、常務理事 黒川泰一。

日本藥劑師會では醫藥調査會問題並に日藥の新體制を審議すべく、七日同會々議室に九月第一次役員會を開催し、諸案件の報告審議を行つた。

新體制に呼應せる業界中堅業者が糾合して事業振興會を結成、七日京橋八重洲園に於いて設立總會を開催し、役員選舉申合事項等を協議。役員如左。

理事長 小判屋、副理事長 東京和漢藥研究所、日本生化學研究所、理事 中外新藥商會、ジャワ島製

成候藥品は左記の通輸出致し候條此段御届候也

- 一、輸出許可の藥品名及數量
 - 二、輸出を爲したる藥品名、數量及價額
 - 三、輸出港又は差出郵便局
 - 四、輸出年月日
- 年 月 日 右
- 氏 名

(正副二通提出のこと) 第五號様式

藥品輸出取締規則第六條第二條の規定に依る届 職 業 氏 名

昭和 年 月 日付第 號を以て許可に依る藥品輸出の件は今般都合に係り輸出を爲さるることに致し候條左記の通此段及御届候也

一、輸出許可藥品及數量

量並に價額

年 月 日 右

厚生大臣 殿 氏 名

(正副二通提出のこと) 衛保健第一一五三號

昭和十四年十二月十四日 警視廳衛生部長

東京府藥劑師會長殿、東京藥種貿易商同業組合長殿、東京藥業組合長殿、東京藥業同業組合長殿、

藥品輸出取締規則施行に關する件 本月七日厚生省令第三十九號を以て藥品輸出取締規則が公布され即日施行のこと、相成候處本令は其の適當なる運用に依り國內に於ける藥品の需要數量の確保を圖ると共に滿洲、支那其他第三國への輸出と國內需要の適切なる調

薬業社、おさし製薬本舗、河原商店、葛原工業所、家庭生活研究会、會計 小例屋。

東京薬業同業組合では九日醫藥品統制審議會を開催、警視廳より井上保健係長松本統制主任、藤森技師臨席、新薬新製劑百三十七點の價格協定を上議、九・一八の價格基準とするものと卸價格に厚生省指示の利潤率加算を決定した。

支那事變に次ぐ歐洲大戰の勃發に依る醫藥品の不足に依る國民衛生問題を憂慮し、衛生上危害の虞なしと思考する程度の局方の規格を緩和されしと、東西製薬同業組合連名に依る請願書を作成、十日安井厚生大臣宛に提出した。

日本薬事協會第五十回の臨時總會を十四日麹町剛堂會館に開催、志村會長より同會の發展の解散の意見があり、會員賛成の意を表して財産處分、定款の變更とを審議して散會、十一月に解散總會を開くこととなつた。

厚生省衛生局編纂の昭和十三年度衛生年報に依ると

賣業營業者四三、六九九人▲免許方數三九五、一八六方▲藥劑師一二、六六三人▲醫師及獸醫師三、五八八▲賣業法廿四條に例る營業者一六、三四四人▲同廿五條に依る營業者七、八九二人▲昭和十三年未現在の多きに達し何れも逐年増加の傾向を辿つてゐることが報告された。

東京化學藥品製造組合では白衣勇士の慰問として撞球臺二臺を獻納、十九日役員代表は陸軍恤兵部に出現一切の手續を了した。

東京賣業製造組合では二十日、京橋中央亭に常會を開催、諸案件を處理後、新體制に就て意見を交換、晚餐後南洋研究

所の三吉朋十氏より南洋事情に就ての講演を聴取した。

大阪府藥業卸組合を改組、大阪府醫藥品卸株式會社を設立、その創立總會は二十一日大日本製藥會社講堂に開催、取締役監査役の選任、定款の審議を行った。資本金十九萬五千圓全額拂込にて取締役は如左。

取締役社長 東代清次郎、取締役 鹽野義三郎、竹田義藏、藤田拓、小西新兵衛、藤見由三郎、榎木辰次郎、常務 福井兼、専務 中西清次郎、監査役 藤澤友吉、太田政次郎、山本鹿之助。

大阪府藥劑部長會の創立總會は二十一日、府藥會館に於いて開催、各病院、診療所、藥局長より成る會員七十名出席、役員、會則を決定した。役員如左。

會長 布浦庄三郎、副會長 白井順太郎、和田時夫、幹事 藤井儀、谷村進、岡養大、中野善太郎、武田詩朗、中島輝行、塚本平司、谷田定男。

大阪工業用化學用品小分卸商業組合創立總會を二十四日、定款承認、役員委員の選任を行ひ、事業計畫の検討を行つた。役員如左。

理事長 和上政次郎、副理事長 石津作次郎、理事 吳野清六、中西兼吉、宮崎孝吉、伊藤忠次郎、石津作次郎、岸田龍之助、七里哲子。

大阪府下に於ける公共團體への私財寄附に對して、二十五日付を以つて、宗田三治郎氏、的場仁一氏、白井松之助氏に紺綬複章が下賜された。

全國配置賣業團體聯合會では二十七日大津商工會議所に總會を開催、厚生省より松尾生産課長出席、各縣賣業工業組合參加、新體制に就て意見の交換あり、宣言書を發表一路業報國へ邁進することとなつた。

大藏省專賣局では酒精の需給を調整し配給の公正を期するため酒精の配給統制を行ふことに決定、普通酒精および無水酒精の兩元賣捌會社をして一日から配給割當を實施した。しかして右割當は醫藥用、火藥用、工業用、セルロイド用、樹脂製用品(塗料を除く)、塗料用、食酢用、販賣用、その他の用途につき一年を四期に分け需要者をして需要量を申告せしめ、これに基き專賣局に於て割當を決定のうへ配給せしめるのであるが、數量は一月月所要量百八十立以上のものとなつてゐる。これに關する專賣局長の通牒要旨は左の如くである。

一、直接軍需向に非ざるアルコール需要者にして一ヶ月百八十リットル(約一石)以上のアルコールを元賣捌人より直接買受んとする大口需要者は豫め專賣局の配給豫定を受けんとするを要する。
二、アルコールの配給豫定を受けんとするものは毎半年期に於けるアルコール需要高申請書を所轄の地方專賣局又は地方專賣局出張所に提出せしめ、申請者は右申請書に於て同期間のアルコール消費豫定數量並に其用途を申請することを要す。
一、專賣局は右アルコールを原料とする製品並に其用途を標準とし更に當該アルコール配給申請者の前年に於ける消費実績を参照してアルコールの配給豫定數量を査定する。
一、右査定に基き專賣局は申請者に對し供給豫定通知を送付需要者をして通知書に指定の元賣捌業者よりアルコールを買受せしめ不圓滑ならしめることとする。
一、一ヶ月百八十リットル未満の消費者は従來通り元賣捌人又は小賣人から買受ける事とするが、此場合も元賣捌人から買受ける場合は買受先を特定する。

一日勅令を以つて厚生省内職員設置制が改正されたが、是に依ると今後、花柳病藥及び齒科材料の檢定及試験をも行ふこととなつた。

日本藥劑師會では七日、同會事務所に役員會を開き、豫てより慎重に協議されて居つた日本藥劑師會新體制要綱を發表

整を爲さんとする趣旨に有之候條貴會(組合)員に對し本趣旨の周知徹底方御取計ひ相煩度此段得貴意候也

藥品輸出取締規則適用品目

- △乾菜△ハプトン、ソマトリセ、ヘモグロビン其他類似的滋養食料△茴香油、カヤブテ油、チミアン油、白檀油及合成冬綠油△ヘノボザ油△パラフィン油(攝氏十五度に於ける比重〇、八七五以上のもの)△ワセリン△漆蠟及蠟燭△大風子油、脱水ワロン、肉桂脂、巴豆油、ラウリン脂及ヨード化油△サフラン△丁香△杏仁及苦扁桃仁△番木鱈△大風子、小豆蔻、肉豆蔻、肉豆蔻花、葦澄茄、大茴香小茴香及ストロファンツ子△甘草△吐根△人參△龍膽及ゲンチアナ根△大黃△ヘネガ根△遠志△甘松△コロンボ根、海葱及ヤラツバ根△麻黃△桂皮キナ皮△コンジュランゴ皮、カスカラサガラダ△沈香△白檀△麥角△麝香△安息香、阿魏、蘆薈及沒藥△檳榔子△阿仙藥△パルサム△硼酸△アスピリン△石炭酸△枸橼酸△タンニン△酸重炭酸曹達△次硝酸着鉛△次沒食子酸着鉛△クロロホルム△乳糖△サリチル酸曹達△キノリン△安息香酸、クロラミンチオキシアントラキノン及フエノールフタレイン△アンチピリン△ヂメチルアミノアンチピリン△フエナセチン△サルヴァルサン類△サントニン△鹽酸キニーネ△硫酸キニーネ△エチル炭酸キニーネ△鹽酸シンコニーネ△炭酸クレオソール△炭酸ガヤキール△メブシンの酒精劑其他△ガーゼ及脱脂綿△膠囊△アカリチン△アクリノール△アクリフラビン△アセタルゾール△アセチルアミドサリチル酸フェニル△アセチルアミノペンゾールスルファミド△アセチル石酒酸アルミニウム△アセチルタンニ

全國藥業組合一覽

昭和十五年
十月一日現在
〔華商藥業組合はこれを除く〕

組名	事務所	代表者名
豐原藥業組合	樺太豊原町	青柳 久平
樺太西海岸藥業組合	樺太真岡町本町四丁目 札幌市南三條西三ノ一七、 札幌市	谷黑 莊平
札幌藥業組合	小樽市色内町、谷黑方	酒井 法弘
小樽賣藥販賣組合	釧路市大川町五二、酒井方	
釧路藥種商組合	函館市末廣町八〇、濱野方	
函館藥業組合	旭川市一條通一八、岩田方	
旭川藥業組合	青森市末町、南方	
青森藥業組合	盛岡市加賀町新小路一	
岩手縣藥業組合	秋田縣増田町、村田方	村田善五郎
秋田藥業會	同 縣大館町	
北秋田藥業會	山形市、商工會議所内	遊佐 壽助
山形藥業組合	仙臺市東二番町六〇	櫻井伊之助
宮城縣藥種賣藥同業組合	同 市新傳馬町一九	根本祐太郎
宮城藥業組合	郡山市中町、根本方	
郡山藥品營業組合	福島縣廳衛生課内	金子 八郎右衛門
福島藥業協會	水戸市下市本町四ノ一八	成井 良介
水戸市賣藥業組合	同 市向井町、成井藥局内	谷 七平
水戸賣藥營業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木賣藥業組合	宇都宮市、商工會議所内	鈴木 愛三
宇都宮藥業組合	前橋市幸町六、鈴木方	關 貞三
前橋藥業組合	埼玉縣栗橋町三三一	國松眞三郎
埼玉縣藥種賣藥同業組合	千葉市本町一、國松方	池田 篤
千葉縣藥業會	千葉縣勝山町、池田方	美呂津 太兵衛
安房藥業會	銚子市新生、美呂津方	石井絹次郎
千葉縣銚子海軍藥業組合	東京市神田區錦町一ノ二一	津村 重舍
東京藥業同業組合	同 市同	
東京賣藥製造組合		

東京藥業卸賣同業組合	同 市同	林 惣次
東京藥種貿易商同業組合	同 市日本橋區本石町四ノ七	鳥居孝一郎
東京藥種貿易會	同 市同	池田 文次
東京製藥同業組合	同 市神田區神保町二	小西喜兵衛
東京染料工業同業組合	同 市日本橋區本町二ノ三カ タミビル	市倉佐次郎
神奈川縣藥種賣藥同業組合	同 市横濱市中區花咲町二ノ六九	廣瀬要三郎
山梨縣藥種賣藥商組合	同 市甲府市八日町三、廣瀬方	畑川 慶藏
山梨縣缺南藥業會	同 市甲府市川大門町、畑川方	鈴木 吉平
甲府賣藥同業組合	同 市甲府市近習町三七、中田方	荒木 甚助
新潟市藥業組合	同 市新潟市古町八番町、鈴木方	石黒 傳六
富山縣賣藥同業組合	同 市富山市表町四、昭和會館内	桐山正之助
金澤藥業組合	同 市金澤市南町四〇	門本 九良右衛門
福井藥業組合	同 市福井市大和下町、桐山方	岡野 庄平
敦賀藥業組合	同 市敦賀市旭通、山本方	岡野美岐雄
長野縣藥業組合	同 市長野市、縣衛生課内	森 清一
南信濃藥業同業組合	同 市松本市中町四七二	前田 誠重
岐阜縣賣藥同業組合	同 市岐阜市神田町六ノ一〇	森久右衛門
武儀郡藥業組合	同 市岐阜縣開田甲一四四	野崎 衛七
惠那郡藥業組合	同 市同惠那郡岩村町、高柳方	飯田 鉦吉
滋賀縣賣藥同業組合	同 市滋賀縣田賀郡油日村猪郡九 三五ノ四	荒川長太郎
靜岡縣藥業組合	同 市靜岡市、縣衛生課内	今堀辰三郎
名古屋藥種同業組合	同 市名古屋市中區區吳服町二ノ三	田山八十吉
名古屋藥業組合	同 市同	伊藤德次郎
三河藥品賣藥同業組合	同 市豐橋市中之町一八八ノ四	三井 長右衛門
名古屋賣藥同業組合	同 市同	藤本 勇三
碧海郡藥業組合	同 市愛知縣碧海郡高濱町吉濱	遠坂 憲治
三重藥品賣藥同業組合	同 市津市下部田町一、四三〇	高田 範夫
京都賣藥同業組合	同 市京都市中京區蛸藥師寺町東 入裏寺町	上山 林吉
與謝郡藥業組合	同 市京都府宮津町本町、三井方 同 府新舞鶴三條通大門	國 太一郎
舞鶴藥業組合	同 市同	
綾部藥業組合	同 市同	
天田郡賣藥業組合	同 市福知山市、驛前、赤玉藥局内	
神戸藥種賣藥同業組合	同 市同	
尼ヶ崎市藥業組合	同 市同	

△次亞磷酸石灰△次醋鉛液△次サリチ
 ル酸若鉛△次炭酸若鉛△次没食子酸ヨ
 下着鉛△修酸セリウム△重炭酸カリ△蒸
 氣製甘汞△昇汞△硝酸ストリキニ△ネ
 シンナヒリン△水酸化若鉛△ストロフア
 シン△スルヒリン△スルホアミン△ス
 ルホアミッドフエニルアゾアセチルアミ
 オキシナフタリンチスルホン酸鹽△スル
 ホサリチル酸ヘキサメチレンテトラミン
 △スルナール△赤降汞△赤色ヨード汞△
 大蒜成分△炭酸リチウム△タンニン酸キ
 ニーネ△タンニン酸フエナズリン△ザア
 リルバルビツール酸△チアントール△チ
 ウレチンカルシウム(サリチル酸カルシ
 ウムテオプロミン)△チエチルアミノイ
 ソベンチルアミンノメトキシキノリン△
 イエチルマロン酸チエチルエステル
 △チギタリス配糖體△チクロヘキセニル
 エチルバルビツール酸及其の鹽類△チナ
 フチルアミノトルイルアミンノベンゾイル
 尿素ヘキサスルホン酸ソダゲアプロム
 ベーヘン酸カルシウム△チベンゾイルア
 ミノトルウム尿素△チメチルアミノメチ
 ルフエニル亞磷酸ソダゲ△チメチロメト
 オキシフエニル△チモール△チヨード
 アラシチン酸エステル△沈降磷酸石灰△
 テオフェリン△テオフェリン△テオプロ
 ミン△テトラハロゲンフエニルフルタレ
 イン及其の鹽類△トタキナ△トリアセチ
 ルザフエニルイサチン△トリクロロエ
 チルウレタンアミノヒリン△トリクロロ
 アチルサリチル酸エステル△セリクホル
 酸アルミニウム△トリクロロアチルマロ
 シン△ニウム△エタノール△ナルコ
 チン△メグレイン酸ソダゲ△ノイホルム
 △麥角有效成分△白降汞△パラオキシシ
 息香酸アルキルエステル△パラオキシシ
 フェニルメタンカルバミン酸エステル△
 パラヨードエトオキシ安息香酸ベンチル

姫路藥業組合	姫路市成徳町三二	藏本 隆三
明石藥業組合	明石市榎屋町、成定方	
播磨藥業組合聯合會	姫路市竹田町、勝原藥局内	
大阪府賣藥同業組合	大阪市東區高津北之町五三	竹村幸次郎
大阪製藥同業組合	同 市東區道修町二ノ一六	瀧野 勇
大阪藥種卸仲間商組合	同 市同	
大和賣藥同業組合	同市天王寺區東高津北、町一	中島太兵衛
奈良縣藥業同業組合	同 市橋本町、柳生方	柳生 庄藏
田邊藥業組合	和歌山縣田邊町下屋敷町	瀧浪理太郎
鳥取縣賣藥商組合	鳥取市、縣衛生課内	大村久兵衛
鳥取縣賣藥業組合聯合會	同	森下 清治
鳥取市藥業會	鳥取市川端町四、山田方	山田 芳藏
米子賣藥業組合	米子市立町一丁目、岩宮方	岩宮 末吉
島根藥業組合	同 市紺屋町、稻富方	衛生 課長
松江藥業會	島根縣衛生課内	佐々木廣市
岡山縣賣藥同業組合	松江市南田町於江藥業會館内	西生圓治郎
東兒藥業組合	岡山縣吉備郡惣社町四五七	中村保太郎
津山藥業組合	同 縣兒島宇野	戸井 暢容
廣島縣藥種賣藥同業組合	津山市材木町五、戸井方	渡邊 高一
廣島藥業組合	廣島市鹽屋町三一	石井安太郎
吳藥業組合	同 市同	梅本岩之進
下關藥業組合	吳市中通五、梅本方	伊藤房次郎
岩國藥業會	下關市、商工會議所内	近藤 勇
德島縣藥業同業組合	山口西ノ端町、伊藤方	佐藤徳三郎
香川縣藥業同業組合	近藤方	今澤義三郎
四國藥業聯合會	德島市西新町二	
松山藥種商組合	高松市西内町五四	
愛媛縣藥種商組合	松山市、商工會議所内	河野 寛藏
愛媛縣藥業聯合會	同 市港町五、河野方	
高知縣藥種賣藥同業組合	同 市同	小川 澄夫
	松山市唐人町四國藥報社内	
	高知市汐江町高知藥劑會館内	

福岡縣藥業組合	福岡市千代町、宇屋藥局内	白水象次郎
福岡縣藥種商組合	同 市須崎浦町、山本方	山本八之丞
門司藥業會	門司市本町、鶴原藥局内	鶴原 誠藏
大牟田藥業會	大牟田市	德永清四郎
藤津藥種賣藥同業組合	佐賀縣鹿島町高津原三、六三	前山 專一
田代賣藥同業組合	同 縣三養基郡田代村	
九州配置賣藥團體聯合會	同 縣三養基郡鳥栖町	
長崎藥學會	長崎市天船町四、牟田方	牟田 康彦
熊本藥事協會	熊本市知足寺町一四	鳥井 健男
東彼杵郡藥業組合	長崎縣大村町三、中尾方	中尾 守助
鹿兒島縣藥業組合	鹿兒島市山之口町二七	小牧 徳藏
鹿兒島市藥種業組合	同 市大黒町七、梅北方	梅北 雄藏
基隆藥業組合	基隆市義重町	吉原彦三郎
臺北市藥業組合	臺北市京町一ノ五二	
臺中藥業組合	臺中市大正町、田中方	田中 利弘
嘉義藥業組合	嘉義市榮町二ノ四七、白井方	白井 一
臺南藥業組合	臺南市本町三ノ一壹、角谷方	角谷 力男
高雄藥業組合	高雄市山下町一ノ三、安藤方	安藤 彦市
京城藥業製造組合	京城府本町三ノ七〇	李 東 善
京城藥種卸商組合	同 府本町三ノ二五	森川定次郎
京城藥品組合	同 府旭町一ノ二四	古城龜之助
朝鮮漢藥業組合	同 府長橋町七二ノ四	遺 鐘 回
釜山藥業組合	釜山府辨天町一	棚橋 秀夫
朝鮮藥友會	同 府同 大黒南海堂内	大黒 酉松
札幌藥種賣藥商業組合	札幌市南四條東三ノ三	向島 清一
旭川藥種賣藥小賣商業組合	旭川市一條通七ノ右一〇	中保 恭一
膽澤藥品小賣商業組合	岩手縣水澤町横町	住吉 健藏
北庄内藥種商業組合	酒田市十五堂町五六	遠田 東吉
福島藥業商業組合	福島市舟舫一	大和田佐助
足利藥業商業組合	足利市通三ノ二七七〇	大熊 廣吉
足利製藥工業藥物商業組合	同 市通二ノ五一	
伊勢崎藥業小賣商業組合	伊勢崎市伊勢崎町一〇三一	辻 卯之助

エステル
 △バルビタール△パンクレアチン△ピグ
 チン△ヒスチヂン及其の鹽類△ビタミ
 △ヒドロキシメルクリサリチル醋酸ナト
 リウムアリルアミド△ヒラビタール△フ
 イチン酸化化合物△フェニルピラピツド
 △フェノバルビタール△フェノールスル
 ホン酸ソーダ△フタル酸コタルニン△
 アチルオキシアミノアゾヒリヂン△アチ
 ルプロムプロペニルバルビツル酸ソー
 ダ△アレンツカテヒンスルホン酸ナトリ
 ウムアンチモン△アロム水素酸スコボラ
 ミン△アロム水素酸ホマトロピン△アロ
 ムチエチルアセチル尿素△アロムラクト
 ビオン酸鹽△アロムウレリル尿素△ベ
 ナフトールヂスルホン酸アルミニウム△
 ナフチンクロルアルルン酸鹽△ペラド
 ナ葉アルカロイド及び其の鹽類△メリ
 エルミン△ペンタメチレンテトラゾール
 △ベンチルクロルアルルン酸アンモン
 蜂毒素△抱水クロラール△抱水テルピ
 △マキエクロクロム△メチレン△メタ
 オキシフェニルトリメチルアンモニウム
 メチルスルファイトゲメチルカルバミ
 酸エステル△メチルアルザン酸鹽△メ
 ルスルホナル△メチルチクロヘキセニ
 ルメチルバルビツル酸鹽△メチルフェ
 ノバルバタール△メチレンクオロリト
 △メトオキシアリルフェノールガエザル
 アミノエチルエーテル△モノヨードペ
 ーレン酸カルシウム
 △有機性金属化合物△有機性磷化合物△溶
 性バルビタール△溶性フェノバルビタ
 ル△ラクチルフェネチヂン△硫酸アト
 ピン△硫酸エゼリン△硫酸キニヂン△
 シチン△ラクチン△生藥類(エキス劑を
 含む)△臟器製劑類△紅花△鷄冠石及雄
 黃△雌黃及ドラゴンズブラッド

伊勢崎染料工業藥品小賣商業組合	同	市伊勢崎町一六二〇	金子 留吉
桐生染料工業小賣商業組合	桐生市本町四ノ三一六		山田勝太郎
高崎藥品商業組合	高崎市本町一二〇		平形暉次郎
全國局方カセ配給統制商業組合	東京市豊島區高田南町一五		推見 稅郎
八王子染料工業藥品商業組合	八王子、市商工會議所内		橋本 要助
南部留染種染染料商業組合	山梨縣南都留郡瑞穂村下吉田二七四		菅沼 泉
山梨縣藥品卸商業組合	甲府市、商工會議所内		成島 治平
富山縣賣藥原料卸商業組合	富山縣宮袋町		金岡 又左衛門
大野藥種賣藥小賣商業組合	福井縣大野郡大野町		玉木 得三
勝山藥種賣藥商業組合	同 縣大野郡大野町袋田		杉本 嘉藏
飯田藥品小賣商業組合	飯田市、商工會議所内		大原六兵衛
長野製藥卸商業組合	長野市十歲町		住山 哲也
松本藥品商業組合	松本市大字南深志中町四七		高山市大字川西六六四
飛彈藥商業組合	滋賀縣坂田郡長瀬町大字西本二二		野村 利吉
長濱藥種賣藥商業組合	濱松市池町一一一		鈴木 五八
濱松藥種賣藥小賣商業組合	靜岡縣庵原郡由比町北田台		鈴木藤兵衛
庵原藥種賣藥小賣商業組合	靜岡市本通五ノ八		小出岩太郎
濱松染料工業藥品商業組合	濱松市松屋町一		金原新太郎
濱松染料工業藥品卸商業組合	名古屋市中區鐵砲町三ノ三		大瀧重右衛門
宇治山田醫藥小賣商業組合	宇治山田市河崎町二八六		宮澤 淳
京都藥種賣藥卸商業組合	京都市中京區二條通、三條藥業會館内		中川 盛長
京都工業藥品卸商業組合	同中京區二條下ノ秋野町前田商店内		山口 登
神戸藥種原料卸商業組合	神戸市湊東區江戶町一〇〇		服部 虎一
城崎藥種賣藥商業組合	兵庫縣城崎郡豐岡町八		辻 徳雄
尼ヶ崎藥商業組合	尼ヶ崎市西本町三ノ一六一		岡本 太郎兵衛
神戸藥局商業組合	神戸市兵庫區東柳原町六三		那可 賢亮
奈良縣賣藥原料卸商業組合	奈良縣高市郡八木町北八木〇四ノ一		森田 福賢
和歌山藥種賣藥商業組合	和歌山市西河町一		和田 白
熊野藥種賣藥商業組合	新宮市新宮七、六四〇		赤根由次郎
岡山藥種賣藥小賣商業組合	岡山市西大寺町、岩田方		岩田喜三郎
佐波藥種商業組合	防府市西佐波合一、二一四		井上 喜藏
周東藥種賣藥小賣商業組合	山口縣柳井町		佐村 清一
宇部藥種賣藥商業組合	宇部市中宇部第五番地		佐村 信一

板野郡藥業小賣商業組合	德島縣板野郡撫養町黒崎嶺嶺崎	伊藤 倉治
那賀藥種小賣商業組合	同 縣那賀郡新野町	長尾 六平
三好郡藥種小賣商業組合	同 縣三好郡池田町	松原 清一
今治藥種賣藥商業組合	今治市大字今治二ノ五	時枝 壽作
別府藥種賣藥商業組合	別府市別府三三四	内藤 龍祐
延岡市藥種賣藥商業組合	延岡市大字中町六五〇	松永十太郎
北九州藥事商業組合	八幡市中本町二ノ二七	山口 源藏
門司藥事商業組合	門司市櫻町二ノ一、六八八	安部榮九郎
久留米藥種賣藥商業組合	久留米市篠山町一	中野子正人
八幡藥事商業組合	八幡市大字尾倉六三	原山 峰次
佐賀藥種賣藥商業組合	佐賀市水ヶ江町一八〇	草場 六一
肥前賣藥商業組合	佐賀縣三養基郡鳥栖町藤木	原 亮一
唐津藥品商業組合	唐津市	森 卯吉郎
杵島郡藥種賣藥商業組合	佐賀縣武雄町	緒方次郎
商業組合佐世保藥業會	佐世保市、商工會議所内	福崎 勝吉
熊本縣藥種賣藥商業組合	熊本市辛島町二四	
都城藥種商業組合	都城市前田町	
栃木縣賣藥工業組合	宇都宮市杉原町三、二三五	藤井源太郎
群馬縣賣藥工業組合	前橋市紺屋町七一	土屋 了三
山形縣賣藥工業組合	山形市、縣衛生課内	土藤菊太郎
千葉縣賣藥工業組合	千葉市	藤井得三郎
東京賣藥工業組合	東京市神田區仲町二ノ一二	清水藤太郎
濱濱市賣藥工業組合	濱濱市磯子區丸山町七	吉村 朝
川崎賣藥工業組合	川崎市宮崎町三六	中村忠一郎
橫須賀賣藥工業組合	橫須賀市若松町七二	荒木 甚助
相模賣藥工業組合	神奈川縣小田原市丁字	高橋 良馬
富山縣賣藥工業組合	富山市表町四	角間覺兵衛
富山縣煎藥布袋工業組合	富山市	
福井縣賣藥工業組合	福井市吉野下町六九	
木曾製藥工業組合	長野縣西筑摩郡種島町五七六四	
松本賣藥工業組合	松本市	
南安曼賣藥工業組合	長野縣	

醫藥品配給統制要綱

一、配給統制を行ふべき醫藥品の範圍
 重要なる日本藥局方藥品を主とし其の品目は厚生大臣之を決定すること
 二、醫藥品中央配給統制組合
 (一) 目的、厚生大臣の監督を受け其の指定する醫藥品(以下統制醫藥品と稱す)の配給の圓滑を圖るを以て目的とする
 (二) 組織(1) 東京方面に東部組合、大阪方面に西部組合の二を設くること
 (2) 配給統制を行ふべき醫藥品の元卸賣業者及組合に於て組合に加入せしむるを適當と認めたる者にして厚生省の承認を受けたる者を組合員とする
 (三) 機能(1) 組合員は醫藥品原料たるものを除く輸入統制醫藥品を日本醫藥品輸入統制會より又國産統制醫藥品を製業者より引受くること(2) 組合は日本醫藥品輸入統制會及製業者よりの引受數量及引受見込數量に付二月毎(月別の數量を明にすること)の左の需要別割當表を作成し前月二十日迄に厚生省の承認を受くること 1、道府縣卸賣業組合向需要(道府縣別にすること) 2、新藥新製劑原料向需要 3、賣藥原料向需要 4、大口其他の需要 5、輸出向需要 6、移出向需要 7、醫藥用外の需要 8、殘置量組合厚生省の承認を経たるときは組合員をして前項各號の需要者又は其團體に販賣せしむる事(3) 組合員は日本醫藥輸入統制會及び製業者より引受けたる數量を一月毎に取纏め遅滞なく厚生省に報告すること(4) 組合は需要別割當表に基き割當を受けたる需要者又は其の團體より其の割當範圍内に於て注文を受けたるときは組合員をし

岐阜縣藥品賣藥工業組合 三重縣藥品賣藥工業組合 滋賀縣藥品賣藥工業組合 近江日野賣藥工業組合 京都賣藥工業組合 大阪府賣藥工業組合 大和賣藥工業組合 日本配製賣藥工業組合聯合會 鳥取縣賣藥工業組合 島根縣賣藥工業組合 岡山縣賣藥工業組合	岐阜市 津市下都田町一四三〇 滋賀縣用賀郡大原村大原市場 同縣蒲生郡日野町大字大窪 京都市下京區五條通り室町 西入東鑄屋町一八四 大阪府天王寺區東高津北ノ町 奈良縣南葛城郡御所町 奈良市 鳥取市片原三ノ三四 松江市 岡山縣都窪郡常盤村大字溝口	山田 嘉一 田山八十吉 吉岡 藤吉 正野 玄三 龜田利三郎 森平 兵衛 中島太兵衛 金尾 義信 大村久兵衛 江口 武雄	廣島縣賣藥工業組合 山口縣賣藥工業組合 德島縣賣藥工業組合 德島縣賣藥工業組合 香川縣賣藥工業組合 香川縣賣藥工業組合 香川縣賣藥工業組合 長崎賣藥工業組合 宮崎賣藥工業組合 南日本製腦工業組合	廣島市富士見町八九 山口縣宇部市 德島縣板野郡撫養町黑崎 德島市 高松市石ノ丸町 香川縣綾歌郡坂出町 高松市 長崎市袋町二六ノほ 宮崎市橋廻町三ノ九 鹿兒島市易居町四八	渡邊 高一 佐村 清一 鳥居光三郎 赤津忠太郎 川西 久吉 平坂 茂市 仲田 豐
--	--	--	--	---	--

藥業界日記

自昭和十四年十一月
至昭和十五年十月

十一月(十四年)

防空科學懇話會設立に關する協議會、二日內務省に開催。

日本藥劑師會では六日上野雨月莊に都下藥業新聞記者を招いて醫藥制度調査會第二委員會の經過に就き河合會長報告。醫藥制度調査會第五回第一特別委員會六日厚生省第一會議室に開く。

日本藥劑師會定例役員會七日同事務所に開催。
大阪衛生試驗所藥用植物試驗部和歌山分場建築着手。

大阪地方專賣局はアルコール賠償金の引上げに伴ひ管内のアルコール小賣價格を改正、十三日より實施。
國民醫藥制度改善同盟は十五日丹羽先生墓前祭を多摩川墓地に舉行。
津村順天堂社長津村重舍氏次男重孝氏

は日本肥料株式會社々長片倉直人氏五女妙子嬢と十八日華燭の典を擧ぐ。
全國脫脂綿工業會により準備中の日本脫脂綿製造統制株式會社設立準備會二十三日、發企入會二十四日如水會館に開催
大和賣藥工業組合、二十四日付正式設立認可。
日本藥劑師會では二十四日全國各道府縣藥劑師會に對し日本藥局法ヨードカリの配給券を發送した。
徳島高工教授堀井善一學士提出の博士論文二十五日東大教授會通過。
東京藥業同業組合常務會二十五日組合事務所に開催。
警視廳衛生課では二十五日第五回ヒマシ油配給の明細書を管下各署に交附、醫藥用外の買占めを取締つた。
大阪府藥劑師會年次大會並に國防化學協會總會、二十六日府立實業會館に開催
宣言並に決議文發表。
厚生技師兼東衛技師藥博刈米達夫氏は興亞院囑託として藥草漢藥類調査の爲北支へ出張二十七日出發。
醫藥制度調査會第一特別委員會二十七日厚生省に開催。

全國醫藥品配給統制會では賣藥原料及び粉藥を除外する醫藥品製造原料に限らるゝ生藥の實績調査に着手。二十八日。大阪府賣藥工業組合、二十八日付を以つて正式認可。
厚生省資料課の擴充により藥品生産課の新設を見、二十九日附官報に公布、課長には松尾厚生技師就任。
國民健康保險事務打合會アロツク會議三十日厚生省に開催。

十一月(十四年)

今津化學研究所恒例蠅供養三日奥岩にて舉行。
小石川鈴木コンパニー主鈴木仁兵衛氏五日死去。
日本藥劑師會定時役員會、七日同會々議室に開催。
東京藥種貿易商同業組合定例役員會八日同組合事務所に開催。
京都帝大藥學科の講座増設を大藏省承認。

藥業週報社は株式會社藥業週報社を創立神田司町一の一に本社を設置取締役社

て必ず販賣せしむること(5)組合員は組合を通じ受注すること、組合割當を取引したる需要者又は其の團體より希望取引先を明示して注文を受けたるときは其の組合員をして之を販賣せしむ若し其の組合員之が供給を爲し得ざるときは組合は速に供給の方途を講ずること、組合員直接注文を受けたるときは直ちに組合に移譲すること(6)組合員は(2)の4に掲ぐる場合を除き小賣及び個々の小賣業者への販賣を爲せざること(7)組合は月末現在の配給狀況調査書を翌日二十日迄に厚生省に報告すること

三、道府縣卸藥業組合

(一)目的、廳府縣長官(東京府知事を除く以下同じ)の監督を受け割當られたる統制醫藥品の配給の圓滑を圖るを以て目的とする事

(二)組織(1)道府縣内の統制醫藥品の地方卸業者及び當該品目に付從來共同購入の實績ある小賣商業組合を以て組織すること(2)他府縣に在住する地方卸業者にして其の道府縣に卸賣の實績あり且其の道府縣に支店又は出張所を置くとときは組合に加入し得ること(3)組合は地方の實情に應じ藥業組合(任意團體)又は商業組合と爲すこと

(三)區域、道府縣一圓を區域とする事、但し已むを得ざる事情あるときは二以上の組合を設け得ること、此の場合には各組合の割當比率を廳府縣に於て決定し厚生省及醫藥品中央配給統制組合に報告すること

(四)機能(1)組合は割當られたる數量を醫藥品中央配給統制組合員より共同購入するか組合員が自己に割當られたる數量を組合の證明書を添へて醫藥品中央配給統制組合員より購入する

長に菱田楡氏就任。

中央物價委員會第十九回常任委員會二十三日開催曹達粉染料公定價格決定。

任期待了となれる東京藥業同業組合代議員、十二日決定。

東京府醫藥品小賣價格自治統制委員會小委員會十五日警視廳衛生課長室に開催

醫藥品小賣價格協定團體藥同と決定。

社団法人東京酒類衛生試驗所新築落成式十五日。

醫藥品入手困難となりたる全國官共立大學附屬病院藥局長會議十八日帝大醫院會議室に開催。

東京藥業同業組合評議員會十八日京橋中央亭に開催、定款改正案可決。

厚生省第十一回醫藥制度第一特別委員會十八日開催。

局方ならざる衛生綿、アラビアゴム、カーボンブラツクの販賣價格二十日公布即日實施。

宮内省侍醫寮勅任藥劑官藥劑課長藥學士細井美水氏二十一日逝去。

職員健康保險法二十三日官報を以つて公布。

臺灣に於ける藥品輸出取締規則二十四日公布。

一月

臺灣熱帶醫學研究所では二月十三日以降白色モレシンの遮光瓶に入らざるものは局方不合格品とする旨發表。

石井東京府藥劑師會長令嗣石井輝司氏滯歐五年の螢雪の功成り六日歸朝。

前東京中央藥粧商業組合理事長藥劑師菊池三之助氏七日逝去。

東京製藥同業組合製藥配給會委員會十六日京橋中央亭。

三重藥品株式會社と鳥居商店新藥部との合同新年宴會は十七日同業新聞を招待

して柳橋の津久松に開催。

百貨店組合東京支部加盟各百貨店藥品部正式に藥同に加盟。

竹内甲子二氏は二十五日付厚生技師に任ぜられ衛生局勤務資材課に席を置く。

産業中央會全國産業組合保健協議會二十六日開催。

東京賣藥工業組合は三十日有資格者六十一名に對し設立同意書に調印を求むべく通牒を發した。

醫藥品卸賣協定價格三十一日附厚生商工兩大臣より認可。

二月

東北藥學專門學校荒木忠郎校長就任披露會三日日比谷松本樓。

石井輝司氏歸朝歡迎會五日上野精養軒に開催。

愛知縣藥種卸商組合名古屋市東區吳服町藥業俱樂部に創立總會。

警視廳衛生検査所技師、東京藥學士小幡昌利、明治藥學士木村博兩氏任命。

一月三十一日認可の醫藥品卸賣協定價格に關する商工省、厚生省告示は十日發せられた。

藥業週報社藥籠社合同株式會社變更披露十二日築地芳蘭亭。

米糠配給統制規則十三日公布即日實施さる。

東京藥業同業組合新役員の同業記者招待會上野兩月廿十六日。

澱粉類の公定價格十六日商工農林省告示第二號を以つて公布。

東京府藥定例役員會二十一日仲町同會事務所に開催。

熊本縣藥品卸商組合及び熊本藥種商業組合の醫藥品卸小賣協定協議會二十二日縣廳會議室。

富山縣賣藥同業組合の原料配給問題協

議會二十二日組合本部。

長崎賣藥工業組合全賣聯合會加入方申込二十二日。

民政黨代議士武智勇起氏政務次官就任日藥府藥協共同祝賀會二十三日小町園。

大阪府藥劑師會第三十六次定時總會二十三日府廳會議室。

全國賣藥業團體聯合會特別委員會會議二十四日本部事務所。

藥石日報社取締役會長安東忠治郎氏二十七日逝去。

三月

東京府藥の評議員並に支部長合同會議二日京橋中央亭。

神戸藥局商業組合二日附縣の認可に接した。

瑞西パーセル化學工業會社日本學術部長今井源四郎氏三日逝去。

福岡縣賣藥工業組合創立總會四日福岡縣教育會館に開催。

全國學校藥劑師會協議會開催の準備委員會六日開催。

東京優良品販賣會第七回定時總會八日仁壽講堂に開く。

東京藥學專門學校本年度卒業式九日舉行。

東京府藥劑師會第二十回定時總會十五日開催。

東京府醫師會では醫藥藥品現況調査の結果に基きその見解を發表十五日。

ソウダ工業藥品配給統制規則十五日商工省令第十五號を以つて公布。

精製脫脂綿及び脫脂綿改正販賣價格十五日公布即日實施。

ロート目藥本舖山田安民藥房黒川忠五郎氏相談役就任慰勞會十七日上野精養軒九州賣藥株式會社發企人會十八日福岡市に開催。

こと、購入は希望購入先を明らかにして醫藥品中央配給統制組合に申込むこと(2)組合は割當てられたる數量に付二月毎(月別の數量を明らかにすること)の左の需要別割當表を作成し廳府縣長官の承認を受ける事 1、小賣業者向需要(他道府縣に涉る場合、道府縣別にする) 2、新藥新製劑原料向需要 3、賣藥原料向需要 4、大口其の他の需要 5、輸出向需要 6、移出向需要 7、醫藥用外の需要 8、殘置量

組合廳府縣長官の承認を経たるときは組合員をして前項各號の需要者又は其の團體に販賣せしむること廳府縣長官第一項の承認を爲したるときは他道府縣の小賣藥業者向需要の數量を切符制度を採用せる醫藥品に付ては大口需要の中他道府縣向の數量(個人別)を直ちに關係道府縣に通知すること(3)組合員は組合を通じ受註すること直接註文を受けたるときは直ちに組合に移牒すること(4)組合は組合員をして小賣藥業者に對し過去の實績を考慮し小賣業者向需要として割當たる全數量を適正に販賣せしむること(6)組合は月末現在の配給狀況調査書を作成し速に廳府縣に報告すること

四、購入切符の使用(1)購入切符(以下單に切符と稱す)を使用すべき醫藥品、厚生大臣に於て指示すること(2)切符の發行者切符は廳府縣の監督の下に道府縣醫師會は其の會員並に廳府縣の委嘱せる者に對し道府縣藥劑師會は其の會員及藥種商に對し道府縣商科醫師會又は獸醫師會は夫々其の會員並に廳府縣の委嘱せる者に對し發行し要求に依り之を交付すること、前項の切符發行者に對する割當數量は關係團體協議し廳府縣の承認を受くること(3)

和歌山縣藥劑師會定時總會十八日開催
役員改選。
東大藥學科藥學士掛見喜一郎氏の學位
論文二十三日通過。
福井縣藥劑師會第二十回定時總會二十
九日福井市人絹會館。

四 月

千葉醫科大學附屬藥事部主事藥學博士
間庭秀夫氏一日逝去。
帝都藥業記者團例會、三日藥同事務所
に開催規約一部改正。
官公立藥專校長主事會議、四日五日に
跨り文部省専門學務局應接室にて開催。
東藥會總會、六日東京藥專女子部講堂
に開催。
神奈川縣藥第一回役員會九日縣藥會館
に開催。
鹿兒島縣藥劑師會第十七回總會十二日
縣教育會館。
津村研究所技師東京女子藥專講師木村
雄次郎氏東大藥學博士論文通過十三日。
山口縣實業工業組合創立總會十四日山
口市公會堂。
福岡市藥局會臨時總會十四日昭和ビル
福岡縣藥劑師會第一回役員會十五日縣
藥事務所。
大阪市大和田藥劑師會總會十八日寶塚
壽樓。
石井絹次郎、守隨彦太郎兩氏東京商工
會議所主催南支經濟視察團參加二十日出
發。
岸和田市泉南郡藥劑師會總會二十日泉
州樓に開催、今村會長重任。
富山縣藥劑師會第十五回定時總會二十
一日。
大阪府繪具染料及びその原料の販賣協
定價格二十二日認可。
奈良縣藥劑師會定時總會二十二日五條

町會議事堂。
熊本縣藥劑師會第十九回定時總會二十
四日熊本市公會堂。
滋賀縣卸藥業組合創立總會二十五日大
津商工會議所。
長野縣藥劑師會總會廿五日松本署。
東藥近畿支部春季總會二十五日天王寺
公園廣田家。
富山賣藥原料藥品卸商業組合二十六日
富山商工會議所に臨時總會。
茨城縣藥劑師會二十六日同會事務所に
定時總會。
獨逸イーター染料會社々長カール・ホ
ツシュ博士二十七日ハイデルベルヒに死
去。
沖繩縣藥劑師會第十五回定時總會二十
七日縣藥事務所。
神戸藥草會發會式二十八日神戸新聞社
會議室。
長崎縣卸藥業組合創立總會二十九日長
崎醫師會館。
厚生省衛生局長林信夫氏、宮城縣知事
に榮轉、後任として佐賀縣知事加藤於菟
丸氏就任。
山形縣藥業組合創立五十周年記念事業
八大計畫着手。
千葉醫大附屬藥事部主事間庭博士後任
同專門部教授藥學士關根重治氏に決定。
富山縣藥瓶工業組合協定價格値上は認
方縣當局へ陳情。
フレンチ錠本舖古醫學研究所移轉。
京橋區京橋一丁目九番地
大阪藥種商業組合聯合會移轉
東淀川區本庄西通一の一
内務省計畫局防空課長龜山孝一氏愛知
縣警察部長に榮轉。
肥前藥業商業組合理事長天本龍之助氏
辭任。
和歌山縣賣藥工業組合三田常藏氏を發
企人總代として認可申請書提出。

五 月

藥事公論社長菊池莊陽氏一日死去。
東京山の手藥莊商業組合總會二日傳通
會館に開催、午後六時より富士菜館に新
築倉庫披露。
國民精神總動員本部參與に日藥會長河
合博士推薦さる。
飲料水並に阿片に關する改正刑法確定
草案發表。
帝都記者團例會十日東京藥同組合事務
所に開く。
ロツクフエーラ財團の寄附白金臺町の
公衆衛生院十一日竣成式舉行。
第二回全國學校藥劑師會協議會二十三
日神田帝國教育會館。
第十五回四國藥業大會二十四、五兩日
松山市。
大阪府藥學會第十八回定時總會二十五
日大槻記念館。

六 月

東京府藥劑師會定例役員會六日開催、
ヒマシ油配給に關する事項を協議。
日本藥劑師會定例役員會、七日事務所
に開催、ヒマシ油配給に關する陳情等に
就いて協議。
愛知縣藥劑師會第七回臨時總會七日名
古屋和敬會館。
日本藥劑師會定時役員會七日同會事務
所。
京都府賣藥同業組合創立三十周年祝典
並に表彰式八日八阪俱樂部。
東京衛生試驗所技師服部安藏氏提出の
藥博論文八日東大教授會通過。
東京衛生試驗所學術研究會六月例會十
一日同所第一會議室。
東京藥業同業組合では十三日臨時總會

切符發行基準の數量切符發行は二月毎
に之を爲し小賣藥業者向需要及び小賣
商業組合の醫藥品中央配給統制組合よ
り共同購入する數量を基準とすること
(4)切符の使用法、イ、切符の配
布を受くべき者は切符に依るに非ざれ
ば購入し得ざること、ロ、小賣藥業者
は自己に割當られたるものを除きては
必ず切符と引換にのみ販賣し爾後之に
依り得たる切符に依らざれば卸藥業者
に注文し得ざること、ハ、地方卸藥業
者は切符と引替に非ざれば小賣藥業者
に販賣し得ざること、ニ、切符制度を
採用せる醫藥品中央配給統制組合より
直接協同購入せる小賣商業組合の組合
員は所屬組合より切符に依りて配給を
受くること、ホ、地方卸藥業組合又は
前項の小賣商業組合切符に依り注文を
受けたる場合品切れるときは相互に
融通すること、ヘ、切符は其の道府縣
内に於てのみ使用すること、但し藥劑
師又は藥種商にして他道府縣の卸藥業
者より供給を受くべきは其の數量に限
り右道府縣に於ても使用し得ること

全國保險所一覽

〔昭和十四年度〕

北海道(名稱)室蘭(所在地)室蘭市輪
西町(擔當區域)室蘭市外廳振市廳管
内八ヶ村(區域内人口)二九、三九一
人
岩手 釜石、釜石市大字釜石、釜石市、
上閉伊郡九六、二四七人
山形 長井、西置賜郡長井町、東置賜郡
西置賜郡一圓、一八〇、二六九人
茨城 下館、眞壁郡下館町、眞壁郡大牛
一〇四、八四一人
栃木 今市、上都賀郡今市町上都賀郡今
市町、小來川村、日光町落合村、鹽谷
郡藤原町、三依村栗山村、河内郡豐岡

開催定款改正案可決。

壯眼水本舖玉置文治郎氏十三日死去。
名古屋藥粧商業組合總立總會十八日名
古屋公會堂に開催。

全國醫藥品配給統制會では東京側の調
査委員會を十九日開催し、調査委員別
分擔其他に就いて協議。

藥事公論及び藥業俱樂部は二十日廢刊
國策に順應すべく日刊藥日新報に合併、
同紙の充實を圖つた。

厚生省衛生局では公衆衛生院に移轉
し、都心を離れて不便の爲め帝室林野局
に再移轉をなす。廿四日。

メンソレータム本舖近江セールの株式
會社、廿六日私財寄贈の依つて衰狀を下
贈表彰。

富山縣に於いては二十七日、賣藥の協
定價が認可となつた。

鹿兒島縣に於いては二十八日付を以つ
て醫藥品の公定價格を認可。

ラヂウム製藥株式會社々長守田保太郎
氏三十日死去。

昭和製藥株式會社ではスルフォニアミ
ド劑に依る一基プロフェジン、二基アニ
ールを發賣。

千葉縣技師として二十五年精勤せる古
山強三氏は勇退、今回千葉醫大藥學專部
講師として藥育に携はることとなつた。

東京中央藥粧組合では次官通單に基き
統制醫藥品の配給に備へ各警察單位の部
會制を決定、規程役員を決定した。

德島縣では和漢藥二百七十六點を一日
付價格等統制令第七條に依り公定價を指
定即日實施。

福島縣に於いては二日付を以て醫藥品
の公定價が指定された。

廣島市の山陽藥事新報及び藥聲の兩紙

は國策に副ひ合同「藥聲山陽藥事新報」
と名付け五日第一號を發刊。
乾卯食料品株式會社乾卯兵衛氏五日死
去。

富山厚生會創立總會六日八清樓に開催
日本藥劑師會定例役員會は七日同會事
務所。

秋田縣醫藥品衛生材料商業組合の創立
總會は十日秋田醫師會館に於いて開催、
初代理事長は山田儀助氏が就任。

臺中藥業組合の創立總會は十日、臺中
市民館に於いて開催。

大木合名大業會では十一日上野精養軒
に於いて東京、神奈川、千葉、埼玉の總
會を開催。

厚生省資材課勤務技手豐田武氏は蒙古
聯合自治政府民政部厚生科藥劑官として
赴任することとなり十三日出發。

推木豊也氏主幹岸田時之助氏主筆の
「藥業新聞」では、時局に鑑み廢刊と決
定十三日挨拶狀を發送。

麻布藥業會臨時總會十六日開催、藥同
業社の提携問題を審議。

京橋藥業會總會十七日京橋中央亭に開
催、小賣商組新設事項等を審議。

淀橋戸塚藥業會總會十八日開催、内田
警察署經濟主任出席。

榮養研究所創立二十周年紀念式二十二
日同所講堂に開催。

全國及び東京藥粧商組合會では二十
二日日理事務所に於いて統制醫藥品配給に
關する緊急理事會を開催。

岡山縣賣藥工業組合、二十二日高島屋
に臨時總會を開催區域擴大後最初の諸案
件を附議決定。

金澤市會では二十二日市長選舉を行つ
た結果、現市長藥劑師澤野外茂次氏が再
選重任をみた。
東京藥業同業組合、二十三日九ノ内會
館に價格協定委員會及び評議委員會開催

財團法人日本性病豫防協會、スルフォ
ンアミド劑の一般使用禁止を二十三日厚
相宛に建議書を提出。

東京藥料工業組合、二十四日定例役員
會を開き區裁判所檢事局よりの依頼に依
る工藥配給狀況の調査報告を行つた。

友田合資會社副社長友田銆三氏令息純
一君は北アルプスにて遭難死去二十四日
自宅に於いて告別式を執り行つた。

東京賣藥卸賣同業會、二十六日役員會
開催。

拍賣會(東業出身者)例會を二十六日
大塚新箱根に開催。

東京製藥同業組合臨時役員會二十七日
開催、包裝紙問題に就いて協議。

富山縣藥劑師會、二十八日局方ヒマシ
油を藥局にも配給せられたしと厚生省に
陳情書を提出。

日本藥劑師會會長河合龜太郎氏は二十九
日安井兼任厚相の新任に祝意を表した。

東京賣藥工組二十九日登記完了を機に
神田花屋に藥業新聞四社を招き晚餐會を
催した。

東京化學藥品製造組合役員會三十日、
日本橋好成軒に開催。

大阪府藥業團體聯合會より當局へ申請
中の醫藥品小賣協定價格は二十九日付を
以つて公示三十一日から實施。

全國藥粧組合聯合會、三十一日臨時理
事會を開き新配給機構に伴ふ指導の爲指
導員出張に就いて協議決定。

興亞商事藥品部、ホルモン劑ペレン錠
及び結核注射藥オノンを發賣。
東京賣藥工業組合結成當初の組合員は
六十餘名であつたが現在では百四十名の
多數となつた。
株式會社淺川幸一商店、合資會社松
本製藥所と提携榮養劑ミラコリンを發
賣。
奉天鹽野義支店は今回鹽野義株式會社

村、大澤村六三、四八〇人
千葉 茂原、長生那茂原町、長生那一圓
夷陽郡ノ一部一一、七一九人
東京 南多摩、八王子市、八王子市南多
摩郡一圓 一五二、四〇七人
神奈川、厚木、愛甲郡厚木町、愛甲郡一
圓、四四、五九三人

富山 上市、中新川郡上市町、中新川郡
一圓 三三ヶ町村、七九、一九七人
静岡 沼津、沼津市上香貫御幸町沼津市
及駿東郡の一部 一二二、二二七人
愛知 西尾、幡豆郡西尾町幡豆郡一圓
九四、五一五人

滋賀 大津、大津市玉屋町、大津市、滋
賀郡高島郡一圓 一五〇、五六六人
京都 八木、船井郡八木町、南桑田郡、
北桑田郡、船井郡 一〇五、七三三人
大阪 堺、堺市三國丘町、堺市一七一、
五〇六人

鳥根 三刀屋、飯石郡三刀屋町仁多郡、
大原郡、飯石郡一圓 九四、八五四人
廣島 三良坂、双三郡三良坂町双三郡、
甲奴郡、世羅郡一圓 一一七、七七一
人

山口 麻里布、玖珂郡麻里布町、玖珂郡
の大半 一〇四、〇〇四人
愛媛 大洲、喜多郡大洲町、喜多郡一圓
八七、二三五人

福岡 大川、三潞郡大町、三潞郡一圓
二町十八ヶ村 一〇四、三八三人
八幡、八幡市尾倉、八幡市一圓 一三八、
二四一人

佐賀 神埼、神埼郡神埼町、三養基郡、
神埼郡一圓一〇五、二九二人
京都 東山、東山區五條若宮八幡裏梅林
町、東山區、伏見區全部 二〇五、四
八六八

大阪 西、西區立賣堀南通二丁目西區一
圓、港區の一部 一八九、九六一人
(備考)十四年度配當保健所の内未だ認

七 月

を創設業務一切を繼承。

財團法人服部公會、十五年度第二回學術研究補助金を交付、藥界關係では菅澤重彦、落合英二の兩博士が受領。

豊島區榎木合資會社は株式會社に改組榎木製藥株式會社に一切の業務を譲渡。

小石川學校藥劑師會は房州勝浦の林間學校に出張消毒驅蟲に努力。

高砂化學工業株式會社は二十周年記念を迎へ各方面へ記念品を寄贈。

八 月

日本工業藥品輸出組合第三回理事會六日丸ノ内會館。

東部製劑協會設立後の初理事會六日東京製藥同業組合に開催、事業方針等について協議。

醫藥品の配給統制に關する厚生省主催の懇談會は七日一ツ橋學士會館に開催、東西の有力業者參加意見を交換。

西部注射藥品協會創立總會八日大阪カスビル六階に開催。

東京製藥同業組合定例常務役員會九日事務所に開催。

藥日新報中島武夫氏重要任務に付くと、なり十一日名古屋に歸郷。

興亞藥業週報取締役内野良男氏嚴父與重郎翁十五日死去。

全國醫藥品原料配給統制會事務理事に就任せる赤井氏は十五日池の端雨月莊に都下同業紙を招き種々懇談。

東京製藥同業組合評議員會十五日中央亭に開催新支部制に依る初の支部長會議をも開催。

東京製藥同業組合評議員會及び支部長會十五日開催。

東京藥局會は二十一日日本橋クラブに部長會議を開催、諸案件を附議決定。

慶松藥學博士は二十一日付を以つて價格形成中央委員會臨時委員を仰付けられた。

全國醫藥品原料配給統制會、二十、二十一日の兩日事務所に於いて調査委員會を開催。

東京製藥同業組合長林惣次氏母堂むつ刀自二十八日死去。

工業化學會朝鮮支部設置準備完了二十日東京朝鮮事業會館に發會式。

廣榮株式會社百萬圓の増資正式認可に接し新製藥部門に進出。

三共株式會社大阪工場長米城善右衛門氏停年退職、後任は野州川工場長河野通男氏兼務。

厚生省東京衛生試驗所技師刈米達夫博士は京都帝大藥學校教授に赴任することとなり正式に發令。

荒川區學校藥劑師會、八月末三回に涉り区内學校ブールの水質検査を行つた。

同仁製藥株式會社下痢特效藥「アトシヤール」注射液」を發賣。

九 月

だべろう會五十一回例會一日陸軍第三陸軍病院を訪問白衣の勇士を慰問。

東京府藥劑師會定例役員會六日同會事務所。

田邊親躍共榮會委員長内藤豐次氏の大陸歸京を機に七日日本橋クラブに午餐會を開催。

東京製藥同業組合、醫藥品統制審議會九日開催、警視廳より井上係長松本主任等臨席。

養生堂、同仁製藥と提携藥業界へ進出を機に、同業紙を十一日芝罘嶺野に招待「アスタフイール」の發賣を披露。

日本藥劑師會同業新聞との定例会見同日同會事務所。

東京製藥同業組合評議員會十四日組合事務所。

東京製藥同業組合役員會十四日事務所に開催。

日本藥劑師會理事司見重一氏は十四日東京歸發で滿支視察の途に上つた。

厚生省衛生局藥品生産係吉武和事務官は十四日付を以つて興亞院に轉任、後任は佐賀縣江下孝商工課長と決定。

東京製藥同業會役員會十七日神田萬世軒に開催。

君ヶ代本舖山本吉太郎氏十八日死去。

東京工業藥品協會常務會十八日東京染工業同業組合に開き、價格形成に關する件を審議、部會設置を決定。

藥局向上會、十九日九段軍人會館に懇談會を開催。

東京製藥製造組合例會二十日京橋中央會事務所。

富山縣商工會議所會頭藥劑師金岡又左衛門氏は新體制に即應するため二十二日辭職。

工業化學會滿洲支部は滿洲學術聯合會大會に合流し二十二日より新京に秋季講演會を開催。

富山製藥團體厚生會、二十二日新體制座談會を開き六議案の討議を行つた。

萬有製藥株式會社從業員一同は二十二日聖地參拜旅行より歸京。

大木合名會社新製藥部堀武雄氏令弟祐二氏二十三日死去。

全國醫藥品原料配給統制會大阪部會二十六日事務所に開催。

可指令未済のものは宮城縣、石川縣、大分縣、横濱市、名古屋市各一ヶ所及大阪市の二ヶ所である。

二六八 藥品輸出取締規則

第一條 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして本令の別表に掲ぐる藥品は厚生大臣の許可を受くるに非ざれば之を輸出することを不得す但し左の各號の一官廳の輸出に係る藥品

(一) 船用品

(二) 販賣以外の目的を以て輸出する藥品にして其原價五十圓を超えざるもの前項の藥品(前項第一號乃至第三號に該當するものを除く)を輸出すべき港は厚生大臣之を指定す

第二條 前條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸出許可申請書正副二通及註文に依る場合は註文ありたることを證する書面を厚生大臣に提出すべし

(一) 品名

(二) 數量及價格(種類別に記載すべし)

(三) 荷受人の氏名及住所(法人に在りては其の名稱、事務所又は營業所の所在地及代表者の氏名)

(四) 仕向地

(五) 仕向港

(六) 輸出港又は差出郵便局

(七) 輸出の時期

第三條 第一條の許可を受けたる者前條第三號、第四號又は第七號に掲ぐる事項を變更せんとするときは厚生大臣の許可を受くべし

第四條 第一條の許可を受けたる者第二條第五號又は第六號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め厚生大臣に届出づべし

第五條 第一條の許可を受けたる者は其

「よその會」二十七日日本橋商工會館に例會。

同仁製藥會社、四基スルフオン劑「ノイジロン」發賣。

瑞西パーセル化學工業會社學術部に廿七年間勤務せる伊東仙吉氏同社圓滿退社

十月

藤永藥品商會主藤永善作氏は結核豫防會事業資金寄附に依り七日褒狀を下賜。

東京優良品販賣會は十日二千六百年奉祝大會を歌舞伎座に開催、松尾課長岸本課長の講演があり觀劇。

第十四回九州藥學會總會十一日熊本市公會堂。

エルモン製藥會社製造河田商會發賣の肺炎治療劑エルモンの披露會を丸の内三信ビル食堂に十、十一、十二の三日間。

第十二回九州藥劑師會十二日熊本市公會堂。

東京製藥同業組合定例役員會十二日事務所。

東京藥業同業組合全賣委員會を十五日事務所。

横濱優良品販賣會は十九日開港記念館に定時總會。

石川縣醫藥品小賣商業組合十九日中部組合の創立總會を開催。

東京賣藥工業組合役員會二十一日事務所に開催。

富谷製藥社長富谷正三氏は高木芳郎氏長女和子嬢と二十三日結婚式を舉ぐ。

京城藥專校長玉蟲雄藏氏の學位論文は東大教授會を通過、二十三日學位を授與。

神奈川縣藥劑師會大會二十五日横濱教育會館。

バイエル藥品合名會社東京支配人ルドルフ、ブルックナー氏は半ヶ年の豫定で獨逸へ歸國。

大口喜六代議士、大政翼賛會常任總務に就任。

株式會社日本微生物研究所の電話牛込二四九番に變更。

古醫學研究所主死去に付嗣子榮作氏殿父名秀太郎を襲名。

乾卯食料品株式會社々長死去に伴ひ乾卯一氏が取締役社長に就任。

東京藥專女子部舍監大山すぎ女史、二十三日死去。

日本染料藥品小賣商業組合聯合會、二十五日實聯會館に於て創立總會開催。

嘉寶製藥株式會社技師長澤學士の學位論文は帝大教授會を二十六日通過。

東京醫藥品卸株式會社二十六日創立完了、資本金十八萬圓にて社長に鳥居孝一郎氏就任。

第一回藥事懇談會、二十七日レインボウケルに於て開催、大口氏委員長就任。

東京化學藥品製造組合では二十八日、組合事務所にて設立準備委員會開催。

南川商店主南川清一郎氏令夫人二十八日死去。

東京新藥協會東京支部會、二十八日丸の内中央亭に於いて訪獨醫學使節石橋博士を招き講演を聴取。

〔下段より續く〕

Table with 2 columns: Name and Amount. Includes entries like 愛媛 七六、高知 四一、福岡 三三、佐賀 二八、熊本 二六、大分 二五、宮崎 二四、鹿児島 二三、沖繩 二二、全島 二一、市部 二〇、郡部 一九.

の藥品の輸出を爲す場合に於て厚生大臣の交付する輸出許可書を當該税關又は差出郵便局に提出すべし

第六條 第一條の許可を受けたる者輸出を爲したるときは七日以内に左に掲ぐる事項を厚生大臣に届出づべし

(一) 輸出の許可を受けたる藥品の品名及數量並に許可の年月日

(二) 輸出を爲したる藥品の品名數量及價額

(三) 輸出港又は差出郵便局

(四) 輸出の年月日

第一條の許可を受けたる者輸出を爲さざるに至りたるときは直に左に掲ぐる事項を厚生大臣に届出づべし

(一) 輸出の許可を受けたる藥品の品名及數量並に許可の年月日

(二) 輸出を爲さざるに至りたる藥品の品名數量及價額

第七條 本令に依り厚生大臣に提出すべき願届書は住所地又は營業所の所在地を管轄する地方長官(東京に在りては警視總監)を経由すべし

第八條 第一條又は第三條の規定に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第九條 第四條、第五條又は第六條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第十條 藥品營業者は其の代理人、戶主家族、同居者、雇人其の他の従業者にして其の業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出ざるの故を以て處罰を免るゝことを得ず

第十一條 本令に依り適用すべき罰則は法人に在りては其の代表者に、未成年者又は禁治産者に在りては法定代理人に之を適用す、但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に在りては此の限に在らず

附則 本令は公布の日より之を施行す

醫師、齒科醫師、藥劑師數

〔昭和十三年末現在(厚生省衛生局)〕

Table with 4 columns: 道府 (Prefecture), 醫師 (Physicians), 齒科醫師 (Dentists), 藥劑師 (Pharmacists). Lists counts for various regions like 北海道, 青森, 岩手, etc.

藥粧廣告取締要綱

【警視廳衛生部衛生課】

新製劑廣告取締に就て

藥事行政の上から醫藥品を觀察する時醫師又は醫師の指揮を受けたるものを使用せしむる醫藥品と直接公衆をして任意選擇の下に使用せしむるものとの二つに大別する事が出来る。前者の主たるものは同方藥品であつて後者は賣藥でありませす。

所謂局方藥品は其の本質、型性等國家が公定したるものであり賣藥は其の原料調製方法效能に關し國家が之を審查し、一定の疾病に效能ありと認め之を公許しあるものであります。

斯くの如く局方藥品及賣藥は國家が之を公認したるものであります、其の他の藥物は原則として之を醫藥品として公衆に販賣する事は禁ぜられて居ます。然し乍ら斯くては治療藥界の進歩發展を害する結果となるべきを慮れ、何れの藥局方にも記載せられざる、新藥新製劑なるもの、存在を認むるに至つた次第であります。

即ち新藥、新製劑の發賣を認めたる主たる目的は醫藥界の進歩發展にあるのであります。而も新藥、新製劑は局方藥品と異なり、其の本質、型性等有法規的の律せらるゝことなく只衛生上有害なる場合其の發賣を差止めらるゝに止り、而も效能に付いては局方藥品は絶対に禁止せられて居るに拘らず、新藥、新製劑は、或程度の效能を附する事を認められて居るのであります。而も之が發賣は地方長官に届出ることだけでは何等の制限もないのであります。

然も其の届出の内容である新藥、新製劑の本質及藥效は發賣者一個の考へて一

應は差支ない事になつて居るのであります。故に之れが取締の任にある衛生行政擔當者と致しましては國民保健衛生上の見地より其の發賣に付いて嚴重に監守しなければならないのであります。

然るに近時藥業界に於ては賣藥として許可せられざるもの、又は賣藥としては藥效を制限ざるもの、殊更に新藥新製劑として届出で以て營利を計らんとする傾向が多いのであります。

即ち眞に醫藥界の進歩發展の爲め貢獻するが如き新藥、新製劑は甚だしく大部分は利益追及の爲め既存在の賣藥、又は新藥新製劑の内容を一寸變更したるが如きものが多くのであります。

元來新藥、新製劑は醫師の指揮を受けてる者に使用せしむるを主たる目的として發賣せらるゝ藥品であつて公衆をして醫師の指揮に依らず疾病治療の爲に使用せしむるを主たる目的として發賣せらるゝ賣藥とは確然區別せらるべきに拘らず近來兩者混淆し新藥、新製劑にして賣藥又は賣藥部外品の如き廣告を爲すもの激増の傾向に在るは甚だ遺憾とする所であります。

茲に於て新藥、新製劑の廣告取締が特に必要となつて來たのであります。新藥新製劑、と賣藥との本質上の差異は前述致した通りであります、現實の異は、新製劑は其の本質上殆ど賣藥と區別する事は困難な實狀であつて現在取締上に於ける兩者の區別標準は販賣の目的及其の手段方法の如何に置いて居るのであります。

即ち其の販賣の目的手段方法の如何を檢討して直接公衆に使用せしむる事を目的としたる新藥、新製劑は其の届出を如何に拘らず無免許賣藥として措置して居るのであります。故に新藥、新製劑は販賣目標が一般公衆に在る賣藥とは嚴に之を區別しななければなりません。即ち新藥、新製劑の廣告は専ら專門的に記述し尙も平易常識的に流れりも一般民衆に直接呼び掛くるが如き事なき様心掛けて貰い度いと存じます。次に最近廣告違反として取締りたる事項を掲載して参考に供します。

- (一) 誇大に涉ると認めらるゝ事例
1、驚異的。世界無比。醫學界の驚異
2、一回三錠乃至五錠の内服で二日乃至五日の経過を觀察されよ(事實が其の效果の疑はしきものに付き)
3、専門醫家病院及種々の藥や手當に失望せる諸難症に優秀なる成績を収めてる
4、之を凌駕する治療率絶無と稱せらるゝ
5、藥と云ふ藥、治療と云ふ治療をしても治らなかつた頑固な皮膚病が名藥○○○○で忽ち治ります。煎じ内服藥ですから痕形を残しません治れば直に代價返金す保證す
6、驚異的偉力を發揮する
7、僅か一日で消退する
8、平均七八〇%即ち一〇〇%に近い治療率を示す
9、内服に依り體內に潜伏する諸菌を一舉に殲滅する驚異的新藥
10、○○○が腸から血液中に吸収されると恰も強力な彈丸の如く體內の諸菌を一掃し一劑にして病原菌を將棋倒しにするのである
11、靈藥、神秘的靈藥。奇蹟的
12、快速擊滅的效果
13、○○○○は體內深く吸ひ込まれて骨や脊髓の奥まで浸達し經年變性して血液の中にも現れざる病毒菌を完全に殺菌して残らず體外に排出する作用を有す
14、之を服用せば如何なる微菌の濾過性「スピロヘーター」と雖も忽ち絶

藥業關係官廳職員錄

昭和十六年一月現在

Table with columns: 厚生省 (Ministry of Health), 警視廳 (Metropolitan Police Department), 內務省 (Ministry of Internal Affairs). Rows list various positions and their holders, such as 加藤光庸, 山崎實, etc.

減す

15、斯様に○○○は驚異的の卓效を有し居り六〇六號も及ばん如何なる頑固な病毒と雖も之で根治せぬものは絶無と云ふ實に比類なき卓拔なる藥效を有し云々

16、一回に二錠宛一日三回で疼痛排膿は奇蹟的に止り淋糸内の菌が消滅したと云ふ驚くべき○○○の實驗例が全國から山積しつゝある

17、九〇%を越ゆる奏效率を示すに至り而も其の效果拔本的に正確なる持續性を發揮するは蓋し驚異の一言に盡さる觀がある

18、如何なる微菌でも立ち所に殺して了ふ○○○と云ふ強烈な藥劑を産出しました

19、輕ければ數日重いものでも十日か二十日の服用で不愉快な症狀が一掃される(事實かゝる效能の疑はしきものに付)

20、何々病等は僅か數日の服用で皆悉治る事が證明されて居ります(同上)

21、切開して醜い傷跡を残す嫌な病氣ですが之も○○○の服用二、三日で跡方もなく治ります(同上)

22、何々の病氣は(病名を掲記)輕いものなら一二錠一日三回飲んで三日位で治る重いものなら一二錠宛一日三回七日位で治る(斯の如く日限を明示するは否)

(二) 賣藥の廣告

- 1、家庭常備藥、一家に一個必ず備へます
2、自宅療養で○○病を治し度い人々
3、家庭療法劑として好評噴々であります
4、家庭内で簡単に内服するのみで完全に治療出来る
5、一日も早く御常備下さること
6、備へよ家に病なし

7、接客業者の手指洗滌

8、一般家庭に於ける食前の手指消毒
9、家庭内にありがちなものもらひ、おでこ等
10、強健なる身體を望む文化人家庭に○○○は最早缺くべからざる必備品と迄喧傳されて居る

(三) 専門的記述と認め難きもの

1、口を開けて見ると俗にノドチンコと云ふ突起の兩側に赤く腫れ上つた肉塊が見える扁桃腺炎で突如發熱し云々
2、「風引き易き人」咳の出易き人「發育不充分の小兒」等と賣藥部外品の效能を列舉す
3、水蟲、田蟲、いんきん、にきび、おでこ、とびひ、腹いたの如く通俗的名稱を列舉す
4、圖解に「耳、肺、肝臓、氣管、頭蓋骨」其の他人體構造を解説す

(四) 一般公衆を直接目標に廣告せりと認めらるゝ事例

1、淋疾に感染しますと早いのは數時間遅いのも數日後に發病して尿道が裂ける様に痛み出しますが此の時は淋菌がぐんぐん繁殖して居るのですから一刻の油斷もなく早く御手當しないと奥へ進んで慢性になつてしまひます
2、何故に感冒を惹くかと題し感冒に罹る原因經過をくどくしく記載す
3、肺病其他疾病の家庭治療法をくどくしく記述す

(五) 墮胎を暗示し又は卑猥に涉ると認めらるゝ例

1、強力月經促進劑
2、所謂催淫作用や其他複雑微妙なる靈的作用を有す
(六) 醫師と連絡をとり虚偽、誇大の治療例を廣告したる事例(併せて賣藥的廣告と見做さるもの)

1、某醫學博士に懇請して事實無根の治療例を作成せしめ之に虚偽の實驗寫眞を添付し廣告す

2、或る婦人は二十年來の子宮病を病みどうしても下物がとれず最後に子宮をとつて貰つたが依然としてこれ此の患者に○○○を五日間やつたら五日目に二十年ぶりの下り物がとまつてしまつた此の病氣で二十年間苦勞しまつたが今度こそ朗かに働けると喜んだ
3、或る婦人は昨年一月に子宮出血をし出血は三日で止まつたが大量の下り物はどうしてもとれぬ又十日間飲みましたら十日目に止血以來一年間なかつた月經が現はれ下り物も全然消失しおまけに顔色も良くなつて下腹迄肥つて來たと大喜びであつた
4、或る婦人は三年半毎日婦人科に通院したが下り物はとれず道を歩くと流れて來て絶えず綿をつめて居ると云ふ始末で私の所に相談に來た五日間飲みましたら突然下り物がなくなり十日目からだん／＼肥つて來て氣分も爽やかになつた

(七) 其他

1、第三者をして廣告せしめたる事例
營業者に於て直接廣告するに於ては取締嚴重にして危険なるを以て第三者たる藥局、藥種商等に依頼し其の名義を以て直接各家庭に推奨狀を發送せしめたり
2、製藥原料を偽りたる事例
或る新製劑の原料は魚類より採取せるものなるに拘はらず「まむし」「鱒蛇」の肝より採取せりと虚偽の説明書を作成販賣す

賣藥廣告取締に就て

賣藥は醫師の指揮に依らず直接一般公衆をして疾病治療の爲め使用せしむるを

東京賣藥製造組合

事務所 神田區錦町一ノ二

Table with 2 columns: Product Name (e.g., 救心丸, 神藥百調湯) and Manufacturer/Address (e.g., 京都西八丁堀二ノ一, 東京築地一ノ四)

Table with 2 columns: Position (e.g., 醫務係長, 豫防係長) and Name (e.g., 春日長重, 島田吉重)

主たる目的とする醫藥品にして醫師の指揮に依らず各自が任意選擇して使用する...

賣藥の發賣は免許主義を取つて居るのであり、用法、用量並効能に付き嚴密なる審査を遂げたる後一定範圍の疾病治療に効ありとして免許するものであります...

斯の如く賣藥は國家が其の内容並効能を公認したるものでありますから何人も雖も濫りに其の内容を變更し又は免許以外効能を附することは許されないのであります...

就中臨床大家某博士の推奨とか服用者の禮狀の如きは舊態依然として虚偽のもの...

直に某醫學博士の推奨とするもの、或は効能顯著なるが如き禮狀を自ら作り服用者に依頼して恰も服用者が直に感謝の餘り差出したる禮狀の如く装ひ廣告する者...

- (一) 虚偽誇大の廣告は掲載しないこと
(二) 虚偽誇大の廣告は掲載しないこと
(三) 虚偽禮狀文の實例

三年間も患つた中風が貴藥を服用して治りました此の様に良く効くと思ひませんでしたのに本當に驚きました。

三年間も患つた中風が貴藥を服用して治りました此の様に良く効くと思ひませんでしたのに本當に驚きました。

- (四) 醫師の推奨文は權威ある場合に限り且つ内容は其の本質上から醫師の推奨文が非常に効果的なる爲め從來醫師の推奨文はあらゆる賣藥の廣告に使用せられて居りました。
(五) 醫事の無効を暗示したり他藥を非難する様な記事を掲載しないこと

は是非此の藥を服用して下さい必ず効果があります

Table with 2 columns: Name (e.g., 神田保町三ノ一, 北原鐵雄) and Address (e.g., 神田區保町三ノ一, 北原鐵雄).

東京賣藥卸賣同業會

Table with 2 columns: Name (e.g., 株式會社玉置商店, 西村豊七) and Address (e.g., 日本橋區本町一ノ九, 西區四ノ二).

2、種々な薬や療法で効果が無い方は此の薬を使用して下さい必ず満足する効果があります
 3、種々な薬に迷ふ方がありますが此の薬が一番確實に効果があります。之れ迄で種々な薬を使用して効果の無かつた方はたまされたと思つて使つて見てください。

業界 商標類別一覽

第一類 化學品、藥劑及醫療補助品
 酸類、鹽類、亞爾加里、漂白粉、樹脂、燻、酒精、偪里設林、規那鹽、莫留比涅、丁幾劑、舍利別、煎劑、水劑、浸劑、丸藥、膏藥、散藥、錠藥、煉藥、生藥、藥油、香精、石灰、硫黃、鑛水、醫香、打粉、食鹽、芫、黑燒、防腐劑、防臭劑、驅蟲劑、繻帶、綿紗、綿撒布、脫脂棉、海棉、オブラート、水囊、水枕等

藍玉、藍靛、紫根、紅、朱、丹、綠青、群青、洋靛、鉛白、胡粉、金銀粉、藤青、染齒料、綠藥、明藥、漆、假漆、ペイント、澱、靴墨、革油、防鏽料、防水料、耐水塗料等
 第三類 香料及他類に屬せざる化粧品、香水、香油、香袋、髮膏、白粉、化粧下等
 第四類 石鹼
 第五類 齒磨及他類に屬せざる洗料、齒磨粉、煉齒磨、齒磨液、洗粉、洗糠洗液等
 第六類 貴金屬、其の模造物、アルミニウム、ニッケル、銀、ブリタニヤメタル及他類に屬せざる其の製品
 第七類 金、銀、白金、四合一、紫銅其の他貴金屬の合金、鍍品、モール、金箔、銀箔、彫鏤品等
 第八類 寶玉類、其の模造物及他類に屬せざる其の製品
 第九類 金剛石、珊瑚、眞珠、水晶、黃玉、碧玉、彫鏤品等

第三十五類 他類に屬せざる絲類の編物、組物、撚物、レース、ドロノウオリ、刺繡品及各種の紐類
 第三十六類 被服、手巾、鈕釦及裝身用品の類
 衣服、冠、帽子、カラ、カフス、頸飾、襟、襯衣、ツボン下、胴締、手袋、足袋、ハンカチーフ、手拭、タオル、襪、紗、風呂敷、甲靴、カフスポタン、ネクタイピン、マローチ等
 第四十九類 煙草具及袋物
 煙管、煙草入、煙草筒、薄荷パイプ、紙入、貨幣入、名刺入、信支袋、オペラバッグ等
 第五十二類 皮革、其の模造物及び他類に屬せざる其の製品並各種の鞆類
 毛皮、柔革、擬革紙、擬革布、馬具、革文匣、縮革、キヤットガット等
 第五十四類 燐寸
 第五十五類 油脂及蠟の類
 石油、菜子油、魚油、獸脂、木臘、密蠟、蠟燭等

藥業關係新聞一覽

社名	所在地	社長又は代表者	發行日
北海道藥業新聞社	小樽市花園町西三ノ八	永井新次郎	二月十日
藥日新報社	東京市下谷區竹町一三	三輪信富郎	同日
藥亞業週報社	同市神田區富山町一八	三谷桂次郎	毎日
藥石日報東京支局	同市下谷區谷中三崎町四八	三浦榮助	五日
日本藥報社	同市牛込區下宮比町八	齋藤諭	五日
東京醫療器ゴム新報社	同市日本橋區本石町三ノ四	安藤義寛	十日
藥業往來社	同市西區江戶堀下通三ノ三五	田口長靖	十五日
藥業保健時論社	同市東淀川區木川西一ノ二六	河原林剛次郎	十五日
中央藥報社	同市中京區寺町通竹屋町上ル	高木政男	十五日
中山藥論社	同市京區中區池田町五四	山本政剛	十八日
富士厚生新聞社	同市市外赤堀二	山本信雄	十八日
藥山陽藥事新報社	同市市星井町一四八	村井信介	二十日
九州藥報社	同市市外赤堀二	山尾昭太郎	二十日
鹿兒島衛生社	同市市妙藥寺町六	藤四郎	二十五日
	同市市山之日町六七		十五日

片山利喜松	品川區東大崎一ノ八〇四
新妻吉夫	淺草區向柳原町一ノ一七
長掛源治	山谷町三ノ一一
和田増太郎	馬道三ノ二三
岡島米藏	本所區東駒形二ノ二
平田政之助	東兩國四ノ五一
伊藤玉藏	横綱町五
石澤信藏	二長町二〇六
西村正次	坂本二ノ二六
内海安次	牛込區櫻町二
深田若藏	小石川區白山御殿町一〇九
堀山新三郎	新諏訪町一〇
本田福三郎	大森區大森三五一
鶴澤松之助	荒川區日暮里町三ノ七二五
黒部辰次郎	四谷區傳馬町新二ノ一五
矢島三男	蒲田區御園一ノ一七〇
佐々木東水	足立區千住仲町三八
竹松喜作	足立區千住三ノ三六
小林保次	向島區寺島町二ノ一五三
	深川區常盤町一ノ一

第五十九類 骨、角、齒牙及甲殼の類、他類に屬せざる其の製品及其の模造物
 他類に屬せざるエポナイト製品及ガタペルチヤの硬質製品並セルロイド及他類に屬せざる其の製品
 第六十二類 扇子及團扇類
 第六十四類 頭飾品、調髮具及リボンの類、造花刷子類
 梳、笄、簪、ヘアピン、ヘアネット、手鏡、根掛、髮止、髮形、元結、髷、附鬘、入毛、髮蕊、髮掛、リボン、裝飾リボン、齒刷子、化粧刷毛、埃取刷子等
 第六十七類 燻料
 線香、燻香、煉香、粉末香、蚊除線香、蚊除柱香、蚊除粉末香等
 第六十八類 他類に屬せざる研磨料
 磨粉、磨液、艶出布、艶出紙、研磨布、研磨紙等
 第七十類 他類に屬せざる商品

生活必需物資の統制
に關する勅令要綱案

昭和十五年十二月十四日、第十四回總
動員審議會において可決をみるに至つた
「生活必需物資の統制に關する勅令要綱
案」は、生活必需物資が公平に、且つ
眞に必要とする方面へ配給されることを
目標としたもので、従つて生産から消費
に及び全面的な命令を發し得るやうにし
たものであるが、審議會において委員の
質問に答へた政府側の言によれば、本令

によつて差當り實施に移される統制物資
は醫藥品、醫藥關係材料であるといふこ
とである。醫藥品、醫藥關係材料の統制
は既に自主的に行はれて來てゐるのであ
るが、それを更に法制化する建前である
といはれる。その要綱を示せば
第一 本要綱を適用すべき生活必需物資
の種類は附令を以て之を定め、
第二 主務大臣（主務大臣特に定めたる
ときは地方長官以下同じ）は生活必需
物資の生産者（加工を爲す者を含む以
下同じ）又は其の團體に對し當該物資
の生産（加工を含む以下同じ）に關し

必要なる事項を命じ又は制限を爲し得
ること
第三 主務大臣は生活必需物資の生産者
販賣其の他賣渡す者、輸入業者又は業
務に關し若し轉賣の目的を以て生活必
需物資を所持する者に對し讓渡の時期
相手方其の他必要なる事項を指定して
之が讓渡を命じ得ること
第四 主務大臣は生活必需物資の生産者
販賣其の他賣渡す者、輸入業者又は
其の團體に對し生活必需物資の讓渡
に關し數量、時期、方法、相手方、配
給區域其の他に付必要なる命令を爲し

得ること
第五 主務大臣は生活必需物資の讓受に
關し數量、時期、方法、相手方其の他
に付必要なる命令を爲し得ること
第六 主務大臣は生活必需物資の生産者
販賣其の他賣渡す者、輸出業者、
輸入業者又は其の團體に對し生活必需
物資の寄託、保有、質入其の他の處分
又は移動に關し必要なる事項を命じ又
は制限若し禁止を爲し得ること
第七 主務大臣は物品の保管を業とする
者に對し生活必需物資の保管に關し必
要なる事項を命じ得ること
第八 主務大臣は生活必需物資の生産者
販賣其の他配給を業とする者又は其の
團體に對し生活必需物資の生産又は配
給に關し事業計畫の設定又は其の變更
を命じ得ること
第九 主務大臣は生活必需物資の生産者
販賣其の他配給を業とする者、物品の
保管を業とする者又は其の團體に對し
生活必需物資の生産、販賣、購買又は
保管に關し帳簿を備へ必要なる事項の
記載を爲さしめ得ること
第十 主務大臣は生活必需物資の使用又
は消費を爲す者に對し生活必需物資の
使用又は消費に關し必要なる事項を命
じ又は制限若し禁止を爲し得ること
第十一 補償すべき損失を爲し得ること
第十二 依る通常生すべき損失とすること
一、第二に依る生産の命令
二、第三に依る讓渡の命令
第十二 主務大臣は生活必需物資の統制
に關し必要なる報告を徴し又は當該官
吏をして工場、事業場、店舗、倉庫そ
の他の場所に臨檢し業務の狀況若し生
活必需物資、書類、帳簿等を検査せし
め得ること
第十三 主務大臣は個人、法人その他の
團體をして生活必需物資の統制上必要
なる業務に協力せしめ得ること
第十四 本制度は前各號に準じ各外地に
これを實施すること

全國藥局及藥劑者數

〔厚生省衛生局調査〕

昭和九年	藥局		藥劑者		合計
	開設する 藥局數	非開設する 藥局數	藥劑師に して藥局を開 設せしめて 藥品販賣を 營む者	藥劑師 （法律第三 條に依る 者）	
昭和九年	一、八四三	一四五	六七四	一、八八九	二、四一三
昭和十年	一、一三〇	一七三	七五五	二、〇七五	二、二四八
昭和十一年	一、四八六	二七一	七五九	二、一〇五	二、五一一
昭和十二年	一、七五九	三〇七	七三五	二、三三八	二、九〇七
昭和十三年	二、一八二	三六八	七三四	二、三九九	三、〇〇九
合計					
藥劑師					一、八八九
藥劑師に して藥局を開 設せしめて 藥品販賣を 營む者					二、四一三
藥劑師 （法律第三 條に依る 者）					二、〇七五
その他					二、九〇七
合計					三、〇〇九

賣藥製造高累年表

〔厚生省衛生局調査〕 調査は年末現在に於ける輸移入に關するもの

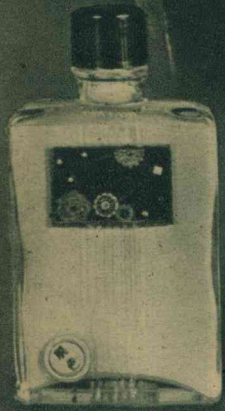
昭和九年	製 造		營 業		合計	輸 移 入		製 造 及 輸 移 入 額	
	藥劑師 醫師及び 獸醫師	藥劑師を 使用する もの	賣藥法第 二十四條 に依る營 業者	賣藥法第 二十五條 に依る營 業者		營業者	營業者	製造及輸 移入免許 方數	製 造 及 輸 移 入 額
昭和九年	一〇、八五四	三、一六八	二、五八五	一八、四四四	四一、四九三	五六	三〇、九〇七	八四、九五五、四五八	
昭和十年	一、三六四	三、四四七	二、七三三	一七、六五七	四二、〇六六	五九	二七、八四〇	五二、〇九九	
昭和十一年	一、二八〇	三、三三六	二、六八九	一七、一五五	四二、七〇〇	四三	二七、三三九	五二、〇九九	
昭和十二年	一、二六七	三、三〇七	二、六八七	一七、一五五	四三、三五四	七三	二七、四九〇	五二、〇九九	
昭和十三年	一、二六三	三、五七六	三、一五〇	一六、三三四	四三、六二七	七	二四、一三三	五二、〇九九	
合計									
藥劑師								一〇、八五四	
醫師及び 獸醫師								三、一六八	
藥劑師を 使用する もの								二、五八五	
賣藥法第 二十四條 に依る營 業者								一八、四四四	
賣藥法第 二十五條 に依る營 業者								一七、六五七	
合計								四一、四九三	
營業者								五六	
營業者								三〇、九〇七	
製造及輸 移入免許 方數								二七、八四〇	
製 造 及 輸 移 入 額								二七、三三九	
								二七、四九〇	
								二四、一三三	
								二四、一三三	
								二四、一三三	

カピピー化粧料

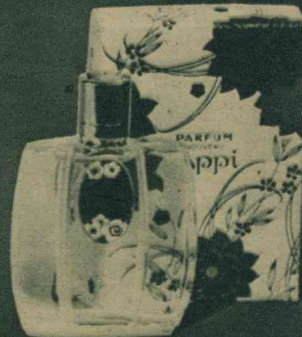
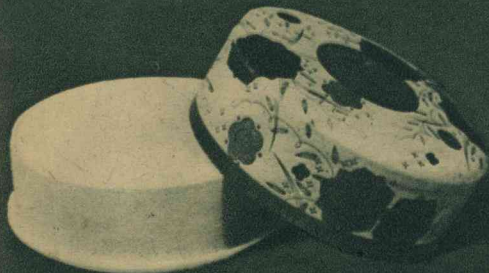
品製園香豊 <輝は品良

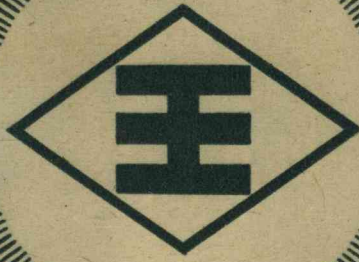
國產

人氣の焦點！
國產の至寶！



商業報國ハ
我業界カラ





化粧品問屋

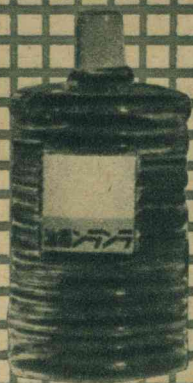
田中花王堂

東京市日本橋区馬喰町三丁目
電話浪花 〇三三二
振替口座東京 三三二四



ランラン ドーマポ

● 評好て合配素毛養・性物植純 ●



ランラン 油 香

● 質品いな の 駄無・油香毛養の調亞興 ●



ランラン 油 髪 洋 香

● 版衆大の油香髪洋・れ護を髪毛 ●



ランラン クツチ

● 點満てべす・クツチ秀優の覺感新 ●

本舗
大東
阪京
福田
號商
店

EIKODO & Co.

香 料



永廣堂本店

合名
會社

大坂市南區安堂寺橋通一丁目

永廣堂

合名
會社

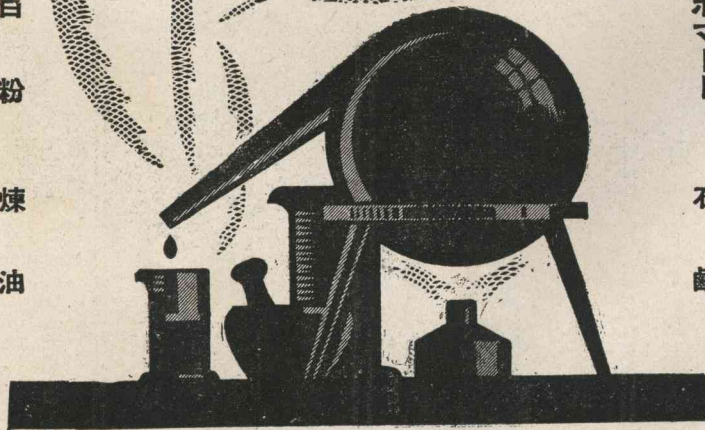
東京市本區橋本二丁目

香料



高級配合香料
 白粉煉油
 香水

其他各種原料及香料一般
 飲食料水
 ポマード
 石鹼



篠崎四郎商店

東京市日本橋區本町四丁目十五番地
 電話・日本橋 (24) 9 6 5 番
 振替・東京 6 6 1 6 1 番

東京卸商組合保險部
 東京小間物化粧品
 指定



東京市日本橋區通り二丁目四番地

日本火災保險株式會社

電話日本橋 (24) 三三九二—四番



東京市麴町區大手町一丁目六番地

東京火災保險株式會社

電話九ノ内 (23) 四一三〇—五番



東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地(明治生命館)

大正海上火災保險株式會社

電話九ノ内 (23) 四三二一—八番



東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地

明治火災保險株式會社

電話九ノ内 (23) 二二二一—八番

の 一 第 界 業
行 賣 と 用 信

東 髪 ま げ ネット

ゴサマー印
孔雀印

ゴサマー印ヘヤーネット

品質保証

“POPPY”



ポッピー
コムパクト

モダンパフ



内務省衛生試験所検査済
コムパクト用入替
純無鉛 志き燻 白粉
代理店 ヤマキ商會

意匠
登録



大 阪 市 天 王 寺 區 高 津 南 之 二 番 地

村 岸 商 店

小 間 物 雜 貨

頭 飾 裝 身 具 ・ セ ロ ル ド イ 化 粧 容 器

問 屋

會 商 キ マ ヤ 合 資 社

東 京 市 日 本 橋 區 橫 山 町
電 話 浪 花 三 二 四 〇 番
振 替 東 京 六 六 二 七 番

東 京 ・ 大 阪

ゴ サ マ 一 本 鋪

香料



曾田政治商店

本店

東京市日本橋區本町四丁目
電話茅場町(66)六四二四・六四二五番
振替東京二九九六五番

出張所

大阪市南區安堂寺橋通一丁目
電話船場(88)三六八五番
振替大阪六三七六一番
臺北市見玉町四ノ五
電話臺北二六六八番

工場

臺北市外新莊郡鷺洲庄三重埔
札幌市外琴似村一一二番地
電話札幌五三三六番
青森市沖館字篠田二六六番地
電話青森三六二五番
靜岡縣由比町
電話由比一〇六番

銚後女性の整容料として其の實質を誇る

ラモナークリーム

固煉白粉・水白粉・粉白粉・ラモナーズキン
 クリーム白粉

〔品 格 價 定 公〕

部業營園粧美一ナモラ

八一ノ二杉金區谷下京東
 七七九〇(87)岸根話電
 九六一九四京東替振

香料



香料直輸出入竝製造

田村香料株式會社

營業所

大阪市東區淡路町二丁目

電話北濱(23)二九六九番

振替大阪二六六九一番

發電略號(タムラ)

製造所

大阪市東區川區三國町

電話三國五四九番

卸 粧 品
問 屋

村田繁治郎商店

確實な御取引は
当店から

東京市日本橋區本町四丁目十三
電話日本橋(24)二九三二番
振替口座東京一七〇〇一 番

有名化粧品
現金問屋



志村邦造商店

東京市日本橋區横山町七番地十二

電話浪花(67)〇〇三六番
振替東京二四〇八三番

御上談の店
は買合に
値共下す
表品に
あがさい
り特親
の御に
相切
せま
んは

鏡類

各種
鏡針鏡
臺箱
裝飾用
廣
告用
新形
實用
各種



村山勸商店

東京市日本橋區馬喰町三ノ四

電話浪花三五四〇番
振替東京三一九七九番

有名化粧品
現金問屋

杉山支店

高橋鎌治商店

東京市本所區綠町四ノ三四
電話本所(7)九二九五番
振替東京一一三八五二番



本つけ櫛
すき櫛
セルロイド櫛
セルロイド容器

ひしや櫛製造發賣元

大阪市東區南久宝寺町貳丁目
ひしや 要 弥三郎本店

電話船場四三壹番
振替大阪千百十二番

婦人小間物特種化粧品卸
裝身具化粧品用雜貨卸

東京市日本橋區馬喰町三丁目
東京堂 阿部錠商店
電話浪花一三六四番
振替東京二八四九四番

堅實 勉強

ハミル化粧品本舖
化粧品雜貨卸商

後藤清太郎商店

東京市日本橋區馬喰町二丁目二番地一
電話浪花(67)二二二番
振替東京一二五三二番

婦人小間物雜貨
セルロイド雜貨 問屋

中津屋本店

東京市日本橋區馬喰町三丁目二番地一
電話浪花(67)二二二番
振替東京一二五三二番

カタログ送呈
郵券六錢要ス



切れ味で賣れる

ピック替刃

齒刷子 雜貨卸
ホーヨー化粧品本舗

晃陽商會  村上幾太郎

東京市神田區東神田一八
電話浪花(67)二五一九番

袋物鞆問屋

大嶋屋本店

村山善兵衛

(販賣部) 東京市日本橋區橫山町七番地

電話浪花(67) 三三二六 三三二六 三三九〇 三三九〇 番番

(製造部) 東京市日本橋區村松町二〇番地

電話浪花(67) 二〇〇三 二〇〇三 番番

(大阪配給所) 大阪市東區淡路町三丁目
電話北濱(23)自二七五一至二七五五番

！る來出引取御てし心安

屋問品粧化

分 印髮洗粉原料 發賣元
すみ田川髮洗粉
尾張屋

石川善三郎商店

東京市淺草區雷門一ノ六ノ八
電話淺草(84)一五六四番
振替東京一〇三二八番

屋問品粧化

越前屋

松浦嘉七商店

東京市淺草區山谷二丁目五
電話淺草(84)一三二八番
振替東京一〇三三六一番

化粧品・歯刷子
化粧用雜貨 卸商

太洋堂

大内重雄商店

東京市本所區東兩國一ノ一四
電話本所(73)三三二九三番

クラヤ化粧品
ループ化粧料
マスター推奨品

大東京配給元

有名化粧品問屋

大山勇次郎商店

東京市日本橋區橋町五番地
電話浪花(67)二二五三
振替東京一五三六二一
番番番番番



美白力の素晴らしい若返り化粧料
ニキビ・シミ・ソバカス取りに
オリブ油配合

スミールクリーム

東京三圭社



圖一・價定公

現現金賣買專門
有名化粧品問屋

化粧品の

御用は
最新も親切に御指
導申上最御
（御申込次第月報進呈）

東京都形マスク發賣元

東京市荒川区日暮里一ノ七三九

金美堂本店

越川忠嗣

電話根岸(87)三三九七番 振替東京二一五一番

各種男
種セル
刷毛女
類製品
問屋製
造

藥用ビュー頭髮料本舖
ビーマン齒刷牙本舖
はれやかスキン本舖

白井康雄商店

工場
工場
振替
ボマード部
油部
本所區千歲町三丁目
東京市下谷區龍泉寺町一九五
電話淺草(34)六一九八番
振替東京一〇〇九六五番

營業品目

鹿の子絞り、手柄、リボン
半襟、帶揚、帶止 卸商



三浦東京店
三浦啓司商店

本店
東京市日本橋區兩國十二番地二
電話浪花(67)三二六五番
東京市下京區高辻通東洞院東
電話下二五二三番

東京小間物化粧品
卸商組合 保險部 指定

日産火災海上保險

元賣發料粧化一ィテシ

卸品粧化鹼石



社 會 式 株 共 丸

地 番 九 町 山 横 區 橋 本 日 市 京 東
番 〇 二 二 〇 番 九 七 一 〇 (67) 花 浪 話 電



肌 アレ・ビビ・アカギレ

てお困りの方

ニキビ・吹出物で
お化粧の思はしく
出来ない方

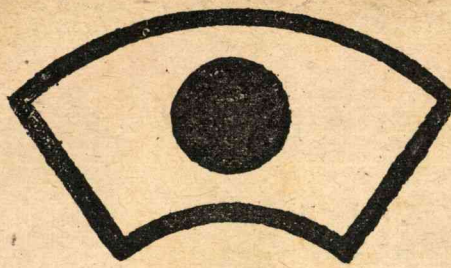
是非本品を
御覧下さい

アレミヤウ

薬用クリーム

本 舗 楠 本 商 店

東京市目黒區中目黒四丁目一四五一
電話大崎(49)一五七九番
振替東京八三〇三八番



チツン洗石鹼

合資 島田新助商店
日本橋區小網町二丁目

不變色
印刷

浮出シール印刷は版代無料

意匠斬新

パール印刷

最廉價引受

既製ペーパー紙器
ポストカード・封緘紙等

何業用も常に
三萬余種有御利用を乞ふ

商報進呈

一タスポ 磁器磁化 磁水香葉土 袋葉膏 磁器製

他其 用紙 簿帳 類油 券牌 品製食 物開水 刺染 品葉 磁器



屋間パールペー
ル印刷堂歩進田山

地番八目丁一越島草浅京東
番〇六六〇草浅話電



ローレル化粧料

ローレル化粧料 公定價格表

強力な公定價格品を御店頭

第一線に...

- ローレルバニシングクリーム 小 大 五五 八五
- ローレルバニシングクリーム 小 大 七〇 一〇五
- ローレルスキンクリーム 小 大 一〇五 一七〇
- ローレルスキンクリーム 小 大 一〇五 一七〇
- ローレルスムーシングクリーム 大 一〇五 一七〇
- ローレルスムーシングクリーム 大 一〇五 一七〇
- ローレルブライトクリーム 一〇五 一七〇
- ローレルゴールドクリーム 小 一〇五 一七〇
- ローレル煉白粉 小 一〇五 一七〇
- ローレル水白粉 小 一〇五 一七〇
- ローレル水白粉 小 一〇五 一七〇
- ローレル粉白粉 小 一〇五 一七〇
- ローレル粉白粉 小 一〇五 一七〇
- ローレルミルキーフレッシュユナー小 一〇五 一七〇
- ローレルミルキーフレッシュユナー大 一〇五 一七〇
- ローレル蜂蜜化粧水 六五 一〇五
- ローレルスキンローション 小 七〇 一〇五
- ローレルアストリンゼント 小 七〇 一〇五

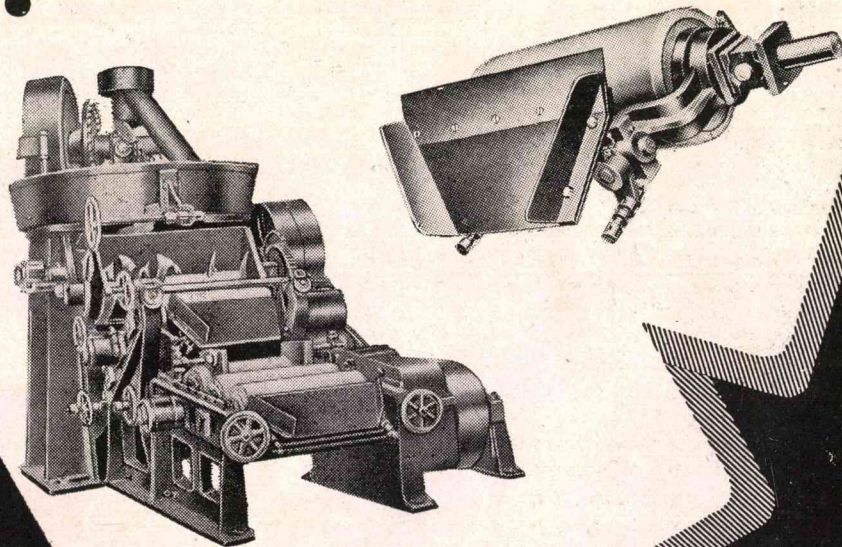
- ローレルアストリンゼント 大 一〇五 一七〇
- ローション 大 一〇五 一七〇
- ローレルヘヤーボマード小 一〇五 一七〇
- ローレルヘヤーボマード大 一〇五 一七〇
- ローレルウエーブセット 一〇五 一七〇
- ローレル水ブリアン 一〇五 一七〇
- ローレル細チツク 一〇五 一七〇
- ローレル特製細チツク 一〇五 一七〇
- ローレル中チツク 一〇五 一七〇
- ローレル特製中チツク 一〇五 一七〇
- ローレル黒チツク 一〇五 一七〇
- ローレル口紅新 一〇五 一七〇
- ローレル口紅小 一〇五 一七〇
- ローレル口紅大 一〇五 一七〇
- ローレル特製口紅 一〇五 一七〇
- ローレルほゝ紅 一〇五 一七〇
- ローレル眉墨 新 五五 一〇五
- ローレルヘヤートニツク 一八五



太田榮治郎商店 株式會社

東京市浅草区柳橋二丁目一十番地
大阪市東區本町五丁目四番地

化粧品製造機械



石材鋼鐵及チルド磁器製

煉合ロール

化學工業用諸機械

化粧品・石鹼・香料・其他特殊工業用諸機械設計製作。

日本藥業機械合資會社

東京市本所區龜澤町二ノ五 電話 本所(73)三三四一 番
墨田(74)三六五〇 番

東京小間物化粧品商報要覽

東京小間物化粧品商報要覽

商報の使命 明治二十八年六月二十一日、現東京小間物化粧品卸商同業組合の前身東京小間物卸商組合の機關新聞としてわが國最初の業界新聞たる「東京小間物商報」が創刊されました。それが現在の商報であります。明治三十六年、「東京小間物化粧品商報」と改題、その發展は業界長足の進歩とともに驚く可き力強さを以て伸び、今や四十七年の光輝ある歴史とともに業界機關新聞中の最高峰に立ち絶大なる業界の信頼を把握して居ります。

商報の現勢 わが社の主力的事業たる商報は、創刊以來、號を重ねること既に二千を超え、草創時代には月二回の發行でありましたが、その翌年月三回に改め、更らに大正三年には月四回に、大正八年十一月から週刊に改め、現在の毎週土曜日發行となつてをります。彼の大震災の直後、月餘の休刊を餘儀なくせられたる外、いまだ嘗つて一回の休刊若くは發行遅延等のことなく、常に業界の公器たるの使命及び職分を完ふすることに精進努力致して居ります。

商報の現勢 商報の頒布區域は、全日本の版圖は固よりのこと、滿洲、支那、南洋、印度及び歐米等の海外諸國に及び、その讀者層は内外の同業者を主として商工關係官公署、圖書館、會議所、實業團體、同業組合等々、殆ど剩す處なく網羅して居ります。就中業界に於ける讀者層は、各地に於ける著名の化粧品小間物店、荒物雜貨店、藥局、百貨店に及びこれ等の店頭には、わが商報の影を見ざる處

なきまでに行き互つて居ります。現在の商報はオフセット印刷による表紙とも普通二十頁建を以てその體型として居ります。而して明朗にして清新なる編輯技術、堅實にして公明なる編輯態度を以て新體制下に於ける機關新聞の作製に従ひ、一意業界の繁榮に全幅の努力を捧げて居ります。

商報の組織 わが社は組合定款の定むる處に隨ひ、その機關新聞としての使命を行ふ爲めに設立せられたるものでありまして以前は出資組合の形式を取つて居りましたが、昨年その組織を改めて組合商報部に事業の一切を移讓の上、組合役員中から發行委員を選び、商報經營の首腦部として大小の機務に參與して居ります。現任役員及職員如左。

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 發行委員長
小林富次郎 | 長瀬 富郎 | 久保 政吉 |
| 中山 豐三 | 金原巳三郎 | 田中吉兵衛 |
| 天野 源七 | 平尾 贊平 | 安藤福太郎 |
| 宮本 庄七 | 鈴木 新吉 | 三輪善兵衛 |
| 森本 善七 | 板倉安兵衛 | 桃谷 順一 |
| 伊東 榮 | 外池五郎三郎 | |
| 主務部長
日南田 慶富 | 編輯部長
藤村 台之介 | 發行部長
伊藤 重男 |
| 同部附長
小川 治 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
青山 健治 |
| 同部附長
加藤 三郎 | 同部附長
平林 實 | 同部附長
西川 健治 |
| 同部附長
松村 博 | 同部附長
和泉 原之 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
前田 喜美子 | 同部附長
安藤 安吉 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
三浦 久子 | 同部附長
三島 貞雄 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
阿部 不二子 | 同部附長
荒木 喜三 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
佐々木美英子 | 同部附長
石合 由太郎 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
中西 春光 | 同部附長
小川 治 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
五十嵐 秀雄 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
上田 清子 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
品田 九 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
宮内 武次郎 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
川崎 三郎 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
加藤 榮二 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
藤村 台之介 |
| 同部附長
岩合 榮一 | 同部附長
藤村 台之介 | 同部附長
藤村 台之介 |

使命	事業	創刊	所在地	電話	振替口座	發行委員	主幹	社員	發行日	購讀料	業界年鑑	廣告	貨室	抽籤	愛讀者への奉仕
東京小間物化粧品卸商同業組合	商報發行、年鑑の出版及び一切の附帶事業	明治二十八年六月二十一日	東京市日本橋區馬喰町三ノ三 市電淺草橋下車	浪花 (67) 一七〇九番・二七二二番 一七〇九番・二七二二番	東京一八五一七番	發行委員長小林富次郎(以下十七名)	日南田慶富	現在社員四十一名	毎週一回土曜日	一年分前全郵税と二圓、送金は最寄りの郵便局で振替口座東京一八五一七番へお振り込みになるのが一番便利であります。尚小間物化粧品の商品券を二圓だけお送りなれば購讀料に於いて引換への上、購讀料とすれば購讀料の分に限りません。但東京に本店支店のある同業店のみに限ります。	毎年一回、一月一日を以て出版全購讀者に無料進呈致します。	料金表はお申越次第進呈致します。御用の方は業務課へお申込み下さい。	大は二百人から小は五六人の集會に適當する貸室があります。業界の爲めに公開して御使用に供します。	各種の抽籤をお引受致します。現在二萬本以上の執行設備があり、商報紙には「業界相談」「健康相談」があり、無料かつ親切に御相談に應じます。地方からお預り等の外、市中御案内等も致します。物から御利用願ひます。	

昭和十六年二月二十四日印刷
昭和十六年三月一日發行

【定價金貳圓】

不許
複製

編輯兼 日南田慶富
發行者 東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

印刷者 大橋松雄
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所 東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

東京小間物化粧品商報社
電話浪花二七一、二七二、二七〇九、二七二番
振替口座東京一八五一一七番

行印社會式株刷印同共

東京都港区虎ノ門二丁目九番十四号

發明會館四階

東京化粧品工業會

清新な若々しさを

ウテナクリーム

國報



優秀な原料と完全な技術の

提携が生む國産品中の逸品!

ウテナバニシングクリーム

若肌の護りとして朝夕欠かせぬ整肌クリーム。独自の化学的な美肌作用でお肌の生活力を高めて色黒・脂ら顔の原因を解消し、キメを美しく培って肌アレを防ぎ、新鮮澄刺な若肌をつくる理想品です。殿方のヒゲ剃り後に・お化粧下にも快適!

ウテナコールドクリーム

強い浸透性と栄養効果を誇る國産品中の白眉、栄養クリームとしては定評が御座います。お肌に栄養が不足すると小皺や肌アレの原因となり、若々しさを失ひますから洗顔やマッサージにウテナコールドは欠かせませぬ。

ウテナレモンクリーム

植物性美肌素配合の中脂肪性クリーム。爽やかにお肌に溶けてキメを細かく培ひ、色白の美しい柔肌が生れます。アレ性の方に特に喜ばれてゐるクリームです。殿方からも絶大な御支援を得てゐます。

美をつくるくま玉品

ウテナ粉白粉

自然な健康美を創る

ウテナ水白粉

新しい感覚が生れる

ウテナ化粧水

一滴!生れる素肌美

ウテナクレンジング

洗顔に理想的です!

ウテナ赤り白粉

白粉下なしで美しくツク

ウテナほろ紅

ほんとうの血色にツク

ウテナベントロ紅

薬物を召上つても落ちない

ウテナポマード

純植物性の高級ポマード



ムーレクタール



店商平賛尾平 請在總店購買